

Faces of Feminism in Transnational Media Space

Vera MACKIE

ヴェラ・マッキー教授は、オーストラリア、アデレード大学で1994年に歴史学、女性学の博士号 (Ph.D) を取得。メルボルン大学助教授・女性学プログラム長、カーティン工科大学国際文化学部日本研究教授を経て、現在はカーティン工科大学大学院人文学研究センター所長をつとめている。

マッキー教授は、近代日本におけるフェミニズムの歴史、ジェンダーと政治をめぐる歴史学的分析に取り組んできた。さらに近年では、アジア・太平洋地域研究の視座から、ジェンダー、階級、エスニシティ、セクシュアリティの重層的な関係を考察する論文や、政治経済と表象分析の関連に着目した多数の論文、編著、著作を公刊している。

主な著書に、*Creating Socialist Women in Japan: Gender, Labour and Activism, 1900–1937* (1997/2002), *Feminism in Modern Japan: Citizenship, Embodiment and Sexuality* (2003) がある。

2001年10月から2002年3月までお茶の水女子大学ジェンダー研究センター客員教授として赴任。本稿は、その間行われた公開シンポジウムでの基調報告をもとにご寄稿いただいたものである。

My Forbidden Face

In 2002, an autobiographical account of the life of a young woman under the Taliban regime in Afghanistan was published by an international feminist publisher.¹ The story of the young woman's life had originally appeared in the French fashion magazine, *Elle*, and included an account of her escape from Afghanistan before the fall of the Taliban regime. The front and back cover of the paperback book are completely taken up with a photograph of a burqa, the veil worn by women in Afghanistan, a woman's eyes dimly visible through the mesh which makes up the face of such veils.² Superimposed on the illustration are the words of the title 'My Forbidden Face'. Images of veils in blue/purple shades, and the mesh which hides the face, have now become a convenient visual shorthand to indicate Afghan women, the oppressiveness of the former Taliban regime, and even as a metonym for the nation of Afghanistan. The title of this memoir, *My Forbidden Face*, is one symptom of the obsessive attention paid to the covering and uncovering of women's faces in accounts of the recent history of Afghanistan specifically, and more generally in accounts of the lives of women under Islamic regimes. The image of the veiled woman has been deployed in popular media accounts, and in some accounts whose authors would claim to be speaking from a feminist standpoint.³ There has also, of course, been feminist resistance to the deployment of such imagery; and Muslim women have affirmed their own agency with respect to the wearing of the veil.

In this article I will analyse some recent media representations which deploy the figure of the veiled and unveiled woman, and outline the genealogy of this figure. The media representations I analyse in this article come from the media of the United States and its allies, including Japan and Australia, in the 'war against terrorism'. The period under examination spans roughly a year: from the attack on the World Trade Center on 11 September 2001, to the focus on Afghanistan as the region where members of the terrorist group Al Qaeda were assumed to be in hiding, through the period of intensive bombing of Afghanistan, the subsequent capitulation of the Taliban regime, terrorist attacks in other places such as Bali, and the early period of reconstruction of the nation of Afghanistan. The photographs and news reports often emanate from a few transnational media organizations, and are disseminated through newspapers, cable and satellite news, broadcast news, and internet news outlets. There is a certain uniformity of themes in these media sources, whether read in New York, Tokyo or Melbourne, which I refer to as 'transnational media space'. Before examining the use of the conventional images of veiling and unveiling in transnational media space, let us consider the genealogy of the narratives of veiling and unveiling.

The Genealogy of Unveiling

Images of the veiled and unveiled woman, and the use of the image of the woman as metonym for the land and the nation have a long history.⁴ The veiled woman has been used as an overdetermined metaphor for the 'Orient' from the earliest stages of European domination of the non-Western world. The connection between knowledge of the 'Orient' as a field of academic discourse and domination over the geographical region known as the 'East' has been documented by Edward Said and other scholars. Literary and artistic representations have also been constitutive of this field.⁵ The desire to know a particular geographical region and to conquer its land has been figured as a desire to know its women. To European eyes, the practice of keeping women veiled and secluded acted as an impetus for the desire to enter forbidden spaces and reveal what was hidden there. The harem came to be seen as the epitome of forbidden space, and a series of texts, paintings and photographs enact the desire of crossing the threshold into that space. Similarly, the sight of a veiled woman becomes intimately connected to the desire to unveil that woman. There is thus a series of linked associations: the land to be known and conquered, the forbidden space to be entered, and the veiled woman to be unveiled. The veil, as explained by Meyda Yegenoglu, 'is one of those tropes through which Western fantasies of penetration into the mysteries of the Orient and access to the interiority of the other are fantasmatically achieved'.⁶

As Yegenoglu's explanation suggests, there is also an element of fetishism in the fascination with veiling and unveiling. The word 'fetish' was adapted from anthropological discussions by Freud, and originally referred to an object which held particular religious power. In psychoanalytic terms, fetishism is a perversion whereby an object, such as an item of clothing, provides sexual satisfaction in place of genital sexual activity. The object comes to serve this function because it displaces the

male's anxiety about castration, an anxiety which would be reinforced by the sight of the female body which lacks the phallus. Several critics have also identified the mechanism of fetishism as operating in filmic and photographic representation, a point which will become relevant as we survey photographic representations in recent media sources.⁷

Psychoanalytically speaking, the photograph has prompted comparison with the structure of the fetish ... in so far as the camera image marks the conjunction of a look, an arrest, and an illusion of presence that belies the object's real absence [T]he interest of the photography/fetish homology for feminism resides in the social and cultural instrumentalities of photography; most specifically in the medium's tendency to emblemize repetitively the status of women as objects of the photographic gaze, bearers of meaning rather than makers of it In other words, the urgency of feminist interrogations of photography rests on the acknowledgement of the complicity of the camera in sustaining and perpetuating certain kinds of viewing relations that are themselves reflective of the unequal order of sexual and social relations.⁸

The overdetermined symbol of the veiled woman has been invoked in a range of contexts. When scholar and translator Edward Lane, on approaching the shores of Egypt, said that he 'felt like a groom about to lift the veil from his bride', the sexual and fetishistic connotations of unveiling were not far from the surface.⁹ A series of classic works bear titles which are variations on the theme of 'Unveiling'.¹⁰ French colonial officials and Algerian men fought over the veiling and unveiling of Algerian women,¹¹ and Frantz Fanon devoted attention to the veil in his discussion of the psychoanalytic dimensions of colonialism, as outlined by Yegenoglu.

As we learn from Fanon, 'the Algerian woman, in the eyes of the observer, is unmistakably "she who hides behind a veil".' Fanon continues, 'This enabled the colonial administration to define a precise political doctrine: "If we want to destroy the structure of Algerian society, its capacity for resistance, we must first of all conquer the women: we must go and find them behind the veil where they hide themselves and in the houses where the men keep them out of sight".'¹²

As Fanon points out, the veil could also be the site of resistance, a convenient shield for women supporting national liberation struggles. Simply continuing to wear the veil was an act of resistance, but the veil could also hide weapons or secret communications.¹³ In the colonial context, then, the veil also came to be seen as a symbol of national tradition, of nationalist resistance to colonial domination. Nations such as Turkey, Algeria and Egypt each negotiated the relationship between nationalism, veiling and unveiling in distinctive ways.¹⁴ The veil is also the site of contestation in many contemporary Islamic nations, as reflected in the changing meanings attached to the veil in Iran under the rule of the monarchy and under the Islamic revival of Ayatollah Khomeini. In multicultural nations with significant Muslim minorities, the veil has become the subject of controversy in places as diverse as France and Singapore, for example in debates about girls wearing

headscarfs when attending mainstream schools. This is the history which is reflected in the use of the image of the veiled woman in news reporting of the most recent military conflict in Afghanistan.

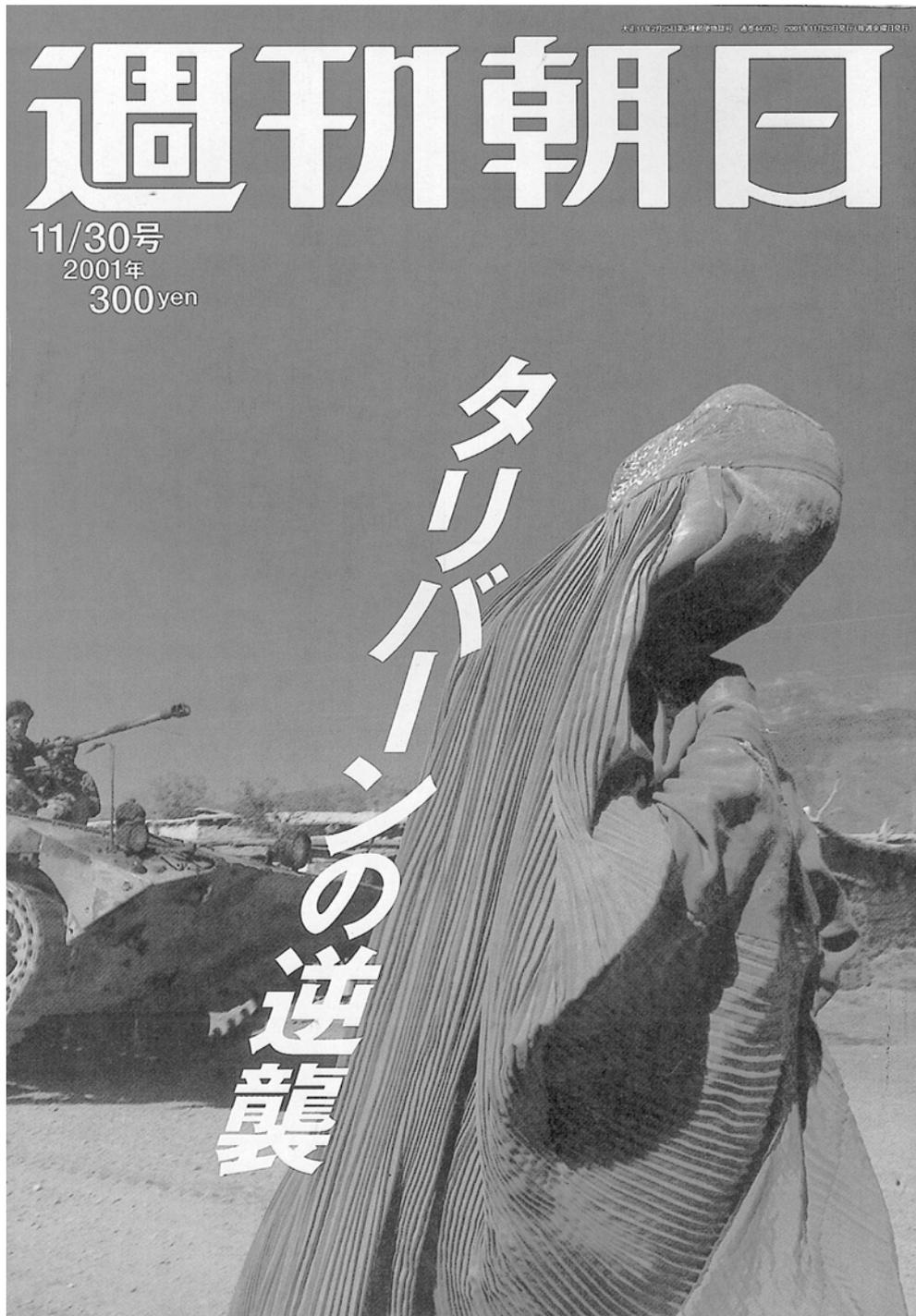
Afghanistan Unveiled

The cover of the weekly news magazine, *Shūkan Asahi* (Weekly Asahi), of 30 November 2001 bears the caption, ‘Taribān no Gyakushū’ (‘The Taliban Strike Back’). The cover photograph includes a military tank, a woman in the distinctive blue burqa, and a brilliant blue sky which exactly matches the colour of the woman’s veil. There is no suggestion that the woman is the one who is actually ‘striking back’ here. Thus, we can only assume that the function of the figure of the veiled woman in this photograph is to indicate the location of this news story in Afghanistan. Without the figure of the woman, this could be a military tank from any nation, and the precise location of the blue sky and desert landscape would be unidentifiable.¹⁵

This is just one example of the way that the veiled woman is deployed in a series of metonymical associations. The woman can stand for the people of Afghanistan, the land of Afghanistan, and by extension the nation-state of Afghanistan. The deployment of a female figure as metonym for the nation, however, means that any narratives of the invasion of the nation, attacks on the nation, defeat of the nation, and what has been termed the ‘liberation’ of the nation, are also expressed in terms of gendered metaphors. The veiled woman stands in for the mystery of the Middle East; the desire to unveil the woman stands in for the desire to achieve full knowledge of this nation; the unveiling of the woman is a metonym and metaphor for achieving knowledge of the nation; and the unveiling of the woman at the hands of a Western man is a metaphor and metonym of the ‘saving’ of the nation from the oppressive Taliban regime by the armed forces of the United States and its allies.

For many years before the so-called ‘war against terrorism’, non-governmental organisations had been circulating information about the oppressive conditions suffered by women under the Taliban regime. Apparently they were prevented from receiving an education or working outside the home and their freedom and mobility were severely restricted. Regular reports and petitions were circulated by e-mail for several years before the so-called ‘war against terrorism’ commenced. In those years, there was no move to intervene in this situation from the United States, its allies, or the United Nations. However, some time after the decision to bomb Afghanistan had been made, the figure of the veiled and oppressed Afghan woman was invoked, and ‘First Lady’ Laura Bush emerged from her own domestic space to make what was then a rare public speech calling for support for the ‘war against terrorism’ in the name of ‘saving’ Afghan women.

When the ‘war against terrorism’ was deemed to have achieved a measure of success, and the Taliban were in retreat, the new national symbol was the newly unveiled woman. The international news media ran special editions on ‘Kabul Unveiled’ and ‘Afghanistan Unveiled’.¹⁶ On 15 November 2001, the Tokyo edition of the *International Herald Tribune* reported on the defeat of the Taliban, and the story was illustrated with the photograph of an unveiled young woman, surrounded by a crowd



[FIGURE 1]

Photograph by Yannis Behrakis, Reuters, which appeared on the cover of *Shukan Asahi*, 30 November 2001, reproduced with permission.

of other women still covered by the distinctive blue burqas, under the headline 'free to lift the veil'.¹⁷ The headline's invocation of the concept of 'freedom' was entirely congruent with the justification for the 'war against terrorism'. 'Freedom' was identified as being one of the core values of the

United States and its allies, and the veil also provided a convenient visual metaphor for the concept of 'un-freedom' which was identified with Islamic regimes.

Yannis Behrakis, who took the photograph, would later reflect: 'It was November 14, a day after the Taliban had fled Kabul. I was walking through the city in the early morning looking for signs of change. A group of about 100 women waited outside a bakery for food coupons. It was an extraordinary moment. I saw an unveiled face of a woman in a sea of burqas and shot a single frame. Then I put the camera down and stared at her. She had a mysterious smile; she looked back at me with a brave and resolute face. The morning sun seemed gently to stroke her cheek for the first time in five years. I was suddenly overcome by a feeling that I was witnessing colossal change. Her face sent back to me a wave of hope for the people of Afghanistan.'¹⁸

Free to Lift the Veil



Yannis Behrakis/Reuters
young Afghan woman showing her face in public on Wednesday in Kabul for the first time in years. Many women are hoping for such rights as the ability to walk outside without being escorted by a male relative

[FIGURE 2]

Photograph by Yannis Behrakis, Reuters, which appeared in the *International Herald Tribune* (Tokyo Edition), 15 November 2001, p. 1, reproduced with permission.

In the photographer's account, his own desires seem to be displaced on to the 'morning sun' which 'stroke [s] her cheek for the first time in five years'. In what is becoming a convention of the genre, one unveiled woman is surrounded by other still-veiled women, promising future scenes of unveiling. This and similar photographs appeared in all of the print media, while the electronic media were characterised by an obsessive repetition of scenes of unveiling. Many of these scenes of unveiling were obviously staged for the benefit of the news media.

In reporting on the faces of the newly unveiled women, another theme which emerged was that of cosmetics. Many of the scenes of unveiling were staged in beautysalons, and women were shown applying cosmetics and having their hair styled. There were scenes of market places where cosmetics had miraculously appeared for the first time in years. The prohibition of cosmetics was seen as just one more symptom of the oppressiveness of the Taliban regime, and cosmetics were seen as a sign of freedom and liberation, in a curious inversion of feminist discourse.¹⁹ In this reportage, there is a chain of associations, from liberation, to the application of cosmetics, to dolls, and to the circulation of the image of woman as commodity. The market scenes also include shots of stallholders selling photographs of female movie stars – in this case the images come from the Indian cinema.²⁰ In another inversion of feminist discourse, the circulation of commodified images of women is seen as an index of liberation.

These images of the veiled and unveiled woman, and the use of the image of the woman as metonym for the land and the nation have a long history, as I have briefly outlined above. As we have seen, the veiled woman has been used as an overdetermined metaphor for the 'Orient' from the earliest stages of European domination of the non-Western world. When the international news media invoked the trope of veiling and unveiling, they could thus draw on a series of conventional narratives which meant that the work of interpretation had already been done. A mere glimpse of the veiled woman invokes a ready-made narrative of middle-Eastern despotism, oppression of women, and a call to 'save' these women.²¹

The news media functioned as a magnet, attracting a whole series of stories about veiling and unveiling, some of which had little direct connection with the main news story of the war in Afghanistan. The cumulative effect of these stories was to create a discursive field of statements about veiling and unveiling. This contemporary discursive field has much in common with the colonial discourse of an earlier time, which is 'maintained by a reiteration or citation of certain statements and representations', which 'guarantee its "factual" status, its "naturalness", while simultaneously concealing the conventions upon which it is based'.²²

Woman in Uniform

This discursive environment of stories about veiling and unveiling gave new life to a story which had actually been developing for some years. Lieutenant-Colonel Martha McSally was an elite member of the United States Air Force, who had been posted to Saudi Arabia in 2000, after serving

in Kuwait for some years. It had apparently been the practice of the United States Air Force to require female personnel to be fully covered in an *abaya* – a full-length black robe – when they left the Air Force base to mingle with local people in the streets of the town surrounding the base.²³ Many would see this as a simple matter of cultural sensitivity. McSally, however, interpreted this as an attack on her freedom as an individual, and invoked the Constitution of the United States of America in her challenge to the military authorities. Eventually, she sued Secretary of Defense, Donald Rumsfeld. Her view is explained in a newspaper article :

It violates her religious freedom by forcing her, as a Christian, to adopt Muslim dress and it discriminates against women because male personnel can wear the same civilian attire as they would in the US, she says.²⁴

In many ways, McSally could be seen as a symbol of a particular form of liberal feminism, a woman who had succeeded in the masculine world of the air force. She was the first female pilot to fly a combat sortie for the US Air Force, when she took to the skies over Iraq. At the time of her suit against Rumsfeld, she was the most senior female jet pilot in the US military. McSally apparently interpreted feminism and freedom in universalist terms. Her claims to freedom to dress as she wished were independent of environment or cultural context. Eventually, her challenge to the military authorities was upheld, and she was able to claim the ‘right’ to walk the streets of Saudi Arabia unveiled.²⁵

Curiously enough, she stated no objection to the other ways in which the military institution restricts the individual freedoms of military personnel. She was only concerned with regulations which treated her differently from her male colleagues. Once again, this is a very literal-minded interpretation of ‘equality’. Equality, in these terms, means that men and women must be treated in exactly the same way, irrespective of their different histories, social positionings, and embodied experiences.

The photographs of McSally which accompanied the news stories provide an enormous contrast to the photographs of the veiled (and newly unveiled) women of Afghanistan. In her military uniform, with closely cropped hair, her face free of cosmetics, almost indistinguishable from her male colleagues, she provides one contrast to the image of the veiled woman who, according to this discourse, functions as the index of the oppressiveness of her national political regime. Indeed, in all of the photographs of the veiled woman, there is an implied contrast with another, more liberated woman, implicitly a ‘Western’, or ‘Westernised’ woman. Occasionally this contrast is made explicit. One of the photographs in Steve McCurry’s photographic collection, *Portraits* (to be discussed in more detail below), includes a photograph of a young woman, veiled, but carrying a shopping bag which is emblazoned with the face of a heavily made-up Western woman with ‘big hair’.²⁶

For McSally, too, there is an implied contrast between herself and the veiled women of the Islamic countries. McSally’s actions suggest that she has a horror of any suggestion that she has anything in common with these iconic figures of oppression. Her horror of the veil is an anxiety about the

possibility of her own identity being assimilated to that of the oppressed non-Western woman.

...when she arrived in Saudi Arabia she was instructed to don an abaya over her flak jacket. ‘I mean, nobody could see me. I cannot explain to you how humiliating it is to wear that thing. I sat there and realised that, not only is this policy wrong, but it makes no sense. This is so not necessary right now’.²⁷

As mentioned above, this story had little direct relationship with the war in Afghanistan, but the discursive environment which developed around the reporting of the war in Afghanistan meant that any stories which included tropes of veiling and unveiling were suddenly newsworthy. As we shall see below, other responses to the deployment of the tropes of veiling and unveiling are possible, but first let us continue our exploration of the deployment of the figure of the veiled woman.

The Afghan Girl

Afghanistan has suffered under a series of conflicts in the latter half of the twentieth century. In geopolitical terms, Afghanistan is placed at one of the crossroads of ‘East’ and ‘West’ (in both senses of that somewhat outdated opposition): between Europe and Asia, and between the former Soviet bloc and the Euro-American sphere of influence. Afghanistan is close to the former Soviet Union, close to the oil-producing countries of the Middle East, and a major node for the trade in the products of the opium poppy. An earlier war had placed Afghanistan under the control of the Soviet Union, and after the breakup of the Soviet Union, the country had come under the control of a series of factions, culminating in the regime of the Taliban. There was thus an extensive archive of reportage about Afghanistan, and an extensive archive of photographic representations of the land, the people, the various conflicts, and of the refugees who had fled the war-torn region.

Steve McCurry is a freelance photographer who specializes in photographic essays for such publications as *National Geographic*. On an assignment in the mid-1980s, he had taken a photograph of a young Afghan woman in a refugee camp in Pakistan. The photograph had come to take on iconic status, first appearing on the cover of *National Geographic* in June 1985, then on the cover of a collection of classic photographs from *National Geographic*, and then being recycled in a range of other contexts, such as a fund-raising campaign for refugees. At this time, the name of the ‘Afghan Girl’ was unknown to most viewers and even to the photographer himself. Such photo-journalism does not provide stories of fully-present individuals, but rather creates a series of ‘types’. The features of this genre are apparent in a collection of McCurry’s photographs which first appeared from the art publisher Phaidon in 1999, and has been reprinted several times.²⁸ Each right-hand page of the volume takes the form of a photograph of one individual (occasionally more than one person, for example, a mother and child). The facing page simply provides the location and date of the photograph. Very few of the photographs are of identifiable individuals. The photograph of the still-anonymous ‘Afghan Girl’ appears on the cover of this collection.²⁹

Given the media's insatiable desire for scenes of veiling and unveiling at this time, it is unsurprising that the photograph of the 'Afghan Girl' was revived in the context of stories of the most recent war in Afghanistan. What is interesting, however, is the turn that this particular story then took. McCurry embarked on an expedition to find the nameless 'Afghan Girl' that he had photographed in a refugee camp so many years before. The search for the 'Afghan Girl' then became the subject of countless news stories in the print media and electronic media, a cover story in *National Geographic*, and a documentary film made for the National Geographic Television and Film EXPLORER channel which has subsequently screened on television stations around the world.³⁰

Seventeen years later, the 'Afghan Girl' was, of course, a mature woman. The girl who had shown her face to the photographer had now spent some years shielding her face behind the burqa, but the photographer now had the privilege of staging her unveiling once again, and the privilege of providing the images of this unveiling to the world's news media. The woman had always had a name, of course, but it was now for the first time known to the photographer and the readers of *National Geographic*. She was Sharbat Gula, a married woman with three children, and had returned to Afghanistan three years ago.

McCurry's quest reveals the 'deep structure' of the unveiling stories. There is a desire, it seems, on the part of the journalists and photographers to take part in what might almost be called a 'primal scene' of unveiling. However, the desire can never be satisfied with any single enactment of the scene of unveiling, so that there is an obsessive return to, and repetition of, the scene of unveiling. In the cover photograph which appears on the *National Geographic* of April 2002, the structure of this desire is revealed in a photograph where the 'Afghan Girl' appears simultaneously veiled and unveiled. The mature woman stands, her face and body covered by the burqa, but in her hands she holds the photograph of herself as a young woman, her piercing green eyes gazing directly at the viewer. The viewer has the pleasure of seeing the woman unveiled, but can fantasise about a further scene of the unveiling of the woman holding the photograph.³¹

McCurry's quest for the 'Afghan Girl' in some ways re-enacts the narratives of European exploration of the non-Western world, once again suggesting the metonymic relationship between woman, land and nation. It is appropriate that the search for the Afghan Girl should be staged for the *National Geographic*, the magazine which has for decades participated in the exoticisation of the non-Western world and the valorization of narratives of exploration, scientific research and anthropological fieldwork. The television documentary was part of the National Geographic Channel's significantly named 'EXPLORER' series. The story about Sharbat Gula also repeats some classic Orientalist clichés, such as the image of timelessness, of being outside history until the intervention of the European viewer.

She is 28, perhaps 29, or even 30. No one, not even she knows. Stories shift like sand in a place where no records exist.³²

When I saw the film, I was surprised by how still and quiet it appeared. At that point the

Soviets had been in Afghanistan for five years. So, it was a specific moment in time. Yet it was a timeless moment.³³

The desire for knowledge is also enacted in scientific terms. Ophthalmologists and forensic scientists are called in to verify the truth of the claim that this really is the same ‘Afghan Girl’ who had been photographed by McCurry seventeen years before. They compare the patterns of the irises of the eyes of the Afghan Girl in the photograph and of the mature woman Sharbat Gula.³⁴ In reading of the scientific investigations into the ‘truth’ of the features of the face of the Afghan Girl, I could not help but be reminded of the stories about the use of scientific technologies to probe the caves of Tora Bora, where the Al Qaeda operatives were thought to be hiding out during the ‘war against terror’ in late 2001.³⁵ Both sets of stories imply an opposition between the superior scientific technologies of the United States and its allies, and the ‘underdevelopment’ of people who hide out in caves. Strangely enough, Sharbat Gula now lived in the mountains near Tora Bora.

McCurry’s story has also come to exemplify a genre of news story which I would like to call the ‘Lost Girl’ genre. McCurry’s quest has many similarities with the stories which tracked the fate of Kim Phuc, the young Vietnamese girl who appeared in an iconic photograph of the Vietnam War, naked and fleeing from a bomber plane, her face reflecting the horror of the experience of napalm bombing. Kim Phuc defected to Canada, and did not appear in the international media until the late 1990s. Another journalist has related her search for Kim Phuc in a book entitled *The Girl in the Picture*.³⁶

From Burqa to Beret

In September 2002, *Time* magazine issued a special issue in commemoration of the first anniversary of the attack on the twin towers of the World Trade Center which had been the catalyst for the war in Afghanistan. An article in this issue brings together many of the themes of the veiling and unveiling of women that we have explored thus far.³⁷ The article focuses on a female member of the Afghan armed forces, who has been able to return to active duty after the ‘liberation’ of her nation.

In discursive terms, she is a ‘double’ of the figure of Lieutenant-Colonel McSally, although no specific reference is made to this individual. The story of the female member of the Afghan armed forces is introduced with the now obligatory narrative of unveiling, although this time the woman herself is presented as the agent of her own unveiling.

When a woman wearing a blue burqa showed up near the Kabul airport three days after the Taliban fled the capital last November, no one gave her a second glance. But heads turned when she marched up to the Northern Alliance soldiers guarding air force headquarters and demanded to be let in. ‘Go home, Auntie’, said the guards, shoing her away. ‘Get out, go home.’ The petite woman didn’t budge. ‘I am not your aunt!’ she shouted, tearing off her burqa and tossing it to the ground. ‘I train soldiers. I am Khato!’ Hearing that name, the

guards apologized and, too flustered even to salute, opened the gates. Khatol Muhammadzai is the highest-ranking woman in Afghanistan's air force and the country's first and only female parachutist. That day, after more than five long years of forced retirement, Khatol had come back to work.³⁸

With the fall of the Taliban regime, she no longer has to wear the burqa. Not only can she replace the burqa with a military beret, she can also display her made-up face in public.

The general rises every day at 4.30 a.m. to say her prayers; then she sweeps the floors, has a breakfast of nan bread or green tea and gets ready for work. She leaves for work at 8.30 a.m., always immaculately turned out—lipstick and eyeliner carefully applied, tie knotted perfectly on her olive drab shirt, hair pulled up and arranged under her maroon beret. Inside her black army boots, her toenails are painted a glossy red. But Khatol, a Pashtun, still chooses to wear her burqa while shopping, so that she will not be overcharged in the bazaar. 'The burqa is the culture of Afghanistan. With or without it, I am Khatol,' she says.³⁹

This figure seems to meld two different versions of liberation. Like McSally she is a woman who has succeeded in the masculine world of the military. However, in terms of the narrative structures of reporting on post-Taliban Afghanistan, her cosmetics are also seen as an index of her liberation as a properly feminine woman. The story of Khatol is the logical endpoint of the stories of the 'liberation' of Afghan women from the oppressive regime of the Taliban, apparently through the agency of the troops of the United States and its allies.

Most of the media reporting of the Taliban regime, the war in Afghanistan, and the post-Taliban Afghanistan thus operated according to a series of conventional cultural tropes of the veiling and unveiling of women. The use of these conventional tropes not only constituted the identity of the Afghan woman in the eyes of media consumers, they also worked to constitute the subject position of the first world observer. The Afghan woman is constituted as an abject figure to be 'saved' by the intervention of the United States and its allies.

The figure of a woman in a burqa could stand as a symbol for Afghanistan with no further explanation needed. Journalists and intellectuals—many of them male—assumed it was legitimate to comment on the desirability of women in Afghanistan wearing the veil or renouncing it. Through these discursive practices Japan took a place alongside Europe, the USA and Australia, with an unquestioned belief in its right to comment on and intervene in the politics of this Middle-Eastern nation. In geopolitical terms, too, Japan acted alongside Europe and the USA, in supporting the 'war against terrorism' and hosting the conference on the reconstruction of Afghanistan in January 2002. The uniformity of the views expressed in the media of the United States, Australia, Britain, Japan and a host of transnational media organizations is the reason for my referring to these sources as 'transnational media space'. These media representations not only constituted Afghanistan as the object of study, cultural representation, and military and political intervention, but also contributed to

the uniformity of opinions expressed among the allies in the so-called 'war against terrorism'.

Headscarf Day

It is also, however, possible to discern alternative narratives of the meaning of the veil. Soon after the attack on the World Trade Center on 11 September 2001, women on university campuses on the East coast of Australia and the West coast of the United States voluntarily donned veils in solidarity with Islamic women.⁴⁰ The logic behind this gesture of solidarity did not depend on an assumption that the veil was a symbol of oppression. Rather they understood that women who entered public space in Anglocentric societies wearing the veil were likely to suffer discrimination because they would be identifiable as belonging to an Islamic community. The women who donned the veil in solidarity recognized that identifiably Muslim women were likely to suffer harassment in public places by non-Islamic members of the Australian and American communities.⁴¹ In Australia in November 2002, this developed into an attempt to declare a Headscarf Day, where women all over the country were enjoined to wear the veil as a visible performance of their desire to express solidarity with Muslim women. Although the response to this call was quite limited, at least one female parliamentarian was willing to be photographed wearing a veil as a gesture of solidarity on this day.⁴²

Another group of women may perhaps be placed in the context of such gestures of solidarity. 'Women in Black' started with a group of women wishing to express their protest at the fate of women who had suffered violence in the conflicts surrounding the break-up of the former Yugoslavia. Soon, this developed into a worldwide movement whereby women dressed in black and stood in public places, their silent vigil expressing their protest at the violence suffered by women in situations of military conflict. In their practices of donning black clothes, including black veils which hide their faces, they could be interpreted as contributing to feminist attempts to provide new significations for the veil.⁴³ The 'Women in Black' movement had started at the time of the war in the former Yugoslavia, but took on new significance in the wake of the September 11 attack and the subsequent war in Afghanistan.⁴⁴

As early as the eighteenth and nineteenth centuries, there had been women who challenged the patriarchal and misogynist readings of the harem and the veil. European women travelers were often able to enter the spaces where women were secluded, and they challenged the masculine view of the harem as a sexualized space. In the accounts of European women, the spaces inhabited by women are presented in innocent and domestic terms. Some European women's accounts also spoke favourably of the protection afforded by the veil.⁴⁵ In the most recent discussions of the veil, a range of feminist and anti-feminist responses can be identified. Lieutenant-Colonel Martha McSally's fear of the otherness represented by the veil may be contrasted with the desire for solidarity displayed by the women in some parts of the world who donned veils as a gesture of solidarity.

I would like to close this article with an example of a media representation which opens up a space

for the creation of alternative meanings for the image of the veiled woman. This photograph comes from an Australian broadsheet newspaper and depicts a group of young Australian Muslim women.⁴⁶ They are school students; they wear the veil over their jeans, sweatshirts and running shoes; and they are engaged in the quintessentially masculine sport of rugby. The young women are running, smiling, and active. This photograph juxtaposes the veil with the image of active young sporting women. One of the girls is described as ‘a warrior princess with a difference,’ and she explains the feeling of playing sport while wearing the veil:

‘I like wearing the scarf when I’m running – it doesn’t make you hot, it makes you cool. It whooshes in the wind,’ Zena said.⁴⁷

The novelty of this particular photograph allows us to make some comments about the conventional associations of the veil. The photograph shows women who are active rather than passive; who are at home in the outdoors rather than being secluded in private space. This image of the veiled woman as an active agent engaged in joyous physical activity in the outdoors has a deconstructive function, in opening up alternative trajectories of the representation of the veiled woman.



On the burst: Noor al Houda players go up the middle on girls' rugby league trial day at the Sydney suburb of Greenacre yesterday

Picture: Matt Turner

In league of their own, girls can be ‘anything we want’

[FIGURE 3]

‘In league of their own, girls can be “anything we want”’, *The Australian*, 27 March 2002, reproduced with permission.

Notes :

1. This article has developed from a keynote address on 'Transnational Feminism: Past and Present', presented at the Colloquium on 'The Possibilities of Transnational Feminism', held at Ochanomizu University in March 2002. I wish to express my thanks to Ochanomizu University for the opportunity to visit the Institute for Gender Studies from October 2001 to March 2002, and my gratitude to the staff who facilitated the one day seminar on 'The Possibilities of Transnational Feminism'.
2. Latifa, *My Forbidden Face: Growing Up under the Taliban: A Young Woman's Story*, London: Virago, 2002.
3. Among the many recent books which deploy this trope, see: Batya Swift Yagur, *Behind the Burqa: Our Life in Afghanistan and How We Escaped to Freedom*, Hoboken: Wiley, 2002; Harriet Logan, *Unveiled: Voices of Women in Afghanistan*, New York: Regan Books, 2002; Cheryl Benard, *Veiled Courage: Inside the Afghan Women's Resistance*, Sydney: Random House, 2002; Kay Rasool, *My Journey Behind the Veil: Conversations with Muslim Women*, Melbourne: Lothian Books, 2002; Jan Goodwin, *Price of Honour: Women Lift the Veil of Silence on the Islamic World*; Reuters, *Afghanistan: Lifting the Veil*, New York: Prentice Hall, 2002, in particular, Rosalind Russell, 'Behind the Burqa', pp. 172–203. See also countless newspaper and magazine articles, including: Amy Waldman, 'Women Unveil Their Secret Defiance', *International Herald Tribune*, 20 November 2001, p. 3; Jane Sullivan, 'Shrouds, Veils and Mystery', *Sunday Age*, 28 April 2002, p. 10. There was also an earlier wave of books about the oppressiveness of Islamic regimes, and the recent wave of books about Afghanistan revives some of the conventional themes of these books. Geraldine Brooks' mid-1990s book about Islamic women manages to avoid mentioning the veil in the title, but the use of the word 'hidden' still manages to suggest a secret to be uncovered: Geraldine Brooks, *Nine Parts of Desire: The Hidden World of Islamic Women*, New York: Anchor, 1995.
4. On the genealogy of the image of the veiled woman, see: Malek Alloula, *The Colonial Harem*, Minneapolis: University of Minnesota Press, 1986; Sarah Graham-Brown, *Pictures of Women: The Portrayal of Women in the Photography of the Middle East, 1860–1950*, New York: Columbia University Press, 1988; Joan Copjek, *Read My Desire: Lacan Against the Historicists*, Cambridge, Mass: MIT Press, 1995, pp. 65–116; Meyda Yegenoglu, *Colonial Fantasies: Towards a Feminist Reading of Orientalism*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998; Nilufer Gole, 'The Forbidden Modern: Civilization and Veiling', in Londa Schiebinger (ed.) *Feminism and the Body*, Oxford: Oxford University Press, 2000, pp. 465–491.
5. See: Edward Said, *Orientalism*, Harmondsworth: Penguin, 1978; Rana Kabbani, *Europe's Myth's of Orient*, Bloomington: Indiana University Press, 1986; Lisa Lowe, *Critical Terrains: French and British Orientalisms*, Ithaca: Cornell University Press, 1991; Reina Lewis, *Gendering Orientalism: Race, Femininity and Representation*, London: Routledge, 1996.
6. Yegenoglu, *Colonial Fantasies*, p. 39.
7. For definitions of the fetish, fetishism, and fetishisation, see: Edward Erwin (ed.) *The Freud Encyclopedia: Theory, Therapy and Culture*, New York: Routledge, 2002, pp. 414–416; Elizabeth Wright (ed.) *Feminism and Psychoanalysis. Critical Dictionary*, Oxford: Basil Blackwell, 1992, pp. 41–45, 113–120, 327–331. See also: Laura Mulvey, 'Visual Pleasure and Narrative Cinema', in Brian Wallis (ed.) *Art After Modernism: Rethinking Representation*, New York: Museum of Contemporary Art, 1984 [1975], pp. 361–373.
8. Abigail Solomon-Godeau, 'Photography', in Wright (ed.) *Feminism and Psychoanalysis*, Oxford: Basil Blackwell, 1992, p. 330.
9. Edward Lane, *An Account of the Manners and Customs of the Modern Egyptians*, New York: Dover, 1973.
10. Charles Forster, *Mohammetanism Unveiled*; Ruth Francis Woodsmall, 'Lifting the Veil', in *Woman in the Changing Islamic System*, Delhi: BILMA Publishing House, 1983 [1936]; Frantz Fanon, 'Algeria Unveiled', in *Studies in a Dying Colonialism*, New York: Grove Press, 1965 [1957]; Fatima Mernissi, *Beyond the Veil*, Cambridge, Mass., Schenkman, 1975.

11. Marnia Lazreg, 'Gender and Politics in Algeria: Unravelling the Religious Paradigm', *Signs*, Volume 14, No 4, Summer 1990.
12. Frantz Fanon, *A Dying Colonialism*, pp. 37–38, cited in Yegenoglu, *Colonial Fantasies*, p. 40.
13. Frantz Fanon, *A Dying Colonialism*, pp. 61–62.
14. Lazreg, 'Gender and Politics in Algeria'; Deniz Kandiyoti, 'End of Empire: Islam, Nationalism and Women in Turkey', in Deniz Kandiyoti (ed.) *Women, Islam and the State*, Philadelphia: Temple University Press, 1991; Yegenoglu, *Colonial Fantasies*, pp. 126–144; Gole, 'The Forbidden Modern: Civilization and Veiling', pp. 465–491.
15. *Shûkan Asahi*, 30 November 2001, cover. The cover of the *Shûkan Asahi* is cropped from a wider shot originally taken by a photographer from the Reuters New Agency; the addition of the title of the magazine and the placement of the diagonal caption 'Taribân no Gyakushû' make for an aesthetically interesting composition which to some extent overrides the content of the photograph. The original photograph by Yannis Behrakis appears in Reuters, *Afghanistan: Lifting the Veil*, p. 115. The caption here states that this is a Northern Alliance tank, suggesting even further distance from the original content of the photograph and its deployment by the *Shûkan Asahi*.
16. John Stanmeyer, 'Photoessay: Kabul Unveiled', <www.time.com/time/photoessays/afghanwomen/8.html>, accessed 22 February 2002; 'Beneath the Veil: Inside the Taliban's Afghanistan', <<http://www.cnn.com/CNN/Programs/presents/index.veil.html>>, accessed 24 February 2002.
17. 'Free to Lift the Veil', *International Herald Tribune* (Tokyo Edition), 15 November 2001, p. 1. The same photograph is used to illustrate Jane Sullivan, 'Shrouds and Mystery'.
18. Reuters, *Afghanistan: Lifting the Veil*, p. 196.
19. Feminists have often seen cosmetics as a sign of the pressures exerted on women to conform to male-defined standards of physical beauty.
20. John Stanmeyer, 'Photoessay: Kabul Unveiled', <www.time.com/time/photoessays/afghanwomen/8.html>, accessed 22 February 2002.
21. Patrick Wolfe has commented on the 'historical purchase of the "white men saving brown women from brown men" sentence, which as the crocodile tears that fell with the bombs on the women of Afghanistan attest, captures a feature of transnational domination that continues into the present.' Wolfe is referring to Gayatri Chakravorty Spivak's use of the phrase 'white men saving brown women from brown men' in her account of the debates over the practice of *sati* (the immolation of a widow on her husband's funeral pyre) in colonial India. Patrick Wolfe, 'Can the Muslim Speak? An Indebted Critique', *History and Theory*, 41, October 2002, p. 380; Gayatri Chakravorty Spivak, *A Critique of Postcolonial Reason: Toward a History of the Vanishing Present*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1999, p. 287.
22. Yegenoglu, *Colonial Fantasies*, p. 38.
23. Toby Harnden, 'Female Top Gun Targets US Air Force', *The Age*, 17 January 2002, p. 11.
24. Harnden, 'Female Top Gun Targets US Air Force', p. 11.
25. Ann Gerhart, 'Pentagon Drops its Saudi Dress Policy: Female Personnel no Longer Have to Wear Gowns While Off Duty', *International Herald Tribune*, 24 January 2002.
26. 'Kabul, Aghanistan, 1991', in Steve McCurry, *Portraits*, London and New York: Phaidon, 1999 (unpaginated).
27. Harnden, 'Female Top Gun Targets US Air Force', p. 11.
28. McCurry, *Portraits*. A poster of the 'Afghan Girl' and a series of greeting cards bearing some of McCurry's portraits are also available.
29. I was able to identify Aung San Suu Kyi, the Dalai Lama, and actor Jimmy Stewart, but their photographs were simply captioned as 'Rangoon, Burma, 1995', 'Dharmasala, India, 1997' and 'Los Angeles, USA, 1991', in McCurry, *Portraits* (unpaginated).
30. Cathy Newman, 'A Life Revealed', *National Geographic*, April 2002, unpaginated Special Report with photographs

by Steve McCurry.

31. *National Geographic*, April 2002, cover.
32. Newman, 'A Life Revealed', unpaginated.
33. Steve McCurry, 'I Could See her Eyes through the Camera Lens. They're still the same,' *National Geographic*, April 2002, unpaginated.
34. Bill Allen, 'From the Editor', *National Geographic*, April 2002; 'The Eyes Have It', *National Geographic*, April 2002.
35. See: Eric Schmitt and Steven Lee Myers, 'U.S. Sets Its Sights on Afghan Caves: New Data from Ground Forces and Russia Help Aim Bombs', *International Herald Tribune* (Tokyo Edition), 7 November 2001, p. 1; Andrew C. Revkin, 'With the Latest High-Tech Sensors, U.S. Can 'See' Inside Caves', *International Herald Tribune* (Tokyo Edition), 23 November 2001, p. 1; 'Caves of Afghanistan', <www.cnn.com/SPECIALS/2001/trade.center/interactive/caves.afghanistan/content.html>, accessed 24 February 2002.
36. Denise Chong, *The Girl in the Picture: The Story of Kim Phuc, the Photograph, and the Vietnam War*, New York: Viking, 2000.
37. Hannah Bloch, with photographs by Lynsey Addario, 'The Afghan Woman: From Burqa to Beret', *Time*, 11 September 2002, Special Issue, pp. 76–78.
38. Bloch, 'The Afghan Woman: From Burqa to Beret', *Time*, p. 76.
39. Bloch, 'The Afghan Woman: From Burqa to Beret', *Time*, p. 78.
40. Patricia Uberoi, personal communication.
41. See press reporting of Muslim women's experiences of discrimination. For example: Carol Nader, 'Muslim students brace for unwanted terrorism anniversary', *The Age*, 5 September 2002, p. 6.
42. See: <www.netspace.net.au/_avigail>. This was both controversial and brave in the Australian context, just one month after Australians had died in the terrorist bombing of a nightclub in Bali.
43. On 'women in black', see <<http://www.igc.org/balkans/wib>>.
44. Germaine Greer also added her voice to this way of thinking about veiling when she advocated wearing the veil as a protest against impending war with Iraq in a public lecture presented in Melbourne in September 2002. Andra Jackson, 'Take to the streets veiled, urges Greer', *The Age*, 2 September 2002, p. 3. This prompted discussions of the meaning of the veil in the Australian media which are still continuing at the time of writing.
45. On European women's accounts of the harem and other spaces of seclusion, see: Leila Ahmed, 'Western Ethnocentrism and Perceptions of the Harem', *Feminist Studies*, Volume 8, No.3, Fall 1982; Billie Melman, 'Desexualizing the Orient: The Harem in English Travel Writing By Women, 1763–1914', *Mediterranean Historical Review*, Volume 4, No. 9, December 1989; Sara Mills, *Discourses of Difference: An Analysis of Women's Travel Writing and Colonialism*, London: Routledge, 1991; Lewis, *Gendering Orientalism*.
46. Louise Milligan, 'In league of their own, girls can be "anything we want"', *The Australian*, 27 March 2002.
47. Louise Milligan, 'In league of their own, girls can be "anything we want"'. By a fortuitous coincidence, the young woman's name is similar to the heroine of a popular fantasy television series, *Xena: Warrior Princess*.

A Retracting Welfare State : Some Reflections on the Issues of Citizenship and Family in Relation to the Dutch Care Policy

Carla RISSEEUW

カルラ・リッセウ教授は、オランダ、ナイメーヘン大学で1988年に文化人類学博士号 (Ph.D) を取得。現在、オランダ、ライデン大学社会科学部教授をつとめている。

フィールドはスリランカ、ケニア、インドにまたがり、エスニシティ、家族／親族、コミュニティ、世代間関係の比較研究に取り組むほか、国内外の開発機関や NGO との協力、スリランカやケニアにおけるドキュメントフィルムの制作など、多面的な研究活動を展開している。近年では、ジェンダーの視点に立った「ケア」の社会文化的な意味とネットワークの検討を行い、オランダを例とした北欧福祉国家の縮小など、グローバル化と社会政策に関わる多数の論文を発表している。

主な著書には、*The Wrong End of the Rope. Women Coir Workers in Sri Lanka* (1981)、*The Fish Don't Talk about the Water: Gender Transformation, Power and Resistance among Women in Sri Lanka* (1991) がある。

2002年4月から12月まで、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授として赴任。本稿は、その間行われた公開シンポジウムで発表された原稿をもとに、ご寄稿いただいたものである。

North European welfare states are currently undergoing rapid reform and retraction involving new criteria of exclusion. The Dutch policy offers a specific case, portrayed as progressive on welfare provisions, but coupled unexpectedly with traditional notions of gender and of nuclear family, which enter into the practice of gender-neutral concepts of “citizenship” and “equality.”

Introduction

In this paper, I will address the specific case of the Dutch welfare state in relation to the issue of private and public care, an issue which is of specific concern in many industrialized countries due to two main sets of reasons :

-One set involves the rapidly rising numbers of ageing citizens coupled with underdeveloped facilities of public care, based on past lack of planning and of political will attached to the issue. Child-care services, next to senior facilities, are also under-resourced.

-The second set involves the increasing pressure of paid work for growing numbers of (female) citizens, which influences the time availability for private care-taking.

In the Netherlands these two realities take place in a cultural setting which did not “traditionally” problematize the overemphasis of women as public and private care-takers, and maybe even more importantly, a cultural setting which did not problematize the issue of (day-to-day) care all people need at some time of their lives. In other words, in practice, while nobody talked about it, care provisions had to be somehow undertaken by women during their unpaid time.

While public care-provisions were not planned and expanded in time (as I will elaborate below), the private care provisions seemed without much effort to remain a politically non relevant or – at best – side-issue. During the last decade this situation started to change, due to changing economic factors, altered notions of citizenship, as well as the rising numbers of those requiring care (seniors and children).

Compared to other North European welfare states, as for instance the Scandinavian countries, where private and unpaid care-taking has a political visibility and has led to gender-neutral forms of public and private care, the case of the Netherlands is striking. While the Netherlands has a well developed civil society, it has been continuously ruled by political coalitions coupled with a notion of citizenship which goes back many centuries (see “Citizenship in the Netherlands”), this social space for debate seems seldom to have focused on the issue of care.

In this article, I will ask the question as to how to explain the fact that the Dutch welfare policy did not systematically incorporate its notion of citizenship into welfare and care policies, leading to a current interpretation which is not only gendered but also at times relies heavily on notions of (nuclear) family.

Thus there is something contradictory between the international progressive image of the Netherlands and its local practice. On the one hand, within the international media the Netherlands is portrayed as an (over) generous and wealthy welfare state, soft on crime and drugs, with progressive forms of citizenship, expressed in the recent legislation of euthanasia and gay marriages, on the other hand, its comparatively low rate of working (and high-positioned) women and the problematic care policy are seldom, and sometimes never, specifically mentioned. Thirdly, when relatively late – in comparison to neighboring welfare states – issues of “citizen-to-citizen-care” is discussed and policy formulated, it is striking to what degree citizenship as a central point of departure is replaced by that of the nuclear family.

Gay marriage became legal, as individual citizens should have the right to publicly sanctioned partnerships/marriages, just as they have the right to state benefits and the duty to pay taxes. Euthanasia became legal on the basis of the independent choice a citizen should be allowed to make in case of terminal illness and suffering. While there is much to be said on policy and practice on the above issues, my point here is that the basis of these “progressive” legislation was the notion of the individual citizen vis-a-vis his/her state. In both cases – after extensive lobbying and parliamentary debate – the state intervened in cultural and religious norms existing in (part of) society.¹

The Netherlands has a relatively active civil society and a long history of party-coalitions. Political

differences between citizens find expression in many political parties (15 and over), different daily and weekly newspapers, TV associations, all from various religious and political starting points. City councils have a certain independence from the central government and are often ruled by different party coalitions. The society knows many action groups and organizations initiated by citizens, as well as the so-called tri-partite ruling of government, employers' and employees' organizational bodies.

Further, the fact that the Netherlands is a relatively small country has facilitated this process of an active civil society. Most leading parties have an increasing number of non-born Dutch citizens (known as "Allochtonen") in their party-ranks and as Parliament representatives.

New emphasis on the issue of multicultural society and the position of non-white migrants, recently (albeit too late) also gained access to this civil society and debate. This led to the formation of a new political party which, after the last election, gained a substantial number of ministerial posts and was classified new right wing in many of left and liberal/right media.²

On the other hand, quite apart from one's evaluation of these new issues and debate, this process did show that, in a relatively short time frame, a formerly unheard political voice could gain political space. As this government fell within three months, the coming elections planned in the third week of January 2003 will shed new light on the political positions in the country.

Nevertheless, in respect to the issue of care policy as well as issues of gender and family, the Netherlands, in spite of its wealth, cannot be called one of the progressive North European welfare states. How is this contradiction to be explained? How is it to be understood? Also the fact that in the multicultural debate and migrant policy, one finds related notions of family and gender returned. This negatively affects the position of migrant women and places them in a more vulnerable position than their male counterparts, as well in practice, offering them a completely unequal citizenship, as I will describe later.

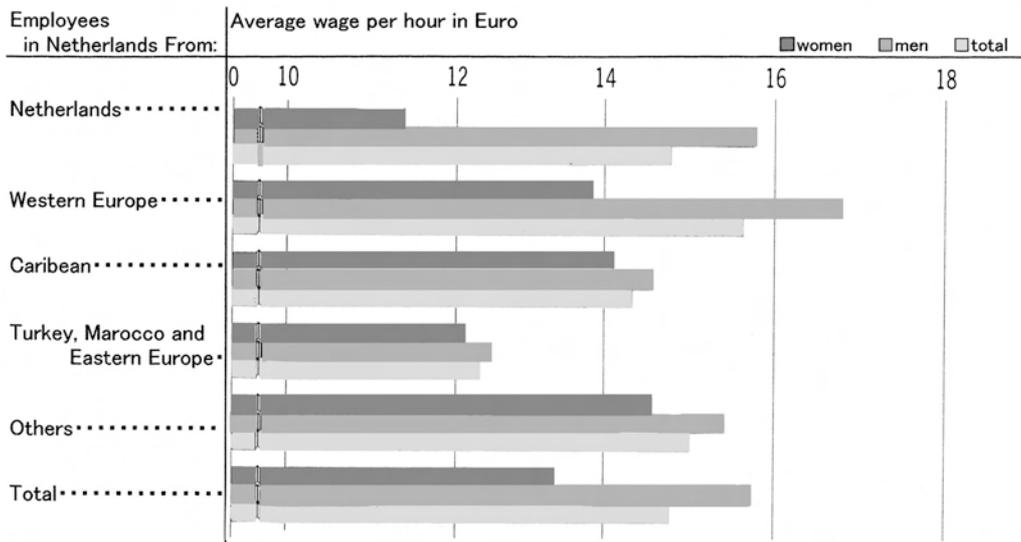
But the question remains why this is possible and why the issue of care and gender, for which different feminist groupings (female and male) have lobbied within civil society as well as (semi-) political bodies has not yet gained an comparable level of public legitimacy as in many other European countries, while roughly over a comparable time-frame, lobby groups for other so-called controversial issues as "euthanasia" and "gay-marriage" were marked by success.

Two recent statistics reflect this question :

As is shown in recent published statistical data on gender, ethnicity and work in the Netherlands, in spite of legislation of equal pay for equal work, there is still a gap of 15% between payment for equal jobs by sex among white Dutch nationals. Further, Dutch born male employees also earn 3% more than employees from the Caribbean, and 15% more than employees from Turkey, Morocco and Eastern-Europe. Non-white migrants also appear to have fewer chances on promotion and are more frequently offered temporary contracts (see also NRC : 25-10-2002).

Table no.1 : Difference in payments for men and women’s work, by different ethnic groups in the Netherlands

Wages per hour for women and non-born Dutch wokers remain low



NRC, 25-10-2002

Source : Amsterdam Institute for Labor Studies (AIAS)

Likewise figures on percentages of 65-plus citizens receiving government funded “Home-Care” in different European countries, indicate how the Netherlands (9.5%) is, in contrast to Sweden (16.6%) and Denmark (24%), not leading on this issue (Kremer, 2000 :37). Denmark provides three times more home care than the Netherlands, and Sweden’s figures nearly double the Dutch figures. There are no figures on ethnicity in this respect.

Table no.2 : percentage of home-care services used by those over 65 in different European countries.

Home Care in Europe

	Receivers & Home Care in % 65+	Average weekly hour
Denmark	24.0	5.0
England	5.5	5.2
Finland	12.0	1.5
France	0.6	6.8
Germany	6.5	
Netherland	9.5	3.8
Sweden	16.6	6.0

For an extensive and thorough overview on gender and equality in the Netherlands, see further the CEDAW report on the Netherlands : Rikki Holtmaat, 1999 (on website : [www. E-quality.nl](http://www.E-quality.nl)).

Culture and Welfare : the Netherlands within Europe

Initially, social policy, was analyzed mainly as the outcome of political debate and struggle. More recently an interest has been shown in the historical development of policy as well as the cultural factor in it.

Apart from approximately one million Jews and seven million Muslims, the Western European states are characterized by a shared religious background of Christianity (Davie, 1994 and Nielson, 1992, cited in Hornsby-Smith, 1999 : 174).

Scholars have pointed out how the differences within the religious Christian heritage can operate as a first indication for the broad differences in current social policies. The European Union has seven Catholic members (Spain, Portugal, Italy, Ireland, Belgium, France and Austria), five further substantially Catholic member countries in Central and Eastern Europe (Slovenia, Poland, Lithuania, the Czech Republic and Hungary), three other member countries consist of Catholic as well as Protestant faith (Netherlands, Germany and Northern Ireland),³ and three member countries are Protestant (Denmark, Sweden and Finland)⁴ (Hornsby-Smith, 1999, 174).

Social historians have argued that “Christian Humanism” has deeply influenced the shaping of the welfare project within the European states, in which many of the keyfigures (male) are said to have been of the Catholic faith. (Hornsby-Smith, 1999 ; Papini, 1997 and van Kersbergen, 1995). In the Netherlands the Catholic population was estimated to be just over 50% during much of history and van Kersbergen, whose well-known book analyzes the Dutch case, argues that: “*the notion of solidarity as harmony is an intrinsic component of the Christian democratic tradition and it alternately paraphrased as “integration, compromise, accommodation and pluralism.”* (1995 : 184) During the 1990s, the same phenomenon became known as “the Dutch Polder-model.”

The development of social policies in Europe have been marked by these religious cleavages and the domineering effort of Catholic statesmen to overcome past political differences and form wider than national alliances, in their search for a so-called “Third Way” between liberal capitalism and state socialism. (Hornsby-Smith, 1999 : 176). The Catholic tradition was marked by a strong element of charity, social service, next to the above mentioned corporate tradition stressing compromise and coalition (Coman (1977, pp47-59); Whyte, (1981) and van Kersbergen (1995 : 146). Further, it carried explicit ideas on the dignity of an individual human being deeply connected to “labor,” for which “one” had to earn “a just wage to maintain a family.” These premises were coupled with convictions on the “proper” role of women and their special capacity and task in child rearing. Further parental rights in the education of children were conceived as central, over that of an involvement of the state. As also the well-known scholar of welfare states, Esping Anderson, has expressed it: “Catholicism’s particular brand of social policy... consisted of ... a willingness to subsidize family-well-

being, but not to guarantee employment” (1990 : 131).

These values can be traced in much of the history of Dutch politics and debate, influencing the lives of men, women and children. Within religion it is the Protestant faith that is historically credited for promoting issues of secularization and individualization and for laying the base of what is now termed an un-gendered notion of citizenship (van Kersbergen, 1995, 194/5 ; Hornsby-Smith, 1999 : 176). In other words, it is in the traditional Protestant states that one finds the greatest political legitimacy for and practice of a citizenship which works out equally for men and women in the public and the private sphere.⁵

These historical religious differences in Europe have not only led to differing positions of men and women in society, but have also been marked by differing “family policies.” Broadly speaking, countries with mainly Catholic traditions are said to tend to have relatively coherent and extensive policies supporting families, while Protestant or mixed (Protestant and Catholic) states tend to be characterized by less explicit family policies. In the Catholic case, family allowances tend to be conceived as part of the wage package, while in the Protestant case one finds more individual taxation and the most extensive child care provisions within Europe. These latter countries (Denmark and Sweden within the EU, and beyond : Norway and Iceland) are currently marked by the highest rate of female labor participation, also among women in the second half of their fifties and above : a category of workers among which one usually finds the highest number of unemployed in “family policy countries” (Simpson and Walker, 1993 and Kiely and Richardson, 1991, cited by Hornsby-Smith, 181).

In the context of this article I have drawn but a broad picture of what social historians have argued on the origins of European welfare states. There are of course many nuances, van Kersbergen, for instance, points to the difference of the “grand” tradition of Vatican social teaching versus the “little” tradition of Social Catholicism, which managed to go beyond pure charity and provided the Christian democratic movements of Western Europe with a social concern and practical theory of social policy (1995 : 229-30). There is also the marked exception to the above line of thinking in the case of the secularity of Catholic France. It is not an argument of closure in the sense of religion being the sole factor of historical influence. But social historians do seem to have reached a certain accord on their interpretation of early 20th century socio-religious influence on the shaping of policy in “the welfare-states to be.”

Culture and Welfare in the Netherlands

Next to historians, an American political scientist, R. Cox, who studied the development of the Dutch welfare state, also concluded that the welfare state was built under Catholic influence over that of Socialists. He points to the specific character of the Dutch state, built as it was in the first half of the 20th century on ideology rather than on nationalism. The ideological pillars of Dutch

society, known as “Pillarisation,” involved major and articulate divisions in society between Protestants, Catholics, Socialists and Liberals. On all levels of society these Pillars had their own forms of organization, including specific religious-based schools, political parties, organizations etc.

Within this setting Cox points to the specific culture of political decision making, characterized by the often unseen political ideological struggles within a consensus world of many diverse Dutch corporatist bodies involved in advising, implementing, and supervising welfare programs (1993 : 29 ; 45) – a way of governing which often excluded public accountability (“binnenskamer-politiek”).

Over time the culture of accommodation of political interests led to the well-known Red-Roman coalition governments, rather than a political culture of articulated party opposition. Slowly the involvement of the Socialists consolidated their influence on Dutch politics. Their most famous political leader, Willem Drees (in power from 1948 to 1956), managed to pass the law on a universal old age pension, known as the AOW (“Algemene Ouderdoms Wet”). Herewith firmly extracting universal citizen-rights from charity and welfare alone.⁶

Historically religious forces in the Netherlands were not focused on the creation of a welfare state. They gave preference to the welfare needs of citizens being supplied by non-state organizations (Cox, 1993 : 206).

Within the often unarticulated power struggle (unseen to public scrutiny) between religious and socialist elements in government, the Dutch welfare state emerged later than in surrounding countries, but became full blown in the 1960s when Pillarisation began to fade (See also SCP 2000 : Introduction).

All over Western Europe, this period was marked by many forms of protest and challenge, so also the Netherlands. Religions lost a substantial part of their support, while new political insights were translated into new political parties, new social movements, and changing cultural life-styles. It was a period of substantial generational conflict as the young chose different life-trajectories than their parents.

Nevertheless the culture of consensus has remained a marked overall characteristic of Dutch politics, which continues to be ruled by coalitions. Nor have the four former ideological pillars disappeared, although other parties gained prominence next to them. Socialists and Liberals remained, while due to social-cultural change of the 1960s, the Protestants and Catholics saw themselves forced to join into one political party, the CDA. This move proved successful and within Dutch politics a substantial Christian party participation remained ensured. Until today the Dutch political scene has only known two governments (both led by the socialist Wim Kok, in 1994-98 and 1998-2002 respectively), in which the Christian party was forced into opposition and for the first time in its history had no governing power. It is during these two governmental periods that, hesitatingly, legislation based solely on citizenship, rather than on “a citizenship seen through the gendered matrix of the nuclear family,” was proposed and at times passed. It was during the second so-called “Purple coalition” led by Wim Kok, that the legislation was prepared and passed on “euthanasia” and

“gay-marriage.” However, it was also the period in which the first legislation was passed on something unknown in the Netherlands till then: “Care-Leave.” It involved the right of a citizen to take leave from work at certain circumscribed periods in order to look after someone very ill or dying. Here however, as will be discussed below, citizenship was not the final criterion, but remained seen through the perspective of the nuclear family.

I will now continue with a more specific look at the issue of care and citizenship, before continuing with the historical and cultural notions of gender, family, and citizenship in the Netherlands, which continue to play a role within legislation and policy also in relation to migrant women and men.

Citizenship and (Informal) Care in the Netherlands

Next to developing an eye for the wider morality and cultural premises within which a policy of welfare gains shape and meaning, as was indicated above, one can also look at such factors at a lower level of abstraction. Also in terms of the implementation of care-services, both formal and informal, there is a social cultural world in which meaning is given to the interaction between carers and those cared-for, as well as to formal policy-making and the social sphere where formal care is administered.

Between and within the European welfare states, substantial differences are found in the conceptualization and practice of care-giving and care-receiving. Chamberlayne reports such differences on the basis of her research on carers in three large cities in Europe: Bremen, Leipzig and London (1999). She points to the differing cultural family-dynamics of closure coupled with a relatively higher prevalence of non-working housewives in West Germany, versus women with paid labor, coupled with a strong web of informal networking, which produced a cultural dynamic of outer-connectedness in East Germany (1999, 159).⁷

The evaluation of care services can be deeply influenced by the wider, often taken for granted assumptions on society, family, community expectations, and degrees of trust, continuity and interaction, which vary culturally. The following is one example. Between 1996 to 2002 two Indian anthropologists, one economist, and myself were part of a research-team on the theme of “Citizenship, care and gender: renegotiations of the public and the private in the Netherlands.” As an intercultural research team, we hoped to highlight specific cultural moments in policy-thinking, its implementation as well as the individual actors experiences (Palriwala, 2002; Krishnaraj, 2002; Risseeuw, 1999; other major publications forthcoming).

When, shortly after her first arrival, one of my Indian colleagues visited an old-age home, her evaluation was most positive. Poverty was banned and every person had a single room away from the noisy and forever interfering family. After some time she began to notice that, in quite a number of cases, the single room, especially when the occupant was coupled with ill-health, could also entail a certain isolation and loneliness, as not only was her/his family not interfering, but also be not present or not involved. As an Indian she had assumed an extensive family and kin network

instead of the socially secluded Dutch nuclear family. It is easier to undertake research on the visible aspects of formal care services than the often unseen and unarticulated and shifting (informal) domain of people actually providing and receiving care. It takes qualitative research to understand what the primary networks of such an older inhabitant of an old-age home can be expected to be, and to understand what they are in practice and how this is evaluated by the actor(s) involved.

Next to an economic and political analysis of care,⁸ attention should also be given to this informal, day-to-day domain. Recently such perspectives have also found expression in several publications.⁹ Such publications successfully demanding more attention for the (re) negotiations of care relations within family and/or community settings have already appeared earlier (Finch J. et al., 1983; 1990; 1993; Ungerson, C., 1987; Bonnerjea, M., 1982; Willmott, P., 1987; Qureshi, H., 1989). Also in the Netherlands, this informal domain and the practice of maintaining interconnections between people, at times termed “social capital,” beyond the direct dyad of caring and/or support, has recently gained more academic and policy interest (Hortelanus en Machielse 2001 a and b; Komter et al., 1999; Rademakers, 2001; Putnam, R. 2000).

It is in this context that I will discuss some findings of the Dutch feminist researcher Monique Kremer on citizenship and informal care in the Netherlands, which she placed in a European comparative perspective (2000), as well as findings of the Social Cultural Planning Bureau of the Netherlands (SCP, 2000).

First I will return to the three types of welfare states made by the well known researcher on the European Welfare State, Esping Anderson (1990), on the basis of a large number of institutional characteristics, but will now connect these distinctions to the domain of care :

- a. The Corporate Welfare states, including Germany, Belgium and France, which have a high level of provision, although entitlements are allocated more selectively than in the social-democratic type of welfare. Characteristics include a link between benefit entitlements, the contributions paid, and the claimant's working history ; separate schemes for certain occupational groups, such as civil servants, protection for families with children, with no attempt being made to afford both partners with economic independence and a low labor market participation rate among women and older men.

In relation to care issues these states are characterized by their breadwinner advantages within social security and taxation, which enables the financial caring for spouse, children and parents. In other words, the corporate welfare state enables its citizens to care for each other. Nevertheless, in practice, there are substantial differences between these types of states.

- b. The Social-Democratic states, including Denmark, Finland and Sweden are characterized by relatively high, virtually accessible benefits, a relative expensive active labor market policy, high labor market participation among women that corresponds with a larger number of jobs in the social sector, and by relatively high taxes and social security premiums.

In relation to care issues, these states are marked by the anchoring of the right to receive care as a citizenship-right, coupled with well-developed child-care services. This has led to comparatively well functioning home-care services and the above mentioned high number of employed women.

- c. The Liberal Welfare states, include the United Kingdom, the United States, Canada, Australia, and beyond. The states are characterized by a much lower level of provision and more stringent eligibility criteria than other countries. The replacement rate is lower, benefits are paid for a shorter time and there is much more targeting of those most in need, through means testing and strict eligibility requirements for disability benefits (when not caused at work). Few funds are spent on activating labor market policy, and assistance in support of family care is also low. These countries spend less on collective social security than the above two types, although this is to some extent compensated for by higher private expenditure.

In relation to care issues the United Kingdom is not a specific example of a liberal welfare state. Since the 1950s a well developed concept of a national responsibility for (social) care has been known and executed on a local basis.

Nevertheless in the United Kingdom and all other European countries, the development of commercial-based care-services is being promoted. Currently France, Netherlands and United Kingdom are characterized by the highest percentages of commercial care services in Europe (Kremer, 2000 : 32).

The Netherlands is generally regarded as a hybrid welfare state, falling between the social democratic and corporate types (SCP, 2000 : 46). In the early 1990s the Dutch system combined universal target group provisions (particularly the social insurance schemes), generous conditions and high funding costs of the social democratic model with the low incentive to work, low market participation rate among women and protection of achieved standards of living of the corporatist mode. I will discuss one major example of the right to receive state care within senior residence and-developed-home care policy, next to one example of the area where public and private care meet : the formulation of Care-Leave, which concerns the right to give care as one private citizen to another.

The Shift from Public Senior Residencies to Home Care Services in the Netherlands

Within the European welfare states, the care policy of the Netherlands offers an unusual example in certain respects. With the care policy on society's seniors in the 1950s and 60s, the government seemed to aim for a citizen-centered policy, devoid of family as direct source of care. The policy chosen seemed a social-democratic one, in which all senior citizens, if necessary, had the right of access to an "old age home" as it was then called. It was formulated as a "right to rest for all," after a life of much hard work. Many homes were built during this period, as well as the 1970s, reflecting

the usual divisions of society in various religious and income groupings, next to units led by city councils. An old-age home for artists was also established, while during the second half of the 90s specific public homes and services were initiated for the various cultural migrated groups in the Netherlands (including Indonesian), although their actual numbers are still few.

But by the end of the 1960s voices were heard of this policy to provide an independent space, service and a social setting (“gezelligheid”) would be far too expensive in the long run. The policy shifted to mainly focusing on the elders who needed this state support. Waiting lists for entry had started to emerge. This did not only depend on health criteria, but also on whether family members were available to provide care. Half-way through the 1980s, the universal right to a place in an old-age home was further curbed. By 1985, 8% of those over 65 years of age lived in such a home, and 2.5% in a so-called “Verpleegtehuis” (Homes providing long term care). By 1995, the latter figures had not changed, but the number of people over 65 in old age home had dropped to 5.5%. Further, the after-war pressure on housing had slowly lessened and the policy to remove elders from their home became less urgent.

Thus, slowly government policy had changed from one which claimed that the top-priority for elders was to live in joint senior residences, to one which prioritized the ability for elders to remain independent in their own home. On the whole, this was a comparable development to other European countries.

The difference to this overall European development in the Netherlands was two-fold. One was on the initial straight out policy for old-age homes, and secondly, the fact that when policy was shifted to a more corporate welfare position, the financial scope of the home services was not expanded. Denmark for instance, did shift its financial budget for residential institutions to home care (Hansen, 1992). Together with Sweden, Denmark spent the highest percentage of the gross national product on home care in Europe (Rostgaard en Fridberg, 1998). Other countries tried hard to cut down on home-care budgets, although they were not always successful. During the 80s home care budgets rose in nearly all European countries, as for instance, England, France and Germany. According to Kremer, this did not happen in the Netherlands, even when the percentage for home care within the total health budget was reduced from 27.7% to 26.9% during the 80s (Tester, 1996). Further substantial budget cuts on home care took place in 1980 and 1983, amounting to a total of more than 455 thousand Euro (Goewie en Keune 1996. The figures of this last section are cited from Kremer, 2000, 38).

Next to a controlling of budget, one sees a growing emphasis mobilizing family care. By 1994, the governmental policy was explicit on the involving of “the family” in care. One major government publication (“Regeringsnota Gezond en Wel”, 1994) advised care of the long-term sick to be – as far as possible – undertaken at home. Most of the care needed was to be supplied by the “direct surroundings of the patient,” without this requiring payment. Only when informal help was not enough could professional help be claimed. Also in a following governmental publication on care in

1996/7: “Thuiszorg en Zorg Thuis,” it was clearly stated that home care was only to support the “direct surroundings of the patient,” which had by then become known as by the term “Mantelzorg” (Kremer, 2000 : 43). The word “Mantelzorg,” translated as “a cloak of care,” was used to mean those who were daily and directly involved in looking after ill or aged family members. (It does not refer to child-care.)

This shift of policy moved the Dutch state far away from the original orientation towards a social democratic state, and made it more akin to the corporate model of welfare. By 1995, it was assessed that half the people who needed care in the Netherlands received “Mantelzorg” only. (Officially such people were termed “Mensen met beperkingen” or “People with limitations.”) In 1994, for instance “Mantelzorg” undertook four times as much care as the home care services did. It was only people without partners and then mostly single men, who appeared to receive Home Care Services (Kremer, 2000 : 43).

Next to the erosion of financial support and the foregrounding of family help, commercial care services have also been promoted and developed in a high speed. In 1997 the commercial care services in the Netherlands encompassed 33% of all care given to those over 60 years of age. In Great Britain, a country classified as a liberal state, comparable figures during this period amount to 21% (Walker and Maltby, 1997).

So in practice the Netherlands has succeeded in switching its care policy quite rapidly from a social democratic democratic type of welfare state to a corporate welfare state, while it simultaneously developed a strong liberal component, making the Netherlands indeed earn its classification of “a hybrid welfare state.” As one Dutch feminist scholar has evaluated the implication behind this process: “It seems as if the right to home care is not a citizenship-right in the Netherlands, as the government leaves the responsibility to either the family or the market” (Knijn, 1999).

One consequence of this political shift in emphasis has been that the quality of care services, home care, but also hospitals (suffering from long waiting lists) and General Practitioner’s (GP) facilities (inadequate for the number of patients) have been much criticized by the public. At the 1998 election, care was the number one primary issues of political campaign. It was only in 2002 that this issue was overtaken by the migration policies and issues of security (unfortunately mainly conceived in relation to white, Dutch born nationals), although care remained high on the political agenda. Part of this criticism can be put to the people’s changing expectations of health and care. People are expecting to live longer and are developing a more active interest in their health than former generations. Further government health planning has had certain set-backs it could “not have expected.” For instance, the planned number of GP’s trained over the last ten years, were planned under the premise of all working full-time. Planners had not expected many doctors to be women, who subsequently “chose” to work part-time. Thus shortages of personnel have also been the result of factors like these.¹⁰

But on the whole the analysis developed and cited above seems to hold. Not only is the domain of

public and private care services within society facing severe current and future problems, but it has also been underestimated and undervalued by planners and politicians concerned. The full contradiction of the past shift in policy towards involving “a gendered notion of family” in care services, especially in home care-taking, along side with another labor policy of promoting women to participate in the labor market, does not seem to have been met with serious analysis. The specific Dutch policy trajectory in this respect becomes more apparent when comparing it to that of other European Welfare States (SCP, 2000: Introduction 1-61).

Other European countries have followed different policies, which in the context of this article can only be shortly mentioned. While in the Netherlands in 44% of home care is primarily undertaken by “family”, in Denmark 44% of home care is primarily undertaken by home-care services (OECD, 1994: Kremer, 2000: 45). One of the difficulties emerging with this policy is the fact that public home care services tend to become involved too late, after the “mantelzorger” breaks down or has severe health problems her/himself; 75% of Mantelzorgers are (older), relatively lowly educated women. Further 4% of women combines paid work with more than 15 hours of senior care. In the case of men this figure is 2% (Dykstra 1997, cited in Kremer, *ibid*: 21).

Sweden has followed a comparable development to Denmark. This does not imply that the Scandinavian home care services do not involve assistance of family or patient’s network, but it does mean they do not have the right to ask for it nor involve family members (parents, children) against their will. It is only the partner who is expected to be involved. These two countries have provided their citizens with the most well developed right to receive care in Europe. In Sweden, in 1982, it was determined by law that any citizen had a right to care, irrespective of family circumstances (Rostgaard and Friber, 1998, cited in Kremer, 2000: 46).

In England, a liberal welfare state, another trajectory of development is seen. A movement towards the support of home-carers was initiated already in the 1960s with the establishment of the “National Council of Single Women and her Dependents.” Well known, politically active women demanded political attention for an issue they were themselves experiencing. This over the years led to the further formation of several organizations: the Carers National Association (CNA), which is the largest (private) home care association in Europe. British Home Carers have subsequently been given certain tax cuts, followed by a certain financial compensation. Due to a 1976 intervention of The European High Court, the Invalid Care Allowance (ICA) was also extended to married women (Initially it had only been meant for single women and married men). Further, the 1995 “Carers (Recognition and Services) Act” is the first Act in Europe to recognize private home carers, their work, their own need of support, and also the need to involve them in the decision-making of the public home care services.

Next to the right to receive care, I will now turn to the citizen’s right to provide care for others.

The Development of the Provision of Care-Leave

This provision of Care-Leave has been debated upon during the last cabinet-period of Wim Kok (1998-2002) and, after extensive debate, has been finally accepted by parliament. Care-leave was a new issue in the Netherlands. It was preceded by the 1998 legislation on the possibility to interrupt one's employment career ("Wet op Loopbaanonderbreking"). According to this law, an employee (working part-or full-time) can take a maximum leave for six months for care or education.

Before this leave can be taken, the employer has to agree and the post has to be filled for this period with a former unemployed. The leave-taker receives a relatively small financial compensation, but no salary. If the leave-taker needs to take care of a terminal ill person, the requirement of a replacement was dropped.

This law was partly a copy of a comparable Belgium law from 1985 (also termed 'Wet of Loopbaanonderbreking'). The Belgium law did not include specific conditions for taking leave. Employers have the right to take such leave five times during their career for six months maximum at a time, while one of these five periods may last for one year. Initially, they also required the employer's approval, but this has recently been changed into a right for the employee, provided not more than one percentage of employees request this leave at the same time. Further, in the case of required home-care, the right of the employee is un-negotiable.

In comparison to this law in Belgium, the Dutch version has not met with much success. In 1999, 205 people in the Netherlands took such leave. By contrast, in Belgium approximately 50.000 people yearly take this leave (Kremer, 2000 :80). The sex-differential is noticeable in both cases: the majority of employees involved are women. This is explained by the low financial compensation and the fact that women are the second earners in most homes. Germany and the Scandinavian countries both have more elaborate provisions (see Kremer, 2000 and SCP, 2000 : 1-61).

So the Netherlands is literally surrounded by countries that have developed leave and care-leave facilities to a varying but further extent.

Returning to the Care-Leave Act which explicitly addressed the right to care and followed the above described law, certain progress can be noted. In this case, 70% of the salary is paid, which is a major shift, aiming at involving working men in the target group, next to women. But this leave can be taken for ten days only and also requires the employer's permission, although the latter has to specify his/her objections. Any loss of premium security payments during this period is shared by employer and the state. But certain problems remain. For one, a period of ten days is not usually adequate to look after someone's serious illness. In view of my argument in this article, another limitation is also relevant. The law stipulates that one may only take leave for illness of family members, and only those with whom one shares a house at the moment of requesting leave. This means the partner and in-living children. It does not include parents, non-living children or anyone else, such as neighbors, friends, non-married partners.¹¹ Here one sees the notion of nuclear family interfering with the right of citizenship.

One could, for example, not have “family” involved at all and proposed the rule that each citizen has to register two or three other citizens for whom one – should the need arise – would take care-leave. Administratively this would be a more efficient solution than the current one, which requires the inspection of actual household members. It would also seem to make potential costs more predictable as no family of ten living-in kids could rock the budget!

Nevertheless, it is only from this economic angle that the stipulation of “household” over “nuclear family” makes sense in this context. As only 1/3 of Dutch households currently consist of nuclear families and 1/3 of partners and 1/3 are single, the new introduction of “household” in care legislation does curb costs to some extent, as more citizens are excluded from the option of care-leave. Further demographers expect families to grow smaller in future. Thus not only the notion of “nuclear family,” but also that of “household” is in practice introduced to curb the citizen’s newly acquired right to care-leave. One could call this narrow focus which aim at a relatively small budget saving, politically shortsighted, in relation to the high pressure on care services and the predicted future of societal arrangements. Allowing citizens to take care of each other is cheaper than state institutional facilities. On the whole one can say that the Dutch care-policy has regularly blurred the lines of “family” and “citizenship,” adding “household” to the stir, when attempting to curb the costs of state-care.

Although beyond the topic of this article, within the labor policy, gender biases are also noted in the Dutch case, in spite of globalization and change.

Several major Dutch and European sources are on agreement on this issue. The Dutch Central Bureau of Statistics (CBS) summarizes its 2002 findings as the husband being the main breadwinner in 85.5% of the families running on more than one income. It is termed “the breadwinner plus model” (CBS, 2002: Volkskrant, 30-5-2002).

Although the numbers of women entering the job-market have substantially increased over the last decade, and of couples under 65 years, approximately 75% both hold jobs, the women’s working hours involved are few and “by far the shortest in Europe” (SCP, 2000: 220, also CBS report, 2002). But change is noted: in 1977, 75% of the households had one breadwinner. (CBS; Volkskrant *ibid*).

Further, from a comparative perspective, the country has a relative underdeveloped system of creches and after-school arrangements, as much of the bargaining is left to the employer and employee. (SCP, 2000: 224). Child-care services have risen from 98.000 places in 1989 to 183.000 in 1998, but this still leaves Holland far behind France, Belgium and Scandinavia (SCP, 2000: 61).

This obviously curbs the possibilities of women seeking work. Secondly and maybe more importantly, the taxation policies and subsidies privileging the (male) breadwinner in the Netherlands, estimated to involve more than 8.6 milliard Euro per year (De Bruin en Verhaar 1999, cited in Kremer, *ibid*: 21), until very recently made it extremely uneconomical for their wives to seek work.

A recent OECD report, “Babies and Bosses” (November, 2002), analyzed how working parents in Denmark, Austria and the Netherlands combined work and care. In Denmark 76% of women

undertake paid work, mostly full-time, while in the Netherlands and Austria, this figure is 65% and concerns women working mostly part time. Only 20% of parents with young children make use of child-care facilities. Others rely on paid help, family and friends. According to the OECD this is partly due to the continuing lack of child care facilities, but also due to a cultural outlook which centralizes nuclear family life and exclusive motherhood. In its conclusion the OECD states that although both spouses work, contrary to the assumption of this leading to 1.5 income level per couple, it is more realistic to speak of 1.25 income per family (NRC : 4-11-2002). Moreover the women have the lowest paid part-time jobs. Thus, like Austria, the women's contribution to the family income remains relatively low, which decreases the women's individual financial security, while it provides no outlook to better paid jobs, once the children are grown up. Secondly, men's contribution to household tasks is only very slowly shifting although a certain generational change is expected.

The conditions of part time work are covered by labor legislation, thus basically offer comparative wage-rates and contract continuity like with full-time jobs. It is also forbidden to discontinue employees if they refuse to accept longer or shorter working hours (SCP, 2000 : 223). Nevertheless not all legislation incorporates social security in this respect and women's own pensions will be low and their career prospects absent.

The SCP also mentions the difficulties this gives young married couples, leading to young women postponing the age of having their first child (up to nearly 32 years of age : SCP, 2000 : 60/61).

Further the SCP points out that in relation to task sharing by spouses within households, "while the Dutch are just as keen on equality as, say the Swedes, this is not reflected in the division of tasks between the sexes" (SCP, 2000 : 61).

But there are also specific cultural and historical factors in relation to gender and family which have influenced a certain lack of urgency to develop a practice of a gender-neutral and non-familial based citizenship, in spite of the notion of citizenship being an old and well-defended one in the Netherlands.

Before going into this (historical development of) citizenship and its accessibility to outsiders and also women, I will shortly discuss some indications of these cultural and historical factors influencing the cultural meaning of gender and family in the Netherlands.

Gender and Family in the Netherlands, an Historical Perspective

Historically and when viewed within Europe, the Netherlands is already marked by a relatively low female involvement in paid work. Between 1900 and 1940, the percentage of working women (un- and married) was 20 to 25% of the total population, compared to 30% in England and 35 to 40% in France (Tilly and Scott, 1978 : 70 ; De Regt, 1984). Historians gave several reasons for this: the relatively high wages which were paid to men in the first half of the 20th century, related to the strong presence of the so-called homely ideology ("Huiselijkheidsideologie"), which stressed the

female task of making their home a “homely and nurturing environment.” Both elements were said to have been more strongly developed in historical Netherlands than in its neighboring countries. Further, the earlier mentioned “Pillarization” facilitated religious influence on gender and family norms, while the fact that the country was not involved in the First World War meant that family life was exposed to less change than other countries. Dutch women, for instance, did not take over employment and factory work, after their husbands went to war.

In the first half of the 20th century, the Netherlands was marked by the established formation of the so-called bourgeois family as a dominating family construct, termed “gezin” in Dutch, as mentioned above. This construct emphasized the homely mother, who perfected her household tasks and spent a lot of time on cleaning the house and its surroundings, as well as improving the interior of the house. During this period husbands, were also successfully influenced to spend more of their free time at home as well as reduce their alcohol intake. The emphasis on family and motherhood can also be deduced from the fact that birth figures consistently remained higher than that of neighboring countries from the 1870s to the Second World War (de Regt, 1993 b: 222).¹² In contrast on divorce figures, the Netherlands scored consistently lower than neighboring countries during this period.

Social and especially family historians like Ali de Regt (1993 a) have well described the emergence of the bourgeois Christian morality with the notion of “fatsoen” (decency): the strict separate responsibilities of the breadwinner and his housewife, slowly developed into a cultural pattern of a homely, privatized family life, although a tradition of religious associations and involvement in the neighborhood “to keep up its standards,” must also be noted (de Regt, 1993 b: 222). Pillarization provided many societal organizations and played a prominent role in stimulating and influencing social change. Ali de Regt describes the newly emerging society at the end of the 19th century as ‘A Moral Nation,’ in which Pillarisation played an important role in influencing this new moral project. Working class families were slowly influenced to incorporate the bourgeois, middle class morale, which implied a certain life-style of involving shifts in housing, privacy, dealing with the body as well as an exclusive linking of sexuality to procreation. Sexuality outside marriage became deeply condemned. De Regt also mentions the so-called Morality Laws of 1911 (“Zedelijkheidswetgeving”), which can be seen as the culmination of the Christian morality offensive. With these laws, brothels became prohibited as Christian men should be able to control themselves, followed by punishments for abortions and prohibition of public display of birth control methods. Selma Sevenhuysen provided an insightful study on the 1870-1900 debate on the responsibilities of fatherhood beyond marriage (1987). The strict Christian convictions provided the feminist movement at the time with the momentum to hold men responsible for “their offspring out of wedlock.” Not that they were fully successful, but the debates and positions articulated by leading male contributors to the debate provide a fascinating insight into this historical period’s “habitus” of non-disputed male superiority, which unexpectedly had to articulate its justification.

The political arena of the early 20th century was strongly colored by this religious offensive, which also involved a greater state involvement in family affairs. But also neighborhoods were ‘cleaned up and improved’; girls were allowed to school by 1920s (10%).

Between the two World Wars, maybe slower than neighboring countries, but also in the Netherlands, change started, which as a large overarching theme involved the demand for a greater social space and liberty for citizens to give shape to their personal lives and relationships. This also implied a renegotiation of “family morality,” in which marriage slowly was reshaped and the undisputed male headship of marriage very gradually was countered (not overtaken) by a notion of partnership.

It was only after World War Two, in the economical wealthy period of the 1960s, that this process culminated into a period of geographical job mobility and major socio-cultural change (including the so-called “Sexual Revolution,” the feminist struggle for abortion-rights (Outshoorn, 1986) and growing availability of birth control methods).

These cultural changes did not imply equality between the sexes. It was only in 1957 that women were accorded legal and independent property rights within marriage (G.v.d. Bergh, 1999). Only since 1985 has Dutch citizenship independent of a woman’s marriage, a right long held by their male counterparts (Everard and Aerts, 2002 : 225).

Further, the extensive financial support to the (male) breadwinner within the Dutch wage-earning and taxation-system is the clearest and – until very recently – completely undisputed heritage of this specific socio-cultural construct.

On the surface this seems to contrast with the Dutch marked long history of relatively egalitarian citizenship. But at closer scrutiny the above described heritage can be traced to its limited and conditioned inclusion of women as well as “strangers.”

Citizenship in the Netherlands

Western European welfare states all incorporate a developed notion of citizenship, often marked by a substantial history. In the Netherlands, the notion of citizenship is traced to the early Middle Ages, where it signified membership of an organized political community of a town, not a (rural) landlord (Kloek en Tilmans, 2002 : 2). Many of these early citizens (known as “poorter” or “borger”) were business men, succeeding in making their living outside the rural realm of an aristocracy and its hierarchical labor relations. Historian Pleij describes the typical business man of this early time as a clever adventurer of a “lower” social background, who through the successful claiming of his strict individual autonomy, provoked the society of his time (2002 *ibid*, 4). Thus citizenship initially referred to a town-membership with rights and duties, and not beyond. It was only by the 17th century that citizenship came to imply membership to a political community of a city, state, republic or monarchy. As this process was consolidated certain citizens gained more control over the town regulations than others. Thus, under the concept of equality of citizens and their equal rights and

duties to maintain the town, another practice emerged. A practice of inequality between established families of the larger business firms and their control over the city (“de bestuurders”) on the one hand, versus the ordinary citizens (small business men) on the other.¹³ By then, “citizenship” had acquired a legal status, which contrasted to the position of “strangers”: newcomers to town, not holding citizenship.

How did one obtain citizenship? Men could inherit it from their fathers; women could obtain it through marriage to a citizen; and thirdly, it could be purchased. One could also lose citizenship through “unworthy behavior.” It is only by the late 18th century, under the influence of the “Enlightenment,” that the ideal of citizenship would acquire a national quality and reach beyond the town borders.

This start and growth of the concept of citizenship is relevant as it influenced the later form of national citizenship. This latter citizenship emerged out of a relative egalitarian political tradition together with a growing social-cultural dimension as to how the citizen should behave. It was characterized by a tradition of conflict solving (between citizens) through negotiation and (legal) arbitration, rather than through the military conquest of aristocratic leaders. The inclusive form of moral citizenship equated with interpretations of humanity, deeply prevailed over hierarchy, military power or economic means alone. This specific history also means that the Netherlands is not known for revolutions or violent shifts of power, nor is its manhood characterized by militarism.

Historically, it was only during the 1960s – marked as it was by cultural change and lessening of religious influence – that for the first time citizenship in the Netherlands acquired a mainstream negative evaluation involving critical judgments on its suffocating “reasonableness,” sedateness and lack of initiative and/or courage. Currently with the emergence of the European Community (Maastricht agreement of 1992), it is to be seen what this (European) citizenship will entail in future. In the 90s, however, certain political parties, among which the Christian CDA, have reclaimed the importance of ideals of citizenship, family and “civic” behavior and overall strongly opposed the 1960 values.

After this sketch of citizenship, a short mention of the forms of exclusion, this inclusive form of citizenship had historically acquired. As said this exclusion concerned women and a category called “strangers.” After substantial (feminist) struggle, Dutch women finally achieved the right to vote in 1919, which also involved a step forward in relation to realizing their full citizenship. During the centuries before this date, the women’s right to citizenship had been ambiguous and prone to differing interpretations and change (Everard and Aerts, 2002). Citizenship acquired through marriage was in danger of being lost after separation of or death of the spouse. Single women applying for citizenship in towns where they had found employment and were often accorded temporary citizenship only. It was renewable after certain periods, but remaining conditional on their access to independent employment (ibid: 176). Women could also be born as citizens, but at marriage they would find their status equated to that of their husbands. Widows could at times continue the

husband's business venture as citizens, but in other cases widows lost the citizenship as soon as they remarried. During the two periods of relative upheaval in the Netherlands has known (one being the influence of the French Revolution in 1798), the demand of equal citizenship for women was articulated but short-lived.

In the 19th century, the upcoming of religious and socialist organizations did not have leaders prone to address the issue of women's participation in society. They emphasized their important role of motherhood and home-making. Without much doubt or debate well-known Dutch socialists as Troelstra and van der Goes claimed that class struggle came first (ibid : 212).

Various feminist movements, with the – at the time – famous figure of Wilhelmina Drucker, actively pursued certain issues. One being the women's right to citizenship and the vote. She was also deeply involved the earlier mentioned debate of the fatherly recognition of children born out of wedlock between 1870-1900.

In relation to citizenship and the issue of "strangers," those who had come to the town, the strategy was one of providing registration, not citizenship. When these strangers, usually Jewish, but also Catholics, attempted to acquire citizenship, it was nearly always met with certain limitations, such as higher costs, never granted access to political or ruling powers, and their citizenship could not be transferable to their offsprings (ibid : 183).

In view of the current controversial issues of immigration and a multi-cultural society in the Netherlands, this start of the relation between citizenship and outsiders is worth mentioning. Currently it is the women exponents of the Dutch non-born nationals who have articulated the specific brand of "family thinking," in relation to Dutch citizenship policy and how it works out for men and women of the so-called ethnic minorities. A Somali-born political scientist, Ayaan Hirsh Ali, is one of the most well-known spokeswomen within the Islamic Dutch communities. On the one hand, she pointed to the lack of political and social will in certain Islamic circles to become part of the Netherlands society. On the other hand, she pointed out how Dutch legislation and policy privileged migrant males over their wives. The traditional Dutch values on the centrality of family and the gendered male prominence left migrant women in an extremely vulnerable position vis-à-vis their future Dutch citizenship. If divorced before acquiring citizenship, the wife had to leave the Netherlands and return to the country of origin. This procedure applied whether the husband was employed or received social benefits. If migrant women needed support in their attempts to enter the local job-market, join educational facilities or experienced domestic violence, they received little to no support of Dutch authorities in view of the latter's conviction to respect "culture," "religion" and "family norms" (NRC : 4-10-2002). In this way the gender-neutral concept of citizenship surfaced its resilient gendered and family-based practice once again. The threatening moment in this process is that this discrimination against migrant women seems to occur without any political consciousness or will to do so. It happens as a matter of course, without articulation or intention, while in practice providing a deeply different deal to migrant men and women in Dutch society.

Care Policy, Citizenship and the Continuity of the Notion of Family

Over the recent years, the concept of “care” as a theoretical concept has gained attention of feminist authors. Western feminist authors have criticized the implications of Euro-American (state) ideologies which viewed care as a private, gendered and above all apolitical issue, undervalued next to the over-evaluation of public accomplishment, rationality and autonomy combined with a far right image of care-receivers being viewed as helpless and pitiful.

For example the work of Joan Tronto (1993) offered a first definition and discussion of the topic.¹⁴

Her formulation involved a broad definition: including environment, objects next to human beings; does not conceive of care-giving as dyadic; insists caring is an ongoing process and is largely defined culturally, although this latter point is underdeveloped in her work.

In the Netherlands, Selma Sevenhuijsen (1996) has developed the issue, and it is the American feminist economist Nancy Folbre, who further attempted to “globalize” the issue of care as a political issue (2001): If capitalism is now to be considered global, it cannot just be seen as a mainly economic process. One has to start thinking about the global social obligations that accompany it.¹⁵

These authors also noted a specific characteristic of the domain/field of care: namely the fact that the most powerful sections of society are usually absent from actual care-giving, while they can tap care-services when in need. Tronto terms this phenomenon “privileged irresponsibility,” which has a second characteristic: It is also prone to ignore the needs of others. This can often take the form of “sincere” ignorance. They do not have to recognize the problems of the weak and vulnerable and often sincerely “don’t know” (Tronto: 1993, 120/2). This is an interesting insight, as it takes the issue of care away from a concern for woman alone and of viewing caring solely as a burden. One can often be grateful to at least have been available, when loved ones needed care. The problem lies in the fact that women are morally “expected” to undertake a larger share, and secondly, that adequate outside support often cannot be found. Folbre has emphasized this same issue. Not only are men often the privileged in this case, the wealthy sections of society also share in this privilege.

But the Netherlands is an example of a welfare state. It has long thought about and practiced state social obligations, developing taxation – and insurance – systems to protect the employed against economic down turn. It also has a limited financial security paid directly to those outside the system of employment.

It further has a concept of citizenship which has emerged out of an egalitarian context from its initiation in the Middle Ages. Relatively few countries can claim a historic tradition linking citizenship and democracy in this fashion. Next to migrants, termed “strangers,” there was virtually no other social category excluded from this citizenship in society, apart from women. For centuries women’s access to citizenship depended on its unproblematic linking of the woman to (the men in) her family.

Within the current welfare state, citizenship is the basis for much social legislation. Unemployment benefits and child-allowances are provided on the basis of individual citizenship and are not

linked to family members with financial means to support you or your children. Further, Old Age pensions (the earlier mentioned AOW) are paid to every citizen, irrespective of their (high) income level or that of their family members. Thirdly, the 1965 “Bijstandwet” offered every unemployed citizen a minimal income, irrespective of family relations and private income.¹⁶ In fact the law at the time stipulated that (non-nuclear) family members would not be held legally responsible for supporting family members (de Regt, 1993 a:47-51). Looking back, this seems a remarkable and unrepeatable legislation enforcing citizenship over family.

But most benefits are, however, work-related and it is here that a breadwinner (mostly male) for a family, but also for a partner alone, gains access to the many forms of breadwinner’s financial privileges.

In contrast to the above citizenship-legislation, since the 1980s in relation to forms of state care services, the citizen is directly asked on his/her family relations. In this way state support is dependent on this family context. As we have seen European welfare states differ on their care policies in this respect. In an era of globalization and change, the Dutch government emphasizes the need of paid labor participation, also for women. But simultaneously it has developed a policy of curbing state costs in care systems as well as stimulating the participation in the caring of those “in the surrounding of the patient, while this does not lead to payment” (see above: Labor Policy in section on Care-leave). It is an interesting use of euphemisms, but no one can fail to understand it is the same women to whom this is appealed. In practice, 75% of this “surrounding” help is provided by women. It is important to realize in this latter case that women are not targeted as citizens or individuals on the basis of their sex, but as (unemployed) members of their families.

As was described above the social fabric of Dutch society changed enormously in the 20th century, especially after the 1960s. During Pillarisation and the Christian moral offensive of the end 19th century, family had gained central importance. In the sixties there was a culmination of the contrary swing. It aimed at a private domain from the state in family and in “private relationships,” which could also exclude marriage and official family all together. Sexual liberation became paramount, probably understandable, after the former era of tight Puritanism. But also marriage itself changed: the undisputed male head of family in practice shifted to a negotiated headship, which relied on negotiation and compromise with spouse and offspring. A well developed political tradition of negotiation and compromise seemed incorporated into the modern family. But further alternatives to the traditional marriage were formed in the so-called “couples living together” and “couples living apart together” (LAT). Next the gay rights activists started their assertion, creating yet another form of “partnership” in the new age. Divorce and serial monogamy became more acceptable. This led the period between 1960 to 1990 to experience a remarkable shift of households: the “modern nuclear family” which had formed a 3/4 majority of households up to the 1950s, shrank to 1/3 of all households by 1988 (Zwaan, 1993: 258, table 4¹⁷).

In this process of change, the ideological concept of family itself became fully seen as a relic from

the narrow-minded, petit bourgeois past (“kleinburgerlijk”) and of no relevance to this modern era (v. d. Brink, 1997).

In 1995 however, due to growing atheism, drugs-problems and crime among youth, the issue of family returned on the political agenda and was debated upon in society (v. d. Brink 1997). Some wanted to return to traditional family values and found themselves hotly contested by others, who claimed any social form was preferably than returning to the narrow-minded moral project of the past. Within this debate the concept of family proved a powerful metaphor, which due to its cultural strength, was prone to be used a-historically. Authors often acclaimed that the (nuclear) family as the deeply natural form of living together had been unchanged since the Stone Age. Support for this essence of the “natural” family form was even found in the animal world. Its specific, resilient end 19th century/early 20th century socio-cultural construct of nuclear family was often overlooked. A fairly mono-cultural society tended to facilitate such a perception, showing also how deeply ingrained the specific cultural and historic form of family lives on in the mind, long after the 1960s momentum of change.

The “natural” family remained conceived as nuclear, monogamous and life-long, with economic dependent wives primarily concerned with motherhood and care, and men primarily offering protection from the outside world. Seldom to no recollection was, for instance, made to the pre-bourgeois/industrial era of agriculture and shared work activities of husbands and wives or to forms of more extended family forms.

In spite of the apparent breach of the 1960s, it is the historical continuity of the concept of family, even if gender tasks within became disputed, that has contributed to the underdeveloped political relevance of the domain of care in the 1990s. In this respect the 1960s or the current globalization, seem to contain less explanatory value. Increasing work pressures, job mobility and ageing population, made the issue of state-care provisions rise rapidly on the political horizon, but this process did not provide it with the political will of support nor recognition. It is the temporarily outlawed specific, historic form of nuclear family, returned to the debate in the 1990s debate as a “natural” (and universal) family form, which explains the Dutch government’s successful appeal to a model of family care in the 1990s.

Further the selective choice of leaving certain arrangements on child-care and care-leave to the employer and employee, coupled with the slow speed of dismantling the breadwinner advantages, culminate in a successful strategy of weighing the new issues down, instead of pushing them forward with forceful state legislation.

The lack of perceived urgency in this approach is a striking example of the earlier mentioned and historically grown phenomenon of “privileged irresponsibility.” Research on gender and care in the Netherlands therefore remains an important issue. This research would further benefit from an additional and explicit targeting of the specific form this “privileged irresponsibility” takes. Research should also give attention to the various actors (involved in policy) themselves. Here the

focus would be on the arguments developed and the specific ideas giving shape to the logic and debate within policy formation on care, as found within the manytypical Dutch-corporate boards and committees.¹⁸

Acknowledgements :

This article is the base of the last lecture held at Institute of Gender Studies, Ochanomizu Women's University, Tokyo, during a guest-lectureship in 2002. I gratefully thank the staff of IGS for this unique invitation and opportunity: Professor Namihira, Professor Tachi and Professor Ito. I also want to thank Keiko Hirano for her kind and efficient assistance during research and lecturepreparation and Haruko Sako for her consistent support through all the lectures held.

Notes :

1. In the latter case the government has taken an enormous responsibility in view of the overworked and overburdened health-care, which often cannot take much time to discuss a decision of euthanasia with the patient and family. In such cases the patient is obviously left with quite a vulnerable form of newly acquired autonomy, affecting those more, with little education or family/friends to support them (NRC : 29-4-2002).
2. This party was led by Pim Fortuyn, who was assassinated just before the elections in May, 2002.
3. As well as non-members Switzerland and Latvia.
4. As three non-members : Norway, Iceland and Estonia.
5. Other differences between Protestant and Catholic nations are said to be found in the differing degrees of state-intervention in the economy and the level of centralism, and secondly in the degree of institutional coherence: universalism versus fragmentation. (van Kersbergen, 1995 : 194/5).
6. The older people fondly remember Willem Drees and use "family terms" to express their gratitude for receiving – for the first time in history – an old age security based on citizenship! He is known as "Vadertje Drees," which is an endearing way of describing him as "A father to them all."
7. Research undertaken before the unification of East and West Germany.
8. See note 14 on Tronto's definition.
9. "Welfare and Culture in Europe, Towards a New Paradigm in Social Policy", ed. P. Chamberlayne, A. Cooper, R. Freeman and M. Rustin, (1999) or beyond the exclusive sphere of welfare in 'The Anthropology of Policy, Critical Perspectives on Governance and Power', ed. by C. Shore and S. Wright," (1997).
10. It would be relevant to assess the planning bodies concerned with the future scenarios of the country on gendered representation of Dutch born and non-Dutch born specialists.
11. In Dutch one has two words for "family: first gezin," referring only to mother, father and children and second "familie" referring to all those to whom one is bilaterally related, with an emphasis on older parents and siblings. Below I will describe how historically this form of bounded "gezin" became very much part of the bourgeois, religious project in the first half of the 20th century.
12. In Holland the birthrate was 36 in 1875; by 1919 it was 25 and remained just over 20 till the Second World War. In France it was down to 20 in 1920 and 14 by 1938. In England and Germany the figures between the two World Wars remained far below 20 (de Regt, 1993 b : 222).
13. This phenomenon of at times too large grown differences between equal citizens, is also said to have caused the recent popularity of Pim Fortuyn.

14. Tronto's definition: "We suggest caring to be viewed as a species activities that includes everything that we do to maintain, continue and repair our 'world' so that we can live in it as well as possible. That world includes our bodies, our selves, and our environment, all of which we seek to interweave in a complex, life-sustaining web." (1993: 103).
15. As a first success within international policy was the chapter on care in the UNDP report of 1999, taking to the concept to an international UN forum of debate, although the chapter on care was not integrated at all in the conclusions of the report (1999).
16. Supported by the only female minister, Marga Klompe, in the Dutch government of that time.
17. Second half 1990s, the constellation of family and households seemed that transformed that debates arose among government authorities as to how to satisfactorily define a "family unit" or a "living unit" Het Gezinsrapport, van Praag, C.S. and Niphuis-Nell, M. ed., SCP, 1997, section 4.1.
18. Family systems of non-Dutch born citizens and their societies, likewise remain not represented in government research policy and in practice are often seen as inferior. Their specific cultural ways of coping with care services and supportive family strategies within their societies remain relatively unknown to Dutch policy makers.

References :

- Berg, v.d. G. Gehuwde vrouwen en (on) vermogen, in Holtmaat, R. *Honderd jaar vrouwen recht in Nederland*, Nemesius, Tijdschrift voor Vrouwen en Recht, Tjeenk, Willink, Deventer, 1999.
- Bonnerjea M.N. *Family Care of the Handicapped Elderly : Who Pays?* London : Policy Study Institute, 1982.
- Brink, van der, Gabriel. "Hoge Eisen, Ware Liefde, de opkomst van een nieuw gezinsideaal in Nederland," Utrecht, NIZW, 1997.
- Bruijn, J. and Verhaar, O. *Waar blijven de financiën voor een nieuwe zorginfrastructuur? Jaarboek Emancipatie, Wie zorgt in de 21^{ste} eeuw?* Den Haag : Elsevier, 1999.
- Carers National Association, *A stronger voice : The Achievements of the Carer's Movement 1963-1993*. London : CAN, 1994.
- Centraal Bureau voor de Statistiek. *Yearly Report 2002*. The Hague : CBS, 2002.
- Chamberlayne, P., Cooper, A., Freeman R. and Rustin, M. *Welfare and Culture in Europe: Towards a New Paradigm in Social Policy*. London and Philadelphia : Jessica Kingsley Publishers, 1999.
- . "Cultural analysis of the informal sphere." In *Welfare and Culture in Europe, Towards a New Paradigm in social Policy*. London and Philadelphia : Jessica Kingsley Publishers, 1999.
- Coman, P. *Catholics and the Welfare State*. London : Longman, 1977.
- Cox, Robert. *The Development of the Dutch Welfare State, From Worker's Insurance to Universal Entitlement*. Pittsburgh and London : Un. Of Pittsburgh Press, 1993.
- Davie, G. "Unity in diversity : Religion and Modernity in Western Europe." In Fulton, J. and Gee, P. Eds. *Religion in Contemporary Europe*. Lampeter : Edwin Mellen Press, 1994.
- Dykstra, P. *Employment and Caring*, Working Paper, 1997/7, Den Haag, NIDI, 1997.
- Esping-Anderson, G. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge : Polity Press, 1990.
- Everard, Myriam and Aerts, Mieke De Burgeres. "Geschiedenis van een politiek begrip." In Kloek, Joost and Tilmans, Karin. ed. *Burger, een geschiedenis van het begrip "burger" in de Nederlanden van de Middeleeuwen tot de 21^{ste} eeuw*. Amsterdam : Amsterdam University Press, 2002.
- Finch, Janet and Groves, Dulcie. *A Labour of Love : Women, Work and Caring*. London and Boston : Routledge, 1983.
- . and Mason Jennifer. "Divorce, remarriage and family obligations." *Sociological Review*. 38 (1990): pp. 219-246.
- . and Mason, Jennifer. *Negotiating Family Responsibilities*. London and Boston and Melbourne : Routledge and Kegan and Paul, 1993.
- Folbre, Nancy. *The Invisible Heart, Economics and Family Values*. New York : New York Press, 2001.

- Goewie, R. and Keune, C. *Naar een algemeen aanvaarde standaard. Opvattingen en normen over de inzet van gezinsverzorging*. Utrecht : Verwey-Jonker Instituut, 1996.
- Hansen, F.K. *Social Services in Denmark : Consolidated Report 1990-1992*. Kopenhagen : Casa, 1992.
- Hornsby-Smith, Michael. "The Catholic Church and social Policy in Europe." In Chamberlayne, P. Cooper, A.; Freeman R. Rustin, M. ed. *Welfare and Culture in Europe : Towards a New Paradigm in Social Policy*. London and Philadelphia : Jessica Kingsley Publishers, 1999.
- Holtmaat, Rikki. *Defective Acceleration: The Dutch Emancipation Policy*. The implementation of the United Nations Women's Convention in the Netherlands, 1999. www.E-quality.nl
- Hortulanus, R.P. and Machielse, J. *Wie is mijn naaste*. Elsevier and Den Haag: Het Sociale Debat, 2000a.
- . J. *In de Marge*. Elsevier and Den Haag: Het Sociale Debat, 2000b.
- Jeffrys, Margot. *Growing Old in the Twentieth Century*. London and New York: Routledge, 1989.
- Kersbergen, V. Kees. *Social Capitalism: A Study of Christian Democracy and the Welfare State*. London: Routledge, 1995.
- Kiely, G. and Richardson, V. *Family Policy: European Perspectives*. Dublin: Family study Centre, 1991.
- Kloek, Joost and Tilmans, Karin. *Burger, een geschiedenis van het begrip "burger" in de Nederlanden van de Middeleeuwen tot de 21^{ste} eeuw*. Amsterdam : Amsterdam University Press, 2002.
- Knijf, Trudie, Strijdende zorglogica's in de kinderopvang en de thuiszorg. In Brinkgreve, C. en Lieshout, van P. *Geregelde gevoelens, Collective Arrangements en de intieme leefwereld*. Elsevier/ De Tijdstroom : Maarsen, 1999.
- Komter, A, Burgers, J. and Engbersen, G. *Het cement van de samenleving, een verkennende studie naar solidariteit en cohesie*. Utrecht/Rotterdam : AWSB, 1999.
- Kremer, Monique. *Geven en Claimen, Burgerschap en informele zorg in Europees perspectief*. Utrecht : NIZW, 2000.
- Krishnaraj, Maithreyi. *Unresolved Dilemmas of the Dutch Welfare State, Growth, Equity, Care*, IDPAD, The Hague, 2000.
- Nielson, J. S. *Muslims in Western Europe*. Edinburgh : Edinburgh University Press, 1992.
- OECD. "Caring for frail elderly people." *New Directions in Care*. 14. Paris : OECD, 1994.
- . *Babies and Bosses*. Paris : OECD, 2002.
- Outshoorn, Joyce. *De Politieke Strijd Rondom de Abortuswetgeving in Nederland 1969-1989*. Amsterdam : Vuga, 1980.
- Palriwala, Rajni. "Renegotiations of the Public and the Private in the Netherlands," *I.I.A.S. Newsletter* 27 (2002) : pp 25.
- Papini, R. *The Christian Democrat International*. London : Rowman and Littlefield, 1997.
- Praag, van, C.S. and Niphuis-Nell, M. ed. *Het Gezinsrapport, een verkennende studie naar het gezin in een veranderende samenleving*. SCP, 1997.
- Putnam, Robert. *Bowling Alone : The Collapse and Revival of American Community*. Toronto, New York and London : Simon and Schuster, 2000.
- Qureshi, Hazel. *The Caring Relationships, Elderly People and their Families*. Philadelphia : Temple Un. Press, 1989.
- Rademaker P. *Met het oog op 2010, De toekomst van het sociale domein, verbeeld in elf essays*. Amsterdam : De Balie, 2001.
- Regt, de, Ali. Arbeiders, burgers en boeren ; gezinsleven in de negentiende eeuw. T. Zwaan ed. *Family, Huwelijk en Gezin*. Meppel, Boom, 1984 : 193-218.
- . *Geld en Gezin, Financiële en Emotionele relaties tussen Gezinsleden*. Amsterdam : Boom, 1993 a.
- . Het Ontstaan van het "moderne gezin", 1900-1950. T. Zwaan ed. *Familie, Huwelijk en Gezin*. Amsterdam/Heerlen : Boom/Open Universiteit, 1993 b : 219-239.
- Risseeuw, C. "Globalisering in Nederland vanuit Indiaas Perspectief." In. Hoebink, P., Haude, D. and van der Velde, F. ed. *Van Globalisering, Emancipatie en Verzet*. Amsterdam : Van Gorcum, 1999.
- Rostgaard, T. and Fridberg, T. *Caring for Children and Older People : A Comparison of European Policies and Practices*. Kopenhagen : The Danish National Institute of Social Research, 1998.
- Sainsbury, Diana. *Gendering Welfare States*. London and New Delhi : Sage Publications. 1994.
- Sevenhuijsen, Selma. *De order van het Vaderschap, Politieke Debatten over ongehuwd moederschap, afstamming en het huwelijk in Nederland, 1870-1900*. Amsterdam : I.I.S.G., 1987.

- . *Citizenship and the Ethics of Care : Feminist considerations on Justice, Morality and Politics*. London and New York : Routledge, 1998.
- Simpson, R. and Walker, R. *Europe : For Richer or Poorer?*. London : CPAG, 1993.
- Shore, Cris and Wright, Susan. *Anthropology of Policy, Critical Perspectives on Governance and Power*. London and New York : Routledge, 1997.
- Social and Cultural Report 2000. *The Netherlands in a European Perspective*. Hague : Social and Cultural Planning Bureau, 2001.
- Tester, S. *Community Care for Older People ; A Comparative Perspective*. London and Basingstoke : Macmillan, 1996.
- Tilly, Louise. and Scott, Joan Womjen. *Work and the Family*. Rhinehart and Winston, New York : Holt, 1978.
- Tronto, Joan. *Moral Boundaries, A Political Argument for an Ethic of Care*. London : Routledge, 1993.
- Tweede kamer der Staten Generaal : *Thuis Zorg en Zorg Thuis : Kansen voor de Toekomst, Verkenning Ouderen Zorg, 1995*. Vergaderjaar 1996-1997. 25351, no 1. Den Haag, Tweede kamer, 1996.
- Tweede kamer der Staten Generaal : *Gezond en Wel. Het kader van het Volksgezondheidsbeleid 1995-1998*. Tweede Kamer Vergaderingen 1994-1995. 24126, nrs. 1-2.
- Twigg, J. Models of Carers. "How do Social Agencies conceptualize their relations with informal carers?" *Journal of Social Policy*. 18. 1 (1989).
- Ungerson, Clare. *Policy is Personal, Sexes, Gender and Informal Care*. London and New York : Tavistock publications, 1987.
- UNDP. *Human Development Report*. 1999.
- Walker, A. and Maltby, T. *Ageing Europe*. Buckingham and Philadelphia : Open University Press, 1997.
- Whyte, J. H. *Catholics in Western Democracies : A Study of Political Behaviour*. Dublin : Gill and Macmillan, 1981.
- Wilmott, Peter. *Friendship Networks and Social Support*. London: Policy Study Institute, 1987.
- Zwaan, T. "De verbroken vierenheid: een interpretatie van recente transitie." In T. Zwaan. ed. *Familie, Huwelijk en Gezin*. Amsterdam and Heerlen: Boom, Open Universiteit, 1993.
- . ed. "*Familie, Huwelijk en Gezin*." Meppel, Boom, 1984.
- . ed. "*Familie, Huwelijk en Gezin*," Amsterdam/Heerlen/Open Universiteit, 1993.
- Daily Newspapers: De Volkskrant and the NRC.

テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写の内容分析研究

——33年間でどれだけ変化したか——

坂元 章・鬼頭 真澄・高比良美詠子・足立にわか

This paper analyzes frequency of stereotypic portrayals of women and men and the temporal changes of stereotypes through the television commercials broadcasted in the year between 1961 and 1993. The results were as follows: (a) women and men in commercials were generally portrayed in accordance with traditional gender stereotypes; (b) stereotypic portrayals decreased over 33 years as to some aspects but increased as to other aspects. Thus, it was concluded that efforts to reduce traditional gender stereotypes in television commercials in Japan have only met with limited success.

キーワード：女性、ステレオタイプ、メディア、テレビ・コマーシャル、内容分析

問題

心理学や社会学の分野では、マス・コミュニケーションにおける女性や男性の性ステレオタイプの描写は、女性に対する伝統的なステレオタイプや偏見を助長するとされてきた。そのため、性ステレオタイプの描写が実際にどれだけ多く見られるかについて強い関心が持たれ (Creedon 1989, 1993; 加藤・津金澤 1992)、とくに、テレビ・コマーシャルについては、世界中で、この問題に関する内容分析研究が非常に多く行われてきた (例えば、1990年代以降のものとして、Coltrane & Adams 1997; Coltrane & Messineo 2000; Craig 1992; Furnham & Bitar 1993; Furnham & Skae 1997; Mazzella, Durkin, Cerini & Buralli 1992; Mwangi 1996; Riffe, Place & Mayo 1993; Signorielli, McLeod & Healy 1994; Smith 1994; Tan, Lin & Theng 2002)。

これらの研究は、テレビ・コマーシャルにおいては、伝統的な性ステレオタイプに一致する描写がしばしば見られることを指摘してきた。例えば、女性は、依存的で、無力であり、知的でないと描写される一方、男性は、自立的で、影響力を持ち、知的であると描写される。コマーシャルでは、女性はふつう主婦であるのに対し、男性は仕事に打ち込んでいる。また、女性については若い人物だけがコマーシャルに登場するのに対し、男性についてはすべての年齢の人物が登場することも示されてきた。

西欧では、こうしたステレオタイプの描写が、時代とともに、どのように変化するかについて検討した研究者も少なくない (Bretl & Cantor 1988; Ferrante, Haynes & Kingsley 1988; Furnham & Skae 1997; Lovdal 1989; Macklin & Kolbe 1984; Schneider & Schneider 1979; Weigel & Loomis 1981)。例えば、Furnham & Skae (1997) は、ステレオタイプの描写が、過去25年間で減少した部分があることを見出した。Bretl & Cantor (1988) は、ステレオタイプの描写は最近でも見られるものの、それは

過去15年間でかなり減少していると結論した。Ferrante et al. (1988) もまた、15年間の変化を検討し、同様の結論を出している。しかし一方で、Lovdal (1989) や Maklin & Kolbe (1984) は、過去10年間に於いてステレオタイプの描写は減少していなかったことを示し、Weigel & Loomis (1981) もまた、6年間の変化を検討したが、そうした減少を見出さなかった。さらに、Schneider & Schneider (1979) は、過去5年間に於いてステレオタイプの描写は減少したものの、その減少は小さなものに過ぎなかったと結論した。

このように、性ステレオタイプの描写の時代的变化については、研究の結果は一致していないが、われわれは1つの可能性として、この不一致はそれぞれの研究が扱ってきた期間の長さの違いによるものではないかと考えている。実際に、扱った期間が長い研究ほど、ステレオタイプの描写の減少をより明瞭に見出しているように見える。いくつかの研究では、扱った期間が十分に長くなかったために、そうした減少が検出されなかったのかもしれない。もし、そうであれば、近年の西欧における性ステレオタイプの描写は、実際には減少していたと考えられることになる。こうした減少は、(1)職業を持ったり、高い学歴を持つ女性が増えるなど女性の実状の変化や、(2)性ステレオタイプの描写を望ましくないものとする男女平等意識の高まりに影響されたものと見られ、もっともらしいことにも思われる。

日本においても、近年では、女性の実状が変化するとともに、男女平等意識が強調されており、西欧と同様に、性ステレオタイプの描写は減少している可能性がある。実状については、例えば、(1)日本において職業を持つ女性は、過去40年間に大幅に増加した。労働省女性局 (1996) は、1965年には、職業を持つ女性は913万人であったのに対し、1995年では2048万人になったことを報告している。(2)高学歴の女性も増加した。大学進学率は、1960年には、男性が14.9%であったのに対し、女性は5.5%に過ぎなかったが、1989年では、女性の進学率 (36.8%) は、男性の進学率 (35.8%) を上回った (総務庁統計局 1990)。さらに、(3)近年では、女性の社会的勢力が強まっており、女性は、より重要な問題について意思決定できるようになっていると見られる (森岡・望月 1983)。これらの実状の変化は、コマーシャル制作に携わる人々が持っている、女性や男性に対する印象を変化させ、その結果、コマーシャルの内容を変化させようである。また、男女平等意識についても、近年の日本では、その重要性が広く強調されており、これもまた、テレビ・コマーシャルの制作に影響を与え、性ステレオタイプの描写を減少させようである。

本研究は、1961年から1993年までの33年間に放送されたテレビ・コマーシャルの内容を分析して、日本における近年のコマーシャルでは、実際のところ、性ステレオタイプの描写は時代に伴って減少しているのか、また、そもそもそうした描写がどれくらい見られるのかを検討したものである。これまでの研究——とくに時代的变化を扱ったもの——は、ほとんどが西欧のコマーシャルに関するものであり、日本はもちろん、西欧以外の地域に関するものは希少である。また、これらの研究は、Furnham & Skae (1997) は25年の変化を検討しているが、それ以外については最大で15年を扱ったに過ぎない。さらに、それらの研究のいくつかは、研究者が自分自身で行った新しい研究の結果と、他者が過去に行った古い研究の結果を比較するものであり、両者の結果の違いがあっても、それは、時代的变化の反映ではなく、両者の研究の手続きなどにおける違いに帰着されうるものであった。本研究は、これらの先行研究の問題を克服しており、その点で少なからず意義を持つ研究であると考えられる。

本研究では、性ステレオタイプの描写を分析するにあたって、とくに、性ステレオタイプを反映する6つの側面——職業、場所、専門性、説得の根拠、商品の価格、年齢——に注目し、先行研究に従っ

て、以下のような描写をステレオタイプ的と見なした。

- (1) 女性は無職者であるのに対し、男性は有職者である。
- (2) 女性は家の中にいるのに対し、男性は家の外にいる。
- (3) 女性は、自分が推薦している商品のユーザーであるのに対し、男性は、その権威者である。
- (4) 女性は、なぜその商品が良いかを説明しないが、男性は説明する。
- (5) 女性は、低額な商品を推薦するが、男性は、高額な商品を推薦する。
- (6) 女性については、若い人物だけがコマーシャルに登場するのに対し、男性については、いろいろな年齢の人物が登場する。

これらの6つの側面は、商品の価格のみについてはやや新しいが、性ステレオタイプの研究では、これまでにしばしば使われてきたものである (Bretl & Cantor 1988; Dominick & Rauch 1972; Ferrante et al. 1988; Furnham & Voli 1989; Lovdal 1989; McArthur & Resko 1975; Schneider & Schneider 1979)。

われわれは、以上の6つの側面について、テレビ・コマーシャルでの性ステレオタイプの描写は、年齢の側面では変化しないものの、職業、場所、専門性、説得の根拠、商品の価格の側面では減少するであろうと予測した。先述したように、女性の職業的地位は変化しており、それはとくに、中心的な登場人物の職業、場所、専門性に関するステレオタイプの描写を減少させそうである。教育水準の変化は、説得の根拠に関する描写を減少させそうである。さらに、社会的勢力の変化は、商品の価格の側面に影響しそうである。ただし、年齢の側面については、女性の年齢の分布が変化したとは言えないので、同様の予測は成立しにくい。実際に、年齢の側面については、性ステレオタイプの描写の変化を示した研究はこれまでに見られない (Ferrante et al. 1988; Schneider & Schneider 1979)。

方法

テレビ・コマーシャル

1961年から、全日本シーエム協議会 (ACC; All Japan Radio & Television Commercial Confederation) は毎年、優れたテレビ・コマーシャルに対して ACC 賞を与えている。全日本シーエム協議会は、コマーシャルに関する、日本における5つの組織の連合体である。5つの組織とは、日本広告主協会 (JAA; Japan Advertisers Association Inc.)、日本広告業協会 (JAAA; Japan Advertising Agencies Association)、日本広告代理店中央連盟 (ABA; Association Broad Advertising Agency)、日本コマーシャルフィルム制作者連盟 (JAC; Japan Association of TV Commercial Production Companies)、日本民間放送連盟 (NAB; The National Association of Commercial Broadcasters in Japan) である。この賞に関する審査委員会のメンバーは、これらの組織の代表者と有識者であり、その審査は、公正かつ偏りのないものと考えられ、その結果、この賞は、日本においてもっとも権威ある賞とされている (野田 1979)。審査基準を付録Aに示した。

全日本シーエム協議会は、1961年から1993年までの33年間に4276個のコマーシャル (1年あたり概ね130個のコマーシャル) に ACC 賞を与えてきた。これらのコマーシャルの大部分については、現在、それを見ることはできない。しかし、すべてのコマーシャルの内容が、全日本シーエム協議会によって刊行されている「ACC CM年鑑」の中で、文章と写真によって詳述されており、この本の記述に基づ

いて、33年間のコマーシャルの内容を分析できる。

コマーシャルの分類

われわれはまず、賞を受けたコマーシャルに関する記述を見て、コマーシャルに登場する人物の中で誰がもっとも中心的かを判断した。これは、言葉の量、映像の大きさ、登場している時間などから判断された。次に、われわれは、7つの側面ごとに、この中心人物をいくつかのカテゴリーの1つに分類した。その側面とカテゴリーは以下の通りである。

性別 まず、中心人物が女性か男性かを判断した。

職業 中心人物を、(1)有職者、(2)従属者（例えば、親、家族のメンバー、主婦、配偶者、性的対象）、(3)その他ないし不明、のいずれかに分類した。

場所 中心人物を、(1)家の中（例えば、台所、風呂場、他の部屋、庭）にいる、(2)家の外（例えば、職場、店、レストラン、駅）にいる、(3)その他ないし不明、のいずれかに分類した。

専門性 中心人物を、(1)商品のユーザー、(2)商品の権威者、(3)その他ないし不明、のいずれかに分類した。

テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプ研究で、職業、場所、専門性の側面を最初に使ったのはおそらく Dominick & Rauch (1972) であり、それ以来、これらは、しばしば使われてきた (Bretl & Cantor 1988; McArthur & Resko 1975; Schneider & Schneider 1979)。Ferrante et al. (1988) もまた、職業と場所の側面を用い、Lovdal (1989) は、場所の側面を用いた。

説得の根拠 中心人物が商品を推薦するとき、どのような根拠を呈示したかによって、中心人物を分類した。(1)事実の呈示、(2)意見の呈示、(3)呈示した根拠なし、のいずれかに分類した。この側面はおそらく McArthur & Resko (1975) によって最初に使われ、それ以降の研究もこれを使っている (Bretl & Cantor 1988)。

商品の価格 中心人物を、その人物が推薦している商品の価格によって分類した。カテゴリーは、(1)5000円以上、(2)5000円以下、(3)その他ないし不明、であった。おそらく、Furnham & Voli (1989) がこれを最初に使った研究者であり、この側面はかなり新しいものである。

年齢 中心人物を、(1)非常に若い（赤ん坊から小学生）、(2)若い（13歳から29歳）、(3)年長者（30歳以上）、(4)不明、のいずれかに分類した。分析にあたっては、1番目と4番目のカテゴリーを込みにして、「その他」のカテゴリーとした。この側面は、Dominick & Rauch (1972) で登場してから、たびたび用いられてきた (Ferrante et al. 1988; Schneider & Schneider 1979)。

われわれは、それぞれのコマーシャルから、中心人物を1名のみ選び出そうとしたが、複数の登場人物の中でだれが中心的であるかについて甲乙つけ難いために、1名のみが選べないこともあった。こうしたコマーシャルは、分析から除外された。さらに、人物が全く登場しないコマーシャルも分析されなかった。われわれは、結局、2727個のコマーシャルに登場した2727名の中心人物について分析した。

判定者

1名の判定者が2727名の中心人物を分類した。分類の信頼性を検討するために、それぞれの年について、5つのコマーシャルを無作為に選び、もう1名の別の判定者に同様の分類を行わせた。その結果、性別、職業、場所、説得の根拠、商品の価格、年齢の側面については、90%以上の一致率が得られた。

専門性の側面についても、82.5%の一致率であり、許容範囲であると考えられる。それゆえ、本研究における分類は、信頼できると言える。

結果

われわれは、1961年から1993年の期間を、期間1（1961年から1971年）、期間2（1972年から1982年）、期間3（1983年から1993年）の3つの部分に分けた。

性別 3つの期間のそれぞれにおける女性と男性の中心人物の割合を表1に示した。全体の列にあるように、女性が中心人物として登場するコマーシャルは46%であったの対し、男性が登場するものは54%であり、日本のテレビ・コマーシャルにおいては、女性よりも男性のほうが中心人物としてやや頻繁に登場してきたと言える。表1のクロス集計に対して χ^2 検定を行い、性別（女性、男性）と期間（期間1、期間2、期間3）の連関を検討すると、それは有意ではなく（ $\chi^2=1.49$, $df=2$, $n=2716$, ns ）、女性よりも男性のほうがより頻繁に登場しているという傾向は、時代によって変化しているとは言えない。

表1 性別と期間

	期間1 (1961-1971)		期間2 (1972-1982)		期間3 (1983-1993)		全体	
	<i>n</i>	%	<i>n</i>	%	<i>n</i>	%	<i>n</i>	%
女性	190	(44)	470	(46)	594	(47)	1254	(46)
男性	241	(56)	559	(54)	662	(53)	1462	(54)
不明	0	-	7	-	4	-	11	-
全体	431	(100)	1036	(100)	1260	(100)	2727	(100)

職業 それぞれの職業カテゴリーに入るコマーシャルの割合を表2に示した。対数線形モデル分析を用いて、性別（女性、男性）、期間（期間1、期間2、期間3）、性別×期間の交互作用が職業に及ぼす効果を検討した。その結果、性別の主効果は高度に有意であった（ $\chi^2=302.77$, $df=2$, $n=2716$, $p<.0001$ ）。これは、時代を超えて、女性と男性の中心人物の職業が異なっていることを意味する。実際、女性は男性よりも従属者であることが多いのに対し（表1にあるように、女性は67%、男性は33%）、男性は女性よりも有職者であることが多かった（男性は76%、女性は24%）。性別×期間の交互作用も有意であったが（ $\chi^2=14.95$, $df=4$, $n=2716$, $p<.01$ ）、有職者と従属者の割合は時代によってあまり変化しておらず、その有意な交互作用効果は主に、その他のカテゴリーにおける変化によるものである。実際に、それぞれのカテゴリーに関する χ^2 検定の結果を見ると、その他のカテゴリーについてだけ、性別と期間の連関が有意であった（表2）。以上のように、本研究の結果は、職業の側面において性ステレオタイプの描写が減少していることを示した Bretl & Cantor (1988) や Ferrante et al.(1988) の結果に一致しなかった。

表2 中心人物の職業

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^{2a}	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
有職者	女性	27	(21)	68	(23)	106	(26)	201	(24)	1.24	.04
	男性	99	(79)	229	(77)	308	(74)	636	(76)		
従属者	女性	128	(65)	305	(70)	328	(66)	761	(67)	2.84	.05
	男性	68	(35)	128	(30)	171	(34)	367	(33)		
その他	女性	35	(32)	97	(32)	160	(47)	292	(39)	16.03****	.15
	男性	74	(68)	202	(68)	183	(53)	459	(61)		
χ^{2b}		68.39****		198.23****		146.25****		387.17****			
ϕ		.40		.43		.34		.38			

注) ^aこの列は、中心人物のそれぞれのカテゴリーについて、性別と期間の連関を検討する χ^2 検定の結果を示す。^bこの行は、それぞれの期間について、カテゴリーと性別の連関を検討する χ^2 検定の結果を示す。⁺ $p < .10$, ^{*} $p < .05$, ^{**} $p < .01$, ^{***} $p < .001$, ^{****} $p < .0001$ この注は、表3～表7についても同様である。

場所 表3に示したように、時代を超えて、コマーシャルにおいては、女性のほうが男性よりも家の中にいるのに対し（女性は51%、男性は49%）、男性のほうが女性よりも家の外にいる（男性は57%、女性は43%）。実際に、職業の場合と同様の2要因の対数線形モデル分析を行うと、性別の主効果は有意であった（ $\chi^2 = 9.05$, $df = 2$, $n = 2716$, $p < .01$ ）。交互作用効果も有意であり（ $\chi^2 = 9.05$, $df = 2$, $n = 2716$, $p < .01$ ）、実際に、家の中にいる男性の割合は減少していた（期間1、期間2、期間3の割合はそれぞれ54%、53%、44%）。これは、中心人物がいる場所については、性ステレオタイプの描写は、減少しているというよりも、むしろ増加していることを意味する。この結果は、そうした描写が減少している（Bretl & Cantor 1988; Ferrante et al. 1988）ないし変化していない（Lovdal 1989）とする先行研究の結果とは非常に異なっている。

表3 中心人物がいる場所

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^2	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
家の中	女性	42	(45)	129	(47)	183	(56)	354	(51)	9.51**	.12
	男性	51	(55)	145	(53)	144	(44)	340	(49)		
家の外	女性	121	(42)	300	(44)	366	(44)	787	(43)	0.02	.00
	男性	164	(58)	389	(56)	471	(56)	1024	(57)		
その他	女性	27	(51)	41	(62)	45	(49)	113	(54)	2.13	.10
	男性	26	(49)	25	(38)	47	(51)	98	(46)		
χ^2		1.99		8.10*		15.80****		15.69****			
ϕ		.07		.09		.11		.08			

専門性 表4の全体の列に示されるように、ユーザーの割合は女性（54%）のほうが男性（46%）よりも高く、権威者の割合は男性（71%）のほうが女性（29%）よりも高い。これは、時代を超えて、女性は権威者というよりもユーザーであり男性は、ユーザーというよりも権威者として描かれていることを意味する。対数線形モデル分析の結果、性別の主効果は高度に有意であり（ $\chi^2 = 25.24$, $df = 2$, $n = 2716$, $p < .0001$ ）、女性と男性の違いは強く確認された。また、交互作用効果は有意でなかったため

($\chi^2 = 8.35$, $df = 4$, $n = 2716$, $.05 < p < .10$)、この違いが時代によって変化したとは言えない。これは再度、Bretl & Cantor (1988) の結果と一致しない。

表4 中心人物の専門性

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^2	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
ユーザー	女性	151	(46)	340	(50)	368	(51)	859	(46)	1.94	.03
	男性	175	(54)	346	(50)	354	(49)	875	(54)		
権威者	女性	12	(37)	4	(11)	18	(38)	34	(29)	9.38**	.28
	男性	20	(63)	34	(89)	29	(62)	83	(71)		
その他	女性	27	(37)	126	(41)	208	(43)	361	(42)	0.89	.03
	男性	46	(63)	179	(59)	279	(57)	504	(58)		
χ^2		2.72		25.44****		9.54**		28.55***			
ϕ		.08		.16		.09		.10			

説得の根拠 表5の全体の列に示されているように、女性については、根拠なしの割合(48%)のほうが、事実や意見の割合(40%と40%)よりも多く、男性については、事実や意見(60%と60%)のほうが、根拠なし(52%)よりも多い。これは、女性は、説得にあたって事実や意見を述べるよりも、何も根拠を挙げていないのに対し、男性は、事実や意見を述べていることを意味する。対数線形モデルは、性別の高度に有意な効果を示し、女性と男性の違いを裏づけている。しかし、交互作用効果は有意であり($\chi^2 = 19.86$, $df = 4$, $n = 2716$, $p < .001$)、こうした違いは時代とともに消失している。これは、Bretl & Cantor (1988) の結果と一致している。

表5 説得の根拠

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^2	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
事実	女性	20	(37)	22	(24)	59	(54)	101	(40)	19.23****	.28
	男性	34	(63)	70	(76)	50	(46)	154	(60)		
意見	女性	5	(25)	56	(44)	65	(39)	126	(40)	2.64	.09
	男性	15	(75)	72	(56)	100	(61)	187	(60)		
根拠なし	女性	165	(46)	392	(48)	470	(48)	1027	(48)	0.50	.02
	男性	192	(54)	417	(52)	512	(52)	1121	(52)		
χ^2		4.70 ⁺		20.27****		6.30*		11.15**			
ϕ		.10		.14		.07		.06			

商品の価格 表6の全体の列に示されているように、女性については、5000円以下の割合(49%)は5000円以上の割合(41%)よりも大きく、男性については、5000円以上(59%)のほうが5000円以下(51%)よりも大きい。これは、女性は、高いものよりも安いものを推薦し、男性は、安いものよりも高いものを推薦していることを意味する。実際に、対数線形モデル分析は、性別の主効果が高度に有意であることを示した($\chi^2 = 15.55$, $df = 2$, $n = 2716$, $p < .0001$)。交互作用効果もまた有意であり($\chi^2 = 15.60$, $df = 4$, $n = 2716$, $p < .01$)、女性と男性の違いは時代とともに消失していた。

表6 商品の価格

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^2	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
5000円以上	女性	53	(37)	127	(35)	166	(57)	346	(41)	13.63***	.13
	男性	92	(63)	235	(65)	179	(43)	506	(59)		
5000円未満	女性	116	(48)	286	(52)	307	(47)	709	(49)	2.32	.04
	男性	128	(52)	269	(48)	341	(53)	738	(51)		
その他	女性	21	(50)	57	(51)	121	(46)	199	(48)	0.85	.05
	男性	21	(50)	55	(49)	142	(54)	218	(52)		
χ^2		5.11 ⁺		25.27****		0.27		15.66****			
ϕ		.11		.16		.02		.08			

年齢 表7の全体の列に示されるように、年少者のカテゴリーでは、女性のほうが男性よりも割合が高いのに対し（79%と21%）、年長者のカテゴリーでは、男性のほうが女性よりも割合が高い（76%と24%）。対数線形モデルは、実際に、性別の主効果が高度に有意であることを示した（ $\chi^2 = 477.92$, $df = 2$, $n = 2716$, $p < .0001$ ）。交互作用効果は有意でなく、本研究は、Ferrante et al. (1988)や Schneider & Schneider (1979)と同様に、女性と男性の違いは変化していないとする結果を示した。

表7 中心人物の年齢

		期間1		期間2		期間3		全体		χ^2	ϕ
		n	%	n	%	n	%	n	%		
若い	女性	114	(83)	304	(77)	395	(78)	813	(79)	2.13	.05
	男性	23	(17)	89	(23)	110	(22)	222	(21)		
年配	女性	57	(24)	136	(25)	148	(24)	341	(24)	0.23	.01
	男性	181	(76)	412	(75)	478	(76)	1071	(76)		
その他	女性	19	(34)	30	(39)	51	(43)	100	(37)	1.31	.07
	男性	37	(66)	58	(61)	74	(57)	169	(63)		
χ^2		126.57****		259.78****		336.34****		720.86****			
ϕ		.54		.50		.52		.52			

考察

本研究の結果は、先行研究と同様に、コマーシャルに登場する女性と男性が、時代を超えて伝統的な性ステレオタイプに沿って描写されていることを示した。すなわち、女性は、従属者であり、家の中におり、商品のユーザーであり、商品がなぜ良いかを説明せず、安い商品を推薦し、若かった。一方、男性は、有職者であり、家の外におり、商品の権威者であり、商品がなぜ良いかを説明し、高い商品を推薦し、年配であった。

また、長期的変化に関する結果は、性ステレオタイプの側面によって異なっていた。われわれは、ステレオタイプの描写は、女性の職業に関する実状の変化に伴って、中心人物の職業、場所、専門性の側面では減少すると予測したが、この予測は支持されなかった。場所については、ステレオタイプの描写が増加さえしていた。一方、女性の教育水準や社会的勢力に関する実状の変化から、説得の根拠と商品

の価格の側面についても、ステレオタイプの描写が減少すると予測されたが、これらについては、その予測が支持された。年齢については、変化はないであろうとする予測が支持された。

このように、結果は、職業の実状に関連する側面と、教育や勢力の実状に関連する側面の間で異なっていた。これは、女性の職業的地位に対する印象と、教育水準や社会的勢力に対する印象が異なっていることによるものかもしれない。女性は男性よりも近年は、より高い水準の教育を受けており、また、少なくとも家の中では、かなり強い勢力を持っているように見える。しかし、職業については、女性の地位は大幅に向上したものの、まだ、男性のほうが女性よりもはるかに高い地位にあるようにも思われる。近年のテレビ・コマーシャルの制作者は、女性の職業的な地位よりも、教育水準の高さや、勢力の強さに強い印象を受けており、その結果として、コマーシャルの中で、職業を持つ女性ではなく、知的であったり、勢力を持つ女性を描くことになっているのかもしれない。この説明を含め、さまざまな可能性を検討するために、今後の研究が必要である。

先述したように、西欧で行われた研究の結果によれば、近年、テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写は減少しているように思われる (Bretl & Cantor 1988; Ferrante et al. 1988)。しかし一方、本研究では、33年間の長期間にわたるデータを分析しているにもかかわらず、こうした変化を捉えられなかった。これは、西欧に比べて、近年の日本においては、性ステレオタイプの描写の改善がずっと進んでこなかったことを意味する。

西欧だけでなく、日本においても、男女平等意識は広く高まっており、伝統的なステレオタイプの描写の抑制が求められていると考えられるが、本研究の結果を見る限り、こうした意識の高まりは、テレビ・コマーシャルの制作にあまり影響してこなかったように見える。何よりも、女性の実状として、職業を持つ女性は近年、大幅に増加しているにもかかわらず、中心人物の職業、場所、専門性の側面に関するステレオタイプの描写は減少しておらず、日本のテレビ・コマーシャルでは、そうした女性の実状すら反映されていない状況にあったと言える。これらのことから、近年の日本では、テレビ・コマーシャルにおいて、伝統的な性ステレオタイプの描写を減らす取り組みが十分であったとは言えないように思われる。

最後に、本研究で使われたテレビ・コマーシャルの代表性について付言する。本研究では、ACC賞を受けたコマーシャルが分析対象とされており、それゆえ、それが日本のテレビ・コマーシャルを代表しているかどうかという問題が生じる。しかし、この問題はそれほど深刻ではないと考えられる。

第1に、本研究では、代表性が高いというよりも、むしろ、日本人に強い影響力を持ったコマーシャルの内容を分析することが重要である。コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写はあくまで、人々が持っているステレオタイプを増幅しうることから、現実的な問題性があり、影響力のないコマーシャルは、それが高い代表性を持っていたり、仮にどんなに強烈なステレオタイプの描写を示していても、そうした問題性を生じさせず、ここでは重要でない。ACC賞を受けたコマーシャルは、頻繁に放送され、その結果、日本人にとって影響力があったものと見られる (野田 1979)。実際に、先述したように、ACC賞の審査においては、審査員は広い範囲から選ばれており、その結果、広い範囲の人々に支持されるコマーシャルが受賞し、少数の人々しか知らないものが受賞することは少ないと考えられる。

第2に、付録Aに示したように、視聴者がそれを通して近未来を見るようなコマーシャルがACC賞の対象になりやすいと見られる。それゆえ、少なくとも近年では、伝統的なステレオタイプの描写を含

むコマーシャルは受賞しにくくなっていると言える。しかし、本研究は、受賞したコマーシャルにおいてさえ、ステレオタイプの描写が減っていないことを示しており、より広い範囲のコマーシャルについては、近年では、ステレオタイプの描写はさらに多くあり、決して減少していないのではないかと思われる。

このように、代表性の問題は深刻ではなく、本研究の結論は、この問題によってそれほど弱められないと考えられる。

結論

日本のテレビ・コマーシャルにおける伝統的な性ステレオタイプの描写は、1961年から1993年までの間、減少していなかった。これらのステレオタイプの描写は、女性に対する、人々の伝統的ステレオタイプや偏見を助長しうる。さらに、女性の職業的地位や教育水準は33年間で大幅に向上しているが、そうした描写は、この女性の実状も反映していない。それゆえ、日本のテレビ・コマーシャルにおいては、この時期、性ステレオタイプを減らしていく取り組みが十分であったとは言えないように思われる。

(さかもと・あきら／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授
きとう・ますみ／川越少年刑務所調査専門官
たかひら・みえこ／日本教育工学振興会研究員
あだち・にれか／日本原子力研究所研究員)

*本論文は、Sakamoto, Kitou, Takahira & Adachi (1999) を翻訳し、加筆や修正を行ったものである。

付録 A 審査基準

CMは、日本の文化を映す鏡であり、また、近未来を覗き見る窓でもある。審査にあたっては、次にかかげる審査基準をもとに、厳正に選考した。

1. 効果性
 - 情報が生活者に役立つものであるか
 - 理解と共感をよぶか
 - 主張が明確であるか
 2. 独創性
 - 発想が新鮮であるか
 - 表現がユニークであるか
 3. 倫理性
 - 表現が真実であるか
 - 社会倫理に欠けていないか
-

引用文献

- Bretl, D. J., and J. Cantor. "The portrayal of men and women in U. S. television commercials: A recent content analysis and trends over 15 years." *Sex Roles*. 18 (1988): 595–609.
- Busby, L. J. "Sex role research on the mass media." *Journal of Communication*. 25 (1975): 107–131.
- Coltrane, S., and M. Adams. "Work-family imagery and gender stereotypes: Television and the reproduction of difference." *Journal of Vocational Behavior*. 50 (1997): 323–347.
- . and M. Messineo. "The perpetuation of subtle prejudice: Race and gender imagery in 1990's television advertising." *Sex Roles*. 42 (2000): 363–389.
- Craig, R. S. "The effect of television day part on gender portrayals in television commercials." *Sex Roles*. 26 (1992): 197–211.
- Creedon, P. J. ed. *Women in mass communication: Challenging gender values*. Newbury Park, CA, USA: Sage, 1989.
- . ed. *Women in mass communication (2nd ed.)*. Newbury Park, CA, USA: Sage, 1993.
- Dominick, J. R. & G. E. Rauch. "The image of women in TV commercials." *Journal of Broadcasting*. 16 (1972): 259–265.
- Ferrante, C. L., A. M. Haynes, and S. M. Kingsley. "Image of women in television advertising." *Journal of Broadcasting & Electronic Media*. 32 (1988): 231–237.
- Furnham, A., and N. Bitar. "The stereotyped portrayal of men and women in British television advertisements." *Sex Roles*. 29 (1993): 297–310.
- . and E. Skae. "Changes in the stereotypical portrayal of men and women in British television advertisements." *European Psychologist*. 2 (1997): 44–51.
- 加藤春恵子・津金澤聡廣編『女性とメディア』世界思想社、1992年。
- Lovdal, L. T. "Sex role messages in television commercials: An update." *Sex Roles*. 21 (1989): 715–724.
- MacLin, M. C., and R. H. Kolbe. "Sex role stereotyping in children's advertising: Current and past trends." *Journal of Advertising*. 13 (1984): 34–42.
- Mazzella, C., K. Durkin, E. Cerini, and P. Buralli. "Sex-role stereotyping in Australian television advertisements." *Sex Roles*. 26 (1992): 243–259.
- McArthur, L. Z., and B. G. Resko. "The portrayal of men and women in American television commercials." *Journal of Social Psychology*. 97 (1975): 209–220.
- 森岡清美・望月嵩『新しい家族社会学』培風館、1983年。
- Mwangi, M. W. "Gender roles portrayed in Kenyan television commercials." *Sex Roles*. 34 (1996): 205–214.
- 野田慶人「テレビCM24年の変遷とその分析——芸術的CM論へのアプローチを添えて」『日本大学芸術学部紀要』第9号 (1979): 69–91.
- Riffe, D., P. C. Place, and C. M. Mayo. "Game time, soap time, and prime time TV ads: Treatment of women in Sunday football and rest-of-week advertising." *Journalism Quarterly*. 70 (1993): 327–346.
- 労働省女性局編『働く女性の実状』財団法人21世紀職業財団、1996年。
- Sakamoto, A., M. Kitou, M. Takahira, and N. Adachi. "Gender stereotyping in Japanese television: A content analysis of commercials from 1961–1993." *Progress in Asian Social Psychology*. 2 (1999): 201–212.
- Signorielli, N., D. McLeod, and E. Healy. "Gender stereotypes in MTV commercials: The beat goes on." *Journal of Broadcasting & Electronic Media*. 38 (1994): 91–101.
- Smith, L. J. "A content analysis of gender differences in children's advertising." *Journal of Broadcasting and Electronic Media*. 38 (1994): 91–101.
- 総務庁統計局編『日本女性の社会的地位』日本統計協会、1990年。
- Tan, T. T. W., L. B. Lin, and E. P. C. Theng. "Gender-role portrayals in Malaysian and Singaporean television commercials: An international advertising perspective." *Journal of Business Research*. 55 (2002): 853–861.
- R. H. Weigel, and J. W. Loomis. "Televised models of female achievement revisited: Some progress." *Journal of Applied Social Psychology*. 11 (1981): 58–63.

自治体における男女平等オンブズパーソンの意義と課題

——先行自治体を例に——

大西 祥世

This article is to overview the recently established ombudsperson system for protecting and promoting gender-equal society by the local governments, such as Hokkaido Prefecture, Saitama Prefecture, Tottori Prefecture, Kawasaki City and Yokohama City.

This system deals with the complaints of victims against gender discrimination, providing counseling services for them and for the related parties and, in tern, giving advices to local governments.

In chapter 1, the proposal of the Council for Gender Equality at Prime Minister's Office is discussed. In chapters 2 and 3, details of the new try of those governments are explored. These include eliminating gender discrimination, promoting gender equality in local level and re-establishing ombudsperson systems. In final chapter 4, I summarize my exploration and present my some conclusions. In my evaluation, these challenges can be looked at progressive and effective way for the achievement of their goal.

キーワード：男女平等、オンブズパーソン、苦情処理、自治体、男女共同参画

はじめに

本稿では、2000年10月以降、各地の自治体に設置されている男女平等に関するオンブズパーソン¹や苦情処理機関（以下、「オンブズパーソン制度」という）について、設置の条例、施行規則及び要綱、年次報告書等を比較、検討して、その意義と課題を明らかにしたい。

そこで、2002年8月末までに活動の実績が公表されている北海道、埼玉県、鳥取県の制度を研究の対象とする。あわせて、設置の経緯が異なる川崎市ならびにオンブズパーソン制度に類似する相談機関を設置している横浜市の制度についても紹介し、これらの5つの都道府県、政令市について検討する。なお、茨城県、石川県及び一般市の埼玉県桶川市、神奈川県横須賀市、特別区の東京都目黒区は、すでに同種の制度を発足させている²が、活動の実績が明らかにされていないので、ここでは扱わない。いずれ活動報告書が公表された後に、検討したい。

1. 男女共同参画会議における苦情処理機関設置の意見

(1) 背景

日本では、以前より、女性運動の活動家たちが北欧等のオンブズパーソンや欧米の国内人権機関の制度を視察し、こうした制度の有用性を紹介してきた。オンブズパーソンは、「護民官」や「代理人」と呼ばれ、行政に関する苦情を広く受け付け、事案の解決を行うとともに、そこで見えてきた行政課題について政府に提言するものである。これが、行政苦情だけではなく、ジェンダーや人種などに起因した差別による社会問題を解決する制度に発展し、さまざまな国で設置された。日本においては、むしろ後者の役割が強調されて、紹介された。これらの活動により、NGOを中心に、オンブズパーソンが、人権侵害事案の解決や男女平等の推進に効果的で、女性市民が利用しやすい、安価、簡易、迅速に問題を解決するADR（裁判外紛争処理制度）であることが広く認識されていた。こうした流れを受けて、国及び自治体が女性・男女共同参画行政に関する行動計画を策定する際に、市民の代表やNGO出身の有識者からは、制度の導入を検討するようにとの意見がたびたび表明されていた。

しかし、日本にはオンブズパーソンに類似する制度がなく、政府は、自らの施策に対する市民からの苦情や不満に対しては、それを所掌事務として分担して執行した官庁自らが行政不服申立の制度で対応することを基本としていた。そこでトラブルが解決できなければ、行政訴訟として裁判所の判断を待つことになる。私人間におけるトラブルの事案は、民事訴訟として裁判所の判断を待つことになる。そのために、国は、オンブズパーソン制度の導入には長年消極的であった。法制度上、同制度を行政から独立した第三者機関として設置することが困難であるとする見解も強かった³。

こうした市民意見と行政見解のギャップを埋めて、女性・男女共同参画行政におけるオンブズパーソン制度を実際に設計する突破口になったのが、男女共同参画社会基本法の制定である。

1996年12月に策定された総理府（当時）の「男女共同参画2000年プラン」には、「男女平等に係わる問題の解決に当たるオンブズパーソンについて、諸外国における活動実態、関連法制、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う」ことが盛り込まれていた。そして、1997年には、総理府委託調査「男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究」が実施され、諸外国のオンブズパーソンや人権委員会についての調査も実施された⁴。

一方、男女共同参画社会基本法の制定過程では、パブリックコメントで募集した市民意見の中で、オンブズパーソンの設置を求める意見が多かった。結局、この世論が政府を動かし、同法17条として、「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。」という規定がおかれた。すなわち、国は、行政に関する苦情は行政相談委員会を中心とした行政相談制度で対応し、性別を起因とする人権侵害には人権擁護委員会を中心とした人権擁護制度で対応することを予定した⁵。この法案を審議した参議院総務委員会では、内閣提出法案よりもオンブズパーソンの構成、機能をさらに強化しようとして、附帯決議で、「苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること」とした⁶。なお、自治体の行政に関する苦情については、同法17条に含まれていない⁷ので、各々の自治体が「区域の特

性に応じた施策」(同法9条)として、苦情処理機関を設置し、対応することとされた。

同法の成立を受けて2000年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画」では、以上のような経緯に沿って、「行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図ること。また、諸外国における苦情の処理等の取組の現状を把握すること、更にはこうした取組をふまえて、必要に応じて我が国の実状に応じたオンブズパーソンの機能を果たす新しい体制について調査・研究を行うこと」が盛り込まれた。男女共同参画会議では、2001年4月に「苦情処理・監視専門調査会」を設置して、その調査検討にあたった。同専門調査会は、2002年4月に論点を整理して『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する論点整理』を公表し、市民から意見を公募し、同年10月に報告書『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について』を男女共同参画会議に報告した。これを受けて、男女共同参画会議は、同日直ちに、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、それを『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について』⁸として「意見」を具申した。

(2) 男女共同参画会議「意見」の内容

この「意見」は、男女共同参画の苦情処理についての国の男女共同参画会議の役割、行政相談委員の活用、人権擁護委員及び現在国会で審議されている「人権擁護法(案)」で設置が予定されている人権委員会制度との関連を中心に検討している。それとともに、自治体のオンブズパーソン制度や女性センターを中心とした相談窓口の機能についても調査、分析している。この部分は、まさに本稿の課題と重複することになるので少し詳しく見てみたい。

「意見」は、自治体の男女共同参画に関する苦情処理機関及び相談窓口について、①条例による男女共同参画に関する専門的な苦情処理機関を設置すべきこと、②全国のすべての市町村に、市民に身近な総合相談窓口を設置すること、その際には、女性センターが中核的な役割を果たすべきこと、③自治体の男女共同参画担当部局と女性センターを中心にして、地域内のさまざまな関係相談窓口との有機的な連携を強化すべきこと、④相談窓口対応者の能力向上のために、研修などに努力すべきこと、⑤地域における男女共同参画及びジェンダー意識の向上に努めるべきこと、⑥男女共同参画会議が、国及び自治体の苦情処理機関をモニターし、実績にかかわる情報を集約、分析して施策に関する意見に役立たせること、などを主張した。

また、「意見」は、自治体の男女共同参画に関する施策に関する苦情処理にあたる制度については、①男女共同参画に関する苦情や性差別にかかわる個々の事例において、人権侵害と施策の苦情が混在するのを自覚すること、②相談窓口としての女性センターを苦情の受付窓口としても活用すること、③苦情の処理については、自治体の男女共同参画担当を中心とした連携や調整により円滑に行うこと、④こうした機関及びその権限等について条例等で明確にすることにより、実効性を担保できるような苦情処理のしくみを構築することを期待している。

さらに、「意見」は、苦情処理にあたる機関においては、ア) 苦情を申し立てることのできる窓口について国民への周知を徹底すること、イ) 受付に際して、文書、電話、インターネット等多様な手段を活用できるよう配慮する等、国民が利用しやすい方法を講じること、ウ) 迅速な解決を図るよう努めること、エ) 受け付けた苦情が処理の途中段階で滞らないように最終段階まで責任を持って対応し、処理

結果について申立人に対する説明責任を果たすこと、オ) 苦情の適正な処理と国民の信頼性の確保に資するため、処理方針・手続を明確にすること、カ) 苦情の受付・処理状況に関する情報を収集・整理すること等により、苦情処理体制の充実を図ることが必要であると指摘している。これは、直接は国の苦情処理システムを扱う部分でなされた指摘であるが、問題は国も自治体も共通しており、自治体の苦情処理機関もこうした原則にそって苦情処理の手続を進めることが期待されている。

しかし、「意見」は、市民の要望が強かったオンブズパーソン制度の導入には消極的である。すなわち、「意見」によれば、苦情処理体制の充実に関しては、まずはこれまでの取組の推進方策を着実に実施していくことが必要であり、その後、その効果を見極めつつ必要があると認めるときは、国の実情に適した、オンブズパーソンの機能を果たす新しい体制について調査・研究を行うことが課題となるとされている。これは、現行制度による取組で是として、将来にその機能等を再検討するときにあわせて検討する際に現行制度では十分に機能していないと判断されるのであれば、日本の社会や政府機構に適合する形で、オンブズパーソンの新しいしくみの調査・研究が課題となる、というのである。すなわち、参議院の附帯決議で表明された新しいオンブズパーソン制度についての検討は先送りするという意味である。

一方で、「意見」は、性別に起因する人権侵害への取組について1997年に、法務省人権擁護局が所掌する「人権擁護推進審議会」が設置され、諸外国におけるオンブズパーソン制度や国内人権機関について調査し、新しい人権擁護機関である「人権委員会」の設置を検討したが、その答申⁹をふまえて2002年に政府によって「人権擁護法（案）」¹⁰が154回通常国会に提出されたことを指摘して、その帰趨を見守る姿勢を明らかにした。

「意見」としては、現在の人権擁護委員制度、将来に予定されている人権委員会制度が、男女共同参画の推進に向けて機能するように、委員の人選、研修などについていくつかの提言を行っているが、基本的には人権行政は法務省人権擁護局の所掌であり、内閣府に設置された男女共同参画局や男女共同参画会議は直接に事業を実施する権限を持たないこともあって、全体として消極的な指摘である。これを反映して、「意見」による自治体の人権保護システムの評価も具体的でなく、基本的には、都道府県単位で、自治体、国、関係機関などが連携を強化することを主張するにとどまっている。

自治体はこれまでも、地域の人権保護について、「自治」と「人権」をキーワードに、自治体固有の事務として独自の取組を進めてきた。国の人権行政もこうした取組を否定するのではなく、むしろ法務省人権擁護局サイドは、自治体の人権システムについて好意的で、先進的な制度を持つ自治体は、地方自治局などと十分に連絡を取りつつ地域特性に合わせた事業を展開するよう期待しているように思われる。「意見」でも、基本的には同じスタンスであるが、連絡について都道府県単位で男女共同参画担当部局が中心になるべきであると述べている。

(3) 意見によって加速される自治体の動き

最近、全国の自治体で、男女共同参画及び男女平等参画、男女平等に関する条例（以下、「男女共同参画条例」という）を制定することが一種の流行のように広がっており、2002年3月末までに、36都道府県、5政令市、60市町村で制定された（内閣府 2002b）。2002年度以降においても多くの自治体で制定され、または制定に向けて検討されている。

男女共同参画条例の制定が目的とするところは、自治体による男女平等・男女共同参画の推進、推進

体制の整備、地域における男女平等の推進という施策推進の根拠となる部分と、女性・男女共同参画行政に関する苦情（以下、「行政に関する苦情」という）や地域草の根で性差別や人権侵害（以下「私人間の事案」という）で苦しんでいる人々の救済や解決を支援するための制度の根拠となる部分がある。市民の要望の強い部分は後者である。この人権救済制度としては、行政から独立して運用される第三者機関としてのオンブズパーソンを設置すべきであるとする意見が多い。

自治体で、オンブズパーソン制度を設置しているところは、2002年8月末までに、北海道、茨城県、埼玉県、石川県、鳥取県、川崎市、埼玉県桶川市、神奈川県横須賀市、東京都目黒区の9自治体である¹⁾。実際にオンブズパーソン制度が最初に設置されたのは、埼玉県である。同県をはじめ、ほとんどの自治体でオンブズパーソン制度の設置が検討されたのは、男女共同参画条例を検討する過程であった。川崎市のみが、最初にオンブズパーソン制度の設置を検討し、それが全般的な男女共同参画条例の検討に拡大している。

こうしたオンブズパーソン制度では、いずれも、ジェンダーを起因とする差別や人権侵害の個別事案を解決することをめざしている。さらに、オンブズパーソンの意見表明権の制度などが活用されれば、職域、学校、家庭、地域における制度や慣行の改革が進んで男女共同参画が推進され、ジェンダーにとられない地域社会を実現することができる。これまで、自治体においても、国の苦情処理制度を模倣して、施策を実施した部局が苦情に対応して、副次的な効果として改革に役立たせるという「縦割り行政の苦情処理」の傾向が強かった。これに対して、オンブズパーソン制度の立ち上げは、いわば「横串の」苦情処理制度を導入するということである。

国の場合は、省庁制の壁が厚く、これがなかなか実現しそうにないが、自治体では、地域の規模が小さいので社会の実情が良く見えるし、問題を解決しようとする努力の成果や限界も良く見えるので、自治体に、安価、迅速、簡易、公正な苦情処理システムを作るべきであるという市民サイドの主張も理解されやすい。また、自治体は首長制であるから、首長や県政・市政の中核部分が市民の意見に理解を示して制度化を指示すると比較的容易に実現する可能性もある。これから検討する自治体の事例でも、北海道の堀知事、埼玉県の土屋知事と坂東副知事（当時）及び斎賀副知事（当時）、鳥取県の片山知事、川崎市の高橋市長（当時）、横浜市の高秀市長（当時）などの働きも大きかった。

これまで述べたように、国の男女共同参画会議においても、住民に身近な行政を担う自治体のこうした自主的で積極的な動きに対して、大きな期待を寄せている。そして、これまで、各地の自治体で制度化されてきたオンブズパーソン制度は、地域特性に応じて、その地域や市民が関連する事案に対応するため、解決に向けたきめ細かな相談、調整、支援を行うことができる。こうした先行自治体の制度は、いわば国の望むモデル事業のようなものであり、その詳細を紹介することは、これからオンブズパーソン制度の設置を検討している各地の自治体、そして、地域草の根に沈潜している多くの苦情や人権侵害を掘り起こして救済しようとしている国それ自身にとっても参考になると思われる。

2. 自治体の苦情処理、人権保護制度の現状

(1) オンブズパーソン制度の類型

ここでは、主として扱う権限によって類型化して分析する。比較した自治体のオンブズパーソン制度は【表】で紹介しているように、条例上次のように設置されている。

【表】 各自治体の男女平等オンブズパーソン制度の比較

	北海道	埼玉県	鳥取県	川崎市	横浜市
名称	北海道男女平等参画苦情処理委員	埼玉県男女共同参画苦情処理委員	鳥取県男女共同参画推進員	川崎市人権オンブズパーソン	横浜市男女共同参画相談センター
設置根拠	北海道男女平等参画推進条例19条	埼玉県男女共同参画推進条例13条	鳥取県男女共同参画推進条例23条	川崎市男女平等かわさき条例7条、同市人権オンブズパーソン条例	横浜市男女共同参画推進条例10条
発足日	2001年10月1日	2000年10月1日	2001年4月1日	2002年5月1日	2001年7月1日
受付日	毎日	毎日	毎日	原則毎週月、水、金、土	木曜日を除く毎日
委員数	2人(要綱2条) ※弁護士(女性)、 人権擁護委員(男性、 弁護士)	3人以内(規則1条2項) ※学識者(女性)、 弁護士(男性1人、 女性1人)	男性2人、女性2人(25条) ※会社社長(男性)、 主婦(女性)、幼稚園園長(女性)、 弁護士(男性)	2人(オ8条1項) ※弁護士(女性)、 学識者(女性)	—
専門調査員	なし	専門員3人(規則3条2項) ※学識者(女性)、 弁護士(男性1人、 女性1人)	なし	専門調査員4人(要綱3条) ※看護師、カウンセラー、 心理職等(女性)	専門相談員5人 ※学識経験者(女性)、 弁護士(男性1人、 女性2人)、人権擁護委員(男性)
組織	非常勤の特別職(運用上第三者機関とする)	補助機関(ただし運用上第三者機関とする)	附属機関(23条)	附属機関	—(機関の位置づけはない)
独任制	独任制	独任制であるが、重要事項は合議で決定する(規則2条2項、3項)	独任制であるが、重要事項は合議で決定する(規則3条)	独任制	なし
任期	2年(再任可)(要綱3条2項)	2年(再任可、最長6年)(規則1条4項)	2年(再任可)(25条3項、4項)	3年(再任1期可)(オ8条3項)	2年(再任可)(要領6条4項)
任命方法	知事による委嘱(19条1項)	知事による委嘱(13条1項)	知事が議会の同意を得て任命(25条2項)	市長が議会の同意を得て委嘱(オ8条2項)	財団法人横浜市女性協会理事長が委嘱(要領6条2項)
設置場所	北海道男女平等参画推進室	埼玉県男女共同参画課	鳥取県男女共同参画センター	川崎市男女共同参画センター	横浜女性フォーラム
申出先	苦情処理委員(20条)知事(18条)	苦情処理委員	県の施策：推進員(19条)その他：知事(18条)	人権オンブズパーソン(平等7条1項、オ13条1項)	市長(規則2条)
事務局	男女平等参画推進室	男女共同参画課	鳥取県男女共同参画センター	川崎市市民オンブズマン事務局(オ21条)	男女共同参画相談センター(財)横浜市女性協会へ委託
申出の期間	—	人権侵害があった日から1年以内(規則5条2項)	知事へ申出の場合、結果通知から60日以内(18条2項、19条2項、規則5条2項)	申立ての原因となった事実があった日から3年以内(オ15条3項2号)	申出に係る人権侵害があった日から1年以内(要綱4条1項)
申出者	道民等(20条)	県民等(13条2項)	県民又は事業者(18条1項、19条1項)	市民(オ12条1項)、代理可(オ14条1項)	市民(中学生までを除く)(10条1項)
申出方法	書面(要綱6条)	書面(規則4条)	書面(規則4条)	書面(オ13条2項)	書面(規則2条)
苦情の対象	男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるもの(20条)	①県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、②男女共同参画の推進	①男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められること(18条1項)、②県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響	男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済(平等7条)	性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項(10条1項)

		を阻害する要因によって人権を侵害された場合(13条2項)	を及ぼすと認められる施策についての苦情(19条1項)		
管轄外	①判決、裁決等により確定した事項、②裁判係争中及び行政不服申立て審理中の事案、③議会に請願又は陳情を行っている事案、④苦情処理委員の行為に関する事項、⑤その他(要綱7条)	①判決、裁決等により確定した事項、②裁判係争中及び行政不服申立て審理中の事案、③均等法12条の紛争解決援助の対象となる事項、④議会に請願又は陳情を行っている事案、⑤苦情処理委員の行為に関する事項、⑥その他(規則5条)	①裁判係争中及び判決により確定した事項、②行政不服申立て審理中及び裁決が確定した事案、③均等法12条の紛争解決援助の対象となる事項、④推進員の行為に関する事項、⑤その他(規則5条)	①判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項、②議会に請願又は陳情を行っている事項、③川崎市市民オンブズマンに苦情を申し立てた事項、④人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項(オ2条2項)	①判決、裁決等により確定した事項、②裁判係争中及び行政不服申立て審理中の事案、③均等法12条の紛争解決援助の対象となる事項、④議会に請願又は陳情を行っている事案、⑤一度申出処理を行った事案と同一事案、⑥その他(要綱4条1項)
権限	①申出人への助言、②道施策に関する関係機関に対する意見公表(19条)	①県：調査、助言、意見表明、勧告(13条3項、規則8条)、②私人間：関係者に対する助言、是正の要望(13条4項、規則9条)	①苦情申出の審査(24条1号)、②不服申出の審査(24条2項)、③審査のための調査(28条)、④知事その他の県の機関への勧告、意見公表(24条3号、30条)	①相談、助言、支援、②申立て及び自己発意による調査、調整、勧告、是正要請、③制度改善の意見表明、④勧告・意見表明の公表、⑤人権に関する課題についての意見公表(オ3条)	①申出に関する調査、②関係者への要請又は指導(10条3項、4項)
関係機関との連携	—	—	—	市民オンブズマン、市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図る(オ4条2項)	—
年次報告書	毎年知事に報告(要綱10条1項)。知事は審議会に報告(要綱10条2項)	毎年度1回、知事に提出し公表(規則11条)	毎年度1回以上、申出処理状況及び所見等に係る報告書を作成し、知事に提出し公表する(規則8条)	毎年市長及び議会に報告し公表(オ26条)	—

※川崎市の「平等」は「川崎市男女平等かわさき条例」の略。「オ」は「川崎市人権オンブズパーソン条例」の略。

各自治体の条例、規則、要綱、要領をもとに、大西が作成

北海道では、2001年3月に「北海道男女平等参画推進条例」(以下、「北海道条例」という)が道議会で可決、成立し、同年4月1日に一部を除き施行された。北海道条例では、19条で、「北海道男女平等参画苦情処理委員」について規定している。苦情処理委員は、知事が設置するものであり、①男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対する助言(19条1項)、②男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対する助言(19条2項)、③道の苦情にかかる施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べる機関である(19条3項)。道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申出ることができる(20条)。苦情処理委員は、20条の規定による申出があったときは、申出た者に対し、助言を行うことができ(21条1項)、申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情のときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる(21条2項)。

埼玉県では、2000年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」(以下、「埼玉県条例」という)が県議会で可決、成立し、同年4月1日に13条を除き施行された。苦情処理委員制度について規定された13条は、同年10月1日に施行された。13条で規定された「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」は、知事が設置するものであり、①県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(県施策への苦情)、または②男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案(私人間の事案)について、県に在住、在勤、在学する

者（県民等）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関である（13条1項）。県民等は、県施策への苦情や私人間の事案を苦情処理委員に申出ることができる（13条2項）。同委員は、県施策への苦情の申出があった場合、必要に応じて、県機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行う（13条3項）。また、私人間の事案の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行う（13条4項）。なお、発意による調査は、同県男女共同参画審議会が、県の男女共同参画推進に関する施策の実施状況について必要に応じて行い、知事に意見を述べることができる（10条2項）。

鳥取県の「鳥取県男女共同参画推進条例」（以下、「鳥取県条例」という）は、2001年4月1日に施行された。ただし、男女共同参画計画を定めた8条と男女共同参画審議会を定めた32条から38条までは、準備のために一足早く、同年1月1日に施行された。鳥取県条例では、19条、22条から31条に「鳥取県男女共同参画推進員」について規定している。県は、県民又は事業者（県民等）の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、県民等の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員を設置する（23条）。県民等は、県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情があるときは推進員に申出ることができる（19条1項）。なお、県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を推進員ではなく、知事に申出ることができ、知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果について当該申出をした者に対し通知することになる（18条1項、2項）。

推進員の職務は、①19条1項の規定による苦情の申出についての審査（24条1項）、②18条で申出た結果に対する不服の申出についての審査（24条2項）、③県民等の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、知事その他の県の機関に対して勧告をし、意見を述べること（24条3項）である。定数は、男性2人、女性2人で、知事が議会の同意を得て任命する（25条1項、2項）。任期は2年で、再任されることができる（25条3項、4項）。推進員は、苦情や不服について審査を終えたときは、当該苦情や不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知し（29条）、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対して是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し（30条1項）、是正又は改善の措置の状況について報告を求め（31条1項）、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を公表しなければならない（31条3項）。また、制度の改善を求める意見を公表することができる（30条3項）。

川崎市では、2001年6月に「川崎市男女平等かわさき条例」が市議会で可決、成立し、人権オンブズパーソンについて規定した7条を除き、2001年10月1日に施行された。同市では、何人も、人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる（男女平等かわさき条例7条1項、13条、14条）。人権オンブズパーソンの目的、職務、任期、権限は、同時に市議会で可決、成立した「川崎市人権オンブズパーソン条例」に規定されている。その目的は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資すること（人権オンブズパーソン条例

1条)である。その職務は、①人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと(3条1項、12条)、②人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと(3条2項、15条、16条、17条、18条、19条、20条、21条、22条)、③制度の改善を求めるための意見を表明すること(3条3項、24条)、④勧告、意見表明等の内容を公表すること(3条4項、19条7項、26条)、⑤人権に関する課題について意見を公表すること(3条5項)。人権オンブズパーソンは、定数2人(8条1項)で、任期は3年で1期に限り再任されることができる。

横浜市では、2001年3月に「横浜市男女共同参画推進条例」(以下、「横浜市条例」という)が市議会で可決、成立し、10条を除き同年4月1日に施行された。10条は、性別による差別等によって人権が侵害された市民が、その旨を市長に申出ることができることを定めた条文であり、同年7月1日に施行された。横浜市条例では、10条で「横浜市男女共同参画相談センター」について規定している。横浜市の市民(事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)は、性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたとき、市長に申出ることができる(10条1項)。市長は、10条1項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応し、必要があると認めるときは調査を行い、関係者に対し要請又は指導を行うことができる。(10条2項、3項、4項)。

以上の制度は、次のようにいくつかの基準で類型化することができる。①条例でオンブズパーソンの設置が規定されているのは、北海道、埼玉県、鳥取県、川崎市である。②行政に関する苦情と私人間の事案についての申出を同一の機関で受け付けるものは、北海道、埼玉県、川崎市、横浜市である。行政に関する苦情の申出のみ受け付けるものは、鳥取県である。なお、北海道と川崎市は、行政一般の苦情に対応する「オンブズマン」制度が先行して設置されている。③申出先は、オンブズパーソン制度に申出るのは、北海道、埼玉県、鳥取県、川崎市、横浜市である。横浜市は市長に申出る。④申出事案を調査する専門調査員を設置しているのは、埼玉県、川崎市、横浜市である。⑤申出事案の調査は、行政機関に関する申出の場合はどの制度でも、行うことができる。ただし、私人間の事案の場合は、申出者だけでなく相手方にも調査を行うことができるのは、埼玉県、川崎市、横浜市である。⑥申出に関する結論について、意見を言うことができるのは、北海道である。助言ができるのは、横浜市である。勧告、是正や改善の要請、意見表明を行うことができるのは、埼玉県、鳥取県、川崎市である。⑦申出ができる者について、「何人も」としているのは川崎市である。在住者、在勤者、在学者及び事業者に限定しているのは、北海道、埼玉県、鳥取県、横浜市である。ただし、横浜市は、中学生以下は申出できない。

(2) 申出受付から問題解決までの流れ

国も言うように、申出受付から問題解決まで流れは制度設計の上で重要である。男女共同参画会議の意見では、受付窓口の周知徹底、多様な申出手段の活用、迅速な解決、処理結果に関する説明責任の実行、処理方針・手続の明確化、苦情処理体制の充実等の必要性が指摘されている。これら苦情処理の手続のあり方に関する男女共同参画会議の意見は、直接は国の苦情処理に関するものだが、こうした問題は国も自治体も共通している。

すなわち、オンブズパーソン制度は、安価で、簡易に、迅速な解決が得られることと、解決には申出者、相手方、関係者にとって公正な手続が確保されていることが最も重要である。こうした観点から、

ここでは、主として申出から解決までの流れと対応原則によって類型化して分析した。そして、各制度の相談受付から問題解決に至るまでの流れは、【図】で紹介した。

北海道では、苦情処理委員の事務局は道庁内に設置されている。申出は本庁の男女平等参画推進室及び北海道内に14ヶ所ある各支庁への持参、郵送、FAXで受け付ける。申出事項に当たるかどうかは、事前に男女平等参画推進室に相談があれば事務局が相談に応じる。事前に相談がなかったちに申出書が提出された場合は、そのまま受け付け、苦情処理委員が申出事項に当たるかどうかを判断する。申出があると、事案を担当する委員1人が電話等で申出者から事情をきき、助言を行う。

埼玉県では、苦情処理委員の事務局は県庁内に設置されている。申出は持参、郵送、FAXで受け付ける。申出事項に当たるかどうかは、事前に男女共同参画課に相談があれば事務局が相談に応じる。事前に相談がなかったちに申出書が提出された場合は、そのまま受け付け、苦情処理委員が申出事項に当たるかどうかを判断する。申出があると、事案を担当する委員1人と専門員1人が調査を実施し、判断するが、重要事項は委員の合議で決定する。

鳥取県では、推進員の事務局は同県男女共同参画センター内に設置されている。申出は持参、郵送、FAX、電子メールで受け付ける。申出事項にあたるかどうかは、北海道、埼玉県と同様に、事前に相談があれば事務局が相談にのるが、基本的には推進員が判断する。推進員は、申出があると「男女共同参画推進員会議」を開催する。推進員は独任制であるが、当分の間は合議によって申出を審査し、判断する。

川崎市では、人権オンブズパーソンの事務局は同市男女共同参画センター内に設置されている。事務局は、人権オンブズパーソンの管理運営のみを担当し、事案の判断にはかかわらない。申立ては持参、郵送、FAXで受け付ける。ただし、申立て前に広く電話ならびに面接による相談を受け付ける。人権オンブズパーソンか専門調査員が相談者との面接相談に臨み、この段階で終了することもある。さらに、相手方にも接触して対応する場合は、人権オンブズパーソンへの申立てが必要である。申立ては人権オンブズパーソンが単独で判断するが、重要事項は合議で決定する。

横浜市は、「男女共同参画相談センター」の運営を、財団法人横浜市女性協会に委託し、事務局は「横浜女性フォーラム（同市男女共同参画拠点施設）」内に設置されている。申出は、郵送、FAXで受け付ける。申出事項に当たるかどうかは、北海道、埼玉県、鳥取県と同様に、事前に相談があれば事務局が相談にのる。申出は、専門相談員が検討し、その結果を所見にまとめて市長に提出し、調査するかどうかについては横浜市長が最終的に判断することになる。調査の実施が決定されると担当の専門相談員が調査を行い、それをもとに専門相談員全員の所見をまとめて市長に提出する。申出に対する結果は、市長が決定する。横浜市は市長が申出を処理するため、男女共同参画センターは市から独立した第三者機関とはいえない。

これらの制度を比較すると、受付窓口の周知という観点からは、各自治体ともに配慮している。しかし、制度発足時に、ポスター、パンフレットを作成し、関係機関に配布したり、ホームページで紹介したりしているが、どの自治体の取組とも「周知徹底」とは言いがたいように思われる。なお、川崎市では、パンフレットを日本語、英語、スペイン語、中国語、ハンガルの多言語で作成したり、自治会の回覧板による広報を行ったりするなど、工夫している。

また、申出者にとって、安価で簡易に迅速な解決という観点から各制度を検討する。安価であるかどうかは、どの自治体でも無料で申出ることができるため、自治体間の差異はない。ただし、都道府県単

位の制度では、オンブズパーソンとの面接のために事務局まで出向く交通費の負担が大きいように思われる。鳥取県では、申出者の交通費の負担を軽減するため、推進員が申出者との面接のために申出者の近くまで出向いて調査を行っており、こうした工夫は注目できる。簡易であるかどうかは、自治体間の差異はほとんどない。迅速かどうかは、川崎市の制度が優れている。同市では、オンブズパーソン、専門調査員の活動日が多く確保されており、よりきめ細かく相談や調査を行うことができるためである。

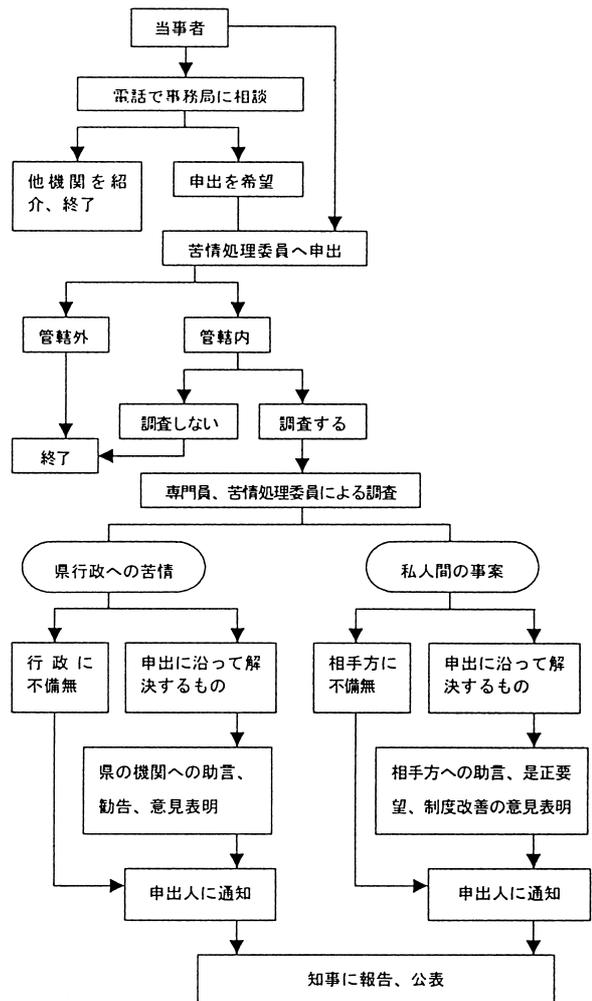
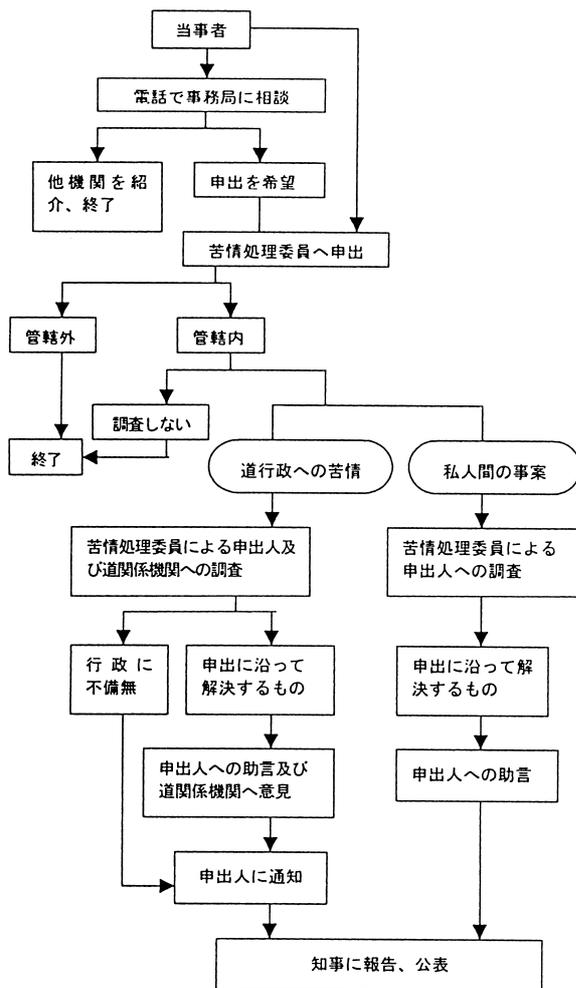
【図】では、川崎市の制度が最も複雑なように見えるが、実際には最も迅速な対応が取られている。

公正な手続の確保という観点では、行政に関する苦情に対しては、事務局を役所の外にしている川崎市、横浜市がわかりやすい。ただし、横浜市は申出先が市長であり、事案の処理を行う権限は市長にあるため、実質的な公正さが確保されているかどうかは疑問がある。私人間の事案では、相手方に接触しない北海道と鳥取県は比較できない。埼玉県、川崎市、横浜市では、相手方に調査協力を依頼し、申出者、相手方の双方から事情をきいて、対応しているため、公正さは確保されているといえるだろう。

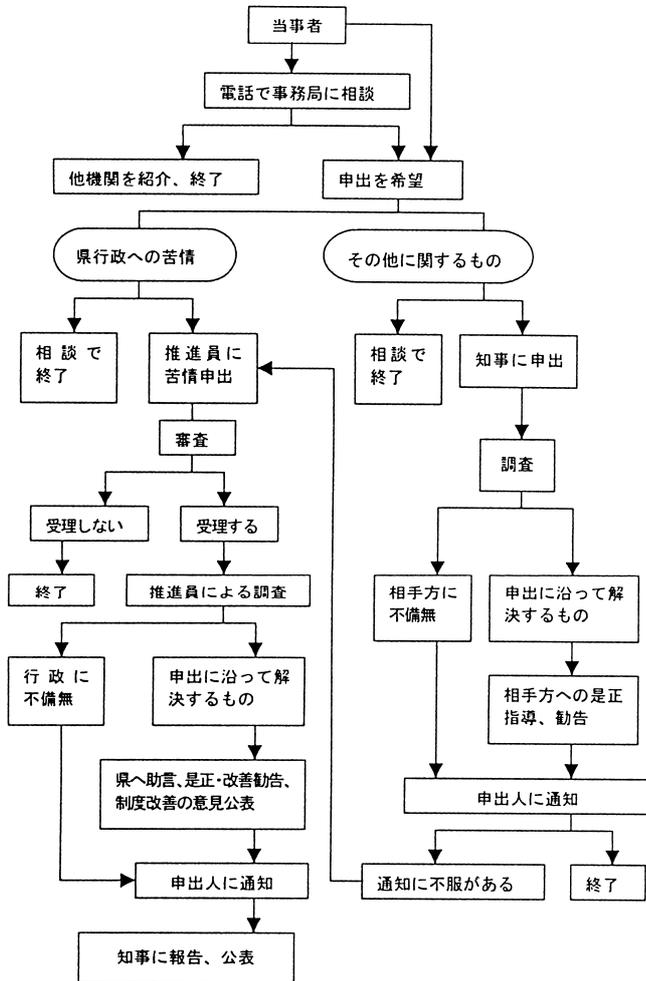
【図】 申出への対応

① 北海道男女平等参画苦情処理委員

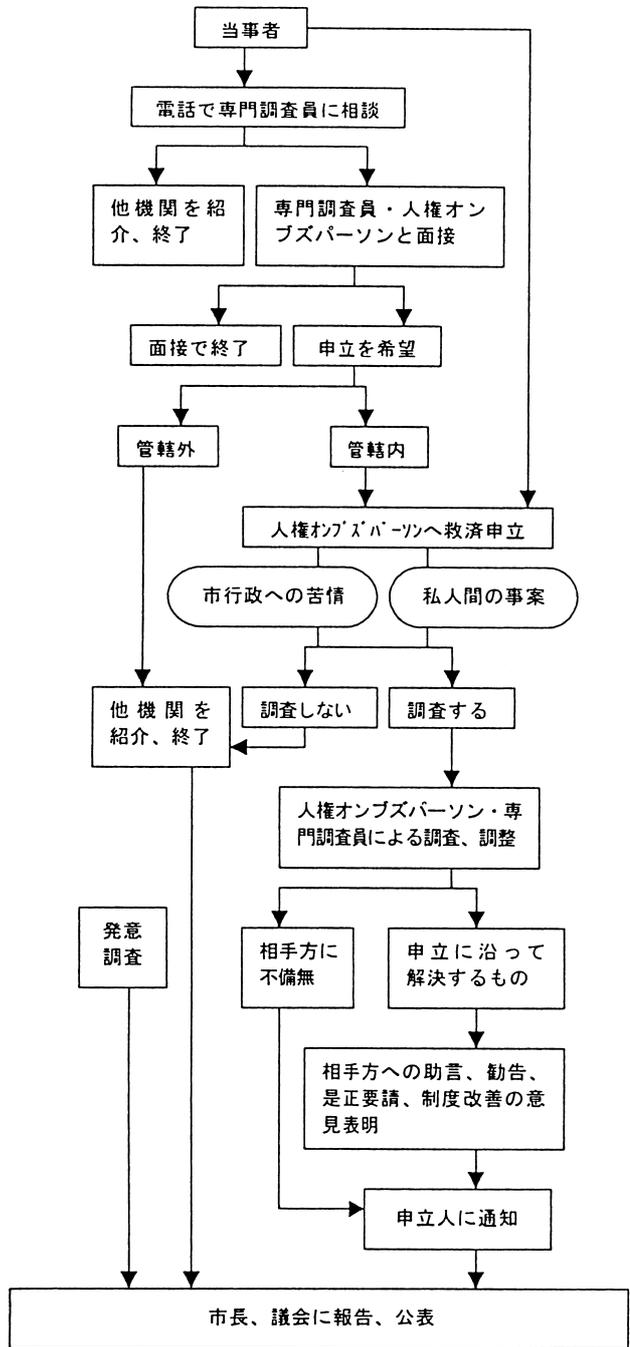
② 埼玉県男女共同参画苦情処理委員



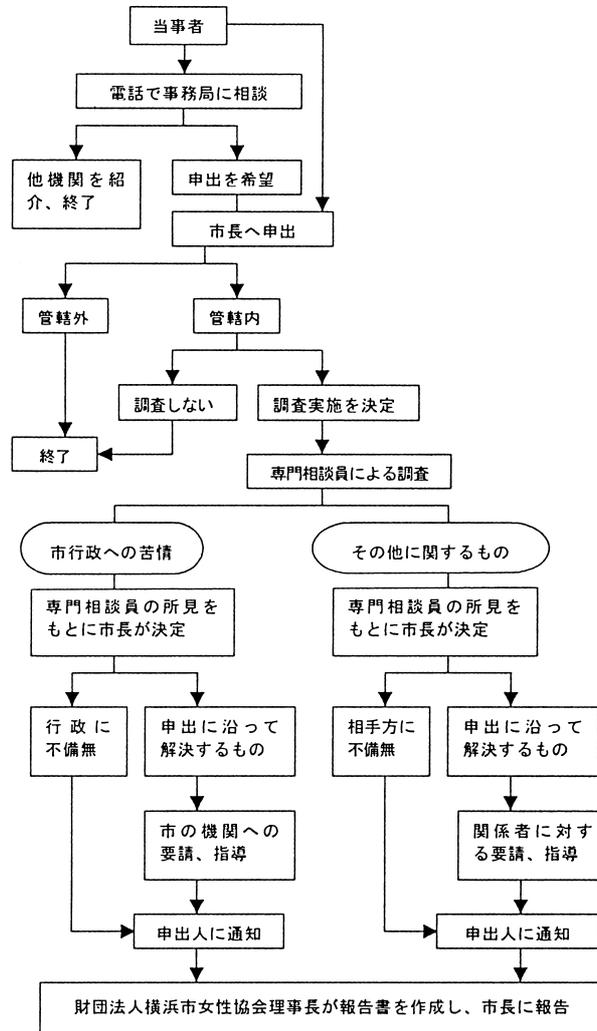
③ 鳥取県男女共同参画推進員



④ 川崎市人権オンブズパーソン



⑤ 横浜市男女共同参画相談センター



各自治体の条例、規則、要綱、パンフレット、聞き取り調査をもとに、大西が作成

3. 地域特性に応じた自治体オンブズパーソン制度の意義

(1) 条例で設置する効果

これまで各地で取り組まれてきた女性・男女共同参画行政の目的は、女性の人権の確保や男女平等推進であった。その立ち上げの当初から、この目的を「絵に描いた餅」にするのではなく、いかにして実効性を確保するかが大きな課題である。また、地域の女性市民の要求と希望に沿うことが、制度立ち上げの大前提である。

そこで、自治体は、ジェンダーの問題に対応する専管組織の設置、女性行動計画の策定、予算の配分、女性センターの設置、条例の制定等を行ってきた。とくに、女性センターの設置にともない、女性

の問題に特化して対応する相談窓口を開設したことで、地域で問題を抱えている女性たちの相談に直接対応するとともに、その解決を支援するようになった。実際に、各地の窓口には多数の女性が相談に訪れ、この制度が女性の要求に応えるものであったことが立証された。

また、相談に応じることから発展して、職域、学校、地域、家庭に潜在化していた問題が明らかになったり、その中から行政の課題を発見することにもつながったりもした。そうした市民のニーズに対応して、雇用差別、セクシュアル・ハラスメント、DV、ストーカーなどへの対策も施策化された¹²。

こうした過程の中で条例を制定することは、まずなによりも、市民、議会も巻き込んだ地域全体としての男女共同参画の定義や女性・男女共同参画行政の推進に関する基本理念を示すことになる。性別による差別や権利侵害とは何かを明らかにし、女性・男女共同参画行政推進の指標とすることにもなる。自治体が作る制度がとくに市民間の問題にかかわるときには、強制権限を用いてハードに対応するよりは、むしろ連携と協力のなかで、当事者間の合意やジェンダー問題への理解を形成しながらソフトに解決することが望ましい。その際には、地域の実情にあった理念や原則の説得力が重要なのであって、それが条例にきちんと含まれていれば、説得のツールとして強力なものになる。

そもそも、オンブズパーソン制度においても、それを条例で設置したところは、行政として法的根拠を確保して行うため、市民にとっても、わかりやすい制度になっている。比較した自治体では、制度発足以前には相談できるところがなく行き場所のなかった問題が、オンブズパーソンに寄せられるようになっている。また、苦情への対応に際しても、条例という法的根拠のある方が、相手方との交渉や関係者の協力を求める際に好都合である。

ただし、本稿で比較した自治体のうち、横浜市について特記しておかなければならない。横浜市の条例上では「市長に申出ることができる」となっている。通常、このような条文の場合には、既存の相談や苦情処理手続で対応するという意味になり、専門の制度を設置するところは少ない。しかし、横浜市では、条例制定過程における市民意見等をふまえて、新しい機関を設置することになった。現在は、市は、苦情処理にかかわる事務を財団法人横浜市女性協会に委託しており、同財団と、相談事案に対応する「専門相談員」の熱心な活動によって、他の条例設置のオンブズパーソンと同じように、またはそれ以上に活用されるようになっている。条例設置ではないので、将来には、基盤も権限も他自治体に比較して弱いことからの悪い影響も危惧されるが、今のところは深刻な問題は生じていない。

(2) 市民に親しまれる制度

① 事務局の設置場所と機構上の位置づけ

オンブズパーソン事務局は、市民がこの制度の独立性や公正さを判断する最も重要なポイントである。自治体のオンブズパーソンは、地方自治法上、自治体から完全に独立した第三者機関とすることはできない。そこで、通常は地方自治法138条の4第3項で附属機関として設置され、場合によっては、同174条の専門委員とされることもある。その場合、事務は同202条の3第3項で自治体が扱うことになる。こういう地方自治法が包含する内在的制約のなかで、各自治体とも、自治体の機関であっても、実質的に首長からの独立性を確保することが申出者の信頼を獲得するためにも必要であるとして、そのための工夫をしている。それが事務局の設置場所である。

各自治体とも、条例上は事務局の場所について触れておらず、運用に任されている。事務局を、行政の役所内に設置しているところと、女性センター等の役所の外に設置しているところがある。場所も機

構上の位置づけも、運用上役所の外に設置している川崎市、横浜市では、他に比べて圧倒的に相談や申出件数が多く、これが、制度が市民に受け入れられるポイントであることがわかる。

このように、その場所や機構上の位置づけは、市民にも敏感に察知される。申出を受け付ける事務局を役所の外に出すことの必要性は、先に述べたように、公正さの確保とともに、直接行政に相談に行くのは敷居が高いという市民意識が強固に存在するからである。また、役所の外に事務局を置く場合、女性センターにおくことがふさわしいとされた理由は、制度を多く利用する女性にとって安心してアクセスしやすく、地域の女性にとっては身近なものであることが考えられる。さらに事務局職員が他の行政事務との兼務ではなく、オンブズパーソンに特化した事務局であるため、申出者にとっても、役所とは別機関との認識をもつことができ、結果として敷居が低くなることなどが考えられる。

② 専門調査員の設置

オンブズパーソン制度が機能的に運用されるためには、申出に関する相談や調査を行う専門調査員の設置が重要である。申出者は、男女共同参画会議の意見でも分析されているように、自分の主張が正当性をもつものなのか、果たしてこのような訴えをしてもよいのかどうか疑問を感じていることもあり、または訴えそのものが申出者自身で整理されていない場合もある。申出者はこうした不安を感じていることが多い。その場合、訴えの内容を、申出者の立場にたって聞き取り、どのように解決するのが最善なのかをともに考えることが重要である。その役割をもつのが専門調査員である。

一方、オンブズパーソンはその高い専門性と権威をもつため、申出者にとっては近寄りがたい存在になっている可能性もある。オンブズパーソンのほかに、申出の聞き取りや調査をする専門調査員を設置しているのは、埼玉県、川崎市、横浜市である。埼玉県では、弁護士や女性問題の専門家が任命されている。川崎市では、カウンセラーや看護師が任命されている。横浜市では、大学教員、弁護士、人権擁護委員が任命されている。専門調査員は、それぞれの専門的な立場から、申出者に寄り添った対応をとることができる。こうした対応の違いが、申出件数の多寡のちがいを生じる理由の一つになっていると思われる。

専門調査員については、条例上で基本事項を定めておくことが望ましいが、ここで扱った自治体の例では、条例上の位置づけはなく、運用に任されている。専門調査員を、地方自治法174条3項の専門委員としているところと、地方自治法上の機関ではないところがある。川崎市では、専門調査員は同条の専門委員であり、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。埼玉県では、地方自治法上の機関ではなく、苦情処理委員の職務を補助している（埼玉県男女共同参画推進条例施行規則3条1項）。両者の位置づけによる役割のちがいは今のところはほとんどないが、運用上オンブズパーソンとともにより高い独立性を確保するのであれば、地方自治法上の機関であることが望ましいだろう。

③ 個人情報の保護

オンブズパーソン制度が市民に広く受け入れられ、信頼されるには、プライバシーの絶対的な保護という点もポイントである。苦情を申出たり、人権侵害の救済を第三者に相談したりすると、申出た際の二次被害や、相手方に情報が漏れたことによる嫌がらせなど、不利益を受ける危険性が高い。人権侵害の被害者が地域に沈潜するのは、こうして苦情の申出などで身元を明らかにすることによるさらなる被害を恐れるからである。そこで、各自治体とも、苦情申出者のプライバシーの保護には最大限の配慮を行っている。

今回比較した自治体では、具体的には、鳥取県で「職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に使用してはならない」とされている（鳥取県条例26条2項）。川崎市では、「人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性をふまえ、その職務を遂行しなければならない」（川崎市人権オンブズパーソン条例4条3項）、さらに「職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない」（同9条）と定められている。なお、条例上の定めがない自治体でも、規則や要綱レベルにおいてオンブズパーソンの守秘義務について定めている。こうした対応は、今後も、自治体の条例で明示しておくことが望ましいといえる。

4. オンブズパーソン運用の成果と課題

これまで、オンブズパーソン制度の類型、手続の流れ、制度上の特色を概観してきた。そこで、以下では、これまで比較したオンブズパーソンの実際の活動及び申出の内容と対応について、年次報告書と聞き取り調査をもとにまとめる。そこから、オンブズパーソン制度の成果、すなわち、自治体オンブズパーソン制度の比較優位性が明らかになっていることと、オンブズパーソンによる非権力的な解決の手法が今後の制度設計、運用の参考になる価値が高いことを確認し、また、いくつかの未解決の課題を整理、検討することになる。

(1) 活動の実績

比較した自治体では、いずれも既存の相談機関では把握していなかった事例が、オンブズパーソン制度に申出られ、対応している。

北海道では、2001年度（2001年10月1日から2002年3月31日）で6件の申出があった。埼玉県では2000年度（2000年10月1日から2001年3月31日）で15件、2001年度で10件の申出があった。鳥取県では、2001年度に3件の申出があった。川崎市では、2002年5月1日から制度が発足したが、同年8月末までに男女平等に関する相談が101件、申立てが7件であった¹³。横浜市では、初年度1年間（2001年7月1日から2002年6月30日まで）に624件の相談があり、8件の申出があった。

このように、川崎市と横浜市は相談及び申出件数が多いが、他の自治体の活動はそれほど活発ではないように見える。

(2) 申出の内容と対応

各オンブズパーソン制度への申出の内容とその対応は、次のようになっている。

北海道では、行政に関する苦情はなかった。私人間の事案は6件であった。そのうちセクシュアル・ハラスメントが3件であった。対応は、そのうちの2件は、申出書に連絡先の表記がなく、助言不能であった。1件は、申出者に、復職を望む場合は雇用均等室の利用、裁判を望む場合は弁護士への相談を助言した。もう1件は、国民健康保険における世帯主の取扱いについてであったが、国の制度運用が改善されたので、申出者の意向に沿った処理が可能となったことを助言した。対象外の申出は2件であった。

埼玉県では、行政に関する苦情は4件であった。1件は、県立高校の出席簿を男女混合にすることに積極的な姿勢を示さない教育局への苦情で、積極的に学校現場への指導を望む申出であった。対応は、合議により教育局指導部指導課長へ意見表明をし、教育局から混合名簿について措置報告された。1件

は、ある県立高校で次年度に女子だけのクラスができることになり、共学のクラス編成にやり直すよう、教育委員会へ勧告を望む申出であった。これは、調査中に当高校を含め関係機関の努力により解決した。その他の申出は2件あり、調査中であった。私人間の事案は、セクシュアル・ハラスメントが4件であった。苦情処理委員の調査の前に相手方から謝罪があり、解決したもの、申出者に助言して相手方の対応を報告し、セクシュアル・ハラスメント防止について双方に助言したもの、申出者と相手方の主張が不一致で、申出者に訴訟手続等を助言したもの、調査中のものであった。その他に7件の申出があった。対象外は5件であった。

鳥取県では、行政に関する苦情は3件であった。1件は、民間シェルター活動への理解度が薄く、行政のDV対応の悪さが目立つので、職員の研修が必要であることと民間シェルターへの行政の支援が不足しているという申出であった。対応は、合議により福祉保健部福祉保健課長へ、DVに関わる職員を対象とした研修の実施及び民間シェルターへの補助金の充実について検討するよう助言した。その結果、県のDV関連予算が、前年度比で約10倍に増大された。1件は、県と民間団体との共催事業のちらしが、性別役割分担意識を与えることを危惧するという申出であった。対応は、合議により知事へ、次の4つを助言した。すなわち、第一に、今後のちらし作成に条例の趣旨を徹底すること、第二に、未配布のちらしには配布時に育児は母親だけの仕事ではないこと、育児相談は誰でもできることを説明すること、第三に、県が行う広報に男女共同参画の趣旨が適切に表現されているか検討・確認すること、第四に、条例の普及広報活動を行うことである。これにより、県は、行政広報物ガイドラインを発行した。1件は、県男女共同参画センターの使用方法についてであり、審査中であった。私人間の事案ならびに対象外の申出はなかった。

川崎市では、行政に関する苦情はなかった。私人間の事案では、DVが4件であった。対応は、結果として、離婚したもの、夫婦関係が修復したものがあつた。セクシュアル・ハラスメントが2件であり、性差別でない職場トラブルと判断し、その旨を通知したものと継続中のものがあつた。夫婦問題が1件であり、保健所等市の関係機関との連携で申立人の育児支援を助言し、連携をコーディネートして解決したものがあつた。

横浜市では、行政に関する苦情は2件であった。1件は、市への申請書類の記載欄に関する申出であり、調査中に、当該機関が申請書類全体の見直しを進めていたことが判明し、該記載欄は、申出者の希望通り改善された。もう1件は、DV被害者に関する窓口対応であり、継続中であつた。私人間の事案は、労働が1件で、人事考課に関して、従業員とのコミュニケーションを図るよう助言した。セクシュアル・ハラスメントが2件で、事実確認が困難で相談で終了したものと、申出者に雇用均等室を紹介し、申出者が相談したので終了したものがあつた。夫婦関係が1件で、他の相談機関を紹介した。国の機関の関連が2件であり、当該機関の所管課を通じて調査し、先方が対応策として、研修制度充実を示して終了した。

このように、オンブズパーソンは、制度は男女の双方に開かれているが、申出者は1件を除いて女性である。いずれの場合も、それまで女性が抱えていて、地域に潜在していた男女共同参画に関連する苦情やジェンダーに基づく悩みが顕在化し、解決に結びつくことになった。

(3) 自治体オンブズパーソン制度の比較優位性

これまでの自治体の制度やその運用実績を見てみると、国の同種の制度には期待できないようなメ

リットが感じられる。いわば、自治体オンブズパーソンの比較優位性といえる。

① 総合的な対応への能力

自治体のオンブズパーソン制度は、厳密に言えば行政から独立した第三者機関ではなく、知事や市町村長など、首長部局の一つである。これは、オンブズパーソン制度の弱点であるが、別の点では有利な条件でもある。

これまでくりかえし指摘してきたように、自治体は首長制であり、トップの指揮監督が自治体の隅々にまで及びやすい。こうした組織の横断性をうまくいかせば、事案の総合的な解決の機会が多いことにもなる。たとえば、知事や市町村長への手紙など既存の広報広聴機能、市民相談窓口、福祉や外国人施策における相談窓口など、当事者の声を聞き取る入口が多く確保されていることも注目されている。今日の自治体では、市民が何らかの相談を持ちかける自治体の窓口は、1つの自治体で数10ヵ所から、時には100ヵ所を超えることもある。こうした窓口が相互に連携すれば、地域における人権侵害や差別は、相当程度まで浮上させることができるし、オンブズパーソンから見れば貴重な連携の相手先となる。

また、女性はその国籍、障害の有無、出身地、年齢、結婚、子どもの有無など、複合的なより重い差別を受けることもある。すなわち、外国籍女性、障害者女性、被差別部落出身女性、高齢者女性、非婚や離婚した女性、シングルマザー等に対する複合差別である。こうした差別は、住宅、労働などさまざまな生活分野で生じているため、自治体が実施している福祉行政、労働行政、人権行政などを横断的に活用すれば、申出者がかかえる問題をトータルに解決することにつながると思われる。

このように、生活の場での問題をきちんと把握して対応するのは、国よりも自治体のほうがはるかに有用である。自治体のオンブズパーソンには、こうした制度上の比較優位がある。また、出口にあたる自立支援等施策の複合的な展開は、複数の部局間の連携、協力によって、事案の総合的な解決が可能になる。この点は、国の省庁制の厚い壁で区別されないで済むという、自治体制度の比較優位のポイントである。

これまで国や自治体で設置されていた苦情処理制度においては、先に述べたように申出に関する施策を担当した部局が苦情に対応することが目的であり、副次的な効果として行政改革に役立たせる「縦割り行政の苦情処理」の傾向が強かった。ここでは、行政に苦情を申出た者の問題解決は本来の目的ではなく、いわば反射的利益であった。オンブズパーソンの目的は、申出られた事案の解決であり、その解決を通して、行政の課題を発見することがある。発見した課題は、勧告や意見表明等により表明される。いずれの自治体でも、とくに行政に関する苦情については、オンブズパーソンからこうした意見が提出されたときには、それが後に改善の実施状況について報告しなければならない「勧告」ではなく、単なるオンブズパーソンの意見である「助言」であっても、オンブズパーソンの意見を真摯に受けとめ、早期の施策の運用改善につながった例が多かった。オンブズパーソンを設置した成果には、先にも述べたが、市民が抱えている個別の問題の解決を試みる中で見えてきた地域や自治体の構造的なゆがみの是正がある。こうしたオンブズパーソンのもつ政策提言機能は、期待通りに働いているように見える。

② 利用促進によって地域課題を発見する能力

オンブズパーソンの設置は、その広報努力とも結びついて、比較的短期に、地域の住民に周知、理解される。それが、正確な内容の理解に達しているかどうかは別として、市民、とくに女性市民が、

自分たちの味方ができたという程度の漠然とした認識をもっただけでも、当事者本人はもちろん市民一般のジェンダーの問題に関する認識を高め、問題の発掘を促進することになり、効果が発揮されたと考えてよいだろう。そのためにも、自治体による制度の広報は重要である。

先に述べた国の男女共同参画会議の「意見」のように、男女共同参画に関する問題は、長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、苦情として顕在化されにくい。国が将来、性による人権侵害を救済する新しい制度を立ち上げて広く人々に理解してもらうには、相当の努力が必要である。さらに、制度の開設時の広報だけでは、制度を知る人の割合は増加するが、それを信頼して活用する市民の増加には結びつきにくい。その点では、自治体のオンブズパーソンであれば、顔と顔の見える距離にある信頼感を生む制度となりうる。市民の理解や啓発は、国の場合と比べてはるかに有利に促進されるだろう。実際、オンブズパーソンの関係者からは、これまでどこにも相談したことがない女性が初めて外部に相談する契機になったという事例も見受けられた。

また、オンブズパーソン制度は、行政に関する苦情でも私人間の事案でも、その行為の違法性や合法性といった裁判のように厳格な要件を求められる観点からではなく、当事者の置かれている弱い立場や地域の男女平等推進という観点から調査され、判断される。そのため、これまで他に申出先がなかった苦情や誰にも相談できなかつた悩みを受けとめ、解決につなげることができる。したがって、これまで見過ごされてきた問題の顕在化と改善につながっていると思われる。

③ 施策への苦情と人権侵害を連携させて対応する能力

現実の相談窓口では個々の人権侵害における被害者の救済という側面と施策についての苦情という側面が渾然とした形で出てくることも多い。さらに、施策に対する苦情では、それが国の施策なのか、都道府県の施策なのか、市町村の施策なのか、区別をすることは難しい。そこで、どのような苦情でも受けとめられる体制、すなわち両事例を同一機関で扱うことのメリットが考えられる。実際、川崎市では、私人間の事案として申立てのあった事項について、地域の行政資源も活用して事案の解決にあたった。

オンブズパーソンに相談及び申出られた事案は、これまでの法務省人権擁護局、地方法務局、人権擁護委員会を中心とした人権救済制度や総務省の行政相談委員制度では、相談が寄せられず、把握できなかったものである。男女共同参画会議の「意見」でも、既存の救済機関や相談対応者が男女共同参画の視点を持つことの必要性が述べられているが、それはまだ実現されていない。その点では、地域にオンブズパーソンがいると、広く申出を受け付けるだけでなく、ジェンダーに敏感な視点で申出に対応することになり、既存の行政窓口でも、以前は見過ごしていた問題についても取り組むようになる変化が期待される。

(4) オンブズパーソンによる非権力的な解決の成果

各自治体のオンブズパーソン制度は、普通は、その自治体の苦情に関する申出についての調査応諾義務を定めている。一方、私人間の紛争について、強制的な調査権限をもたず、申立ての相手方や関係者に調査協力を求め、申出者と相手方との間に入って「あっせん」や「調整」を行い、双方の理解と合意のもとで事案を解決する手法をとる。こうした柔軟で、強制権限がないという特色は、実効性の確保という点からは一見すると弱点のように見える。この点について、制度をこれから設計しようという自治体には、相手方から協力がいない場合にオンブズパーソンが機能しないのではないかと迷いがあるよ

うである。

強制権限を持つ方が効果的と考えられることもあるが、自治体は市民を取り締まったり、罰を科したりすることには極めて消極的であるので、結局は利用されない権限となる。実際には、説得力を活かした解決方法の方が事案の解決に効果的である。こうした非権力的な解決方法は、地域でジェンダー問題に取り組んでいるNGOや女性センター、労働問題に取り組んでいる労政事務所等でも行っており、地域で生じた人権侵害事例等の解決や救済に実質的に結びついてきたという実績がある。こういう事情もあるので、比較した自治体でも条例上、私人間の事例に関するオンブズパーソンの強制的な調査権限は認められていない。その背景には、事務局や専門調査員が、調査前に相手方に制度を十分に説明し、制度の目的が理解されるように努力しているからであろう。これは、地域における性差別をなくし、男女平等のまちづくりを推進することに大きく貢献していると思われる。

他方、オンブズパーソンが協力要請を行ったにもかかわらず、相手方である当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対しその旨を公表することを求めることができるようにしている例もある（川崎市人権オンブズパーソン条例22条2項）。市長は、公表を求められた場合は、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与え、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない（同22条3項、4項）。このように、川崎市では条例においてオンブズパーソン制度の実効性の確保に努めているが、現在のところ同条を適用した例はない。申立てに対応する中で相手方にオンブズパーソン制度を詳しく説明することで、積極的に協力が得られているからである。

なお、このような説得中心の非権力的な手法では解決できない悪質な事案や管轄外の事案は、警察や配偶者暴力相談支援センター、都道府県労働局などの他機関へ紹介することになる。したがって、オンブズパーソン制度と他機関との密接な連携が問題解決の鍵となる。連携がなければ、結局は相談の「たらいまわし」となり、相談者が抱えている問題は再び潜在化することになる。実際、条例の可決・成立からオンブズパーソンの発足までの1ヶ月間に、市の機関はもちろん、地域のNGO、国や県の機関に出向き、制度の説明をして、他機関との実質的な連携の確保に努めた川崎市の例も注目される。こうした他機関との連携の構築が、オンブズパーソン制度の理解と普及に役立ち、相談者から信頼されることにつながっていると思われる。

(5) 未解決の課題

先に述べたように、自治体で地域や家庭に沈潜していた問題が、オンブズパーソン制度によって顕在化し、それぞれの相談者が抱えていた問題の解決に貢献していることがわかった。しかし、制度を運用していく上で、いくつか課題も見えてきた。その主なものは、次の三点であると思われる。

第一に、各地のオンブズパーソンでも、実際の申出件数が少ない。各自治体とも、予想よりもかなり少ないといえるだろう。

申出件数が少ないのは、地域に問題がないのではなく、単に問題を掘り起こして顕在化するに至っていないということである。それにはいくつか理由があると思われる。オンブズパーソン制度の事情に明るい自治体職員からは、その理由としてたとえば、制度のPR不足による認知度の低さ、市民が「お上意識」のように行政に対して苦情を言うことに対する抵抗感や苦情を申出ると何らかの不利益を蒙るのではないかと、または秘密が守られないというおそれをもっていることなどが考えられていた。

どのようにすれば、地域に沈潜している問題を掘り起こすことができるだろうか。その方法はいくつか考えられるが、NGOの経験に学ぶことがあるだろう。セクシュアル・ハラスメントやDVといった性差別や人権侵害の被害で悩んでいる女性たちの問題解決を実際に支援してきたのは、地域のNGOやユニオンであった¹⁴。こうしたNGOは、無料または低料金で女性たちの相談に応じている。これまでそうした女性たちは、自分に原因があり、自分が悪いので被害にあっているのではないかという思い込みが強かった。そこで、NGOでは、相談者を信頼することから相談が始まり、相談者とともに対応を考え、その意思を尊重した支援を提供している。これは、実際の相談の解決はもちろん、相談者本人が自己の尊厳を回復し、エンパワメントすることにもなる。その結果、NGOには多くの相談が寄せられている。

オンブズパーソンでも、同じような手法が求められている。すなわち、制度を周知徹底すること及び行政と市民、NGOとの対等なパートナーシップを築くこと、さらに行政における個人情報保護を徹底することがあるだろう。実際に、オンブズパーソンを立ち上げたときに、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校も在籍・在学する子どもや生徒の一人ひとりに相談電話番号を記した名刺大のカードを配布したところもある。また、パンフレットを市内の企業に配布し、自治会の回覧版で各戸に回覧した結果、多くの相談が寄せられている。今後の各自治体のさらに踏み込んだ取組が期待される。

第二に、男女共同参画計画とオンブズパーソンの連携の必要性である。男女共同参画会議の「意見」にもあるように、被害者救済の取組の過程で、施策の改善に反映させていくことが適当であるケースが発見されることもある。今後、オンブズパーソン制度がより一層利用され、活用されるためには、自治体女性・男女共同参画行政と密接に連携していく必要があるだろう。2002年8月末現在で、北海道、埼玉県、鳥取県、横浜市において男女共同参画条例に基づいた男女共同参画計画が策定され、川崎市では同市男女平等推進審議会において計画策定作業が進められている。

北海道では、2002年3月に策定された『北海道男女平等参画基本計画』で、男女平等参画苦情処理委員の活用が盛り込まれた。埼玉県では、2002年2月に策定された『埼玉県男女共同参画推進プラン2020』で、「男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援」として、男女共同参画苦情処理委員の活用が盛り込まれた。また、苦情を適切かつ迅速に処理するための関係機関とより一層の有機的な連携を図ることや広く県民が利用できるように制度の周知徹底を図ることとされている。

鳥取県では、2001年12月に策定された『鳥取県男女共同参画計画——一人ひとりが自分らしく輝ける社会をつくりましょう』で、推進体制として「苦情処理体制の整備」が盛り込まれた。男女共同参画に関する施策に対する苦情及び男女共同参画を阻害すると認められる事由についての申出を受ける男女共同参画推進員を設置し、簡易迅速に処理することとされている。

横浜市では、2002年7月に策定された『いきいきみらい計画——横浜市男女共同参画行動計画』で、「5か年の重点施策」として、「男女共同参画推進拠点施設の充実と整備」が取りあげられ、「男女共同参画相談センターの充実」が盛り込まれた。また、他の事業、たとえば人権意識を高めるための施策の充実や性に対する相談等の充実、外国人が安心して暮らせるための事業の充実、DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力防止のための啓発の充実、被害者支援の充実でも、男女共同参画相談センターの活用が予定されている。

このように、横浜市では、男女共同参画センターが計画の柱になり、女性・男女共同参画行政の幅広

い施策においてオンブズパーソン制度を活用していく姿勢が見られる。一方、埼玉県、鳥取県では、オンブズパーソン制度が女性・男女共同参画行政の推進体制の一つとして、寄せられた苦情に対処する機関にとどまり、事例を解決する中で見えてきた課題を行政施策に反映させるしくみが不十分で、女性・男女共同参画行政の推進、充実のための機関にはなりえていないように思われる。

女性・男女共同参画行政では、これまでの制度では対応できずに地域草の根、あるいは家庭に沈潜していたものが、オンブズパーソン制度に申出られることによって顕在化し、解決に結びつくことが求められている。それにもかかわらず、取り扱う過程で明らかになった制度の不足や課題を行政施策に反映できるしくみがなければ、顕在化した課題がオンブズパーソン制度でとどまってしまう、女性・男女共同参画行政の推進に役立てることが困難になる。これは、オンブズパーソン制度が設置されたことで満足してしまい、その着眼点が忘れられ、むしろ制度のもつ機能が活用しきれないことにもなるだろう。一方で、プライバシー保護の観点から、申出られた事例をどこまで一般化し、施策に反映してよいのかについての現場でのとまどいもある。そこで、男女共同参画計画において、オンブズパーソン制度のもつ意義と役割を明確にすることが必要である。

第三に、個人情報保護との関係の整備である。先に述べたように、各地でも、プライバシーを保護して制度が運用されている。オンブズパーソンが、申出に内在する問題をトータルに解決するためには、行政機関やN G Oと有機的に連携して取り組むことが不可欠である。また、他の行政窓口やN G Oが第一次的な相談窓口になって、そこから申出につながることもある。それは同時に、行政機関の各窓口やN G Oからの情報の漏洩の懸念も生じる。また、事案の調査等で接した職場、家庭、学校、地域社会への漏洩の危険性もある。そこで、オンブズパーソンそのものだけでなく、他機関における個人情報保護する整備をする必要がある。比較した自治体はもちろん、多くの自治体では、個人情報保護条例をすでに制定している。公務員であれば、公務員一般にもつ守秘義務がある。その他、医師、弁護士、民生委員等、プライバシーに接する職業に従事する者は、法的に守秘義務を負っている。そのうえで、職務上必要な場合に限って、個別法で限定的に守秘義務が解除される。こうした法的に守秘義務を負う者がプライバシーを守るのは当然であるが、その他の関係者へも十分な配慮を求めなければならないだろう。

まとめ

以上の検討を通じて、自治体が地域の特性に応じて、自主的に、自治と人権の立場からオンブズパーソンを独自に設置してきた趣旨や目的が理解された。また、地域の問題の対応に実効性を確保するため、さまざまな工夫をしていたこともわかった。これらの具体的な自治体の実践は、今日でも先例性を失っていない。

各自治体の例には、必ずしも適切に機能していないものもある。だが、地域の実情から離れた画一的な制度では、実際に活発に機能することが期待できない。今日、男女共同参画条例の制定に際し、オンブズパーソン制度を設置する意義が十分に検討されず、実効性の担保が不十分な枠組みで発足する傾向が一部にあるように思われる。これらの自治体の先行事例から、その成功も失敗も学ぶことによって、被害で迷い苦しんでいる女性たちに、安価、簡易、迅速で公正な保護や救済を提供することができるだろう。

国の男女共同参画会議も、地域において効果的な支援体制を構築するための取組が必要であるという認識を強調している。これはまさに同感できる視点であり、そのためにも、実際に地域で努力して実現してきた先進的なオンブズパーソン制度の検討が必要なのである。状況が大きく動きつつあるので、今の時点で筆者に可能な範囲で取りまとめた。各自治体における制度設計に少しでも役に立てれば幸甚である。

(おおにし・さちよ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究員)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

*本稿作成にあたって、北海道男女平等参画推進室、埼玉県男女共同参画課、鳥取県男女共同参画センター、川崎市人権オンブズパーソン事務局、横浜市男女共同参画相談センター男女の人権相談課から資料の提供を受けた。厚く御礼申し上げます。

注

1. 性差別や人権侵害に関して安価で、簡易、迅速な問題解決を行う先進的な手法として日本に紹介されたのが、スウェーデンやノルウェーで導入されているオンブズマン制度である。これらは、行政施策や労働分野における性差別事例などについて、公正中立な第三者として相談に応じ、事案の解決を行う制度である。オンブズマンはスウェーデン語であるが、性に中立的な表現にするために、国連等では「オンブズパーソン」という（北京会議行動綱領パラ232 (e)）。
2. 同種の男女平等オンブズパーソンは、各自治体で設置の動きが著しい。また、男女共同参画行政に関する苦情のみを扱う苦情処理機関は、さらに多くの自治体で設置されている。最新の情報は、内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/> で見ることができる。
3. (篠原他 1999, pp. 16-17) を参照。
4. オーストラリア、カナダ、イギリス、ノルウェー、デンマーク、アメリカ、ドイツ、ベルギー、EUについて、男女共同参画に関する基本法制の把握・分析が試みられた。(財団法人財政経済協会 1998a, 1998b)
5. 第145国会衆議院本会議会議録35号 (1999年6月3日)。
6. 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議 (平成11年5月21日参議院総務委員会)。
7. 大沢真理「男女共同参画社会基本法の特徴と意義」(大沢 2002, p. 85)。
8. 内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kujou/sesaku-kyusai.pdf>
9. (法務省人権擁護推進審議会2001a, 2001b, 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/SHINGI/010525/010525.html>, (<http://www.moj.go.jp/SHINGI/011221/011221.html>) を参照。
10. (法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/HOUAN/JINKENYOUGO/refer02.pdf>) を参照。
11. 各オンブズパーソンの名称は次のとおりである。北海道男女平等参画苦情処理委員、茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会、埼玉県男女共同参画苦情処理委員、石川県男女共同参画苦情処理委員、鳥取県男女共同参画推進員、川崎市人権オンブズパーソン、桶川市男女不平等苦情処理機関、横須賀市男女平等専門委員、目黒区男女平等・共同参画オンブズ。
12. これらの課題については、雇用機会均等法、DV防止法、ストーカー規制法など、国として取り組む法制度も整備されたが、ここでは扱わない。
13. 川崎市人権オンブズパーソンは、子どもの人権に関する申立ても受け付ける。同月末までに子どもの人権に関する相談は160件、申立ては7件であり、男女平等及び子どもの人権以外の相談は36件であった。
14. 地域で女性問題の解決に取り組んでいるNGOの情報は、(女たちの便利帳4編集室 2002) に詳しい。また、国内にはDV被害者が一時非難するための民間シェルターが30ヶ所以上ある。こうした民間シェルターの活動については、(かながわ女のスペース“みずら”2002) を参照。

参考文献

- 秋池宏美「地方自治体の男女共同参画推進条例における苦情処理（申出）条項に関する研究」『駿河台法学』15巻1号（2001）：95-188.
- 浅倉むつ子「男女共同参画社会基本法と条例——労働法へのインプリケーション」『労働法律旬報』1487号（2000）：7-18.
- 江橋崇「男女共同参画社会基本法と男女平等推進条例」『法学セミナー』529号（1999）：6-9.
- 大沢真理編『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法〔改訂版〕』ぎょうせい、2002年。
- 大西祥世「女性行政におけるオンブズパーソン制度」『法学セミナー』529号（1999）：17-19.
- .「自治体におけるDVの取組——DV防止法と男女平等条例を中心に」『法政大学大学院紀要』47号（2001）：79-92.
- 大西祥世・江橋崇「自治体女性行政の比較研究」『法學志林』98巻3号（2001）：115-213.
- 女たちの便利帳4編集室編『女たちの便利帳4』ジョジョ企画、2002年。
- 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス防止法』尚学社、2001年。
- .『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房、2002年。
- 鹿嶋敬『「男女共同参画」何なりと——埼玉県、全国初の苦情処理制度』日本経済新聞2000年11月20日夕刊。
- .「男女共同参画」『課題（岩波講座自治体の構想1）』岩波書店（2002）：43-64.
- .「男女共同参画社会へ向けて、動き出す苦情受け付け——地方先行」日本経済新聞2002年3月6日夕刊。
- かながわ女のスペース“みずら”編『シェルター・女たちの危機』明石書店、2002年。
- 木村勇「男女共同参画に関する苦情処理について」『法律のひろば』2002年2月号（2002）：38-42.
- 財団法人東京女性財団『女性政策・女性センターを考える』、2000年。
- 財団法人横浜市女性協会編『横浜市女性相談ニーズ調査報告書1 フェミニンサーチャーの視点から』、1996年。
- .『女性施設ジャーナル4〜7』学陽書房、1998年〜2002年。
- シェルター・DV問題調査研究会議『シェルターを核とした関係援助機関の活動連携事例および法制度・運用に関する調査』、2000年。
- 篠原一・林屋礼二編『公的オンブズマン』信山社、1999年。
- 内閣府「男女共同参画に関する苦情処理について①国の対応」『法律のひろば』2002年2月号（2002a）：30-37.
- 内閣府編『共同参画21』創刊号、ぎょうせい、2002年。
- 縫田暉子編『あのと、この人——女性・男女共同参画行政推進機構の軌跡』ドメス出版、2002年。
- 辻村みよ子『市民主権の可能性——21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』有信堂、2002年。
- 根森健「男女平等条例を創る」国際女性の地位協会『国際女性』12号（1998）：94-98.
- 橋本ヒロ子「男女共同参画社会基本法と自治体条例」『おおさか市町村職員研修研究センター研究紀要』第5号（2002）：3-14.
- 原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社、1996年。
- 広岡守穂・広岡立美『よくわかる自治体の男女共同参画政策』学陽書房、2001年。
- 藤枝滯子・グループみこし『実践事例 どう進めるか、自治体の男女共同参画政策』学陽書房、2001年。
- 山崎公士・NMP研究会編『国内人権機関の国際比較』現代人文社、2000年。
- 山下泰子「男女平等基本法・推進条例」国際女性の地位協会『国際女性』12号（1998）：81-85.
- 山下泰子・橋本ヒロ子・齋藤誠『男女共同参画推進条例のつくり方』ぎょうせい、2001年。
- 横山文野『戦後日本の女性政策』勁草書房、2002年。

参考資料

- 川崎市『川崎市新女性行動計画かわさき男女平等推進プラン』1995年。
- 川崎市男女平等オンブド設置準備委員会『川崎市男女平等オンブド設置について』1999年。
- 川崎市男女平等推進協議会『「川崎市男女平等オンブド」の設置」に向けての提言』1996年。

- .『男女平等社会の実現に向けた条例の基本的な考え方について』2000年。
- 川崎市統一的市民オンブズマン制度研究会『「統一的市民オンブズマン制度」の調査研究』2000年。
- 川崎市統一的市民オンブズマン検討委員会『川崎市における統一的市民オンブズマン制度について』2001年。
- 埼玉県『男女共同参画推進条例（仮称）検討調査報告書』1998年。
- .『男女共同参画推進条例（仮称）に関する県民意見交換会報告書』1998年。
- .『男女共同参画推進条例（仮称）に関するアンケート調査報告書』1999年。
- .『埼玉県男女共同参画推進プラン 2010』2002年。
- 埼玉県女性問題協議会『埼玉県男女共同参画推進条例について』1999年。
- 埼玉県男女共同参画推進条例（仮称）検討委員会『埼玉県男女共同参画推進条例（仮称）論点整理』1999年。
- 埼玉県男女共同参画苦情処理委員『平成12年度埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書』2001年。
- .『平成13年度埼玉県男女共同参画苦情処理委員年次報告書』2002年。
- 財団法人財政経済協会『平成9年度総理府委託調査男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究〈基本法部門〉』1998年 a。
- .『平成9年度総理府委託調査男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究〈公務部門〉』1998年 b。
- 財団法人横浜市女性協会編『2001年度財団法人横浜市女性協会事業報告書』2002年。
- 総理府男女共同参画室『男女共同参画2000年プラン』1996年。
- 東京都『東京都の労働相談の状況』2002年。
- 鳥取県『鳥取県男女共同参画推進条例（仮称）骨子案』2000年。
- .『鳥取県男女共同参画推進条例のあらまし』2001年 a。
- .『鳥取県男女共同参画計画』2001年 b。
- 鳥取県男女共同参画推進員『鳥取県男女共同参画推進員平成13年度申出処理状況報告書』2002年。
- 内閣府『男女共同参画基本計画』2000年。
- .『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』2002年 b。
- 内閣府男女共同参画会議『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について』2002年。
- 内閣府男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する論点整理』2002年 a。
- .『男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について』2002年 b。
- 法務省人権擁護推進審議会『人権救済制度の在り方について』2001年 a。
- .『人権擁護委員制度の改革について（諮問第2号に対する追加答申）』2001年 b。
- 横浜市『いきいきみらい計画』2002年。
- 横浜市男女共同参画社会推進協議会『男女共同参画社会の推進に資する条例について』2001年。

植民地期台湾における女性のエイジェンシーに関する一考察

——台北州 A 街の処女会の事例——

宮崎 聖子

Current Japanese historical studies of colonial Taiwan tend to depict the Taiwanese as a homogeneously oppressed people, and neglect both the complex process of interaction among Taiwanese and its influence on society. Women in particular were regarded as the most powerless of Taiwanese people. However, I argue that, despite being under oppression, Taiwanese women have changed the structure of society and acted as autonomous agency, limited as they were.

In this paper, I first will clarify the policy of Shoyo-kai (Maiden's Association) executed by Japanese colonizers as part of the acculturation policy in Taiwan. Next, I will discuss the social backgrounds of people involved in Shoyo-kai, which consisted of some Taiwanese local elite, a Japanese principal of elementary school, a leader of Shoyo-kai (a female teacher), some Shoyo-kai members (girls who graduated from an elementary school) and their parents. Finally I will analyze the process of interaction among them.

キーワード：処女会、エイジェンシー、植民地期台湾

はじめに

本稿では植民地期台湾の草創期の処女会について、台湾北部の A 街を事例にその成立過程を明らかにした上で、「意図」を有する行為者として処女会に関わった台湾人女性の姿を、ライフヒストリーの聞き取り等により考察する。なお、本稿では漢族系住民について「台湾人」と表記する。

近年、植民地研究やグローバリゼーション研究、ポストコロニアリズム研究の中で、「異民族」や「他者」との出会いを分析対象にした研究がふえている。その中で植民地の女性について、サバルタンスタディーズの研究者やフェミニスト研究者たちは、女性のジェンダーにおける抑圧が、植民地主義や民族差別の問題と複合して存在するため見えにくいものとなっていることを指摘する¹。ジェンダー概念とは、性別カテゴリー間に生じている階層構造の社会構築性（館 1996, 1998）を意味する。いわばジェンダーとは、経済階層、人種階層と同様な階層構造の一つであり、社会集団を分け、それを形成する軸の一つである。

植民地期の台湾についても、ジェンダーのダイナミズムは不可視化されていると考えられる。従来、植民地期台湾をめぐる研究は、日本人統治者による現地人支配の問題か、またはそれに対抗する「台湾人」民族主義者の闘争や「高砂族」による武装抵抗の物語が中心であった。そこでは「日本人対台湾

人]、「日本人対高砂族」²という民族の軸のみが中心的課題としてとりあげられ、女性自身は注目されてこなかった。あるいは、女性は最も無力な者であり、それは時間の経過にかかわらず不変である、という想定がなされていた。しかし植民地において様々な階層構造は複雑に入り組み、「日本人対台湾人」といった民族の軸だけで現実を捉えることはできない。また本稿でとりあげる台湾人女性は、抑圧の下にあっても「意図」や「意思」を持ち、他の社会集団と相互交渉を行うことにより、社会を変容させていると考えられる。従って、植民地のできごとや変化をより緻密にとらえるために、女性のエイジェンシーを考察することは必要不可欠である。

このような社会変化・変革を女性自身の視点からとらえる分析枠組みとして、文化人類学者オートナー (Sherry Ortner) は、従来の実践理論が一定の有効性を有するという。ただし、そのためには、従来の実践理論に加えてフェミニズムやポストコロニアル研究を弁証法的に接合しなければならない。オートナーによれば従来の、例えばブルデューの考える「実践」とは、既存の社会構造を再生産すると同時にそれを変革する可能性を持つものである。ただしその「実践」は、社会構造における自己の位置をより高いものにするためのものであって、権力の実践や支配、あるいはそれに対する抵抗、闘争ではない。またブルデューの想定する「実践」におけるエイジェンシーは、何らかの「意図」を有する行為者でもない。

オートナーは、現実の人間をとらえるには「意図」をもつ主体を想定しなければならず、特に女性のエイジェンシーは文化的経済的に周縁化されているため、既存の文化や社会に自らを同一化させにくいことを理解すべきである、という。オートナーによれば、隷属化された女性のエイジェンシーは、抑圧の下にあり社会構造の再生産に与しながらも、一方でその社会構造に「亀裂」を入れるものである。オートナーは、不均質で不平等でもある多様な人々が出会う「場」において、周囲の人間の出方を見ながら自らの処し方を決め、隘路を縫うように生きる人間を現実の女性の姿として想定し、これを「真剣なゲームのプレイヤー」と呼ぶ (Ortner 1996, pp. 1-20)。

オートナーは、「真剣なゲームのプレイヤー」の具体的ケースとして、近代化とグローバリゼーションがすすむヒマラヤ登山におけるシェルパ族男女と「先進国」の白人男女の相互交渉をとりあげ、特に登山に進出するシェルパ族女性に焦点をあてた。白人によるヒマラヤ探検が始まった頃、農地を持たず都市に住むシェルパ族女性は、荷運びやコックとして夫と共にヒマラヤ登山に参加するようになった。「先進国」の人間の目には、シェルパ族女性の行動は貨幣経済への参入であり、男性の保護の下に登山することによって家父長制を強化しているように見える。しかし彼女たち自身は、夫だけが登山隊に参加してそこで白人女性と恋に落ち「西欧的な男らしさ」を強化するようになるのを防いだり、「主婦化」から免れるために登山隊に参加していたのである。オートナーはシェルパ族女性自身の視点を描き、ヒマラヤ登山のように多様な人々が関わり、そこに社会集団の軸が複数存在する場合、一つの事象は当事者によって全くその文脈を異にすることを示した。さらに、シェルパ族女性が自らの利害に従って行動し、従来の家父長制や近代化という大きな社会構造に「亀裂」を入れる様子を考察した (Ortner 1996, pp. 181-212)。

台湾の処女会においても、時代は異なるが植民地化・近代化の過程で「異文化」の人間が出会い、その点ではヒマラヤ登山と類似した状況であったと思われる。本稿の目的は、植民地台湾における台湾人の処女会政策を明らかにした上で、台北州 A 街の処女会を事例として、台湾人女性のエイジェンシーをとらえ、彼女たちが植民地期台湾における社会の変化にもたらした重要なはたらきを眼に見えるもの

とすることである。なお、筆者は視座としてオートナーの概念「真剣なゲームのプレイヤー」を踏襲するが、本稿に用いる用語としては同様な意味で、より一般的な「エイジェンシー」を用いることとする。

台湾は1895年から1945年にかけて日本の植民地であった。台湾総督府（以下、総督府）やその下部組織にあたる地方政府は、「内地」（以下、歴史的用語として「カッコ」つきで表記する）にならい、台湾人に対し「教化」³の一環として、処女会設立を勧奨した。台湾における処女会は、「内地」で生まれた教化組織である処女会にならって作られたもので、後の台湾における女子青年団の基盤となったものである。台湾では当初、地域の有力者や地方官吏が中心となり、各地で特に統一なく処女会を設置した。のちにはそれが全島的に統制され、統合された。処女会活動は、当初は日本語教育と日本的「婦徳の涵養」に主眼を置いていたが、戦争の激化にともない銃後活動を主とするようになる。教化を通じて日本帝国を支える「臣民」を作り出そうとしたことから、処女会や女子青年団は、天皇制による植民地支配と女性の抑圧の問題を考える上でカギとなるものと考えられる。学校教育とは異なり、その教化活動が地域全体を基盤にしていたこと、台湾人女子で中等教育を受けた人口と比べて処女会、女子青年団の教育を受けた人口が圧倒的に多いという点でも、台湾社会に与えた影響は大きかったと考えられる。近年、植民地台湾の女子の初等教育や中等教育については、研究が大幅に進展した。しかし、処女会やその後身である女子青年団について研究はほとんどなされておらず⁴、1939年に総督府の外郭団体にあたる台湾教育会から出版された『台湾教育沿革誌』の「社会教育」の部分で、「処女会」「女子青年団」が断片的に触れられている程度にとどまる。

以下、本稿のⅠ項では台北州 A 街について概観し、Ⅱ項では処女会設立にかかわる総督府訓令、台北州訓令について、青年会（後の青年団）や民族運動の動きを視野に入れながら記述する。Ⅲ項では、A 街を事例に、処女会設立に関わった政策策定者の総督府や台北州政府、A 街のローカルエリート、日本人公学校長、処女会の台湾人女性指導者、処女会会員、会員の保護者（家長）について、これらの人々がジェンダーや民族、経済階層などの階層構造において有する社会的属性を腑分けして検討する。以下、これらの人々を総称する場合、「処女会関係者」と表記する。なお、ローカルエリートについては後述する。Ⅳ項ではそれに基づき、処女会関係者における相互関係、関係者をめぐるジェンダーの階層構造や男女役割認識と行動について考察する。Ⅴ項では、台湾人女性指導者と処女会会員のエイジェンシーについて考察し、今後の課題を確認する。

なお、プライバシーの保護のため、本稿で用いる地名や人名、団体名は仮名とする。用いる資料は主として国立中央図書館台湾分館、台湾大学、A 市（かつての A 街）において収集した文献資料と、存命中の処女会の女性指導者と会員 2 名、その他 A 街関係者に対して筆者が行ったインタビュー（1999-2002年）の記録である。なお、インタビューのテープおこし資料を引用した部分は「 」で示した。インタビューには日本語、台湾語、中国語を用いたが、本稿に引用した部分の使用言語は日本語と台湾語であり、台湾語で話された部分のみ【台】と表示する。

Ⅰ 調査対象地域について

1919（大正 8）年、田健治郎は台湾人に対する「内地延長主義」の方針をかかげ、第八代台湾総督、そして台湾で初の文官総督として就任した。首相原敬は、朝鮮の三一運動の開始をきっかけに植民地政策の手直しの一環として「内地延長主義」の方針を決め、田はそれを承諾した上での就任だった。当時

の「内地延長主義」は、地方制度改定や教育制度の一定の拡充等、制度の「内地化」（「内地」と同一の法律、制度を実施する方針）が優先されていた（若林 1983、pp. 19、54-57）。それに基づき1920（大正9）年、勅令第281号により総督府地方官官制改正を行い、いわゆる「街庄制」（図1）を実施した。それ以前の統治は清朝時代の自治組織「保甲制度」を流用した警察事務中心のもので、強権的なやり方が台湾人はもとより日本人からもしばしば批判されていた。それをかわすため、総督府はこれまでの「庁」の大部分を廃して（一部を除く）、「内地」の県にあたる「州」を置き⁵、その下に従来の「支庁」を廃して「市、郡」を置いた。さらに「市、郡」の下には「区、堡、澳、郷」を廃して「街、庄」を置いた⁶。

街、庄は行政の最小単位であり、郡や州政府の監督下にあった。街には街長とその諮問機関として街協議会が置かれた。この形態は終戦までほぼ維持された。街長は州政府により選ばれ、街協議会員も当初は全員が州政府による官選である。総督府は、この新しい地方官官制を「自治制度」と銘打っていたが、民族運動者からは「似非の自治制度」と非難された⁷。

A 街は、台湾の大河川の一つである B 河ぞいの台湾北部の街である。清の時代の A 街は台湾有数の港湾都市、商業都市として台湾の三大都市とうたわれ、住民は漢族系がほとんどであった。後に、B 河の地形変化により大型船が入港できなくなって A 街は活気を失うが、1920年以降は平原の地勢をいかし米の産地、集散地として有名になる。街の中心部は商工業もさかんで、A 郡の中心たる地域であった。

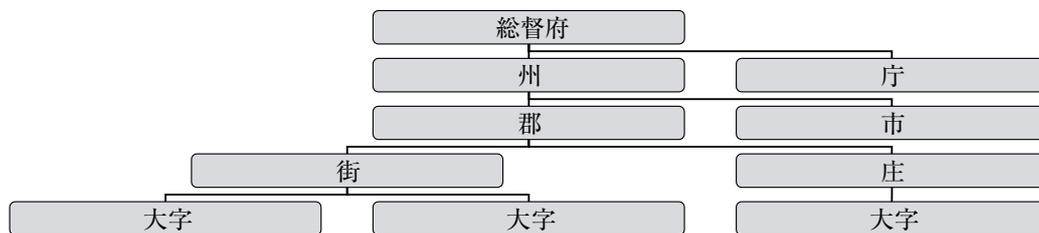


図1 1920年に実施された「街庄制」

II A 街における処女会成立の前夜と総督府訓令第72号の発布

台湾における処女会は、台南の塩埕処女会が1919年に設立されたのが最も早いとされている（游鑑明 1987、p. 226）が、1920年代前半まで特に熱心な指導者のいる地方でない限り、若い女性の教化団体は組織されなかったようである。処女会の設立を促した契機は、1920年頃から台湾人知識人が中心となって始まった抗日民族運動であると言ってもよい。「内地式」に似せた地方制度を実施したのも、彼らの不満を緩和するためであった。その一方で、台湾人の「教化」事業が地域の名望家や日本人学校関係者の主導で進められた。教化団体が各地に作られ、青年会や処女会はそれを基盤にして発展することとなる。

「街庄制」実施を前にした1919年、台北庁（台北州の前身）は、それまで特に統一なく設立されていた同風会を各街庄が設置するよう推奨した（A 市公所 1989、p. 234、台湾教育会 1939、p. 1085）。同風会とは、板垣退助を総裁にいただく「台湾同化会」（1914年に発足）のよびかけで設立された、地域

の教化団体である。この台北庁長のよびかけで1920年から22年にかけて、台北庁（州）の各街庄に同風会が設置された。同風会は纏足や辮髪を廃止する「風俗改良」や「精神修養」、「国語（日本語）普及」を主旨としていた（台湾教育会 1939、p. 1018）。

日本語教育を受けた若い世代が中心となって民族運動が行われたことから、1925年、台北州政府は総督府にさきがけ、青年層の思想統制をするために台北州訓令第18号（以下、州訓令18号）を發布し、教化団体同風会の下部組織として処女会と青年会を置くよう定めた。その後、1929年の世界恐慌のあおりを受けて台湾でも農村恐慌が起き、青年の「思想悪化」が一段と問題となった。総督府は本格的に青年層の思想統制にのりだし、1930年、小・公学校（公学校は内地の小学校にあたる）の通学区域ごとに青年団と女子青年団を設置するよう定めた総督府訓令第72号（以下、府訓令72号）を發布した。これにより、処女会は台湾各地に設置され、本格的に始動した。

台北州訓令18号が出されたのは、1925年6月17日である。台北州政府は、各街庄に同風会を設置してそれを郡聯合同風会、州聯合同風会の監督下に置くことを定めた。同時に、街庄同風会に下部組織として戸主会、主婦会、青年会、処女会の部会を設置する方針を打ち出した。「長幼男女ノ間自ラ思想境遇ニ相異ナルモノアリテ其ノ教養ニ同一步調ヲ取り難キ」ためである。実際は台北州下のほとんどの街庄が、州訓令18号の出される以前から同風会や戸主会や主婦会を設置していた。州訓令18号が大きな影響を与えたのは青年会の新設で、1、2年のうちに台北州下のほとんどの街庄が同風会の下部組織として新たに青年会を付設した⁸。ただし、処女会を新設した街庄は、台北州下の街庄の半数にも満たなかった。A街でも州訓令18号により、同風会の部会として戸主会と主婦会を設けた。またこの時、1923年に別個に成立していたA街青年会を同風会の部会に再編成した。しかし、処女会の発足は府訓令72号（1930年）が發布される直前まで待たねばならなかった。

一方、1914年頃から台湾各地の地方有力者が、青年会と呼称された青年の組織を自発的に設立し始め、その一部は抗日的性格を有していた。総督府はこれらについて表面上、特に対応してこなかったが、1926（大正15）年10月12日に総督府官制改正（勅令第321号）を行い、総督府内に文教局を設置し、さらにその下部に社会教育を担当する社会課を置いた⁹。文教局の設置は、台湾における学校教育制度を充実するという以外に、就学しない人、あるいは公学校を卒業した後の人々の「指導」をねらったものだった¹⁰。台湾の青年会・処女会の事業は、それ以前には総督府内務局の文教課が「社会事業」として管掌していた（台湾教育会 1939、p. 18）が、新設された社会課は、青年会・処女会事業を「社会教育」として担当することになった。これは、総督府が青年会・処女会の事業に関して積極的に統制する方針へ転換したこと意味した。

背景には「世界的思潮情勢の影響を受け、内台人融和に背馳する感情が、動もすれば増進せんとする傾向」があった（台湾教育会 1939、p. 121）。当時、民族運動を中心となって担っていた台湾人知識人は、五四期を迎えていた中国を文化的アイデンティティの帰属先に求めた（呉三連他 1971、p. 544）。また、それに続いて共産主義運動が最高潮を迎えた。これらの影響を最も受けたのが若者、特に中等以上の教育を受けた若者である。民族運動の影響で、1926年には台湾で初めてといわれる婦人運動の団体彰化婦女共励会（彰化）と諸羅婦女共進会（嘉義）も成立した（楊翠 1993、pp. 529-545）。また、1927年には小作争議がピークを迎えた（台湾総督府警務局 1939、p. 996）。

1927年、総督府は文教局社会課の下部にさらに社会教育係を社寺係、社会事業係とともに置いた（台湾教育会 1939、p. 123）。そして1930（昭和5）年9月17日、青年に関する全島統制の必要を認め、

総督府としては初めて青年団体について州・庁宛に府訓令第72号（台湾青年団訓令）と青年団体設置標準を發布した。府訓令第72号は以下の通りである（台湾教育会 1939、pp. 1069-1072）。

訓令第72号

昭和5年9月17日

青年ハ国家活力ノ源泉ニシテ次代ノ社会ノ担当者ナリ其ノ修養ノ如何ハ国運ノ伸暢ト地方ノ開發トニ影響スル所甚大ナルモノアルヘキヤ言ヲ俟タス (a)

惟フニ青年修養ノ途一ニシテ足ラスト雖モ団体ヲ組織シテ郷党先進指導ノ下ニ相睦ミ相励ミテ智ヲ磨キ徳ヲ修メ身体ヲ錬リ以テ日進ノ社会生活ニ慣熟シ忠良有為ノ国民タル素養ヲ得セシムルハ刻下ノ最モ緊切ノ事ニ属ス (b)

今ヤ本島ニ於テ青年団体設置ノ機運漸ク熟シ男女ヲ通シテ其ノ組織ヲ見タルモノ既ニ数百ヲ以テ数フルニ至レリ之修養ニ志アル青年女子ノ幸福タルノミナラス邦家ノ為寔ニ欣ニ堪エサル所ナリ然リト雖団体ニシテ一旦其ノ向フ所ヲ誤リ施設宜シキヲ失ハンカ畜ニ所期ノ成績ヲ挙げ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所亦少ナカラサルモノアラン茲ニ青年団設置ノ標準ヲ定メテ準拠スル所ヲ示サントスルハ其ノ普及ヲ促進スルト共ニ適順スル所ヲ明ラカニシテ以テ健全ナル発達ヲ遂ケシメントスルニ外ナラス地方当局此ノ趣旨ヲ体シ宜シク地方ノ實際ニ応シテ適切ナル指導ヲ為シ以テ青年団体ノ使命ヲ達成セシメンコトヲ期スヘシ 台湾総督 石塚英蔵 [下線筆者]

総督府は府訓令第72号において、「青年は国家活力の源泉にして次代の社会の担当者」である、と国家における「青年」の重要性を明記し、台湾の「青年」男女をして「忠良有為の国民」たらしめる方針を打ち出した〔下線 (a)〕。青年団は「青年」男女がそのための「修養」を積むべき重要な施設として位置づけられている。ここで求められている「修養」とは、郷党指導者の下で「相睦み相励みて智を磨き徳を修め身体を錬り以て日進の社会生活に慣熟」することである〔下線 (b)〕。

府訓令第72号とともに出された青年団体設置標準は以下のとおりである。

青年団体設置標準

一 本旨

青年ヲシテ専ラ心身ヲ修練シテ以テ忠良ナル国民タルノ資質ヲ育成セシムルヲ以テ本旨トス

二 指導要項

- 一 国民精神ノ涵養ニ留意シ品性ノ向上ニ努ルコト
- 一 公共心ヲ振作シ公民タル性格ヲ陶冶シ公事ニ奉仕スルノ風ヲ熾ナラシムルコト
- 一 自立的精神ヲ培養シ創造ノ風ヲ馴致スルコト
- 一 實際生活ニ必須ナル知識技能ヲ研磨シ勤儉質実ノ風ヲ奨ムルコト
- 一 体育ヲ重シ健康ヲ増進シ以テ国民体質ノ改善ヲ図ルコト

三 名称

青年団体ノ名称ハ男子ニ在リテハ何々青年団 女子ニ在リテハ何々女子青年団ト称スルコト

四 青年団体ノ設置区域

青年団体ノ設置区域ハ小公学校ノ通学区域ニ依ルコト但シ土地ノ状況ニ依リ部落其他適當ナル区域ニ依ルコトヲ得 (c)

五 団員資格及年齢

青年団員ハ概ネソノ設置区域内ニ於ケル初等教育修了者若ハ之ニ準スヘキ者ニシテ年齢滿二十歳未滿ノ者ヲ以テ組織スルコト但シ地方ノ事情ニ依リ当分ノ内之ニ依ラサルコトヲ得 (d)

六 役員及指導者

青年団体ニハ団長顧問及指導者等ヲ置キ団長ハ青年ノ信望厚ク且青年団ノ實際指導者トシテ識見ト実行力ヲ有スル者顧問ハ学識徳望アル者ニシテ青年団ノ健全ナル發達ヲ助長スルニ適當ナル者指導者ハ学校及市街庄等ノ職員其ノ他適當ナル者ヲシテ之ニ當タラシムルコト

七 経費

青年団体ノ経費ハ団員ノ勤労収入ヲ以テ之ニ充当スルヲ原則トスルモ公共団体ノ補助其ノ他賛成団体ノ助成又ハ寄付金ニ依ルコトヲ得 [下線筆者]

青年団体設置標準は、青年団員の募集範囲を原則として公学校の通学区域内とし〔下線 (c)〕、「初等教育修了者もしくはこれに準ずる者」を対象にした。また、青年団体の名称を、男子は「青年団」、女子は「女子青年団」にするよう定めている。会員の年齢については、男女とも満年齢で20歳未満としたが、地方の事情を優先させることを明記した〔下線 (d)〕。指導者としては「団長」、監督者として「顧問」を置くよう規定している。

府訓令72号と同時に、総務長官は各州知事、庁長宛に通達を出した。この総務長官通達は、府訓令72号が必ずしも全島一斉の青年団設置を求めたものではなく、「堅実な」団体設置の機運醸成が重要であり、地域の事情を勘案して行うべきことを強調している。通達は、当時台湾全島で起きていた民族運動¹¹や労働運動に青年組織を利用されることを恐れて出されたものであった。したがって府訓令72号の文言も「忠良有為の国民」といった男子を念頭においた表現となっている。総督府は、活動の経費は原則として各団体の勤労収入によることを青年団体設置標準で定めた。

その後、1931年に満州事変が勃発し、台北州政府は1931（昭和6）年12月28日、「思想善導」と「国語（日本語）普及」を眼目として、台北州訓令第26、27、28号を發布した。それにより、台北州下の「青年会」、「処女会」（台北市など一部地域を除く）は、1932年に「青年団」、「女子青年団」へと改称し、新たな時代を迎えた。

Ⅲ A街における処女会の誕生

A街では府訓令72号（1930年）が出される直前の1929年になって、処女会が誕生する。

A街には、A第一公学校の通学区域に設置されたA処女会とA第二公学校に設置されたS処女会の二つがあった。ここではA処女会について、1929年の成立時から、州訓令26-28号が發布されそれにより実質的な組織変更が行われる1932年までの状況について述べる。以下、筆者によるインタビューや『台北州処女会概覧』（台北州聯合同風会 1931）等の記録によりながら、その成立に関った人々や活動状況を考察する。『台北州処女会概覧』は、台北州聯合同風会が1931年7月に主催した「第三回処女会指導者講習会並第三回処女会会員講習会」で、受講者に配布したガリ版ずりの冊子である。台北州各地の

処女会の沿革や活動内容、予算、役員名、会員数などが記載されている。なおここでとりあげるインタビューは、主として1932年までの処女会を経験した女性指導員の陳宝珠（仮名）、会員の鄭笑（仮名）と楊雲桜（仮名）へのものである。

(1) 処女会成立に関した人々

A 処女会が成立したのは、『台北州処女会概覧』によれば1929年9月であった。その設置にかかわり、会員の実質的指導を行ったのは、当時 A 第一公学校訓導であった陳宝珠（1908年生まれ）という女性である。陳宝珠は A 街初代街長の陳聰明（仮名）の次女として A 街の名家に生まれた。父は酒・煙草・阿片（これらは総督府の専売であった）の売捌商（仲買）を経営し、郵便局長も兼務していた。陳宝珠は地元の公学校を経て、台北第三高等女学校を卒業すると、直後の1926年3月、19歳の時に訓導として母校である A 第一公学校に赴任した。地元に戻ることができたのは、当時、亡くなった父の後を継いで一家の長となっていた長兄陳昭南（仮名）の奔走によるものだったという。以後、彼女は戦前戦後を通じ、A 街で初等教育にたずさわった。定年直前に請われて私立幼稚園園長となり、園長をやめて公職を退いたのは1993年、85歳の時である。彼女は A 地域の教育に67年間にわたり携わった。

陳宝珠によると、処女会のような組織は、彼女が指導に着手する以前は A 街に存在しなかった。A 第一公学校に勤めていた彼女は、1929（昭和4）年のある日、日本人の校長から呼ばれて、処女会を作り指導するよう命ぜられたという。陳宝珠は1929年10月に、その準備として東京で開かれる大日本聯合女子青年団主催の第五回全国女子青年団体指導者講習会へ参加し、あわせて「内地」の女子青年団の視察をするため日本に派遣された。この出張は台湾の大新聞にあたる『台湾日日新報』漢文欄でも「台湾で初めて「内地」の女子青年団指導者講習会に派遣される女性たち」として、大きく写真つきで報道された。陳宝珠は、他の処女会指導者である女性四人（全て台北州下の公学校教師。うち二人は日本人）とともに、基隆から「蓬莱丸」に乗り門司へ向けて出発した。視察予定地は栃木、三重、奈良、大阪、京都、岡山、広島である。講習自体は東京の日本青年館で10月5－8日の4日間行われたが、「内地」の見学旅行も兼ねていたので、陳宝珠の出張は一か月（10月1日から30日）にわたった。A 処女会は1930年2月14日に正式に発会した。

当時、台北第一高等女学校、台北第二高等女学校の在学生のほとんどは日本人であり、第三高等女学校は北部台湾における台湾人女性の最高学府とされていた¹²。この学校は、以前は台湾公立台北女子高等普通学校といい、手芸のみを教授する「技芸中心主義」をとっていたが、1919年以降、教授内容を婦徳の涵養と知識技能を伝達する「普通教科主義」へと変更した。その他に「同化教育」が強調され、地理、歴史が教科に加えられた上に、日本語と社会科の時数が増加した（游鑑銘 1988、pp. 165-166）。その後台北女子高等普通学校は、内台共学をたてまえた1922年の新台湾教育令により、台北第三高等女学校と改称した。府訓令72号が出されたのは、台北第三高等女学校が新カリキュラムによる教育を受けた卒業生を初めて出してから6年後にあたる。

陳宝珠はカリキュラム変更後の1921年に台北女子高等普通学校に入学し、卒業後は A 街で初の女性訓導となった。陳宝珠は学校や処女会の仕事以外に、1931年に始まった A 街の国語（日本語）講習所の講師も担当していた。土曜日などは午前中、公学校を教え、午後、処女会を教え、夜は国語講習所の講習を担当した。処女会も国語講習所についても報酬はなかった¹³。忙しかったが当時は若かったのでできた、と陳宝珠はいう。

『台北州処女会概覧』によれば、処女会が始動した時、会長は陳宝珠、副会長は同僚の教師、鄭招弟（仮名）であった。評議員には公学校の教師たちの名があがり、幹事は1926-30年に公学校を卒業した処女会会員から選ばれている。また指導員は陳宝珠や鄭招弟の他に公学校長をはじめとする公学校教師である。処女会の運営は、この記録からみる限り公学校が主導しており、それは陳宝珠からの聞き取りとも合致する。

処女会の会員は府訓令72号の規定どおり、陳宝珠が勤める A 第一公学校の卒業生で、20歳未満の者である。処女会への参加は女学校などに進学する者を除いて、公学校卒業生の自由意志により、義務制ではなかった。『台北州処女会概覧』によれば、1931年の A 街処女会会員は38名、会員の年齢は14-19歳である（表1）。陳宝珠と元処女会会員からの聞き取りによれば、未婚者ばかりであったという。

表1 A 処女会 年齢別会員数（1931年）

年齢（歳）	14	15	16	17	18	19
人員（人）	5	7	11	6	6	3

表2 A 処女会 職業別会員数（1931年）

職業	女 工	商業従事	家事従事
人員（人）	15	7	16

台北州『台北州処女会概覧』1931より

会員の属性は、職業別では「女工」15人、「商業従事」7人、「家事従事」16人となっている（表2）。農業に従事する者が記載されていないのは、農業に従事する卒業生女子は処女会に参加しなかったか、あるいは家庭で手伝い程度に農作業に従事しても、それを「家事従事」と記載したものと考えられる¹⁴。「女工」とは、A 街で働いていた金銀紙製造女工または畳表製造女工であると思われる。A 第一公学校の卒業生名簿（1928年）によれば、1925年頃から女子卒業生の職業に「金銀紙製造女工」「畳表製造女工」が見え始める¹⁵。当時の台湾人「女工」は、多くは中層以上の公学校卒業生が採用され（游鑑銘1994、p. 216）、当時の「内地」における「女工」とは社会的文脈をかなり異にしていた¹⁶。

女子の公学校卒業生のうち処女会に参加した者の割合について考えてみる。処女会の会員数は1931年時で38名である。1926-31（大正15-昭和6）年の卒業生が処女会に参加したと仮定して（会員の名前から照合して）、この6年間には154名の女子卒業生があった¹⁷。この中に高等科や女学校に進み処女会参加の対象にならない者がいたが、その数は非常に少なく、おそらく2、3名であった（表3、表4）。よって処女会会員の割合は各年度の女子卒業生の38/154、すなわち1/4前後だったであろうと推測される。

表3 A 第一公学校の卒業生数

西暦年	元号	卒業生数 (人)	男 (人)	女 (人)	卒業生に 対する女 性の割合 (%)
1906	明治39	4	4	0	0
1907	明治40	6	6	0	0
1908	明治41	9	9	0	0
1909	明治42	16	15	1	6.3
1910	明治43	16	15	1	6.3
1911	明治44	9	9	0	0
1912	明治45	10	10	0	0
1913	大正 2	10	10	0	0
1914	大正 3	26	24	2	7.7
1915	大正 4	22	18	4	18.2
1916	大正 5	39	34	5	12.8
1917	大正 6	30	29	1	3.3
1918	大正 7	34	32	2	5.9
1919	大正 8	60	47	13	21.7
1920	大正 9	43	38	5	11.6
1921	大正10	40	35	5	12.5
1922	大正11	113	94	19	16.8
1923	大正12	68	49	19	27.9
1924	大正13	94	71	23	24.5
1925	大正14	124	93	31	25.0
1926	大正15	137	98	39	28.5
1927	昭和 2	114	80	34	29.8
1928	昭和 3	118	91	27	22.9
1929	昭和 4	88	66	22	25.0
1930	昭和 5	76	60	16	21.1
1931	昭和 6	92	76	16	17.4
1932	昭和 7	83	58	25	30.1

A 第一公学校の卒業生名簿より作成

表4 A 第一公学校高等科の卒業生数

西暦年	元号	卒業生数 (人)	男 (人)	女 (人)	卒業生に 対する女 性の割合 (%)
1924	大正13	17	17	0	0
1925	大正14	6	6	0	0
1926	大正15	10	10	0	0
1927	昭和 2	10	10	0	0
1928	昭和 3	13	13	0	0
1929	昭和 4	11	11	0	0
1930	昭和 5	13	13	0	0
1931	昭和 6	15	15	0	0
1932	昭和 7	21	19	2	9.5

A 第一公学校の卒業生名簿より作成

また A 第一公学校管轄区域の全卒業者に占める女子の割合は、1926-31年で154/625、すなわち24.6%である。一方1926-31年の公学校就学率は Patricia Tsurumi によれば、台湾全島平均で約3割 (Tsurumi 1977, p. 145) である。A 第一公学校管轄区域の男女あわせた児童の就学率を Tsurumi に基づき仮に3割とすると¹⁸、A 街女子の公学校就学率は当該年齢の女子全体の14%にあたる¹⁹。処女会会員はさきに試算したように、さらにこの1/4である。公学校に通ったのは、特に女子では裕福な家の子どもに限られたことから、彼女たちは特定の富裕層の娘たちであったと思われる。

女子児童の公学校就学さえ容易ではなかった時代に、処女会の会員を集めるのには骨が折れた、と陳宝珠は言う²⁰。鄭笑、楊雲桜へのインタビューによれば、特に上層の家庭ほど親は娘を外に出したからなかった。むろん当時、公学校を卒業してすぐに現金収入を得られるような働き口は女性にはなかった²¹。農業や商売をしている家庭の子どもなら、家業や母親の手伝いをしなければならなかった。「女中」がいるような裕福な家庭でない限り、母親の手伝いや弟妹の子守などで忙しい娘は、現実問題として処女会への参加は不可能だった。それらの障碍がなくても、女の子はむやみに外にでかけるべきではないと考える親は多く、陳宝珠は、処女会の会員を募るために保護者を説得に行ったことも度々あったという。

鄭笑、楊雲桜によると、処女会会員は、A 街の官公署勤めの家庭か、裕福な商店や農家の家庭出身の者であった。当時、娘の外出を好まない社会的風潮の中で彼女たちの参加が可能となったのは、卒業生の家族——主として家長である父親——が指導担当者である陳宝珠の父、陳聡明と親しかったことや、公学校の教師（訓導）でしかも A 街の名家出身である陳宝珠が指導するのなら、ということで娘に参加を許した点である。当時の地域における教師の地位は高く非常に尊敬されていたという。

例をあげるなら、鄭笑（1915年生まれ、1929年に入会）は、A 街の水利局に勤める父親と陳聡明が親友だったので処女会に「出してもらえた【台】」。彼女の家は田畑を人に貸し、自作でも農業を営んでいたが、「自分は『千金』（お嬢様）だったので、農業の手伝いはしなかった。農業は母、長兄と兄嫁が行い、自分は家の中を手伝うくらいだった【台】」という。父が A 街の水利組合の役職についていたということは、鄭笑の家は経済階層としては高かったといえる。鄭笑はその後処女会をやめ、人の紹介で台北の男性と結婚した。夫は「拳人」（清の時代、科挙に合格した人）の家柄であった。鄭家はそれとつりあう家格だったということになる²²。

陳宝珠の父陳聡明や兄陳昭南は、呉文星のいう日本植民地時代の台湾人ローカルエリートである。ローカルエリートとは、A 街のような小規模レベルの地域において経済的・政治的影響力を持っていた指導者層をさす。ただしローカルエリートの実態は、台湾が日本の植民地になる前と後とでは変動がある。清代のローカルエリートとは、科挙に合格した士紳、及び富裕な商人や地主、儒学者である（呉文星 1992, p. 5）。しかし日本の領台直後、台湾居住の科挙合格者で特に官位の高い者や、対岸の中国大陸から台湾へ移住した家族でも、中国の出身地に資産を保有していた人々は、日本による統治を嫌ってかなりの割合で台湾から中国へ撤退した。そのため地方の指導者層に入れ替えが起きた（呉文星 1992, pp. 11-94）。日本植民地時代のローカルエリートは、政治面・経済面・教育などの文化面で地位の比較的高い者やすぐれた功績を残した者をさす（呉文星 1992, p. 5）。彼らは植民地行政の末端を担うのとひきかえに、総督府より様々な利権を与えられた。陳家も複数の専売品の売捌商（仲買）をまかされていた。鄭笑の父は、水利組合の役職についていた。処女会会員たちの保護者もおそらくほとんどが A 街のローカルエリートであると思われる。

(2) 処女会の活動内容と運営

A 処女会の集会は原則として毎週土曜日の午後、A 第一公学校で行われた。台北州や「内地」の講習会には参加したものの、陳宝珠にとって処女会の指導は初めての経験なので、集会でどのような活動をするか頭を悩ませた。様々に研究して歌、踊り、手芸（主として編み物）、話劇（日本語劇）などを教えた他、割烹（料理）などは講師をよんで指導を依頼した。割烹には日本料理と台湾料理の両方があった。従来、結婚前の女性が必ず覚えなければならないことは刺繍と裁縫だったが、裁縫については、陳宝珠は自分が苦手だったので教えなかった、という。『台北州処女会概覧』（1931）には、1931年以前に A 処女会で行った活動として、「洗濯染色講習会、裁縫手芸講習会、ミシン講習会、音楽会、登山会、見学旅行」等が挙げられている。また1931年に計画されているものとしては「各種製作品展覽会、父兄会、各種社会奉仕作業」等があがっている。さらに将来には「副業研究」や「生活改善行事」が予定されていた。

A 処女会は、郡や州で行われる運動会にも参加した。陳宝珠は、リレー選手を養成するため、会員の中から走るのが早い人を選び、公学校の体育教師（日本人男性）に早朝練習を依頼した。聞き取りによれば当時の女性は、しずしずと歩き、できるかぎり肌を露出しないようしつけられ、その規範は裕福な家庭ほど強かった。運動会は地域の多くの人が参観したが、学校行事とはいえ女性が「ひざ上のブルマーをはいて」「走る」、というのは瞠目すべきことだったと陳宝珠いう。この地域で新たに纏足する女性がなくなったのは、早くとも1910年代の後半と思われる²³。纏足をした女性はよちよち歩きしかできず、途中で纏足を解いた女性でも外出が困難だったことを考えれば、当時の人々の驚きは当然であった。

リレー選手、楊雲桜（1919年生まれ、1932年に入会）の保護者（祖父、油の製造販売をしており、裕福だった）は孫娘の教育に非常に厳格で、「女の子が走るなんて」とリレーの練習に賛成ではなかった。楊雲桜への聞き取りによると、彼女は見つからないように、祖父の昼寝のすきを狙ってこっそりと処女会に出かけるのがつねであった。そこで陳宝珠は、リレーの早朝練習の日はいつも朝7時頃、彼女を家まで迎えに行った。そうすることで、ようやく保護者は孫娘の外出をしぶしぶながら認めた、というのである。

この時の様子を陳宝珠は楽しそうに語り、A 処女会は会員も多いほうだったと誇らしげである。「内地」に派遣されたことから分かるように、当時、陳宝珠は台北州でも特別な存在だったらしい。『台北州処女会概覧』によれば、他のいくつかの処女会が1931年度の行事に A 処女会視察を予定していた。

処女会の活動は、実施された内容からみて、日本語の習得や「婦徳の涵養」を重点にしていることが分かる。スポーツは、当時ひろく処女会で奨励された。「健康」な「国民」やその「母」を育成するという「内地」の指導方針が採用され、指導者講習会などで台湾人の女性指導者に伝えられたためであろう。台湾の処女会でも「内地」にならい、「生活改善」や「副業研究」が行われた。台湾人は、寺廟に参拝する際に金銀紙を買いそれを焼いて天上の神々や祖先に捧げ、祭典の時は家畜を屠殺して捧げた。また結婚に際しては、高額の聘金（花婿側から花嫁側に贈られるいわゆる結納金）を払い、披露宴ではかなりの金が使われた。当時、台湾でも世界恐慌のあおりを受け経済不況が深刻化していたため、総督府はこのような台湾人の伝統的習慣を「陋習」であり、経済的に農村を疲弊させる「浪費」と考え、やめさせようとした。それが「生活改善」にあたる。「副業研究」とは、他の処女会の多くが行っており、その頃は袋物などの製作販売であったと思われる。総督府は、習俗や経済の改革を図ることが台湾

社会の「合理化」を進め、植民地としての効率を高めることになると考えており、A 処女会も1931年の時点で「生活改善」や「副業研究」を活動に予定していた。

処女会の経費は A 街同風会が支えていた。1931年には街の同風会から年100円²⁴が支出されている。用途について記録はないが、外部から招聘する講師への謝礼や台北への見学旅行、講習会参加費等に支出されたのではないと思われる。会員が活動で負担する費用は、手芸や割烹の際に使う材料費などの実費のみだった。会員にたずねたところ、彼女たちにも費用の負担感はなかった。学校（校舎）という既存の施設を利用し、公学校教師などの無償の労働力によって運営していたため、処女会は学校教育ほど大きな経費を必要としなかった。

(3) 処女会政策と A 街処女会の特徴

1929-32年の台湾における処女会の動向と A 街の処女会の特徴は、以下のとおりである。

- ① 処女会設置については、台北州政府が同風会の規定の中で行った成文規定が総督府に先行した。台北州政府の処女会に関する規定は、初等教育終了以上をその参加資格に定めた。台湾人の公学校就学率は「内地」より低く、台湾人女子は男子よりも低かった。当時の公学校の女子の就学は富裕層に限られており、そのために台湾における処女会会員の社会・経済階層は、「内地」の処女会や台湾人男子の青年会と比較して高かった²⁵。
- ② 総督府が青年教育に関して初めて発布した府訓令72号は、知識人青年を中心に盛んだった民族運動の取締りを目的としていた。そのため総督府は、男女青年団体の設置については地方政府や現場の努力に任せるか、恣意的に選択した団体に奨励金を出すという、模様眺めの消極的態度をとった²⁶。また取締りの対象となったのは主として男子であり、府訓令72号では女子を男子の付属物のように扱う程度だった。
- ③ A 街では、若い女性の団体は府訓令72号の発布まで設置されなかった。府訓令72号では、女子の青年団体の名称を「女子青年団」とするよう定めていたが、新設された団体は少なくとも1932年4月末までは「処女会」と呼ばれた。A 処女会も同様であった。

A 処女会の組織化には公学校が深く関わり、実際の指導は公学校の台湾人女性教師が担当した。会員である女性はほとんどが家事手伝いで収入はなく、活動の費用は負担していない。処女会の活動は、公学校教師（男性を含む）の無償のはたらきによってなりたっており、台北州政府は既存の人的資源を処女会にあてていた。ほかに必要な経費については街のローカルエリートが協力した。ローカルエリートは植民地統治の末端行政を引き受け、それにより利権を得ていた人々である。彼らが富裕層の娘の処女会に資金を出すという構図になっていた。

IV 処女会関係者におけるジェンダー・民族・経済階層・世代

処女会には、政策決定者である (a) 台北州政府や総督府、資金提供をした A 街の (b) ローカルエリート、(c) 日本人公学校長、(d) 処女会の台湾人女性指導者、(e) 処女会会員、(f) 会員の保護者（家長）が関与していた²⁷。最初に述べたように (a) - (f) の総称を「処女会関係者」とする。IV項では、処女会関係者それぞれにおけるジェンダーの階層構造が民族、経済階層、世代の階層構造との間に有していた関連（すなわち、各関係者は様々な社会集団の軸が交差するなかでどこに位置づくのか）、各関係者がジェンダー、民族、経済階層、世代といった階層構造をどのように認識していたか、関係者間の

相互交渉はどのように行われたかについて検討する。

(a) 台北州政府や総督府

台北州政府や総督府台北州政府や総督府は、(b) - (f) とは異なり、具体的な「人物」ではない。政策決定に関わった官僚諸個人の認識についての検討も必要であるが、資料が充分ではないため、ここでは実施された政策から、台北州政府や総督府が処女会政策に関して、台湾人における階層構造をどのように認識していたか検討する。

台北州訓令18号（1925年）は、もりあがる民族運動に対抗し、特に公学校を卒業した青年層の思想統制を行うため、同風会の下部組織として青年会と処女会を置くことを定めた。民族運動に関与する台湾人は大部分が「若い」「男性の」「知識人」であり、「知識人」はほとんどが各地のローカルエリート家庭の出身であった。民族運動に加わる女性はやはり富裕層出身で高学歴であったが、稀にしかみられなかった。そのため州訓令18号の重点は、処女会よりも青年会に置かれていたと思われる。事実、州訓令18号の発布により、台北州下全ての49の街庄が青年会を設けたのと対照的に、処女会を設けたのは州下21の街庄に過ぎない。

府訓令72号は、総督府が初めて青年教育について定めを行ったものである。府訓令72号では女子を指導の射程に入れているが、同時に出された青年団設置標準の「指導要項」は、「忠良ナル国民」「公民」として「公事ニ奉仕スル」「自立的精神ヲ培養」するとしていることから、男子を基準に書かれていると推測される。総督府は、女子の指導を男子に対してほど問題にしなかった。そのため、青年団設置標準から具体的な女子の指導方針を読み取ることは難しい。それでも、処女会の指導を女性教師に任せ、指導者講習会等では手芸や裁縫、割烹（料理）、遠足、日本語劇等を実施するよう示していることから、1930年頃の総督府は、日本語講習に「良妻賢母」教育を加味したものを処女会の指導方針としていたと思われる。総督府が男子の青年団体組織化に及び腰だったことを考えれば、女子の指導方針まで詳述していないのは無理のないことかも知れない。

台北州政府も総督府も、台湾人教化については男子の指導を重点としている点で共通している。また1925年以降、初等教育を修了した若い世代へ教化の重点を移した点でも共通している。女性についても、教化の重点が一家の「主婦」から結婚前の未婚女性へ移っており、台湾人教化にとって若い世代による民族運動の脅威は大きかったとことが分かる。台北州政府や総督府は、地方レベルにおける女性像のメルクマールを、日本語を習得した若い女性の団体、すなわち処女会に求めたと考えられる。

台湾教育会が発行していた月刊雑誌『台湾教育』からは、総督府が、処女会や女子青年団の指導者に公学校の女性教師をあてる方針だったことがうかがえる。事実、女性指導者を他に求めることは困難だった²⁸。総督府が1930年になってやっと青年教育に関する規定を出したのも、知識人男性を中心とした抗日民族運動が下火に向かい、新カリキュラム（Ⅲ項参照）の下で日本的「婦徳」を学んだ台湾人女性の公学校教師が一定程度にふえるまで、訓令発布の時期をうかがっていたという見方もできる。

台湾の処女会会員の経済階層は高く、「内地」の処女会が働かねば食べて行けない農民層の娘たちを対象としていたのと事情は異なった。「内地」の処女会の提唱者でその名づけ親でもあった天野藤男は、女性を農村部に留めて農村男子の堅実な伴侶とすることや、都会に憧れて上京した女子が「虚栄心」に染まって「転落」し、売春による「花柳病」に罹患するのを予防すること、すなわち女性のセクシャリティ管理を重視した（渡邊 1997、pp. 265 - 277）。しかし、台湾の会員には男女隔離の習慣がも

とより強かったため、そのようなことは問題とならなかった。鄭笑、楊雲桜によれば、A街における処女会会員は青年会会員とほとんど交流がなかった。記念行事の時などに披露する仮装行列や日本語劇などで男女は共演しているが、彼らはお互いの日常の活動内容を知らない。この頃青年会で活動した者にたずねても、男女は一緒に活動したことはない、活動する時間帯も異なる（男子は夜で、女子は昼間）から、という答えであった。青年会と処女会が全く異なる組織であるという認識は、会の性格の異質性や男女隔離の伝統に由来している²⁹。

同風会下部組織としての処女会が台北州で普及し始めた頃、「内地」ではすでに処女会中央部は解散していた（1927年）。台湾における処女会運営は「内地」の運営方法になっている部分はあったものの、その対象が台湾人であったため、独自の展開をしたと言える。

(b) ローカルエリートと (c) 日本人公学校長

処女会政策にA街のレベルで関わったのは、台湾人街長をはじめとするローカルエリートと日本人公学校長である。A処女会の設立を決定、主導したのは日本人公学校長であったが、1929年当時、州訓令18号（1925年発布）が処女会を同風会下部の部会として街単位で設置するよう規定しており、その経費は街のローカルエリートたちが街庄費や寄付の形で負担していた。

ここでローカルエリートに着目すると、彼らは処女会と同じ同風会の部会である青年会にも関わっていた。実は青年会を1923年に設立し、指導してきたのは街長や街協議会員をはじめとする台湾人ローカルエリートたちである。郡や州レベルの意思決定は日本人が担っていたものの、地元街政は彼らが担当していた³⁰。1930年当時のA青年会の指導者は、街長である王派源（仮名、地主）や、街の金の流れを決定するA信用組合の役員でかつ総督府専売品（酒、煙草、阿片）の売捌商でもあった陳宝珠の長兄、陳昭南である³¹。彼もローカルエリートの一人で、青年会の集会場所は彼の店であった。

当時の青年会は、次代のローカルエリートの選抜と養成を行う場として機能する懇話会、サロンのような状況を呈していた。会員は未既婚を含む富裕層の出身で、A街の官公署勤め、または地主、米商や薬種（漢方薬）商などの自営業者かその子弟であった。青年会への入会はこれら富裕層の人だけに許され、元会員への聞き取りによれば、その親たちも、息子が会員であることを肯定的に考えていた。このような状況は、台湾においてかなり普遍的にみられたようである。さらにA青年会では国語（日本語）講習の圧力が強まる中、街長王派源が先頭に立ち、それに抗するように漢文夜学会を開いた。このため、青年会の後ろ盾のような存在であった王派源は、1931年に街長を更迭される。当時、民族運動者たちが「漢民族」のよりどころとして漢学学習を提唱しており、総督府は漢学を「抗日」の象徴のようにとらえていた時期である。州訓令18号に沿うような形はとりながら、A街のローカルエリートとその傘下の若者は、ある程度自律性を保ちつつ活動をしていたといえる。街政に力をもっていた人々だからこそ行いえたことである。

しかしローカルエリートは、後発の、しかも自分たちではなく公学校主導で始まった処女会に対しては青年会と異なる態度をとった。処女会の集会場所は公学校で、日本語講習や日本的「婦徳の涵養」を中心とした活動を行っていた。鄭笑たち会員への聞き取りによれば、それまでは女性には学問がないこと、家から出ないことが「徳」とされてきた。そのため、指導者であった陳宝珠は苦勞したようである。「処女会の評判はどうでしたか」という筆者の質問に対し、彼女は「街の人は自分に関係なければなんの興味も持たなかった。（処女会は）別に何か資格のあるものでもなかったからね」と語る。陳宝

珠の言う通り、処女会／女子青年団は正規の教育ではなかったため、その経験が収入を得る機会へ結びつくことは、少なくとも戦争が激しくなる1935年頃まではなかった³²。

陳宝珠によれば、ローカルエリートであり青年会指導者であった長兄の陳昭南は、処女会についてほとんど何も知らなかったという。そのような無関心の理由として、彼が処女会を有益でもないが害はないものとみなして容認していたためと思われる。処女会は、富裕層に強いと思われる「女に学問はいらぬ」「女はむやみに外出すべきではない」といった家父長的な考えと相反する存在であり、日本的価値観を中心とした公学校の指導下にあった。しかし処女会の活動をするのは、娘たちが結婚するまでの間にすぎず、結婚してしまえば家庭に入るため、ローカルエリートたちは街政を任せられそれによって利権を得ている立場上、資金を出していたものと思われる。

このような態度は、同風会内部に処女会を設置することを勧奨する州訓令18号が1925年に出された時、A街に処女会は設置されなかったことにも反映している。当時、処女会を設置するかどうかの意思決定は、A街同風会を中心となって運営していた街長をはじめとするローカルエリートにあった。しかし、設置したとしても自分たちの利益にはならないと彼らは考えたのであろう、女性を組織化することはなかった。

(d) 処女会の台湾人女性指導者

ここでは、直接指導者としての女性指導者、陳宝珠をとりあげる。処女会の「顧問」は公学校長が担当したが、実質的な指導は、女性教員で「会長」の陳宝珠がほとんど一人で行った³³。陳宝珠が処女会の指導を開始したのは、若冠23歳の時である。植民地台湾においては、日本的「婦徳」の教育を受け、かつ日本語も自由にあやつる彼女のような指導者は、概して非常に若いという属性を持っていた。陳宝珠が地元名家の出身だったことも重要であろう。さきにも述べたが、陳宝珠は初代街長の娘であったために多くの処女会員を集めることができた。筆者が別の台湾人女性教師（台北第三高等女学校卒業）に聞いたところでは、彼女は出身地とは関係のない赴任先（台北州の公学校）で処女会の指導を担当することになり、よく知らない卒業生を相手に「何をしたらよいか分からず、ほとんど放っておいた」と語っている。以前の若い女性に「指導力」が期待されたことはなかったことを考えると、陳宝珠は植民地統治が生んだ女性指導者だった。

陳宝珠は、台北第三高等女学校で学んだ「日本的」知識や価値観を、処女会活動を通して地域社会に持ち込んだ。例えば、従来、結婚前の女性が必ず覚えなければならないことは刺繍と裁縫だった。鄭笑によれば、結婚のときの媒酌人や新郎の親は、刺繍を見て新婦の価値を判断しており、自分の時もそうだったという。一方、陳宝珠が教えたのは日本から持ち込まれた編み物であり、裁縫は自分が不得手だったので教えていない。しかし処女会の多くの会員にとって、職業をもち社会的に活躍していた陳宝珠は、理想の女性であったという。陳宝珠はその他に、日本語、割烹（料理）、踊り、リレーを処女会で教えた。彼女としては、これらのことを「(女子)卒業生は学校を出た後何もすることがないし、日本語も忘れる、勉強の機会にでもなれば」、とやってやっていたという。

総督府は、台湾人女性指導者が公学校卒業生を指導することを期待したのみならず、台湾人女性指導者自身も処女会における教化の対象であると考えていた。それを反映するかのよう、陳宝珠は1931年の『台湾教育』に、「A 処女会の指導感想」という題で、「指導していく際につくづく自分の無能の悲哀を感じる」として、「修養せねばならない、もっと磨かなければならない」という気持ちを記してい

る。しかし総督府の処女会政策の協力者や教化の対象となるだけでなく、彼女は処女会活動について、自分の考えを表明している。彼女は1932年以降の処女会の活動に「生活改善」を計画していたが、次のような感想をさきに紹介した「A 処女会の指導感想」という一文に残している。

…生活改善から引例するならば、金銀紙を焼くと云ふことは他に余り見られない習慣でせうが、年に其の費用は、三、四百万円と云ふ驚くべき巨額に上って居るさうでございます。生活指導をするに当って、この問題を如何に取扱い、如何に改善を加へるべきかは本島の特殊事項に属することと存じます。其他迷信の打破、集会の訓練、結婚儀式の弊風及聘金問題……中略……併し余程慎重に考慮し、充分に研究をせねばなりません。一面から考へると之等の事柄は環境の爲めに一朝一夕に実行の出来ないもので、時代の推移と共に自ら解決されるものである事は過去の幾多の事実が私たちに教へてゐる様であります。
(『台湾教育』1931年)

金銀紙を焼く³⁴などの伝統的宗教習慣、盛大な結婚儀式、聘金などは、台北州政府が廃止をよびかけていた「漢族の」伝統文化である。陳宝珠は、このような習慣は放っておけばいずれなくなるものである、として、やわらかな物言いではあるが総督府の処女会指導方針に異議を唱えている。彼女は政策の上層が示した「陋習打破」の方針を実行することもなかった。筆者は当時最も喧伝された「聘金廃止」について質問したが、「聘金は廃止できるようなものではなかったから」、処女会では特に何もなかったという³⁵。

かといって、陳宝珠が「漢民族」の「伝統文化」を守る立場だったというわけではない。彼女は女子の卒業生に勉強の機会を与えたいと考えて保護者たちを説得し、会員たちにリレーをさせ、台北への見学旅行に引率した。これらは、従来の台湾社会では考えられないようなことであり、だからこそ一部の保護者たちは娘の参加に反対したのである。

(e) 処女会会員

処女会会員は、A 街という限定された地域においては「最も高い教育を受けた」人々である。彼女たちは富裕層出身で、家長や父親の多くはローカルエリートにあたると考えられ、彼らが陳宝珠の父親と親しい関係にあったことが処女会参加の契機となった。しかしその一方で、富裕層に強い「女性は外出を控えるべきである」という規範の下、「箱入り娘」だった楊雲桜のように処女会にでかけるために苦勞する者もいた。

鄭笑や楊雲桜は、「土曜日が待ち遠しかった」「友だちや先生に会えて嬉しかった」と、処女会が娯楽や学習のよい機会であったと語った。楊雲桜は、識字能力を得ることが自信につながることを発見したようである。筆者が処女会はどのような意味があったと思うか、とたずねたところ、彼女は、自分には学歴はない、と謙遜しながらも、「私もよく新聞とか雑誌、いろんなものを読むからね」と述べ、字を覚えたことが生活の役に立っていることを示唆した。会員にとって処女会は、家庭にはない「自由さ」を享受できる場でもあった。鄭笑の父親は処女会に全く賛成というわけではなかった。彼女は自分のことを「父さんや母さんがきびしく監督して【台】おり、処女会に出なければ、結婚までは家の中で過ごすはずであったと語る。しかし彼女は、処女会活動において生まれて初めて汽車に乗り、台北帝国大学で行われた台北州の運動会に参加した時の興奮を「まあその時は嬉しくて嬉しくてね、帰った夜行の

車（汽車）の中で歌を歌って、ハハハ（笑）。『A 第一！（母校の公学校の名前）、A 第一！』と、もうきちがいのように言って、喜んでいる」と語った。運動会で彼女は、台北州下全部の女子青年団員が踊るという踊りに参加したという。鄭笑や楊雲桜たちは高齢になった2000年現在も年に数回、陳宝珠を囲んで処女会（女子青年団）の同窓会を行っているが、このような思い出を語りたくて集まるのだという³⁶。

聞き取りによれば、会員たちは、結婚を機に処女会を退いた後は「伝統的」な嫁、主婦となった。それでも、処女会員であることは、他人と自己を差別化する方途になりえた。楊雲桜によれば、自分と同じ処女会員であった友人が隣町の運動会を見学に行った時、会員であるという理由でその土地の名士の目にとまり、その息子と結婚したという。「隣町の名士」は処女会会員を評価していたわけである。また二回目に筆者が訪問した時彼女は、自分によく雑誌を読むが、公学校を出ただけの人は雑誌を読むほどのことはなかなかできない、と語った。他の会員も、学校という場でより長い時間をすごしたため、公学校を卒業しただけの者よりも話す日本語が流暢で、文字の運用能力も高い³⁷。

会員たちが総督府の処女会活動に積極的に求めていたのは、娯楽の機会や「自由さ」、より高い教育を受けることであった。そのことが自らの識字能力を高め、結婚に際しても公学校を出ただけの人たちと自らを差異化できた。彼女たちは、自身の利害に従って処女会に参加していたといえる。

(f) 会員の保護者（家長）

会員の保護者は、その多くが A 街の富裕層であったと思われる³⁸。前述したが、保護者たちは娘の処女会参加に「容認」、あるいは「反対」の態度をとった。その理由は、ローカルエリートと同様で、自分たちにとって娘の処女会参加は特に利益がないうえに、処女会が従来理想の女性像と相反するものだったためだと考えられる。処女会への参加を許可するかどうかには、男性家長の男女役割認識が如実に現れていた。娘の処女会参加について父親または男性家長が意思決定を行ったことは、注目に値する。当時の会員たちの母親は、家事を教えるなど「現場」では娘のしつけを担当していたが、家庭の外のことに関する「意思決定」は行わなかった³⁹。処女会への娘の参加は家長の意思決定を必要とするような事態だったわけである。富裕層の家庭は、伝統的価値と植民者によって持ち込まれた新たな価値が出会い、せめぎあう場であったことがこのことからうかがえる。

しかし、彼らは処女会に反対してばかりいたのではない。楊雲桜が語ったところでは、「（会員は処女会の講習会などで『団体行動』といった講演などを聞く機会があり）常識とかね、世間の事とかね、分かる。何も分からないよりは」よい、「ホウシュ先生はまじめできちんと教えている」ということで、A 街における会員の評判はよかった。鄭笑によれば、結婚した会員の友人は「先生が（中略）よく教えてくれたから、あの奥さんは大丈夫、家庭でもよくやっている」と評判がよかったという。この会員二人の印象と、陳宝珠が街の人に感じた処女会に対する冷淡さは矛盾するものではない。植民地統治と、そして日本から持ち込まれた新しい社会システムや生活習慣を含む「近代化」から一定の利益を得ていた保護者たちが、「女でも世の中のことを分かっているならば」という「近代化」重視の考え方と、「女に学問は必要ない」という従来の家父長的考え方の両方を有していたことの表れと考えられる。例えば鄭笑の父は、娘に公学校教育を受けさせることは重視していた。通学のみちのりが遠いのを苦しめた幼い彼女が2年生の2学期に入るときに学校をやめたがると、「あなた、行かなくてどうするの、と」むりやり彼女を教師の所まで連れて行ったという。当時はまだほとんどの女性が公学校に行っ

ていない時代である。

会員の保護者たちは、「嫁入り前」の娘が外出することについては懐疑的だったようであるが、陳宝珠は街で最も「近代的」女性であり、名望家の陳聡明の娘、陳昭南の妹が教えるということがそれを担保した。また実際に処女会を卒業した者が婚家で上述したようなよい評判をとると、保護者たちの考えも徐々に変化した。

V 結語

処女会は、女子の公学校就学率が低く、中等教育への門戸も極端に狭かった当時、代替教育機関として大きな意味を持っていた⁴⁰。処女会では会員を公学校卒業者に限定したために、教化団体とはいいながら「内地」の高等女学校と同じように近代性の濃厚なものとなり、処女会活動は台湾社会の「近代化」を推進する側面を有していた。処女会はまた、台湾人の家父長制をゆるがす側面も有していたといえる。台湾に根づいていた冠婚葬祭の伝統的習慣や、学問がないこと、外出しないことが女性の徳であるといった考え方は、家父長制に支えられて存続してきたものである。処女会は日本人公学校長の主導により、その家父長制が最も強固であると思われる富裕層の娘に、従来の価値に相反するリレーや外出を伴う教育を実施した⁴¹。また台湾の処女会は、処女会入会者と入会しない者のあいだで「台湾人女性」の分断を行い、数少ない高等女学校と同様、家単位で一部の会員女性を上層に取り込む役割を果たした。

この大きな社会構造の枠組みの中で、処女会関係者、すなわち政策策定者である台北州政府や総督府、その受け皿となる A 街のローカルエリート、日本人公学校長、処女会の台湾人女性指導者、処女会会員、会員の保護者は、それぞれの利害や意図をもって処女会に関与し相互交渉を行った。最後に本項ではジェンダーと民族の軸を中心に、台湾人女性のエイジェンシーについて考察する。

処女会の台湾人女性指導者陳宝珠は、A 街においては一目置かれる名家の一員であったが、一方で彼女自身は若い女性であり、教化政策の対象でもあった。彼女が語った街の人の処女会に対する冷淡な態度は、彼らが処女会の存在を容認しつつも、台湾人社会の家父長制へ日本人が介入することに対する嫌悪感を示したものだと思われる。総督府や台北州政府においても、街のローカルエリートにおいても、彼女はこの点でジェンダーによる抑圧の対象であった。

陳宝珠自身は、今後勉強の機会のない女性たちのために、と考えて処女会を指導した。彼女自身は、「何もすることのない」女子卒業生にとって、結婚するまで処女会で勉強すれば、覚えた日本語も忘れないし、卒業生たちの役に立つと考えた。彼女は、自ら出向いて娘を外出させながら保護者を説得した。教育にも工夫をこらし、楊雲桜によれば、彼女は「カードやいろんなもの」を自分で作成して「要領よく」教えたという。陳宝珠は会員の教育を通して処女会の評価を高め、「女でも世の中のことを分かっているならば」「先生が（中略）よく教えてくれたから、あの奥さんは大丈夫」というように A 街の人の考えを変えていった。すなわち、処女会活動の経験が世の中で役に立つような「近代的」側面を示すことにより、保護者の譴責を受けないやり方で、勉強の機会を女子卒業生に与えた。陳宝珠は A 街のローカルエリートや保護者の強固な家父長的考えの一部を変え、女性にとっての利益を獲得したのである。

会員たちのほうは、経済階層が高くローカルエリートである陳宝珠の家族と近い関係だったこと

が、処女会参加の契機となった。彼女たちは富裕層の出身で、「箱入り娘」であり、娯楽の機会や家長からの「自由さ」を得たいという気持ちから処女会に参加した。鄭笑は、処女会に「出してもらえた」ことを喜びをもって語った。楊雲桜は、祖父に外出を禁止されても隠れて家を抜け出し、処女会活動に参加していた。会員たちは、公学校よりも高い教育を受けたこと、「日本字」を覚えたこと、会員が街の好評を得ていたことを筆者に語り、自らを公学校を卒業しただけの者から差異化している。これらを考えあわせると、彼女たちは処女会への参加を、家父長制に抵抗して自己実現をした物語として筆者に語ったと考えられる。

陳宝珠も会員も処女会活動の実践により、家父長制に関する街の人々の考えを変化させており、館かおるのいう階層構造の一つであるジェンダーの軸を変更したといえる。民族の軸について考察すると、陳宝珠の実践は台湾人の家父長制を弱体化させ、植民地化の推進に加担しているようにみえる。同様の論理によれば、会員たちの処女会政策に対する無批判な態度も、植民地主義に絡めとられるものである。しかし、実際の状況は複雑である。

陳宝珠は日本人公学校長の部下である教師であり、必然的に植民地政府にとっての政策協力者として位置づけられていた。しかし、彼女は総督府や台北州政府が処女会指導の方針に示した「生活改善」について、「冠婚葬祭は一朝一夕に改善できるものではなく時代の流れに任せるしかない」と教育雑誌で批判を行っている。「生活改善」は、聘金や葬式などの習慣つまり家父長制を支える「伝統文化」を破壊し、結果として台湾人（男性）の力を剥奪するものである。陳宝珠は非常に熱心に処女会の指導を行っていたが、「生活改善」には全く手をつけなかった。街の人から批判を受けずに処女会の指導を継続することができたのは、そのためである。台北州政府が処女会活動の主要な目的の一つとしていた「生活改善」の不履行は、台湾の「伝統的」文化を急激に消去し「合理化」によって植民地経済からさらなる利益を得ようとする日本人支配の貫徹を阻み、機能不全なものにすることを意味した。

会員たちのほうは一見植民地主義に従っているように見えるが、彼女たちの処女会への参加動機は識字能力や娯楽の機会を得ることだった。陳宝珠はもとより勉強の機会を与える目的で卒業生を指導し、卒業生にとっても処女会活動は、純然たる結婚までの勉強や娯楽であった。ただし、処女会活動で識字能力を身につけたことは、彼女たちにとっての自信になった。彼女たちは、処女会をやめて公学校での活動に別れを告げた後、結婚し「伝統的な」家庭生活に入った。世の中のことも分かった良い主婦、という評価を世間から得る一方、彼女たちの活動領域は従来の習慣を守る家庭の中に限定され、公的な場からは隔絶された。よって台湾人女性を日本の「忠良有為の国民」に養成するという台北州や総督府の当初の目的は達成されないまま、処女会政策は彼女たちの自己目的に流用されて終わったのである。陳宝珠と会員たちの営為は、こうしてみると植民地政府による台湾人に対する民族的抑圧をかわし、支配の進行を妨げるものだった。

陳宝珠と会員たちは、それぞれの異なる利害から処女会に関係した。彼女たちは限られた条件の中にあっても、隘路を縫うようにして自己目的のために行動し、「家父長制」と「植民地主義」という既存の社会構造の双方に、少なくとも小さな「亀裂」を入れるエイジェンシーであったと言える。上述したように、一つの事象は実践する者によってその文脈を異にし、さらに関係者間の複雑な相互交渉の過程が存在するため、植民地におけるできごとについて価値判断を下すことは容易ではない。従って、処女会関係者おのおのの有する複数の階層構造を認識した上でその営為を考察する作業は、重要で不可欠であると考えられる。見落とされがちな女性の経験が社会を変容させたことに眼を向けた時にこそ、より緻密

な植民地研究が可能となろう。

(みやざき・せいこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

*本研究の調査については、台湾の台北県A市関係者の皆様にたいへんお世話になり、また、東京女性財団からは1999年度自主研究助成を頂きました。本稿作成にあたっては、お茶の水女子大学・波平恵美子教授のご指導をはじめ、草稿の段階で「言語とジェンダー」研究の斉藤正美さん、川村学園女子大学の柚木理子さんから有益なコメントを頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。なお、陳宝珠さんは2002年9月に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

注

1. 例えば (Spivak 1988) や (Yuval-Davis 1997) などがそれにあたる。
2. 戦前、台湾には漢族系住民、いわゆる「台湾人」とマラヨポリネシア系住民、いわゆる「高砂族」が居住していた。ただし台湾総督府は、両者の居住地域を隔離しかつ異なるシステムの下で統治した。前者は当時「本島人」、後者は「蕃人」と呼ばれ、両者ともに処女会と女子青年団が実施された。本来なら「台湾人」は「カッコ」つきで示すべきであるが、煩雑になるのを避けるため、以後、省略する。
3. 「教化」という言葉は、日本の『現代教育事典』(1988)によればもともと儒教や仏教を通して移入され定着したものである。特に明治以降の「教化」は、天皇制国民教化策にのっとり民衆の宗教・文化・生活規範などにかかわる事業をとおして、神道的な国体思想、皇道思想、家父長制的な国家思想と結びついた教育勅語(1890/明治23年)倫理——忠孝の倫理を中核とした——の浸透を図ることであった(青木ほか 1988, p. 212)。

また『現代学校教育大事典 2』によれば、1885年初代文部大臣に就任した森有礼の国家主義的な文教政策により、神道の国体思想、皇道思想が推進され、文部省により「通俗教育」、後には「社会教育」という名目で、明治初期における一般民衆に対する官僚的教化活動が展開された。(奥田ほか 1993, p. 319)。以上は主として「内地」の「教化」についての概要であるが、概要に限っていえば、台湾における「教化」もほぼ同様に、「教化団体」の組織化も内地の方法になっていた。
4. 日本「内地」の処女会については、千野陽一が『近代日本婦人教育史』の一章分をさいて、女子青年団について考察している。また近年、渡邊洋子により、天野藤男の処女会創設の思想が発表された。渡邊によれば、「内地」の処女会の全国組織化では、内務省の取り組みが文部省に先行した。1926年11月の「女子青年団体」に関する内務省、文部省の共同訓令「女子青年団体ノ指導誘掖ニ関スル件」(渡邊 1997, pp. 383-388)まで、処女会は公文書に登場せず、女子についての内務省の体系的な政策や思想はそれほど明瞭ではなかった。よって現実にはその時まで、女子の組織化について大きな方針はなかったのではないかと推測される(渡邊 1997, pp. 99-100)。
5. 花蓮港庁など一部は「庁」のままとされた。
6. 「市・郡」は、人口の多寡によりどちらになるか決められた。「街・庄」も同様。
7. 「似而非自治制の乱舞」『台湾民報』226号、1928年9月16日。
8. 1920年の街庄制制定から1925年の台北州訓令18号発布とA街同風会青年会の設置にいたる経緯等については、別稿を予定している。
9. 「内地」では1926年11月に「女子青年団体ノ指導誘掖ニ関スル件」として、女子青年団体について初めて内務省と文部省が合同の訓令を出した(渡邊 1997, pp. 383-388)。同時に地方長官あてに「女子青年団体ニ関スル件」が通牒として出された。この時「内地」の処女会の組織は全国的統制を有する組織に育っていた。しかし処女会中央部はこの共同訓令の5か月後の1927年4月に解散し、処女会は女子青年団へと転換していく(渡邊 1997, pp. 407-411, 447)。
10. 当時、台湾人の初等教育への進学率は低く、Tsurumiによれば、1926年の公学校就学率は3割に満たない(Tsurumi 1977, p. 145)。
11. 総督府は1929年、阿片の吸食者に新たな特許を与えるという阿片政策をとった。台湾民衆党を中心とした台湾人の民族運動家たちはこれに対し、「ジュネーブ第一阿片条約をたてに阿片収入をむさぼるものである」として総督府に抗

議を行った。総督府の目的は実のところ密吸食者のあぶりだしにあったが、民族運動家たちに総督府の本意は伝えられなかった。このため、いったん下火になっていた民族運動が1929-30年に再び盛り上がりを見せた（劉明修 1983、pp. 160-174）。

12. 高等女学校卒の台湾人女性は稀少である。北部台湾についてみると、1922-37年の16年間で台北第三高等女学校の卒業生は1322人、台北第一、第二高等女学校の台湾人の卒業生を加えても1401人である（游鑑銘 1988、p. 152）。
13. 台北州では1932年以降に報酬を若干つけることを検討している。
14. 『校勢要覧』の卒業生職業一覧に、女子卒業生自身の1928年時点の生業として「農業」という記載は全く出てこない。ただし同じ年（1928年）の女子のA第一公学校在学生164人のうち、家庭の生業が「農業」の女子は34人いる（A第一公学校 1928）。
15. 昔栄えた港町で寺廟が多いA街には、金紙、銀紙や蠟燭を製造する工場が何軒かあった。金紙、銀紙は、参拝の時に神への捧げものとして、あるいは亡くなった人のために焼く「あの世」の紙幣のことである。
16. 筆者が聞き取りを行った隣の女子青年団員の中には、地主でかつその地域の有力者の家の娘が、専売局の酒造会社で働いた例もあった。「台湾総督府専売局工場規定」（1927年）は、職工の学歴を小公学校以上と規定していた（游鑑銘 1994、p. 216）。
17. 卒業者数については男女別の統計がないので、卒業生名簿の名前から筆者が判断した。よって多少の誤差を含んでいる可能性がある。
18. Tsurumi による数字は台湾全島の平均である。A街は台北市にも近く商工業が発達した地域だったので、実際の就学率はもう少し高かったと思われる。しかし、A街の就学年齢の児童の実数が不明なので、この数字で代替している。
19. それに対して男子の就学率は46%だった。
20. 他の地域も同様だったようで、『台北州処女会概覧』には似たような記述がある。
21. 昭和初期のA街には、公学校を卒業して間もない女子に現金収入がえられる就職先はなかった。ただし台北州の他地域における聞き取りによれば、工場のある地域では、15歳くらいの子であれば処女会や女子青年団経験者が優先的に雇われた。植民地台湾では、「女工」も最低の学歴として公学校卒業でなければならない場合が多かった。
22. 当時の結婚は、同じ家格の家同士が行うもので、それを台湾語では「龍交龍、鳳交鳳」といった。結婚する当人の意思はほとんど考慮されなかった。
23. 同じ台北州の「纏足廃止先進地域」である樹林地区で纏足の大半が消失したのが、台湾占領20年目の1915年頃といわれている（A市公所 1989、p. 233）。
24. 1926年現在、A街役場に勤める「雇」（非常勤で、役場では下位の職）の平均の年俸給額が276円である。役場の書記の平均は488円。よって「100円」というのはかなり大きな金額と考えてよいだろう。
25. 岡田によれば、実際には「内地」農村の女子青年団も、生活に余裕のある中層以上の女子が中心になって活動していたという（岡田 1998 [1982]、pp. 144-145）。
26. 女子の団体が奨励金を受け始めた1926年から1931年の6年間に、先住民を含む81の団体が奨励金を受けた。そのうち台湾人の女子青年団体はわずか9団体である（安坑処女会、朴子処女会、淡水処女会、五溝水女子青年団、基隆第一処女会、大甲女子青年団、社頭女子青年団、羅東女子青年団、東勢女子青年団）（台湾総督府文教局社会課 1936、扉の「優良青年団奨励金下付状況」）。
27. 実際には他の公学校の男女教員も処女会活動に協力したが、その関与は部分的であるためここでは取り上げない。
28. なお、1936年頃まで女子青年団の実質的・直接的指導者は公学校の女性教師が多く、裁縫や割烹、手芸を教えていた。しかし、日中戦争が始まり女子青年団の活動が軍事教練や労働奉仕が中心になると、指導者は男性教師にとってかわられるようになる。
29. 筆者の「男女青年はいっしょに活動しましたか」という質問には、A街以外の他の団体も含めて、処女会員、青年会員だった男女のほとんどが「とんでもない」という表情で否定した。隣の町のある処女会員は、小さい頃は男女一緒に遊んでいたという。しかし多くの会員は、小さい頃から家の中で母親の手伝いをしており、「遊ぶ」ひまはないか、遊ぶにしても姉妹と遊ぶことが多かった。男女がどれだけ異なる世界に生きていたかということを、彼女たちは「男女授受不親（男女はものの受け渡しでさえ直接行わない、という諺）」「異性にものを渡すときは、いったんそれをテーブル

に置く」と筆者に説明した。

30. 街長の諮問機関である A 街協議会は終戦までほぼ毎期14~17人（途中交代の人も含む）で、うち日本人は1~3人であった。
31. A 街の街政を担うローカルエリートのさらに中心は、植民地になっていち早く日本語を習得した一群の人々である。総督府による漢族支配の末端の役割を担わされた一方、様々な特権を与えられ、それにより政治的、経済的に台頭した。陳宝珠の父陳聡明はそのようなローカルエリートの代表者であった。陳聡明は1895年に台湾征服戦争を行っていた日本軍に協力したことから、初代の A 街街長となった。煙草や酒、阿片の仲買に指定されたのも、おそらくそのためであろう。日本語も堪能で、聞き取りによれば娘の陳宝珠とは家庭でも日本語で会話をしていた。長兄である陳昭南も父の後を継いで、A 街における街政の要となっている。陳昭南は創立当初の青年会会員であり、後に青年団の指導者となる。一方、民族運動者側は、総督府にとって都合のいい人だけが街長や街協議会員に選ばれる、としばしば批判を行った（呉文星 1992、pp. 228-231）。
32. 楊雲桜も、公学校を卒業した頃「いい家庭」は娘を勤めに出したりしなかった、自分も家で弟妹の世話をしていたと語る。
33. 地域によっては、顧問に街庄長や警察官を入れているところもある。しかし、筆者が聞き取りを行ったほかの処女会も同様に、実質的な指導は女性教師が行っていた。ただし、公学校に日本人の女性教員しかいない場合は、日本人女性が指導を行った。
34. 金銀紙とは「あの世」の紙幣のことで、焼くことにより神や祖先に送達できると考えられている。
35. 実際に、処女会員は家庭の中では家長の「娘」という劣位にあり、処女会で聘金廃止の啓蒙活動をしても、意思決定を行うのは家長だったので、実効性はなかった。このようなことは、複数の人が語っている。
36. 日本のマスメディアは、このような集いを「親日」的表現とみなす傾向にある。しかし、彼女たちは「日本植民地時代の教育」ではなく、「自分の青春時代」を懐かしんでいる。
37. 1932年以後に入会した別の会員は、「自分は（漢）字が分かるから、今、銀行などに行っても（書類を書くのに）困らない」と処女会が識字教育に果たした役割に言及した。日本語と現在台湾の公用語になっている中国語は、共に漢字を使うという点で共通している。
38. 楊雲桜によれば、裕福な家の出身ではない会員もいたが、その人は特に学校の成績のよい人だったという。
39. 陳宝珠は、母親が娘の教育について「何の意見もない人でした」と語っている。
40. A 街ではないが台北州のほかの地域では、第三高等女学校の受験に失敗したが、「高等科に行くのがいやで」その代替として処女会に入った人もいた。男子にしても、上級学校の受験に失敗したため、または受験をあきらめて青年会へ参加した人はいたと思われる。この頃の青年会員が書いた作文には、会参加の契機についてそのような記述がみられる。当時の台湾では中学校も定員が少なく、「内地」に比べさらに狭き門であった。
41. 総督府同様に聘金廃止を提唱していた台湾人知識人の民族主義者は、発行していた雑誌『台湾民報』で、裕福な家庭の子女ほど聘金なしの結婚を実行できておらず、逆に中下層の者が実行している、と報道している。「婦人解放的当面問題」『台湾民報』76号、1925年10月25日。

一次資料

- A 公学校『郷土教授資料』、1918年。
 A 公学校『沿革誌』（A 公学校の校務日誌。1898-1925年の記述）。
 A 第一公学校『校勢要覧 附卒業生名簿』、1928年。
 新竹州『社会教育要覧』、1931年。
 台中州『台中州青少年団概況』、1931年。
 台北州『台北州社会教育概覧』山科商店印刷部、1931年。
 台北州 A 郡役場『A 郡要覧』盛文社、1926年。
 台北州聯合同風会『台北州処女会概覧』、1931年。
 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、1939年。

台湾総督府『全島優良青年団事跡』、1926年。
台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌 第二編』、1939年
台湾総督府文教局『全島青年団、処女会、家長会、主婦会調』、1926年。
台湾総督府文教局社会課『優良男女青年団実績概況』、1936年。
台湾民報社『台湾民報』、1925年10月－1930年3月。

引用文献（日本語）

青木一ほか編『現代教育事典』労働旬報社、1988年。
岡田洋司「農村社会における女子青年団活動の実態とその論理——愛知県下の一地域女子青年団の事例を通して」総合女性史研究会編『日本女性史論集10 女性と運動』吉川弘文館、1998年（初出は『日本史研究』234号、1982年）。
奥田真丈ほか監修・安彦忠彦ほか編『現代学校教育大事典 2』ぎょうせい、1993年。
館かおる「女性の参政権とジェンダー」原ひろ子ほか編『ジェンダー』新世社、1994年。
———.「女性学とジェンダー」お茶の水女子大学女性文化研究センター『女性文化研究センター年報』第9・10合併号（1996）：87－106。
———.「ジェンダー概念の検討」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第1号（1998）：81－97。
千野陽一『近代日本婦人教育史』ドメス出版、1979年。
劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社、1983年。
若林正文『台湾抗日運動史研究』研文出版、1983年。
渡邊洋子『近代日本女子社会教育史——処女会の全国組織化と指導思想』明石書店、1997年。

引用文献（中国語）

A市公所『A政治発展史』（台北県）、1989年。
呉文星『台湾社会領導階層之研究』正中書局（台北）、1992年。
呉三連・蔡培火他『台湾民族運動史』自立晚報社文化出版部（台北）、1971年。
楊翠『日拠時期台湾婦女解放運動——以《台湾民報》為分析場域（1920－1932）』時報出版文化企業（台北）、1993年。
游鑑銘『日拠時期的台灣的職業婦女』国立台湾師範大学歴史研究所博士論文（台北）、1995年。
———.『日拠時期台湾的女子教育』国立台湾師範大学歴史研究所（台北）、1988年。

引用文献（英語）

Ortner, Sherry B., *Making Gender: The Politics and Erotics of Culture*. Boston: Beacon Press, 1996.
Spivak, Gayatri, C., “Can the Subaltern Speak?” In Cary Nelson and Lawrence Grossberg eds., *Marxism and the Interpretation of Culture*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1988. (ガヤトリ・スピヴァク『サバルタンは語ることができるか』上村忠男訳、みすず書房、1998年。)
Tsurumi, E. Patricia. *Japanese Colonial Education in Taiwan, 1895-1945*. Cambridge, Mass and London: Harvard University Press, 1977.
Yuval-Davis, Nira. *Gender and Nation*. London, Thousand Oaks and New Delhi: Sage, 1997.

河田嗣郎の「男女平等」思想とジェンダー

亀口 まか

Shiro Kawada was an active economist in the late Meiji and early Showa era who asserted women's suffrage and equal pay for equal work. This paper examines the historical significance of his idea of "Danjo-Byodo" (the equality between men and women) and his gender perspective, including his disapproval of discriminatory treatment of the sexes based on sexual differences.

He divided sexual differences into two distinguishable differences: "biological difference" and "social difference". Moreover, he pointed that the latter is socially constructed. In other words, he argued that the idea that distinction made between the two sexes is natural and fair has theoretically supported sexism.

His insight of socially constructed differences between men and women is equivalent to the concept of "gender", which is assessed as one of significant findings since the second wave feminism. And therefore his achievement is worth the extra attention of this day.

キーワード：婦人問題、「男女平等」思想、ジェンダー概念

はじめに

「男女平等」思想をどう定義するのかは決して一様ではなく、今もなお問われ続けている。それは女性解放の動きが、具体的な性差別の現実と対峙する中で、男女の関係において何を不平等として指摘し、克服すべきなのかを模索してきたことと呼応する。その模索とは、いいかえればジェンダーをどう捉えるのかということであり、事実、女性解放の歴史においてジェンダーをめぐる議論は繰り返し行われてきたといえよう¹。

本稿は、そうした観点から、明治後期から昭和初期に活躍した経済学者河田嗣郎(1883-1942)の「男女平等」思想におけるジェンダーの視点を取り上げ、その歴史的意義を考察することを目的とする。河田は、政治、教育、労働などの分野における性別による不平等な現状を指摘し、女性参政権の提唱、「良妻賢母主義教育」の批判、男女共学制の奨励、同一労働同一賃金をはじめとする女性労働者の待遇の改善等、男女同権による女性解放を主張した人であり、生涯にわたる学究生活を通じて、社会問題としての「婦人問題」²に着目し続けた。

本稿ではまず、河田の婦人問題へのアプローチについて、河田を批判する言説を手がかりに考察し、「男女平等」思想としてどのような特徴をもっていたのかについて検討する。次に河田の展開する「男女平等」思想には、ジェンダーの視点がどのように見出せるのかを明らかにする。

これまでの河田に関する研究をみると、農業経済学や経済史の観点から論じられているものがある

が、そのなかで河田の婦人問題への言及を含めて研究されているものはみあたらない（村上 1972；松野 1987；小林 1991）。河田の婦人問題に対する視点の検討がみられるのは、主に社会政策思想や女子教育史の枠組みにおいてである。河田の社会政策思想を自由主義的社会政策論の一典型として取りあげた横井敏郎は、河田の「婦人解放」への視点には「社会進化論的な文明観に基く『人格』主義」が見出せると述べている（横井 1996）。また、女性の経済的自立の必要性を説く河田は、婦人問題のなかでも特に婦人労働問題について熱心に取り組んだことでも知られるが³、加藤千香子は、日本の戦間期における女子労働政策をめぐる議論において河田の社会政策論を取り上げ、彼を「男子労働者と女子労働者との賃金格差を正面から取り上げた人物」と位置づけている（加藤 2001）。

女子教育史においては、河田の女子教育論は、初期社会主義者による女子教育論のひとつとして取りあげられてきた。中畠邦はこの時期に欧米における女性解放の思想が紹介されたことを背景に、女子教育問題が政策批判をともなつてとりあげられたとし、その例に「社会主義の立場にたつて、早くから発言した人」として安部磯雄とともに河田をあげている（中畠 1975）。

一方で近代日本におけるフェミニズム思想史の観点から検討した水田珠枝は、河田の婦人論を大正期のフェミニズムの一潮流と位置づける。女性の自我を主張する平塚らいてう、経済的自立を強調した与謝野晶子、社会変革こそ重要とする山川菊栄、アナキストの高群逸枝と並び、河田のフェミニズムを取り上げたうえで、女性の「個」としての自立を重視する姿勢が見出せると指摘している（水田 1996）。女性の経済的自立を説き、その結果としての家族制度の崩壊をも見据える河田は、少なくとも公領域において女性を個として男性と同等にとらえていく視点にたつていたといえるだろう。

このように、河田は、女性解放、男女同権を志向する婦人論を展開した人として、一定の注目を集めてきた。しかし、その全体像を明らかにするような踏み込んだ研究はまだないといえる。本稿では、そのような作業の端緒として、河田の婦人問題への言及にみられる「男女平等」思想とジェンダーへの視座を取り上げ、検討する。

河田嗣郎の略歴

河田嗣郎についてここで、簡単に紹介しておく。

河田は、1883（明治26）年4月22日に山口県の代々庄屋の家に生まれる。京都帝国大学法学部経済科を1907（明治40）年7月に卒業、明治後期から昭和初期にかけて経済学者として活躍した。その研究は、社会政策、家族制度、農業政策等、多方面にわたっている。また、1928（昭和3）年には大阪商科大学（現、大阪市立大学）の初代学長を務めており、教育行政において力を注いだことでも知られる。

河田は生涯に渉る学究生活において、60冊以上の書を残している。本稿の考察対象である婦人問題に関する言及は、明治後期から大正後期までにはほぼ集中している。

今日において、河田は「古き良きリベラリスト」⁴、「冷静な学問的知性に裏づけられた自由人」⁵と評されている。一方で、晩年の思想の右傾化も明らかにされてきている（吉川 1999）。この思想の変遷が婦人論においてどのように立ち現れるのかについては興味深い⁶。しかしながら、本稿は、婦人問題への言及が集中した明治後期から大正後期を考察の対象とし、昭和期の検討は今後の研究に譲りたい。

1. 婦人問題へのアプローチ

(1) 男女の「人格」の差異と平等をめぐる——上杉慎吉との婦人問題論争

河田嗣郎の婦人問題に関する考えは、彼の学究生活の初期にあたる1910（明治43）年に、『婦人問題』⁷と題した500頁に及ぶ大著において明らかにされている。そこにおいて河田は、現行の家族制度が、家父長である男性が掌握する女性抑圧の制度であると指摘し、女性の経済的自立や政治参加を主張した。周知のとおり、同年は大逆事件が勃発し、社会主義思想が徹底的に弾圧されたが、この著は、内容が家族制度を批判しているという理由から発禁処分を受け、絶版されている。

一方でこの時期は、婦人問題への関心が高まるが、河田は、その多くが女性の現状を「我国古来の美風」として肯定し、婦人の解放に反対するものであって、自分のような「露骨に婦人の覚醒を慫慂し其の解放を主張したる」論は、他とは異なる「異端」の説であると自認していた。なかでも上杉慎吉（1878-1929）は、河田の『婦人問題』発刊の約1ヶ月後に、同じタイトルの書を出しているが、内容は河田の主張に対立するものであった。

この対立は、『太陽』の1911（明治44）年1月号に寄せられた上杉の「婦人問題」と題する論文を河田が自分へ向けられた批判と受け止め、同誌の4月号において同じく「婦人問題」と題して反論を行う、という展開をみる⁸。上杉は「婦人解放」を唱える学者に対して「西洋人の云うことをば深く究めずして軽卒なる言議を為す者」（上杉 1911、p. 194）と批判したが、自ら「婦人解放」を唱える学者と自覚する河田にとって、それは自分への批判と捉えられたのである。

太陽一月号に載せられたる博士の論文を一読するに、正に之れ吾人の主張と正反対の傾向を代表せるものにして、博士が婦人の解放を非認し結婚の正理を説いて良妻賢母主義を固執せらるるものなるを知るに足るのみならず、筆端明かに吾人の如き解放論者を斥け、学者の身を以て吾人の如き覚醒論を為すは、学者の慎重を欠く軽卒の挙動と擯斥せらるるものに似たり（河田 1911、p. 71）。

このような両者の対立とは具体的にどのようなものであったのだろうか。上杉の主張は男女が同じ教育を受けることを否定し、女性の参政権獲得に反対するというものであった。上杉は、現状において男が女を蔑視していると批判し、女の「人格」が尊重されるべきことを述べている。しかし、上杉の現状への批判は、河田のように男女はともに同等、同権の主体であるという方向へと向かわず、むしろ男女の差異を強調する。

予は男女天性の異ると云い、故に妻は服従を自然とすと説けり。然れども、之れ婦人は男子よりも、劣等なりとするに非ず。男子と婦人とは人として優劣なし。両者の異なるは、種類の差にして、等級の差に非ず（上杉 1910、pp. 106-107）。

また、結婚は個人の選択と主張する河田に対して、上杉は「婦人問題解決の基礎は、妻たり、母たるを以て、婦人の自然なる職分とするを明らかにし、婚姻の正理を確立する」（上杉 1910、p. 68）ことにあるという。河田のように結婚するかしないかは、男女ともに個人の「自由意思」とであるとするのは、「結婚の生理」を疑うことであり、それは「自然に於ける、男女の差等を否定する」ことだと上杉は断言する。

両者の対立からみえてくるのは、男女の「人格」に対する考え方の相違であった。上杉は、男女の「人格」には差異があるという主張で貫かれ、河田は男女の「人格」は変わらないと強調したのである。上杉も女性の「人格」を認めること自体に異論はない。ただ、男女の「人格」に「等級」の差はないが、その「種類」は異なると主張する。上杉にとって、たとえば結婚とは「男女の人格の完全に結合し、此に自由なる発展を見、相互に其の本性を補充し、其の行動を扶助し、身心合して一となるもの」であり、それは「人性自然の要求」と捉えられる（上杉 1910、p. 95）。このように上杉は、男尊女卑観を否定するものの、性別役割を肯定するという、いわゆる特性論的な見方を提示したのである。男女同権を説く河田を批判し、女性は教育や政治参加の権利を男性と同様に得る必要はないと主張する上杉の認識の根底には、すなわち、男女の「人格」の差異を「自然」とする視点があったと指摘できよう。

このような上杉の主張を、河田は「男子の利益を標準とせる、男子得手勝手の方便論」に過ぎず、「一笑に値する」と言い切る（河田 1911、p. 76）。長い間、女性が男性に比べて社会的に不平等な状態におかれてきた現状を問題化せず、上杉のように、男女の「人格」の差異を「自然」とであると肯定することは、男性の利益を基準とする方便論だと批判したのである。このような河田の認識を支えるものとして、後でふれるように、性別の構築性に着目する視点が浮き彫りになるが、いずれにしても、この上杉との論争によって、河田が強調したのは、「女子も亦一個の存在を有す。而して其の存在の内容は男女間に何等逕庭ある可き筈はな」という「人格的平等」の視点であった。そしてその視点は、「男子にして人権の主張す可きを有する以上は、女子も亦人権の主張す可きを有す」という、性別によって異なることのない「人権」の主張へとつながっていく（河田 1911、p. 76）。

河田は、「男女の性の区別にあくまで拘泥し、これに社会的意義を附して、その区別により男女の社会生存上に於ける待遇をまで異にし、依然として女子をその差別的境遇に置いて、その埒外に出づるを許さない」（河田 1924a、p. 10）のは、それ自体差別であると認識していたといえよう。この「性の区別」による異なる待遇を否定する、という考えは、明治後期から大正後期までの間に展開された河田の「男女平等」思想に、一貫してみられた主張であった。

(2) 女性解放思想との相克——平塚らいてうからの批判

河田が独自の婦人論を展開した明治後期から大正後期にかけては、『青鞥』の発刊や婦人参政権運動の展開など、女性解放運動が進展をみる。思想面では、1918（大正7）年に与謝野晶子（1878–1942）、平塚らいてう（1886–1971）、山川菊栄（1890–1980）を中心に「母性保護論争」が行われたことはよく知られている。「母性」をめぐる見解の相違で知られるこの論争は、いわば、「女性」というカテゴリー化された肉体的差異にどのような意味を付与するのかという、ジェンダーの視点をめぐって交わされた論争であったといえるだろう。

では、そのような女性解放論において河田のジェンダーの視点は、どのように捉えられるのだろうか。先述したように、河田の婦人問題へのアプローチは、男女の「人格的平等」を主張するものであり、参政権や教育を男性と同様に保障し、女性の経済的自立を唱えるものであった。このような婦人問題を展開する河田が、ジェンダーをどのように捉えていたのかについて、平塚らいてうによる河田への批判から検討する。

1924（大正13）年、平塚らいてうは『女性改造』の5月号と7月号において、河田宛てに批判論文を発表した。河田が同年1月の『婦人公論』で発表した「女人の性礼拝」と題する論文に対し、平塚は「寧

ろ性を礼拝せよ」と題して徹底的に批判したのである⁹。

先にみてきたように、河田の婦人問題への視点は、「性の区別」による異なる待遇を否定するものであったが、平塚の批判は、まさにこの視点に向けられる。そもそも平塚は、初期の婦人論に対して「ともすれば性を否定し女子を男子化しようとする傾向」（平塚 [1915] 1984, p. 20）があるとの批判的な見解を示していたが、河田への批判もその延長線上にあったと理解できる。

もっとも平塚は初期の婦人論の意義を認めていないわけではない。初期の婦人論が「男性中心の世界観のもとにあって、女はただ男に属する性的奴隷として久しく取扱われていたのに対する反抗」から、「女」を「人格の見地から見た個人」であり、「文明の見地から見た社会の一員」であると力説したのであり、「事実婦人の個人的発展を促し能力を集め、地位を高める上に効果のあったことも疑う余地のないこと」であった。ただし、それは同時に「婦人本来の真の能力と性質とに対する深き反省と研究を欠いた」という「誤謬」があったと、平塚は指摘する（平塚 [1916] 1987, pp. 83-84）。したがって河田の論が「性の区別」を認めない以上、それは初期の婦人論であり平塚の批判の対象となったのである。

一方で河田は、上杉との論争からも明らかなように、女は必ず結婚するものとされることを批判するなど、女の生き方を固定化するのではなく、自由意思に任せるべきだと主張した。また、ひとりの人間として自立していく道は、男と同じく女にも開かれるべきだとする河田の主張は、「婦人の労働の自由」や「参政権の要求」として具体化される。しかし、平塚は、このような河田の主張とは異なる次のような見解を示す。

私達は「女性」から解放されるのではなく真の「女性」として解放されねばならないということや、単に人間としての婦人の権利の主張のみならず、女性としての婦人の権利も主張されねばならないということなどに次第に気づき始めました（平塚 [1915] 1984, p. 20）

このように、「人間としての婦人の権利」から次第に「女性としての婦人の権利」へと重点を移す平塚の主張は、後述するように河田の人権の主張とは異なるベクトルを示す。

そしてさらに平塚の批判の矛先は、河田の論が「婦人の保護制度」に反対しているという点に及ぶ。しかし、そもそも河田は「女性保護」、「母性保護」に反対したわけではなく、この批判は次に述べるように平塚の誤解であったと指摘できる。

河田によると、「母性保護」とは女性の労働に関して行なわれるものである。当時工場法¹⁰において規定されていたのは女子労働者に対する夜業の禁止、労働時間の制限であり、それは年少男子と同等の規定であった。ただし河田は、この「女性保護」の制度が「女子は一般的に男子よりも虚弱で低能でとかく劣れるものなるが故に、これを憐み保護する意味において、特殊待遇を与えんとするもの」（河田 1924a, p. 8）であってはならないと断わる。また、それらの保護が女性の生理上の事情を考慮する一方で、妻であり、母である女性が労働に従事すると、家庭生活が破壊するとの理由から「人の妻たる女子の就職と雇用とを禁止すべしという要求」（河田 1924a, p. 7）がおこり、女性の労働従事が認められない事態を招いたと指摘する。このように河田は、「保護」の理由が男女の優劣観に基づくものであったり、女性の労働権を奪う法的根拠とされることに憂慮する見解を述べたのであり、「保護」自体を否定したわけではなかったのである。

そのことは、河田が「母性保護」に反対する主張を理由なき反対論とみていたことから明らかであ

る。河田は、女子の「特殊取扱」とは、女子の身体上への配慮、つまり「月経時及び懐胎時乃至は産前産後と云うが如き生理的事由」（河田 1939, p. 226）に対して行われるものであって、そのような保護は、女性の「人格」を傷つけたり、地位をおとしめるものではないと説明する。平塚は男女が生理的・心理的に異なる以上、男女に対し異なる待遇が要求されるのは当然であり、それは「社会に対する婦人の特権」であると同時に「社会の婦人に対する義務」であるというが（平塚 1924b, p. 90）、それは河田も決して否定していないのである。

一方で、このような河田の主張は、河田が「女性保護」、「母性保護」をあくまでも家庭外での労働者としての女性に対する問題として捉えていたことを明らかにする。それに対し、平塚は家庭内における家事、育児労働を「母の仕事」として視野にいれ、「女性保護」「母性保護」を主張したのであり、そこに両者の相違があったといえよう。平塚は次のようにいう。

総ての婦人が労働の自由を得て、男子と同様にあらゆる方面の社会的任務に従事し得るとともに、家庭に於ける母の仕事も亦他の男女の仕事と同様（否それ以上にさえ）重要な社会的任務であって、それによって収入は無論、社会的地位と一個の人間としての権利をも与えられるのであります（平塚 1924b, p. 93）

このように、当時二児の母でもあった平塚は、女性の労働の自由だけではなく、「母の仕事」の価値を強調していく。米田佐代子によれば、平塚は家庭で子育てをする母の仕事に社会参加の意味を付与することで女性の自立をはかろうとした（米田 2002, p. 272）という。河田が「性の区別」を「直に人間としての価値の相違」とみていると批判する平塚は、「人間としての男女共通の権利（又は義務）と共に女性としての異なる権利（又は義務）のあることをも認め且つ主張せずにはいられません」と述べ、家事、育児における母の仕事を女性の権利として明示したのである（平塚 1924b, pp. 89-92）。

さらに平塚は、河田の主張が、「恋愛、結婚及び母となること」など「直接性の上に築かれたる婦人の生活」に関して誤解または偏見があると指摘する。河田は、「恋愛至上主義」と言われているものが、「どれだけ深い哲理があり人生味があるか知らぬ」が、もし女性が「ただ天然なる性的殿堂」に立て籠もって生きるなら、「鼻持ちならぬもの」になってしまうといい、女性に対する「性的誇張」を批判し、殿堂から下りよと述べる（河田 1924a, p. 5）。「女子が女子という殿堂」に立て籠もることは、女性という性すなわちセクシュアリティを「看板」にして生きることであり、それは「男子の支配と保護の下に安穩に活〔ママ〕きて行かんがためのもの」にほかならないとの認識を河田は示したのである（河田 1924a, p. 5）。このように「性の殿堂から下りよ」と主張する河田に対し、平塚は断固として反論する。平塚は、「今日の婦人達は或いは恋愛を或るいは母権を説き、制度の改革を唱えて、性の牢獄を破壊して、そこに新しい性の殿堂を建立しようとしているではありませんか」（平塚 1924a, p. 66）と説く。平塚が「恋愛、結婚及び母となること」に対して河田には誤解、偏見があるという批判は、いふなれば女性のセクシュアリティに対する河田の見解への批判とみることができる。館かおるは、平塚が女性のみが姦通罪の処罰の対象とされる不合理な現実に対し、「性の尊厳」としての女性のセクシュアリティに関する問題を主張したと指摘しているが（館 1994）、この女性のセクシュアリティを河田が理解していないことを平塚は「甚だしい誤解」と批判したのである。

このように、河田も平塚も女性解放の立場にたつが、河田が「性の区別」に対する差別待遇を否定するのに対して、平塚は、出産、子育てにおける母としての仕事の社会的意義や、恋愛、結婚における女

性のセクシュアリティを主張するなど、「女性」という性別カテゴリーからの提言を行っていくことで解放への道を見出そうとした点で対立したといえよう。

2. 「構築される性別」を前提とする「男女平等」思想

(1) 「天然的な区別」と「社会的な区別」

これまでみてきたように、河田の「男女平等」思想には、そもそも「男と女は違う」とみることへの明確な拒否がみられるが、「性の区別」に対してこのような見解を示した背景には、次のような視点があった。

いう迄もなく性の区別は天然の区別である。その天然の区別そのものは、男子がこれを如何ともすることが能ぬが、男子はその天然の区別をば、更に社会的の区別たらしめ、また生活上の区別たらしめた。本来ならば天然の区別がそのままに直ちに社会的の区別にはなり得ない。謂って見れば、男女という天然の区別あり、その区別上男子にはこれなき種々の生理的の現象が女子にはこれあり、又男子は一般的に女子よりも体格大で腕力も優れたればとて、その天然の単純なる差別や、またそれから出て来る天然の肉体上の優劣が、直ちに社会生存上の差別となり優劣となるべき筈はない（河田 1924a, pp. 2-3）。

このように河田は、「性の区別」には、「天然的な区別」とそれに意味付けされた「社会的な区別」があることを理解しなければならないと述べる。なぜなら、意味付けされた「社会的な区別」とは、歴史的につくられたものであり、しかもその区別は、「女人が、女性たるのゆゑを以て、社会生存上に於ても、男子より劣れるものとして、常に男子の下風に立ちその支配を受くべきよう運命づけられてしまった」（河田 1924a, p. 3）というように、明確な序列化を伴うものであったからである。そしてこのような序列化された「社会的な区別」は、「男子の強制に依て造り成されたものである」（河田 1924a, p. 2）として、性別の構築性を指摘する見解を示したのである。

この河田が示す「社会的な区別」という認識は、スコットの提示するジェンダー概念の定義、「肉体的差異に意味を付与する知」に照らして考えると、肉体的な差異としての「天然的な区別」に意味付与された知と捉えることができる。河田はこのような認識枠組にたつことによって、「社会的な区別」は男性中心的な社会慣習によって構築されたものであると指摘し、「性の区別」による異なる扱いを「自然」とする見方に対して徹底的に批判する見解へと至ったといえる。

河田の婦人論を批判した平塚は、このような河田の「性の区別」への視点を十分意識し着目している。

「天然の区別」の上に自からに生じ来る性の精神的または心理的差別を、更に進んで、この精神的、又は心理的の差別からまた自からに生じ来る社会上の、或は生活上の性の差別を認めると共に、ここに女性そのものの独自の尊い価値があり、女性なる人間の権威も、その存在の意義もあるのだと考えます（平塚 1924a, p. 62）。

平塚は早急に河田への批判論文を寄せられなかった理由を「家婦としての、また母としての私の煩瑣な日常生活とのために」（平塚 1924a, p. 60）と述べつつ、かつて山田わかか河田の婦人論を「婦人の生活を知らない男子の婦人論」と評したことに肯かすにはいられなかったという¹¹。そしてさらに、河

田の論が「男性の偏見を（わけても性の区別の上で）脱していない上に、全体として徹頭徹尾概念に終始するもので、今日の日本婦人がその血と肉とをもって創造しつつある、——少なくとも創造しようとしている彼女等自身の生活の中から生れて来る、現実の生々しい問題について理解を欠くという多くの不満」（平塚 1924a, p. 61）を抑えることができなかつたと述べている。

平塚は、河田がこれまで積極的に女性解放を主張してきていることを認識し、評価もしている。しかし、「女」が「女性であるというそれだけの理由」で劣等視され、「男」の支配下に置かれてきた現実を批判し、男女の同等、同権を唱えるとき、その理論が、単純に「女であるからいけないのだ、婦人一切の不運の根源はこの性にあると速断して、極力性の区別を無視し、否定する」のであれば、それは「粗野な低級な感情論」であるばかりでなく、「女性に対する大きな侮辱であり、女性の自己冒瀆」だと断じる（平塚 1924a, p. 62）。「性の区別」を取り去ることなどあり得ないとする平塚には、河田が「性の区別」を「天然的」なものと「社会的」なものに分け、後者はつくられたものと指摘したことは、性の完全な否定を望みながらも、肉体的に生理的な差異まではさすがに否定しきれずに、「天然的な区別」だけは「いやいやながらもやむを得ず認め」た結果と映る。平塚にすれば、河田のいう「社会的な区別」は「天然的な区別」のうえに「自ずから生じ来る」ものであり、それを否定するのではなく、むしろそこに「女性そのものの独自の尊い価値があり、女性なる人間の権威も、その生存の意義もある」とみるべきだとした（平塚 1924a, p. 62）。

このように、河田が「性の区別」の構築性を指摘するのに対して、平塚はそれを「自ずから生じ来る」差異と受け止める。それらを「女の独自性」として価値付けていくこと、評価されるべきことを主張したのである。このような両者の相違から何が理解できるだろうか。平塚は、「性の区別」を強調することは、男女の優劣や尊卑の観念を伴うものではないと断っている。差異の強調は「女性自身の本来の生命の中に秘められた独自の世界の発見」（平塚 1924a, p. 63）を意図するのであって、それらはいまだ「未知」なるものであるという。平塚は未だ知られず、また評価されてこなかった「女」を発見し、出産、育児などの母の仕事や、恋愛や結婚におけるセクシュアリティに女性の自立という意味を付与することで、女性解放の道を見出そうとしたのだろう。平塚にしてみれば、男女は人として同じと言いつつ河田の主張は、「男性が造った現在の社会組織の中で、男子と同じ座席を、男子から貰うことで満足」（平塚 1924a, p. 62）するものであって、それは当然批判すべき「婦人論」であった。

一方で河田が、「性の区別」を「天然的な区別」と「社会的な区別」に分けて捉えたのは、後者が男性中心に構築されたものとみていたことによる。平塚のように「性の区別」を自然なものとして肯定すれば、現実の「男」と「女」の間にある権力関係も、すべて「自然なもの」とされてしまう。そのような「男にとって都合のよい論理」を否定するとの意図が、「構築される性別」という視点に見出せるといえよう。

それぞれ「性の区別」へのまなざしは、平塚が「女」は「男」とは違うという観点から、「女」の価値を発見し、高めることで「男女平等」を志向するのに対して、河田は「男女は人として同じ」という観点から性別そのものに構築性を見出し、そこに存在する権力関係の解消を目指し、「男女平等」を志向したという点で、両者は対立したのである。

河田は、女性解放家である平塚によって、「男の婦人論」と一蹴されてしまうが、そもそも河田が、「構築される性別」を前提に「男女平等」を論じるのは、「性の区別」を自然とする見方が、結果的に「男にとって都合のよい論理」を支え、「男女平等」の実現を阻んでしまっているから見抜いたからに他なら

ない。河田のこの視点は、次にみる権利に関する言及においても貫かれている。

(2) 「女権」から「人権」へ

河田は、「人権」の問題についても独自の見解を示す。先にみたように、河田は男女の「人格」は平等であるという見解を示した。

その〔人格〕価値は各個人にとって各々絶対無限なる所からして、社会的にこれを観れば、各個人の人に甲乙の差等あるべき筈なく、即ち一率〔ママ〕平等である。固より男女の性の区別によって差等あるべき筈もなければ、貧富の区別によって差等あるべき筈もない（河田 1924a、p. 9）

したがって河田は、「各人皆平等一様なる権利」（河田 1919、p. 9）を有する必要があるというように、「人権」の問題について言及するに至るのである。

河田がこのような見解を示した明治、大正期は、参政権や高等教育など、女には男と同等の権利が認められていなかった時代であったことはいまでもない。河田は、法律の規定が男のみを権利の対象とし、女には適応されていない点が数多くあったことを指摘し、批判した。

例えば大日本帝国憲法の第19条において「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」¹²とあるが、それは男に限られているし、衆議院議員選挙法¹³においても選挙権、被選挙権は男のみ有すると明記されていることをあげる。また、刑法¹⁴で妻に対してのみ姦通罪を適用していることや、民法で妻を未成年者と同様に無能力者と規定する点などを例にあげ、女の権利が男と同様に認められていない状況を指摘した。この規定について、上杉慎吉は「妻を一定の法律行為について無能力なりとするは、之れを劣等の能力ありとするが故に非ずして、夫婦関係の円満なる統一を維持せんが為めなり」（上杉 1910、p. 110）と肯定しているが、このような現実を河田は次の理由で否定する。

男女の関係亦男女共に人たる以上其人格的威厳に差別ある筈はなく、男子に一個の人格的存在あらば女子にも亦一個の人格的存在あり」（河田 1910、p. 251）。

このような見方から、河田は女の権利について「社会生存上に於ける男女の平等待遇」を要求するとして男女同権を主張していく。また、大正期には「女権」の要求が女性解放家を中心に起こり、様々な議論を呼んだが、このような動きを背景に、河田は独自の人権論を提示したのである。

1924（大正13）年2月、『女性改造』において河田は『「女権」から「人権」へ』と題する論文を発表した。そこでは「女権」の要求が起こる理由について、「現今事実にて女子が一般的に差別待遇を受け、参政上に於ては勿論のこと、経済的にも或は就職の上に於て、或は報酬の上に於て、男子に与えられる機会が女子に拒まれたり、又は男子に与えられるだけの報酬が女子には与えられなかつたりするものだから」（河田 1924b、p. 2）とみる。このような現実には、「人格価値の認識」という「思想上の原理」と矛盾する。その矛盾に気づいた当然の結果として、社会問題のひとつに表れたのが「女権」の要求であったというように、河田は、女がおかれている差別的な現状を理解し、「女権」の要求を当然視しているが、さらに注目すべきは次のような見解である。河田は「女権」があらゆる場面における男子との機会均等を要求するものである以上、それは「男子を比較上の対象とせないでは成立ち得ない観

念」(河田 1924b, p. 3) であり、その意味においては「相対的観念」であると位置づけたのである。この見方は、「女権」の主張が永久に存続するものではないということを示している。つまり、女が男との機会均等を果たせば、その結果「女権運動」の必要はなくなるのであり、またなくすべきものなのである。

ただし、先にみたように「女権」の要求へと導いた「人格価値の認識」という「思想上の原理」は、「女権」を獲得してもなお追求されるべきものであり、河田はそれが「人権」であるとした。したがって「女権の主張」は「人権の主張」の一表現であり、「女権運動」はやがて「人権運動」へとつながるべきものであるとして、「女権」を「相対的観念」とするのに対し、「人権」を「実に絶対的の意義を有する」観念と位置づけるに至るのである(河田 1924b, p. 9)。

このように河田が「女権」を相対化し、一方で「人権」を絶対化するのはなぜなのだろうか。まず、河田が「女権」を相対化するのには、現実にもみられる「女権」要求の動きを軽視していたからではない。依然として「男子一般」は、古来から造り上げてきた女性抑圧の慣習を「墨守」するために「女権運動」を非難するというのが現状であり、河田はそれを「好ましからざる状態」と批判する。女が男と同等の権利主体として認められないどころか、「女権」論者に対して「頭からこれを非社会的なりと罵り、甚しきに至っては、これを以て人の天性に戻るものとして非人道呼ばわりする者すらある状況」(河田 1924b, p. 4) では、「女権」が「対男子」の運動として行わざるを得ないと河田は認識している。

河田が「女権」を相対化するのには、「女権の志すところ」が「ただ女性に関するだけの意味から成立するもの」と理解すべきではないということを強調するためであった。つまり、「女権」は必ず「人権」を基礎とし、その活動は各個人の「人間価値の尊重という根本観念と一致したもの」でなければならない、と主張するのである。「対男子」から始まり、男と同じ権利獲得を目指す「女権」の要求は、女による女のためだけの主張であってはならない。女という性だけに閉じられた権利論として「女権」を捉えるのではなく、「性の区別」に関わらず、すべての人間の尊重を求める「人権」とつながる権利として捉える必要があると河田は考えていたのだろう。

一方で河田は、現実にもみられる「女権」を要求する女性解放の動きが、一種の流行のようになっていると批判する。

ただ家庭を外に飛び歩いて、何かしら計画を立て事業とかいわるものを行いさえすれば、それが直ちに女子の解放であり女子の独立であるかの如く考うる輩が、かなり世に横行しつつある(河田 1924b, p. 8)。

また、「我国の婦人がとかく物事を真剣に考えないで、ショールやパラソルの流行と同じように婦人問題の如きをも流行品扱し、これを振りかざして歩くことを以て一種の化粧と考えるような軽調な風に浸み込まれて」(河田 1924b, pp. 8-9) いるとも指摘する。そしてこの事実は、「女権」に対して誤解を招き、かえって女への軽蔑を増すことになりかねないと警告するのである。

これらは、当時の女性解放の動きに対する河田自身の認識に他ならない。このような認識自体、誤解であり、偏見であるという指摘も可能だろう。先にみた平塚の河田への批判は、女の解放とは何かを女の立場から主張する、その重みを河田があまりにも軽んじていると感じた平塚の憤りであったとも理解できる。

だが、河田が「女権」を相対化、「人権」を絶対化し、さらに「女権」から「人権」へと主張するの

は、むしろ「女権」を重要視していたからではないだろうか。つまり「女権」とはその根底において、誰もが保障されるべき普遍的な「人権」とつながるものであって、決して女による女の得手勝手な主張と誤解されてはならないとの認識を示したものと受けとめられる。

私は女権の主張をして真剣なるものたらしめんが〔た〕めに、この人権に関する根本観念の十分徹底的に、婦人一般に行渉って造り成されんことを、衷心希望せざるを得ない。この根本観念が一般的に造り成されてこそ甫めて女権の主張は真に力強き主張となり得るであろう。また永久の生命を有つものとなり得るであろう（河田 1924b, p. 10）。

河田の「人権」論は、女が権利主体とみなされていない時代において、女の権利獲得を広く「人権」の問題と捉える道を開いたのであり、それは、「構築される性別」を前提とし、「性の区別」を強調しない「男女平等」思想を志向する、河田ならではの権利への視点であったといえよう。

おわりに

河田は、「性の区別」を「自然」とみなす上杉を批判し、徹底して男女同権を主張した。一方で、そのような河田の「男女平等」思想は、女性解放家である平塚には理解されない。女性の母としての仕事や、女性のセクシュアリティなどの現実には、「性の区別」が存在することを前提として女性解放への道を見出そうとする平塚には、河田の主張は「女」の現実を無視した「男性の偏見を脱していない」婦人論と映る。河田の主張する「平等」は、男女の「区別」を抹消し、「女」を「男化」することを意味すると平塚は断じる。

しかし、このような指摘の一方で河田のジェンダーの視点に着目すると、「自然」によるとされていた性のありよう自体、歴史的、社会的に構築されると認識していたことがみえてくる。すなわち、河田は「性の区別」を「天然的な区別」と「社会的な区別」に分けるという視点にたつことによって、「天然的な区別」に意味付与された「社会的な区別」は、「男」というカテゴリーにとって都合よくつくられたものであったと強調し、徹底した男女同権を主張する「男女平等」思想を展開したのである。この河田の社会的に構築される性別という視点は、今日のジェンダー概念に通じる視点として、その先見性が指摘できる。

また、平塚との論争からは、女と男の「平等」を志向する際の性別に対する意味づけの違いが浮き彫りになったといえよう。つまり、河田は、性別の構築性を指摘することによって、なによりもまず「自然」視されてきた女性に対する不平等な状況の解消を目指し、男女同権を要求することに注力したのであり、一方で平塚は、これまで「女性」に対して貼り付けられてきた従属的な意味を問題化し、そこに「女性」としての新たな価値付けを行うことで「男女平等」な社会の実現を志向しようとしたと理解できる。このように「男女平等」思想とは、常にジェンダーの意味それ自体を問う思想と捉えることにより、それぞれの思想の意義が明らかになるのではないかと考える。

河田の「男女平等」思想は、参政権や高等教育をはじめ、女が男と同等の権利を得ていない時代において、「性の区別」を「天然」なものとして「社会的」なものとして分けて捉え、性別の構築性を指摘し、その固定化と序列化を否定する視点を見出すことで、女性の権利を男性と同様に認めていこうと主張した。まさに今日のジェンダー概念の嚆矢ともいえる河田のこの視点に、「男女平等」思想としての歴史

的意義が認められるといえよう。

(かめぐち・まか／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

注

1. 本稿では、「ジェンダー」を、J.W. スコットの定義である「肉体的差異に意味を付与する知」の概念として用いる。ただし、スコットは、ジェンダーはそれ自体歴史性のある概念とも定義している。すなわち、ジェンダーをセックスとの二分化で捉えたり、中立的な概念として捉えたりするのではなく、歴史的にどのような意味が与えられてきたのかを問い続けることの必要性を指摘している。
2. 1910(明治43)年、河田は『婦人問題』と題する書を著したが、河田の出版に前後して、堺利彦の『婦人問題』(1907)、上杉慎吉の『婦人問題』(1910)と相次いで同名の書が出版された。この明治末期を小山静子は「女の置かれている状況が広範囲に『問題』として捉えられ、『婦人問題』が社会問題として意識されるようになる」(小山 1991、p. 95)と指摘している。ただし、婦人問題に対するアプローチは論者によって異なるものであった。河田は、男性と比べて社会的地位の低い女性の現状を解決すべき問題と捉えるが、女性の現状をほとんど問題とは認識しない上杉のように、むしろ婦人問題が社会問題化することを懸念する立場からも論じられるなど、男女同権を肯定する側、否定する側の双方によって婦人問題がクローズアップされた時期とみることができる。また、河田は、教育、労働、政治等の男女の不平等などを中心に婦人問題を論じたが、一方で、この明治末期に、女性による初の文芸雑誌『青鞥』を発刊した平塚てらいてうは、恋愛、結婚、出産、育児等における女性の現実を見据えた婦人問題を顕在化していく。したがってそれぞれの論者が「婦人問題」として何を問題とするのかについては詳細に検討する必要がある。
3. 1918(大正7)年、社会政策学会第12回大会において、はじめて「婦人労働問題」が討議題目として掲げられた際、河田は「女子労働問題」と題する報告を行った。その内容には、男性と比べて著しく低廉な女子労賃の問題、女性労働者の加盟をめぐる労働組合の議論、また女性労働者の保護についての言及など、今なお争点となっている重要な議論がみられる。
4. 河田嗣郎『土地経済論』1912年〈復刻版〉『明治大正農政経済名著集』第10巻、農村漁村文化協会、1976年、坂本楠彦「解題」、p. 4 参照。
5. 河田嗣郎『婦人問題』隆文館、1910年〈復刻版〉『近代名著選集』第4巻、日本図書センター、1982年、中寫邦「解説」、p. 3。
6. 河田は、1925(大正14)年から1935(昭和10)年にかけて、労働問題を中心に様々な社会問題を取り上げた著書『社会問題体系』を全8巻にわたり刊行したが、その最後の第8巻の序において、河田自身の心境と見地が「時代思潮変転の影響」とともに「多少の変化」を生じざるを得なくなったとし、従来の態度で本書の執筆を続けるのは「不適當」と感じたため、筆を置くことにしたと述べている(河田 1935、pp. 2-3参照)。
7. 『婦人問題』は、第1編で「婦人問題の理論的基礎」が述べられ、第2編で女子教育問題、女子労働問題など、婦人問題の中で、河田が重要視する方面について各章に分けて論じられている。また、第3編では西欧諸国の婦人運動について、主な論者を挙げて歴史的な流れを明らかにしている。このうち、第1編において、ミルの『女性の解放』がほぼ全面的に援用されている。例言で「理論的基礎に就きては碩学ジョン・スチュアート・ミル氏の論ぜる所、最も人をして首肯せしむるに足るもの有り」と述べ、河田の婦人論の「理論的基礎」はミルの思想に依拠していることを明らかにしている。その一方で河田は、「ミル氏の大獅子吼に和して吾人の肺肝を絞れるものなり」とも述べ、河田がミルの女性解放論を下敷きにしつつ独自の論を展開していることを示唆している。

ミルの『女性の解放』が日本で始めて翻訳されたのは1878(明治11)年、深間内基の『男女同権論』であった。ただし、訳出されたのは第1章と第2章のみであり、その内容も意識が多く、明らかな誤訳と指摘できる点も少なくない。その後、全訳がでるのは1921(大正10)年、野上信幸の『婦人解放の原理』であった。したがって河田が1910(明治43)年の段階で原著全体を丁寧に読み込んだうえで、独自の婦人論を展開したことは、彼の先駆性を物語っているといえよう。

8. 横井敏郎はこのような河田、上杉のやりとりが従来あまり知られてこなかったと指摘したうえで、それらを「婦人問題論争」と位置づけている（横井 1996）。
9. 平塚の河田論への批判点の整理については、拙稿「学校教育における『男女平等』思想の歴史の変遷（2）——河田嗣郎の女子教育論を中心に」『関西教育学会紀要』第23号（1999）：269-270参照。
10. 工場法第3条において「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス」、第4条において「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と規定されていた（赤松 1977, p. 292参照）。
11. 山田わかは、河田の婦人問題は、正確で緻密な議論であると評価しながらも、その内容が女性の参政権獲得、職業の自由、労働婦人の団結といったことに終始し、「恋愛」や「母としての婦人の使命」を無視していると批判した（山田 1920）。
12. 『岩波大六法』1993年版、岩波書店、p. 43。
13. 当時の衆議院議員選挙法第6条において、選挙人資格の第一に「日本臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者」と規定されていた。また、第8条において被選挙人資格は「日本臣民ノ男子満三十歳以上」とされた（『選挙法百年史』第一法規出版、1990年、p. 95参照）。
14. 当時の刑法183条において「有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相シタル者亦同シ（一項）前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ功ナシ（二項）」と規定されていた（木村亀二編『刑法事典』青林書院、1959年、p. 375参照）。

参考文献

- 赤松良子編集／解説『日本婦人問題資料集成』第3巻ドメス出版、1977年。
- 上杉慎吉『婦人問題』巖松堂書店、1910年。
- .「婦人問題」『太陽』第17巻第1号（1911）：190-199。
- 加藤千香子「戦間期における女子労働者と労働政策」大口勇次郎編『女の社会史——「家」とジェンダーを考える』山川出版社、2001年。
- 河田嗣郎『婦人問題』隆文館、1910年（復刻版）『近代名著選集』第4巻、日本図書センター、1982年。
- .「婦人問題」『太陽』第17巻第4号（1911）：70-79。
- .『社会問題及社会運動』岩波書店、1919年。
- .「女人の性礼拝」『婦人公論』1月号（1924a）：2-14。
- .「女権より人権へ」『女性改造』第3巻第2号（1924b）：1-10。
- .『社会問題体系』第1巻、有斐閣、1925年。
- .『社会問題体系』第8巻、有斐閣、1935年。
- 小林漢二「歴史学派から国家社会主義へ——日本歴史学派経済学の崩壊過程（4）」『愛媛経済論集』第11巻第1号（1991）：1-25。
- 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。
- 館かおる「近代日本の母性とフェミニズム——母性の権利から産育権へ」原ひろ子、館かおる編『母性から次世代育成力へ——産み育てる社会のために』新曜社、1991年。
- .「女性の参政権とジェンダー」原ひろ子ほか編『ジェンダー』ライブラリ相関社会科学2、新世社、1994年。
- 中野邦「大正期の女子教育」日本女子大学女子教育研究所編『大正期の女子教育』国土社、1975年。
- 平塚らいてう「明治より大正に至る我邦の婦人問題」『新日本』第5巻第11号（1915）香内信子編集／解説『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984年。
- .「母性の主張に就いて与謝野晶子氏に与う」『文章世界』第11巻第5号（1916）小林登美枝ほか編『平塚らいてう評論集』岩波書店、1987年。
- .「寧ろ性を礼拝せよ（『女人の性礼拝』を讀みて河田嗣郎氏に）」『女性改造』第3巻第5号（1924a）：60-66。
- .「寧ろ性を礼拝せよ（二）（『女人の性礼拝』を讀みて河田嗣郎氏に）」『女性改造』第3巻第7号（1924b）：

89-93.

松野尾裕「明治末期の戸田海市と『京都経済学』——『国民経済』論の比較史的研究のための一試論」『立教経済学研究』第41巻第2号（1987）：159-186

水田珠枝「日本におけるフェミニズムの受容——女権・母性・労働」歴史学研究会編『「近代」を人はどう考えてきたか』講座世界史第7巻、東京大学出版会、1996年。

村上保男『日本農政学の系譜』東京学出版会、1972年。

山田わか「男子の婦人論——河田博士とミル」婦人と新社会『婦人と新社会』第5号（1920）：22-30.

横井敏郎「明治末期における自由主義的社会政策論の一類型——河田嗣郎の家族制度論と国家観」『立命館大学人文科学研究紀要』第65号（1996）：65-92.

吉川卓治「日中全面戦争期の知識人とマスメディア——『大阪朝日新聞』にみる大学教員の戦時経済論をめぐって」松浦勉、渡辺かよ子編『差別と戦争——人間形成史の陥穽』明石書店、1999年。

米田佐代子『平塚らいてう——近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館、2002年。

〈解放なき動員〉を問う

——ニカラグアにおける女性の利害関心、国家、そして革命——

“Mobilisation without Emancipation? Women’s Interests, the State and Revolution in Nicaragua”

マキシム・モリニュー

Maxine MOLYNEUX

藤掛洋子 訳／伊藤るり 解題

ニカラグアで西洋フェミニスト型の闘いを進めることはできない。わたしたちの現実にはそぐわないからだ。貧困や搾取、反動の克服と女性の闘いとを切り離すことは意味をなさない。わたしたちはより広い闘争の文脈の中に女性の利害関心を位置づけ、これを擁護していきたい。

ノラ・アストロガ、ゲリラ指令官¹

問題

1979年7月に起きたニカラグアの独裁者、アナスタシオ・ソモサの失脚は、首都マナグアと他の主要都市で広がった大規模な都市部の蜂起がなければ実現しなかつただろう。その後、これらの都市は革命勢力の拡大する統制の下に置かれるようになった。失脚は、高揚する大衆的反対闘争の頂点を記すできごとであったが、この闘争の特色は実に広範な層の人びとによる政治活動への参入を促した点にあった。

1970年代に政治の世界に参入した若者や都市貧困層には、多数の、そしてあらゆる社会階級の女性が合流した。その多くにとって、政治に関わるのは初めての経験だった。ニカラグア革命への女性の参加は、ベトナムを除けば、おそらく近年起きたその他のどの革命よりも規模の大きいものだっただろう。女性は「サンディニスタ民族解放戦線 (Frente Sandinista de Liberación Nacional: FSLN)」戦闘軍の約25%を占め、FSLNの女性団体となった「国家的問題に取り組む女性組織」(Asociación de Mujeres ante la Problemática Nacional)、別名 AMPRONAC のメンバーは、1979年の最盛期には8000名以上を数えたという²。このような組織化された政治に関与していなかった女性はもっと多かったが、彼女らも革命勢力にとって死活の意味をもつ兵站と後方支援を提供し、さらにはほかの女性たちは革命派の隣人を告発することを拒否したり、逃亡中の戦闘員をかくまうことで沈黙のうちに支援した³。

反ソモサ闘争への幅広い女性の参加に関して、多くの著者は、それが一方では猛威をふるうソモサ政権の弾圧と残虐行為に対しての、そして他方では、FSLNが行うそのビジョンと戦略への呼びかけに対する議論の余地もないほどはっきりとした応答だと見てきた⁴。しかし、女性が具体的にどのような道筋で政治主体となったのか、という点は厳密な意味で分析対象となつてこなかった。その理由の一つ

は、女性の幅広い革命運動への参加が、反ソモサ運動の普遍主義的志向性の現れと見なされてきたからである。ある著者のことばを借りれば、普遍化の過程は、政治主体の個別性を独裁に抗する一般的な闘争の中に解消させたのである。要するに、すべての者が一致団結して独裁反対に立ち上がったのであり、そのなかで階級や年齢、ジェンダーの差異は乗り越えられてしまったのであった。反対運動の強度と最終的な成功は、この団結によって説明された⁵。

しかしながら、こうした説明が妥当かどうかは、「固有性を失いつつある」主体、そして普遍化された目標、といった表現で何が含意されているかによる。なぜなら複数ある革命的主体が掲げる目標の普遍化は、必ずしもこれらの主体の個別アイデンティティの喪失を意味するわけではないし、ましてやこのことがニカラグアの女性の場合に当てはまるかという点に疑問がある。おそらく一定の男性化が見られ、ジェンダーの区別が見えにくくなったと思われる前線の女性ゲリラを除けば、女性がジェンダー・アイデンティティを失ったと主張することは困難であろう⁶。むしろ、女性の表象はあらたな意味合いを獲得したというべきで、そのことによって通常、女性に結びつけられている社会的役割は政治化したのであって解消したのではなかった。

政治活動における女性の参加は、確かに大衆動員のより広い過程の一部ではあった。しかし、それは男性とは区別される、ある社会的立場から、つまりは性分業によって決定的に形づくられた立場からの参入であった。さらにいえば、女性にとっての政治参加の意味は階級や所属集団によっても異なっていた。学生であるのか、中産階級の若い女性であるのか、あるいは貧困地区の女性であるのか、といった違いによって。多くの貧困層女性にとって、政治活動への参入は1972年の震災により始まった。その直後から、被災者の世話をし、家屋を失った人びとに食事を与え、負傷者を看護するための近隣住民委員会が組織された。ソモサによる救済基金の着服に対する人びとの怒りは、反対勢力を封じ込める暴力的な方法が残酷さを増すにつれ、強まっていった。多くの女性たちは被災地での救援活動から革命運動への転換を、ごくふつうのこととして経験した。革命運動への参加は、家族を守る者として——日常生活の必要を満たす者として、そしてより根幹的には母親として——の役割の延長線にごく自然に位置づけられたのである。「闘う母親」へのこうした転換は、ラディカルな聖職者やサンディニスタ政権、AMPRONACによる政治的、イデオロギー的活動によって促された。この三者は、伝統的なアイデンティティをより一般的な戦略目標に結びつけ、より公正で人道的な社会秩序の創設における女性の役割を称揚した。母性という象徴の、革命による専有はその後、FSLNによる「英雄と殉教者の母」の正典化によって制度化された。ちなみに、この「英雄と殉教者の母」はのちにサンディニスタの政治的基盤となって活躍した支持団体の名称となった⁷。

だが、革命は女性のアイデンティティの解消を求めなかったものの、ソモサを倒し、あらたな社会秩序を創出するというより大きな目的に対し、その固有の利害関心を従属させることは求めた。このことは、社会主義革命と女性解放の関係をめぐる議論の核心に横たわる重要な問題を提起する。というのも、もし女性が〔社会主義社会という〕異なる社会を求める普遍的な闘いの中でその固有の利害関心を放棄するならば、いったいつの時点でそれは革命勢力、あるいは新しい社会主義国家によって承認され、正当化され、そして相応の対策を得られるというのであろうか。フェミニストの論者の中には、女性の関心事項は決して十分には承認されないし、だからこそ社会主義は女性解放という公約を果たせずにいるのだと示唆する者もいる。こうした論者は、社会主義国家においてジェンダー不平等が依然として継続しているというだけでなく、ある意味で、女性の状況が資本主義下にあるよりもむしろ悪く

なったとさえ考えることができる、と述べる。公式見解がしばしば主張する「解放された」状態とは裏腹に、両性間の関係が再定義されないままに、女性の労働負担は増大したのだと。そうして、育児施設が不十分であるにもかかわらず、伝統的な主婦や母役割に加えてフルタイム賃金労働者として、そして政治活動家としての役割が加わった。あるソ連女性がこう端的に述べている。「もしこれが解放ならば、わたしは解放に反対だ」⁸と。

こうした欠点やその他の短所は、通常、——少なくとも貧困国では——資源の不足や国際的な圧力、低開発、または「伝統の重み」のせいだと説明されてきたのであるが、こうした説明も疑いのまなざしで見られてきている。あるフェミニストの論者は、当時多くの人びとのあいだで普及しつつあった見解を次のように表現している。「もしその国がツェツェバエを駆除できるというのなら、政治局を男女半々にすることぐらいできるはずだ」⁹と。社会主義国家のパフォーマンスについてさらに否定的な見方をする者は、社会主義国家をただもう一つの形態の家父長制的支配にすぎないと見ている。戦闘の場で自由の戦士である男女が経験するとされる「革命的平等」も、いったん革命が達成されると、権力の座にあった男性により、以前の状況に置き換えられてしまう、ということをそれは示唆している。全員男性で占められる指導部が女性の利益拡大に関心を払わなくなるに従い、より良い社会を実現するための闘争に払った女性の犠牲は、まさに女性が権力をもたらした人びとによって顧みられることのないままに過ぎていくのである。階級の視点で見た場合の労働者と同様、女性も「裏切られて」しまったように見える。ただしこの場合、「新しい官僚的ブルジョワジー」によってではなく、より隅々に浸透しているながら分析的には捉えがたい「家父長制」によって。

本稿では、ニカラグア革命と1979年7月のサンディニスタによる国家権力の奪取以降の進展に焦点を当て、社会主義革命は女性の利害関心(women's interests)を顧みないという命題を検討することにしたい。女性も大規模に参加し、革命的な権力奪取が成功裡に達成されたあとの、[新]政府の政策によって女性がどのような影響を受けてきたのかを考察する。前半では、理論的な諸問題のいくつかを概観するが、とくに「女性の利害関心」という概念について検討する。後半部では、女性の利害がサンディニスタ政権のもとでどのように表現されたかを明らかにするため、革命政府が女性に関連して打ち出した政策を説明し、解釈していく¹⁰。なるほどニカラグアの女性は、解放はもとより、平等を達成することはなかった。しかしながら、ここでの議論は、女性の利害関心が政策に反映されなかったという説や、「家父長制」の操作を通じて故意に周辺化されてきたといった認識に対して、異を唱えようとするものである¹¹。

1. 女性の利害関心

女性の利害関心は、社会主義国家や社会政策全般に関するフェミニストの視点からの評価において中心的概念である。社会主義体制に関するフェミニスト批判のほとんどは、女性の利害関心というものが所与の実体としてある、という明示的もしくは黙示的前提に立っている。そうしてそれが政策担当者によって無視され、踏みにじられると考えるのである。しかしながら、こうした利害関心の問題は、しばしば考えられているよりもはるかに複雑である。革命後の状況分析に、それがいかなるものであれ、利害関心の理論を適用することは多大な問題を含んでいる。したがって、以下の議論は、論争に決着をつけようとするというよりも、問題提起の試みとして考えられなければならない。

革命的であるか否かにかかわらず、国家が、社会集団や階級の利益を守ることに成功しているかどうかという問いの政治的な妥当性は一般に二重の問題を含んでいる。第一に、このような問いは、ある特定の政府が、自らが代表していると主張する集団の支持を取りつけるための力量について予測、ないしは少なくとも政治的に計算可能だ、ということを経験としてしている。第二に、ある国家の特質は、それが支持する利害関心から知りうるという前提がある¹²。このため、ある国家が「労働者の国家」であるとか、資本主義国家、または「家父長制国家」であるといった命題は、ふつう、その政府の下で特定の階級や集団がどのような待遇を受けているかを探ることで検証されるのである。

しかしながら、この同じ基準を女性の場合に当てはめようとすると、多くの問題が生じてしまう。たとえば、サンディニスタ政権はジェンダーの従属を再生産する仕組みを除去することに熱心ではなかったように見える、だからこの国家では女性の利害関心が反映されなかった、したがって女性は政権に反対の立場に転じるだろうと結論づけるならば、そこには数多くの思い込みが入りこんでしまう。たとえば、ジェンダーの利害とは女性の利害のことだという前提、あるいはジェンダーが女性の利害の決定要因であり、女性の主体性——それが現実的であれ潜在的であれ——がジェンダー効果だけによって構造化されている、という前提である。またこうした前提の延長線上で、女性たちはそのジェンダーゆえに一定の共通の利害関心を持ち、そしてこれらの利害関心が第一義に女性のためのものと捉えられる。したがってまた、女性には、こうした利害関心の共通性によって階級を超えた連帯がある程度保証されているということにもなる¹³。

女性には共通の利害関心がある、ということは抽象化のある一定の水準においてはいえるだろう。しかし、こうした利害関心とは何か、その利害関心がいかに形づくられてきたか、についての一致した見解はない。これは一つには、女性の利害をめぐる一般的な説明の根拠となるような、女性の従属についての理論的に適切で普遍的に適用可能な因果関係の説明がないためである。女性の抑圧は、起源において多元的な原因を持ち、時代や地域によって大きく異なるであろう構造やメカニズム、実践の多様性を通じて媒介されている、というふうに捉えられている。だからこそ、フェミニストの闘争にふさわしい場をどこに求めるかをめぐる継続的な議論が行われ、変革の試みを客観的要素か主観的要素か、「男性」か「構造」か、法、制度、あるいはパーソナルな権力関係のいずれに重点を置くべきか、あるいはこれらのすべてに同時に眼を向けていくべきか、今日も議論がなされているところなのである。利害関心に関する（政治的妥当性をもつような）一般概念は、ある特定の社会的カテゴリーの従属がいかに維持されるかという理論に依拠する。ところが、女性の抑圧の場合、それが第一に複数の要因によって構成されていること、そして第二に階級や国家をまたいで極めて多様なかたちで展開するという、二つの非常に顕著で取り扱いにくい特徴がある。そうしたなかで従来の理論が果たしてこれらを克服できるかどうか疑問である。これらの要因は、単一の「女性」カテゴリーの使用に際して、あらかじめ構成された、女性共通の利害関心を語ろうとする企てを無効にする。社会変革のための闘い、そこから恩恵を引き出すための女性の能力をめぐる論争に、利害関心理論が適用されるには、同質性を前提とするのではなく、まずは差異を認識することから始めなければならない。

女性の抑圧に関する広範なフェミニズムの研究から明らかになるのは、何が女性の利害であるのかに関し多数の異なる概念が見出されること、そしてこれらの諸概念が——明示的であれ黙示的であれ——ジェンダーの不平等の原因をめぐるさまざまな理論に依拠していることである。そこで、ここで論じられた問題を明らかにするために、しばしば混同される女性の利害関心をめぐる三つの概念を区別するこ

とにしよう。それは、女性の利害関心、戦略的ジェンダー利害関心 (strategic gender interests)、実際のジェンダー利害関心 (practical gender interests) である。

1-1. 女性の利害関心

女性の利害関心という概念は、多くの政治的、理論的言説に登場する。にもかかわらず、先に挙げた理由により、大いに問題をはらんでいる。女性は、さまざまな手段によって——そこには階級やエスニシティ、ジェンダーがあるのだが——当該社会の内に位置づけられているため、集団としてもつ利害も同様に複雑に、そして時に対立的に形づくられている。だからこそ、「女性の利害関心」を一般化することは、不可能ではないにしろ、困難なのである。わたしたちとしては、むしろ、さまざまなカテゴリーの女性たちがどのように異なった影響を受け、その社会的位置や選択されたアイデンティティの固有性に基づき、どのように異なった行動をとるかを明確にする必要がある。しかしながら、このことは女性がある一般的な利害を共通にもつ可能性を否定するものではない。これらの利害関心は、女性の利害関心という観念が課す偽りの同質性から区別するために「ジェンダー利害関心」と呼ぶことができる。

1-2. 戦略的ジェンダー利害関心

ジェンダー利害関心とは、女性（念のため付け加えておこならば、男性も）がジェンダー属性を媒介する社会的位置のゆえに紡ぎ出される利害関心のことである。ジェンダー利害関心は戦略的なものであったり、実際のなものであったりする。両者の拠って立つ基盤は異なるし、女性の主観性にとっても異なる含意をもつ。戦略的利害関心は、一義的には演繹的に導き出される。つまり、女性の従属の分析と、既存のさまざまな取り決めに比べてより満足できる、オルターナティブを考案することを通じて引き出される。これらの倫理的・理論的規準は、女性の従属を克服するための戦略的な目標——性分業の撤廃、家事労働・育児ケアの負担軽減、制度的差別の解消、政治的平等の達成、妊娠に関する選択の自由の確立、女性に対する男性の暴力と統制に対抗するための十分な措置の導入——を設定していくときの支えとなる。これらが戦略的ジェンダー利害関心と呼べるものであり、フェミニストによって多くの場合、女性の「本当の」利害であると考えられているものである。これをもとに引き出される要求事項、そしてこれらの要求を獲得するための実効的闘争が必要とされる意識の水準は、ふつう「フェミニスト的」と形容される¹⁴。

1-3. 実際のジェンダー利害関心

実際のジェンダー利害関心は帰納的に導かれるものであり、ジェンダー分業の中での女性の位置づけという具体的条件から発生する。実際のジェンダー利害関心は、こうした位置にある女性自身によって表明されるものであり、外的な介入を伴わないという点で、戦略的ジェンダー利害関心とは対照的である。実際の利害関心は、多くの場合、当面充足されるべきと考えられているニーズへの対応であり、一般的には女性の解放やジェンダーの平等といった戦略的な目標を伴わない。女性の集合的行為の分析においては、女性の社会運動への参加の力学と目標を説明するために、この利害関心の概念がしばしば用いられる。たとえば女性は、家庭における日常の安寧に主要な責任を負う者という性分業における自身の位置ゆえに、家庭の生活物資と福祉に特別な関心をもっている、とよくいわれる¹⁵。政府がこれらの基本的なニーズを提供できないとき、女性は政府を支持することをやめる。自分の家族、特に子ども

たちの生計が脅かされると、パンを求める暴徒やデモ参加者、請願者の集団を形成するのである。しかしながら、この例からもジェンダーと階級は密接に絡み合っていることは明らかである。いうまでもないことであるが、経済的な必要性によって即座に動員されるのはふつう貧しい女性たちである。それゆえ、実際的な利害関心は階級の影響を受けないという前提を立てることはできない。さらに、実際的な利害関心はジェンダーの従属における支配的形態から直接発生するものではあるが、それ自体としてはこうした従属の一般的な形態に挑戦するものではない。これは、女性の忠誠と支持を獲得するために打ち出される国家や組織の政策、あるいはその能力や失敗を理解する上で絶対におさえておかなければならない点である。

利害関心をこのような方法で概念化することが、カプラン(1982)が呼ぶところの「女性の意識」の理解のうへで適切かどうかは一概にはいえないが、さしあたり次の三点を指摘することはできよう。第一に、わたしがここで戦略的なジェンダーの利害関心と呼んだものと女性のそれらの認識、ならびにそれらを実現したいという希望との間の関係性を仮定することはできないということである。議論の余地がないように見え、普遍的に適用可能で最低限の共通項と見える利害関心(たとえば男性との間の完全な平等や出産に関するコントロール、個人の自律性拡大、男性からの独立)でさえ、すべての女性たちによってすぐさまに支持されるわけではない。これはよくいわれるような単なる「虚偽意識」の問題だけではない(このことは一つの要因にはなり得るかもしれないが)。それだけではなく、断片的に実現されるこのような利害関心は、一部の女性の短期における実際的な利害関心を脅かす可能性や、いったん喪失すると何らの補償もされないような保護の諸形態を失うというコストを伴う可能性があるからである。それゆえ、戦略的利害関心を追究する介入が実効的であるのは、こうした実際的な利害関心が十分に考慮されたときだけということになる。実際、実際的な利害関心の政治化と戦略的利害関心への転換があって初めて女性は運動に自己同一化でき、それを支持することができる。それこそがフェミニスト的政治実践の中心的特徴である。

第二に、利害関心の形成のされ方は、女性によるものであれ、政治組織によるものであれ、それがなされる空間と時代とで大きく変わる。またそのときの支配的な政治的、言説的な影響によってもさまざまなかたちをとりうる。通文化的連帯における限界と可能性について考える際、このことを念頭に置いておくことは重要である。最後に、女性の利害関心はジェンダー利害関心よりもかなり広がりがあり、またかなりの程度、階級的要因によって形成されるので、ジェンダーに関わる係争における女性の団結を前提とすることはできない。そのような団結は作り上げられるべきものであって、決して所与のものではないのだ。また合意が成立しているときであっても、それは常に条件つきである。歴史が示すことは、(女性の)団結が激しい階級対立によって脅かされているということである。それはまた、人種、エスニシティ、国籍の違いによっても脅かされる。それゆえに一部のフェミニストの議論に見られるように、ジェンダーの係争課題は主として女性のためのものだと主張することは困難を伴うのである。

革命的な蜂起におけるほど、女性の団結が条件つきであり、ジェンダーの係争課題が必ずしも(女性にとって)一義的ではないという一般的な命題を如実に示す例はほかにない。革命においてはジェンダーの係争課題はしばしば階級闘争によって置き換えられる。その大きな理由は、女性が性差別を受け、そのことへの自覚をもっていたとしても、女性が受ける性差別が社会的階級によって異なったかたちをとるからである。これらの違いは、革命による変化に対する態度に決定的に影響する。しかし、階級が分極化する文脈ではジェンダー利害関心が女性の団結にとって十分な基盤ではないからといって、

ジェンダー利害関心が消えてなくなるということを意味するわけではない。むしろ、ジェンダー利害関心は社会的階級によってより特定化され、定義づけられるようになるのである。

きわめて複雑な問題がかかわっているということを十分に認識すると、国家が女性の利害関心のために行動しているかどうか、つまり女性の利害関心のすべて、もしくは一部が政府の中に反映されているかどうか、という問題について、安直な考えをもつことに慎重になる。いかなる分析であれ、それが試みられるまえに、「利害関心」という用語がどのような意味で用いられているかを把握しておく必要がある。国家は女性が直接的な必要に迫られている実際的な要求、あるいは階級的利害関心のいずれか、または両方を満足させることにより女性の支持を得るかもしれない。そうやって国家は女性の戦略的な利害関心を追究することなく女性の支持を得るかもしれない。しかし、ある国家が女性の実際的な利害関心や階級的利益のいくつかを代弁しているからといって女性の支持を維持したと見え、この点のみに基づいて国家が女性解放を支持しているというような主張はできない。これらの区別を念頭に置いた上で、次にニカラグアの革命に移り、サンディニスタ政権がどのように女性の利害関心を形成し、かれらの支配下で女性がどのように活動してきたのかについて考えてみよう。

2. ニカラグアの革命

ニカラグアの革命は、貧困と低開発、反革命、そして外国による介入に直面しながら社会主義社会を構築しようとする問題を示す極端な事例である。したがって、これは例外的な事例であり、そこからいえることも結果として限定されると見るむきもあるかもしれない。しかし、たしかにサンディニスタ政権は際だった逆境に直面したものの、大半の社会主義革命は同種の、そして同じ程度の困難を経験してきたのである。ボルシェビキが1917年以降、直面した敵軍による包囲と内部分裂、革命後のモザンビーク、中国、南イエメンに広がった悲惨な欠乏状態、キューバのような貧困国の封鎖、戦争がベトナムに与えた大損害など——これらの事例を考えただけでも、社会主義社会建設の試みにおいて、こうした状況がむしろ一般的であったということがわかるだろう。

しかし、ニカラグア革命が上に挙げた国家と一定の共通性を示しているという事実は、ニカラグアの革命がこれらの国々の革命と同じカテゴリーに属することを意味するわけではない。これらの国々の大部分は、政治的イデオロギーにおいては共産主義を、経済的実践においては反資本主義を公然と主張し、その主要な資源をすみやかに国家の統制の下に置いた。また、大半は、ソ連と直接結ぶか、少なくとも外交上は、北大西洋条約機構諸国から距離を保った。すべての国々は一党体制をとり、異議申し立てをほとんど認めず、表現の自由はあったとしてもごくわずかしかなかった。

対照的に1979年7月にアナスタシオ・ソモサを倒した革命勢力は、混合経済、非同盟、政治的多元主義の原則に基づいた社会主義へのコミットメントによって際だった存在だった。明確に限定された範囲内ではあるが反対運動も許され、ソモサとかれの協力者たちの資産の国有化にもかかわらず、60%以上の経済が民間の管理下に残った。新しい軍を創設し、国家権力の他の機関を統制下に置くこと、しかし同時に過去における多くの国家社会主義よりも民主的で自律的かつ穏健な方法で旧体制の解体を確実にすること——「サンディニスタ」は違ったタイプの社会主義の建設を公約した。ニカラグアはその勝利と「多元的社会主義」へのコミットメントを通してラテンアメリカのみならず世界中の社会主義者の希望の象徴となった。「共産主義」と同じ程度に、おそらくこのことが、ニカラグアの革命的過程を葬

り去ろうとするレーガン政権の残忍さと徹底的な姿勢を説明した。

ニカラグアの革命は、女性の解放を支持する人びとに対しても希望を与えた。なぜならば、ここでもまたサンディニスタ政権は希望にあふれていたからである。この革命は、1960年代の「新しいフェミニズム」の興隆後に起きた。このときラテンアメリカの女性は、メキシコ、ペルー、ブラジルのような国々においてフェミニストの要求を求めて立ち上がっていた。正統マルクス主義の限界に関するサンディニスタの自覚は、この体制がフェミニズムのような新しい社会運動が展開するための空間を与えるのではないかという希望を一部の人びとに与えた。

指導部の何人かのメンバーは、女性解放の重要性とニカラグアにおけるその必要性を自覚しているように思われた。他地域のこのような組織の多くと違い、革命政党のFSLNはフェミニズムを「反革命的な逸脱」だと糾弾しなかった。そして何人かの女性幹部は公の場においてその理想への情熱を表明した。女性組織の新聞二紙のうちの一つ、『われわれAMNLAE (*Somos AMNLAE*)』は創刊直後何回かにわたって、フェミニスト的視点を打ち出す記事を掲載し、西側フェミニズムの中で継続する論争のいくつかを取り上げた。

実際的な意味でもそこには期待があった。FSLNはその闘争に対する支持を何千人もの女性から得て、女性を動員できることを示した。この動員はソモサ政権打倒と女性の平等を求める闘いという二つの目標を結びつけた女性組織であるAMPRONACを通して行われた。1978年のゲリラによる大統領府攻落において副司令官として戦闘に参加したドラ・マリア・テレズ存在は、戦闘部隊の指導部への女性の参加を示すものとしてフェミニストの注目を集めた。そして、サンディニスタが勝利した暁に、これらの女性の平等へのコミットメントがいかに具体化されるかをめぐって議論もなされた。

いったんサンディニスタが政権を握ったあとも、こうした期待は裏切られることがなかった。勝利のわずか数週間後、政令48号30条はメディアが女性を「性的対象」として搾取することを禁止し、FSLNの女性幹部は新しく発足した政府において大臣、副大臣、党の地域調整官として高い地位に就いた。9月、AMPRONACは女性解放と革命的変革の政策を断行するための組織、「ルイザ・アマンダ・エスピノーサ ニカラグア女性協会 (Asociación de Mujeres Nicaragüense de Luisa Amanda Espinosa: AMNLAE)」へと改組された。「女性の解放なしには革命もなく、革命なしには女性の解放もない」というスローガンが公的な集会を飾った。こうしてニカラグアにおける女性解放のための創意に富み、たぐいまれな戦略のための舞台が整ったように思われたのである。

しかし、新政権樹立の二、三年後、海外におけるFSLNのイメージはその独特の魅力の一部を失い始めた。経済的欠乏、反革命、軍の脅威の複合的な圧力がサンディニスタの経済的政治的多元主義という実験に打撃を与え始め、サンディニスタが擁護しようとしていた理想を危険にさらした。1982年、米国が支援する反革命派の高まる圧力に直面し、サンディニスタの女性解放に対する支持はさらなる困難に見舞われたように思われた。女性の連合であるAMNLAEは「フェミニズム」との公の結びつきを弱め、女性の利害関心をより広範な闘いの文脈の下で追求する必要をしだいに訴えるようになった。1981年末の設立総会の時点でAMNLAEは自らの使命を、革命における決定的な力として女性を団結させることにあるとすでに定義していた。AMNLAEの第一の優先事項は「革命の防衛」であった。しかし、本当の意味で軍事的防衛に総力をあげ、革命の存続が優先課題とな(らねばならな)かしたのは、危機が深まり、国をあげての戦争体制に入った1982年のことである。そうしてAMNLAEは陸軍や市民軍に女性を入隊させることに積極的に関与するようになっていった。

このような状況下、女性解放を促進するための働きかけが弱まったり、再定義されたりすることがあったとしても全く不思議ではない。女性解放は、革命の達成とその防衛の副産物としてもたらされるはずであった。しかし、危機が深まる以前の段階でも、女性の状況に関して目に見える改善はほとんど達成されていなかったし、FSLN 幹部はこの分野での進捗は限定的とならざるをえないと考えていた。ソモサ政権打倒後、女性の地位に関する最初の主要な演説において、防衛大臣トマス・ボルヘスは、この領域で一定の見べき前進がなされたものの、「われわれは皆、女性解放のための闘いに〔解放闘争で示されたのと〕同じ勇気と決断力をもって取り組んではないということ」を正直に認めなければならない（…）。日常の労働という点から見ると、女性の状況は基本的には過去と変わっていない⁶と語った。それでは、女性の個別の利害関心はサンディニスタの政策には十分反映されてこなかったということなのだろうか。

3. サンディニスタ政権の政策

社会主義を掲げる組織として、FSLN は女性の抑圧を新しい社会建設にあたって解消されなければならない事柄だということを認めていた。FSLN の1969年の綱領は「サンディニスタ人民革命は、女性が男性に比して受けてきたおぞましい差別を廃止」し、「女性と男性のあいだに経済的、政治的、文化的平等を確立すること」を誓った。この公約は10年後、「人種、民族、信条、性の区別なく、すべてのニカラグア人の無条件の平等」を宣言した初期の憲法である「基本法 (*Estatuto Fundamental*)」に正式に掲げられた。そしてさらには国家が「あらゆる手段を用いて（…）その実現を妨げる障害を除去する」ことを誓った。これがその後、平等達成のために必要な条件を確保する際の、立法措置や政策決定の法的根拠となったのである。

多くの近代国家は、憲法またはそれに類するものに、人権、性、信条に基づく差別に反対する文言を謳っている。ニカラグアのような社会主義国家がそれらの近代国家と異なっているのは、国家が女性の抑圧の特殊性を認知し、その措置を講ずるための支援が、平等を促進するための考え方や障壁を除去する要求と結びついていることにある⁷。それゆえに女性の戦略的利害関心のいくつかは認識され、理論的には社会主義的変革過程の一環として推進されたのである。FSLN の女性解放への理論的・実際のアプローチは本質においてマルクス主義の影響を受けており、他の共産主義諸国のそれと共通するものがある。その公式見解は、ジェンダーの抑圧を階級の抑圧に結びつけ、新しい社会主義社会の建設と生産力のさらなる発展なしには女性解放を成し遂げることはできないというものであった。しかし、その過程においても両性間の見過ごしがたい不平等を軽減し、FSLN が提唱する「生活を人間らしいものにし、人間関係の質と内容を向上させる」作業を開始するための対策をとることは可能である。これは、女性解放のための古典的社会主義ガイドラインの指針を具体的に実施することでもあった。そうして指針の一部は AMNLAE の公式綱領の中に盛り込まれ、主要な目標として以下のものが掲げられた。

- (1) 革命を防衛すること。
- (2) 女性の政治的、イデオロギー的自覚を促進し、革命における社会的、政治的、経済的参加を推進すること。
- (3) 法律、そしてその他の制度における不平等撤廃のために闘うこと。

- (4) 女性の文化的・技術的な向上と伝統的に男性が関わってきた職業分野への女性の参入を奨励し、あわせて雇用差別に反対すること。
- (5) 家庭内労働の尊重を培い、働く女性のための保育サービスを組織すること。
- (6) 国際的連帯のための関係を作り上げ、維持すること。

FSLNの1969年綱領はまた、売買春その他の「社会悪」の除去、「遺棄された」働く母親の支援、婚外子の保護について特に言及している。これらの問題はその後、それぞれ法制化され、社会政策として取り上げられた。また、妊娠における女性の選択の自由を広げることも政策的関心がはらわれ、避妊薬を入手しやすくし、少数の例外を除いて中絶を行った者を告訴しないこととなったⁱⁱ。

これらの目標は、ジェンダー利害関心をいくぶん狭い領域に限定しているもので、実現したとしても完全な「女性解放」を達成するには不十分であろう。だが、これらが男女間の基本的な不平等のいくつかを解消する方向性をもっている点では、確かにいくつかの戦略的な関心を具体化するものであった。しかし、ニカラグアにおける進展は跛行的であった。綱領それ自体は全体として政府の支持を受けていたものの、政策に反映されたのは指針のごく一部であり、しかもその効果は微々たるものに留まった。フォーマルセクターの雇用機会はわずかに拡大されたが、数のうえでも規模の点でも著しく制限されたままであり、ニカラグア女性の大半はささやかな小売りやインフォーマルな労働、また家事労働者などとしてなんとか生活をやりくりし、所得構造の最底辺に置かれた¹⁷。育児と家事の社会化はほんの少数の女性にしか影響を与えていなかった。1984年半ばまでに約4000人の子どもたちが43の保育施設に入園できるようになったが、コントラⁱⁱⁱ戦争による財政難が深刻化したため、それ以上の数の拡充は期待できない状況であった¹⁸。1982年末に国家評議会を通過した改正「食糧法 (*Ley de Alimentos*)」は、より民主的で平等な、互いが責任をもつ家族の確立を目指した。しかしこの法案は結局議会では批准されず、この問題に関する公の場における議論は1983年にほぼ終息してしまった。女性が得た最大の恩恵は福祉政策と若干の法改正のみである。女性たちはまた、自分たちが積極的な役割を果たした政治的動員の領域における変化の衝撃を感じとった。しかし、多くの前進にもかかわらず、意図したことと実現したこととの格差が大きいことは明白だった。

大きな変革には時間がかかるという事実の他に三点、考察すべきことがある。第一は社会変革を進めるための国家の能力を制限した実際的な制約。第二はより一般的な政治的な要因。そして、第三は政策そのものの特質とサンディニスタが女性解放にどのように関わってきたかということである。これらの三つの問題すべてが革命後のニカラグアにおける女性の地位を評価する際に考慮されなければならない。なぜならば、これらは女性の地位を向上させるための社会政策におけるサンディニスタ政権のイニシアチブがなぜ弱められたのか、そしてなぜ政府は時に異なる問題を優先させたのか、それも時には女性解放の目標と矛盾するような事項を優先的に採用してきたのかを説明することに役立つからである。

低開発経済における物資不足の問題や軍事的脅威の被害についてここで長々と議論する必要はない。ニカラグア経済の危機的状況、戦争や自然災害の損害、コントラと米国の圧力の影響、巨大な対外債務、これらについての詳細は他の資料で知ることができる。こうした中、むしろ驚くべきことは、政府が1982年を通して、そして1983年のかなりの部分についても、このような諸問題から国民を守りとおすことに成功してきたことである。政府は、戦争遂行のための軍事上の必要ばかりでなく、長期経済政策のための投資、消費者の短期的なニーズの充足、社会サービスの拡大という国民の期待への対応のため

に希少な資源を投入しなければならなかった。しかしながら、物資の欠乏と内外の圧力による政情の不安定が相まって使える資源は大幅に制限された。これらの要因がいかに計画目標を縮小させたのかについては容易に推察することができる。希少な財源、技術、人的資源いずれもが社会政策ではなく、国防と経済発展に投じられることになった。1984年には、国家予算の三分の一以上が国防政策に注がれたのである。

欠乏と脅威、これら二つの要因は、なぜ保育園の建設や職員の配置、そして女性の雇用拡大といったプロジェクトへの資金提供が制限されたかを部分的に説明する。そしてこれらの要因は、「女性解放」が、どちらかという狭義のものを除き、優先事項とはみなされなかったかということの説明にもある程度役に立つ。

しかし、資源的基盤が存在したところですら、サンディニスタ政府は依然として改革案のいくつかを政治的反対にあって実行できなかった。国家権力の獲得が、政府が広く国民の支持を得ているときでさえ、政府に政策の策定、実行に際する絶対的な権力を与えるわけではない、という自明の理をニカラグア革命は見事に示している。1973年の（チリにおける）サルバドル・アジェンデ政権の崩壊は、反革命の絶えざる脅威、国家と市民社会の中にあり、これらを通じて社会の組織化が行われる場の多様性というものを劇的に示したものであった。サンディニスタ政権の国内基盤は、チリの人民統一政府よりも強力であった。米国やその同盟国による徹底的な脅しに直面していてもなおそうであった。サンディニスタ政府は、ソモサの抑圧的な機構を解体して独自の軍隊と警察を創設し、多くの国家装置と統治機構に対する支配権を確立した。ソモサの失脚後五年間に革命政府はまた「大衆組織」、人民防衛委員会、人民軍、そしてFSLN自身の設立を通してその権力基盤を強化することに成功した。しかも、抵抗勢力は、それが民間であれ、軍部であれ、米国やソモサ政府との結びつきがあったことも原因して、説得力のある代案を提示することができなかった。

国家と組織のこのような変容の結果、サンディニスタ政権は戦略的、政治的に優位にたったが、それにもかかわらず反対派の排除をしなかった。憲法に謳われた経済的・政治的多元主義の原則は限定つきながら、反対勢力が活動できるような余地を与えたのである。FSLNは全体としては状況が許すかぎり広く多くの階級から構成される支持基盤を維持しようとした。資本家階級を味方に引き入れることさえし、時にはあからさまな挑発に直面しても反対派に対して柔軟な態度を保とうと努めた。反対派はその要求が政府の存在を危険にさらしたり、多数派の利害を損なったりしないことを条件に、その見解を公表したり、組織を作ることも認められたのである。国家の存続が脅かされたときのみサンディニスタ政府は介入した。1982年の非常事態宣言は、政府が反対派の活動をある程度抑制することを認め、反対派の主要機関紙である『ラ・プレサ (*La Prensa*)』の検閲を許可したが、これらの動きは国際的に見れば、そして特に1983年以降、ますます深まる戦争の危機下では穏健なものであった。しかも政府は1984年後半の選挙の準備のため、非常事態宣言を解除し、反対派は選挙戦を闘うことを奨励されたのである。

反対意見や反対政党、批判的報道を認めることは社会主義的民主主義の重要な原則である。ほとんどの社会主義国は社会主義を単なる経済の社会化とのみ捉え、等式のもう一つの側面である政治権力の民主化を実現することに失敗してきた。この点、サンディニスタ政権は大半の国々よりも懸命であった。しかしながら、たいていの妥協の試みがそうであるように、そこには代償があった。「多元主義」の公約、そして資本家階級の支持ないしは少なくとも中立的立場を取りつけることの必然的な帰結の一つと

して、政府の改革推進力は確実に制限を受けることとなった。このことはとくに、女性の地位向上に向けた政府の政策に如実に現れた。

かなり大きな民間部門（産業の78%、商業の60%、農業の76%）を存続させ、大幅な自律性を認めたことにより、一部の雇用主、特に組合のない小さな企業の雇用主が女性の労働条件を保護し改善するために立案された法律を巧みにかいくぐり、さらには差別的な雇用政策を遂行することを可能にした。この種の例は他にもたくさんある。しかし、もっとも権力のあるイデオロギー的な勢力としてサンディニスタ政権の改革に持続的な抵抗を示したのはカトリック教会の保守派だった。その広範な組織的プレゼンス、組織形態、メディアへのアクセス（教会は独自のラジオ局をもっていた）、そして人口の多数を基盤とするその勢力は、カトリック教会を恐るべき敵に仕立て上げた。女性に直接関連する分野の改革を遅らせることへのその影響力は絶大なものだった。保守派の聖職者は、教育と家族に関する改革に強く反対し、週末の労働を禁止（これは自発的労働だったが、禁止はいろいろなことを成し遂げることを困難にした）し、女性の徴兵に反対した。かれらは伝統的な家庭生活とそれを特徴づける性分業の強力な支持者であった¹⁹。保守的な教会はまた離婚に関する改革に反対し、「不自然な」避妊方法は罪深いことだといひ、教皇の回勅の厳守を要求した。また中絶の合法化にも反対した^{iv}。

このように、サンディニスタ革命の肯定すべき特徴であったはずの市民社会の活力は、政策手段を弱め、政府の政策遂行能力を低めるといった結果を確かにもたらした。したがって、国家が首尾一貫した政策と統一されたイデオロギーをもっているからといって、社会政策の面で国家が完全に実効的でありうると想定するのは誤りである。また、歴史的にもっとも好まれた解決策——すなわち反対派を服従させ、国家権力を強化すること——が、控えめにいっても問題が多いということは明白である。

政府の政策が成功するか失敗に終わるかに決定的な影響を与える第二の政治的要因は、民衆がその政策をどれだけ支持するか、あるいは逆に抵抗するかということである。女性の地位の変化に関するかぎり、サンディニスタ政権は、カトリック教会の保守的な影響力とフェミニズムの相対的に小さな社会的支持基盤の二つの要因によって制約されていた。実質的にいって、ニカラグアには（たとえばキューバにあったような）大衆的、フェミニズムの運動の歴史はなかった。そのため、サンディニスタは、根強く残るマチスモ（男性優位思想）や、多くの人びとが有する女性解放の考え方に対する相当な反発と闘わなければならなかった。

それにもかかわらず、革命戦争は、伝統的なステレオタイプと通念を弱める最初の筋道を示した。そしてこれを土台としてサンディニスタ政権は AMNLAE の運動への人びとの支持を獲得し始めた。この運動は目標を説明したり、女性の反応から学ぶために十分な時間とエネルギーを費やすことができるうちは、成功する傾向にあった。というのもそのような方法は、AMNLAE という組織と民衆の間に有機的な結びつきを創りだし再生産し、女性たちの実際の、戦略的利害関心を統合する過程となったからだ。だが次に見るとおり、運動は主に女性を対象とした。そして男性の姿勢や態度に根本的変化を起こそうとしなかったことを含め、いくつかの限界に苦しんだ。戦争への圧力が高まるにつれ、AMNLAE は、人びとの支持を失うことへの恐れから、それが展開していたキャンペーンのなかでもっともフェミニズム色の強いものを放棄することをよぎなくされた。

サンディニスタ政権の女性政策の限界を説明する第三の要因、すなわちこの政権がその優先課題全体の中のどこに女性の解放を位置づけているか、という問題が関係してくるのはこの文脈においてである。女性に対して向けられたいくつかの社会政策の広範な議論とそれらの分析は、この問題におけるサ

ンディニスタの立場を説明することになる^v。FSLNは、女性の解放に関する政策のうち、政権の全体的な目標と一致し、人びとの支持を受け、強い反対を引き起こさない部分のみを具体化することができた。この点ははっきりとしている。女性が一定の恩恵を受けることのできた政策が追究されたとすれば、それは基本的にこれらの政策が社会福祉、開発、社会的平等、革命の防衛のための政治的動員といった、より広範な、一つまたは複数の広い目標を満たすようなものであったからである。同時に、この女性の政治的動員には、彼女たちの利害関心が、より普遍的な関心事（国民的、あるいは人道主義的関心など）と同様、国家によって代表されるものであって、下からの自律的な意思表示を要しないという見方を、女性に対して課そうとする試みも含まれていた²⁰。事実、これこそが、社会改革のための闘争全体と強まる対外的圧力からの生き残りの中に女性解放を位置づける必要があるというサンディニスタの主張の内実であったのだ。

このような事柄は大半の社会主義諸国に共通する問題であるが、ニカラグア革命の特殊な状況は、これらの政策目標の相対的な重要性とそれを実施するための国家の能力を決定づけた。たとえばニカラグアには絶対的な労働不足はなかったし、生産が大幅に拡大するということもなかった。したがって、公共部門における需要がいくぶん拡大したことを除けば、女性が労働市場に参入しなければならない緊急な必要はなかった。当初、女性は国民的キャンペーン（1981年の健康、1982年の識字）の過程で、ヘルスワーカーや教師としてかなりの量のボランティア労働を提供するよう呼びかけられた。しかし、経済が女性の労働力の大量導入に依存していない以上、子どもの保育サービスを提供するための強い物的なインセンティブは存在しなかった。さらに、大半の女性が就労していたインフォーマル部門の仕事は、彼女たちの家庭内責任と両立すると考えられていた。このような状況が変わるとすれば、それは軍事行動が相当に活発化し、男性が軍に投入され、そのことによって空きのできた職場に女性を参入させなければならない必要が生じたときだけであった²¹。

既述のように、政府の重点は、政治的動員と法的改革という二つの戦略に置かれていた。新しい家族法は家族という制度を強化し、その結束を促進するとともに、広く見られるジェンダーの不平等を取り除くように設計された。頻繁に見られる男性の家族や妻の遺棄、出奔、婚姻を繰り返すことによる実質上の一夫多妻により、多くの女性はひとりで子どもを扶養しなければならなかった。女性世帯主はニカラグアの全世帯の34%を占め、マナグアでは60%にもなった。このことは女性貧困層が高い発生率を示す直接的な要因であった²²。新しい食糧法は、家族のすべての成人成員が、家庭内の仕事の分担を含め、三世代を単位として家族成員を維持する法的責任を負うものとした。これらの変化に加え、女性労働者の健康と安全にかかわる規定は改善され、その一方で農村部では従来、男性世帯主に家族賃金が支払われていた状況を是正して女性労働者個人の賃金への権利を保障する新しい法律が制定された²³。

女性の政治的動員に関していえば、1984年までには、ソモサ打倒までの数ヶ月以来もっとも多くの女性が動員されていた。AMNLAEの公式発表によればその会員は85,000人を数えた。また、女性はFSLN党員の22%、また幹部の三分の一以上、37%を占めた²⁴。他の大衆組織と人民防衛諸機関への女性の参加も危機の深刻化とともに拡大した。一種の近隣組織であるサンディニスタ防衛委員会の約半数のメンバーが女性であり、市民軍の中の女性の比率も似た水準にあった。したがって、これらが女性に関連する政策目標の達成に関していえば、もっとも大きな前進が記録された分野であった。とはいえ、より多くの女性がより一般的な目標に到達するためにとられた政策の実施によって利益を得たし、得た恩恵もより大きかった。その中の主要なものは福祉である。

サンディニスタ政権の社会政策がどのような効果をもったかという点についての詳細な分析は、この論文の射程を超える²⁵。その代わりに、わたしはここで言及してきた三つの利害関心の観点から改革の影響を考えることを通し、本稿とのかかわりで重要と思われるいくつかの結論を簡潔に提示したい。ここで女性の利害関心を分節化し、革命の最初の五年間に異なるカテゴリーの女性たちがどのような境遇にあったかを考えるならば、ニカラグアの女性の多数が政府の再分配政策により、ポジティブな影響を被ってきたことははっきりといえる。このことはジェンダー不平等の根本的な構造が解体されなかったとしても、なおそうだといえる。政府は政策の社会主義的性格を維持するうえで、国民の中の最貧困層に政策の照準を当て、保健、住宅、教育、食料補助金の各分野における基本的ニーズを提供することに焦点を置いた。たった五年という短い期間にサンディニスタ政権は50%以上あった非識字率を13%に低下させ、教育施設を倍増させ、就学者数を増やし、いくつかの致命的とされる疫病を根絶し、基本的な保健サービスを提供し、ソモサ支配時代よりもはるかに多くの住宅建設プログラムを達成した。加えて土地改革は農民の負債を帳消しにし、何千人もの農業労働者たちに土地を分配したり、または国营農場や組合で安定した仕事を保証したりした²⁶。

これらの政策は、貧困層の女性の支持を獲得する上で非常に重要であった。政府の統計によれば、ニカラグア人の最貧困層の60%以上が女性であった。またマナグアの最貧困層（月収600コルドバ以下）の割合は、男性100人に対し女性は354人であった²⁷。サンディニスタ政権による再分配への努力の直接の受益者となったのは、階級的な位置からいって、これらの階層にいる女性たちであり、男性たちであった。しかし、もちろんすべての女性がこうした政策から恩恵を受けたわけではなかった。サンディニスタ政権の経済政策によってかえって不利になった分野（輸入品、奢侈品など）に経済的な関心をもっていた女性たちは、特権階級出身の女性と同様、高い税金を課せられ、経済的な損失を被った。また、貧困層の女性は、福祉支援から恩恵を受けた一方で、経済的制約の圧力、特に基本的物資の不足にもっとも打撃を受けたというのも事実である²⁸。

実際的なジェンダー利害関心という点で見ると、これらの再分配政策もまた、ジェンダー、そして階級によって異なる効果をもった。女性は性分業の中に与えられた立場によって、不釣り合いなほどに育児と家族の健康に責任をもたされ、特に住宅と食糧の供給が関心事となっていた。このような状況を緩和するためにとられた政策は、政府の支持率調査によれば、予想のつくことだが、女性たちの肯定的な反応を引き出していた。AMNLAEによって始められたキャンペーンの多くは、女性が直面するいくつかの実際的な問題の解決に向けられた。母子保健プログラムや、家計を少しでももちこたえさせるための生活物資の儉約運動などはその典型であった²⁹。このようにして政府は賃上げ要求や物資の欠乏への不満が高まるのを回避しようとしたのである。この種のキャンペーンの特質は女性の実際的な利害関心を認識している点にあったが、それが性分業と女性の従属を受け入れている点では、彼女たちの戦略的な利害関心の否定という側面を含みえた。

女性の戦略的関心、つまり「女性解放」が政治的争点として議題化するかしないかという点を厳密に検討するならば、控えめではあったが重要な前進が見られたといえる。法改革、特に家族法の分野のそれは、大半の男性が家族の福利に対する責任を逃れることができたこれまでの状況に終止符を打ち、現金、現物あるいはサービス提供というかたちで責任を負うことを義務づけることにより、両性間の関係と男性の特権の問題に立ち向かった。このことはまた、家事労働を家族成員間で平等に分担する必要性をめぐる議論のなかで、家事労働の問題の政治化を可能とした。土地改革は女性に協同組合への参加と

そこでのリーダーシップを促し、女性に対して労働への対価として賃金と土地所有権を与えた。保育園や就学年齢前の子どもの託児所など、育児ケア施設を設立する努力もなされた。また、メディアにおける女性の搾取を禁止するだけでなく、一部の女性を責任ある地位に昇格させ、市民軍と予備軍における女性の重要性を強調することを通して、女性のステレオタイプに挑戦する試みもなされた³⁰。最後に、女性組織の AMANLAE では女性が自身のニーズを中心に運動に参加できるよう、継続的な努力が積み重ねられた。また、一部の戦略的利害関心に関わる問題についても、散発的であったり、意見の一致は見なかったにせよ、議論がなされた。

おわりに

これまでの議論をまとめよう。女性の利害関心の分節化なしに社会主義革命について論じることは困難である。また、これらの利害関心が国家の政策策定に反映されなかったと結論づけることはさらにむずかしい。女性に関するサンディニスタ政権の業績には確かにむらがある。それでもなお、サンディニスタ政権が女性の戦略的、実際の利害関心の双方を認識し、もっとも恵まれない人びとの生活に実質的な改善をもたらしたという点で、大半のラテンアメリカの政府よりもはるかに進んでいたことは明白である。AMNLAE が最大の優先課題を「革命の防衛」に置き、その根拠を革命こそが女性解放を目的とする政策を実現するための必要条件を生み出すからと述べる時、それはいくつかの留保はつけなければならないものの、一定程度、的を射た指摘だといえる。

とはいえ、ここに付すべき留保もまた重要である。それらは、サンディニスタ革命という個別の例を越え、社会主義とフェミニズムの歴史的関係性という、より広範な主題へとつながる問題である。こうした課題のうち三つを要約的にここで取り上げたい。一つは、わたしたちが戦略的なジェンダー利害関心と呼んできたものが、女性解放の公式理論と政策のなかで認められてきたとはいえ、経済的基準を特権視するかたちで狭く定義されたという点である。性的抑圧や家族制度や男性権力を批判するフェミニスト理論は、ほとんど公的思想には影響を及ぼさなかった。事実、急進的すぎる、あるいは人民の団結にとってあまりに大きな脅威であるという理由で抑制されることもあった³¹。しかし、ニカラグアの活動家たちは、これらの問題について民衆のあいだ、そして政治権力機関内において、広範な討論や論争を行う必要があるということ認識していた。そうすることによって女性解放の問題をめぐる議論が活発化し、開かれたものであり続け、公式的教条の中に葬り去られることもなくなるだろうと考えたのである。

第二番目の問題は、政策立案者によって計画された女性解放という目標とその他の目標、たとえば経済発展のような優先度の高い目標との間をどのように関連づけるかという問題である。関連づけそのものが問題なのではない。なぜならば、社会的平等や女性の解放といった原則は、ある特定の条件下でしか達成し得ないからだ。だから、女性に関する政策をより広い諸問題というゴールに結びつけることはそれ自体が必ずしも問題なのではない。こうした諸原則を達成する上では、より広い目標がその前提条件となるかもしれないからである。むしろ問題は、関連づけのありかたにある。ジェンダー利害関心は（たとえば）経済発展という、より広い戦略に接合されるのであろうか、それとも取り返しがつかないまでに従属させられるのだろうか。前者の場合には、ジェンダー利害関心は特定の他のものには還元不可能なものとして認識され、その実現のためには、より幅広い目標の追求のために与えられる一般的

条件よりも、さらに多くの条件を要すると見なされるだろう。だから、女性解放のための十全なる政策が追求できない場合であっても、女性解放を説明したり、議論することはできる。目標はそのまま課題として残しておくことができ、現下の制約の中でこれを追求するための努力を惜しまず払うことができるだろう。しかし、後者の場合にはジェンダー利害関心の個別性はおそらく否定されてしまうか、またはその重要性が全体として縮小されてしまうことになる。問題は軽視されるか葬りさらされるだろう。そして、女性解放のための政策は、それが国家のより広い目標を達成するためにどの程度機能的かという観点から位置づけられることになるだろう。

そして、ここから第三番目の一般的な問題、すなわち政治的な保証の問題が引き出されることになる。というのも、もしジェンダー利害関心がより広い文脈においてのみ実現されるのであるならば、これらの利害関心を代表する立場にある政治諸制度が完全に埋没し、利害関心を追求する行動を無期限に延期されることを防ぐための手立てをもつことが肝要となるからである。女性団体や女性の利害関心の公的な代表者は、大衆組織を単なる党の伝達ベルトとして扱ってきたレーニンのようなやりかたに従うことはできない。むしろこうした代表者は、たとえ多少の制約があっても、独立性をもち、党の政策に対し権力を行使し、影響力を及ぼさなければならない。換言すると、ジェンダー利害関心とその表現／代表の手段という問題は、社会主義的民主主義の議論なしには解決することはできない。したがって、問題は単に国家においてどのような利害関心が代表されているかだけでなく、最終的、そして究極的には、それらがいかにして代表されるか、なのである。

(ふじかけ・ようこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

*本論文の翻訳掲載を許可下さったロンドン大学ラテンアメリカ研究所のマキシム・モリニュー教授には心から感謝の意を表したい。また、訳出にあたっては、伊藤るり教授(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター)および森本恭代(ジェンダー研究センター研究機関研究員)・加美芳子(ジェンダー研究センター研究生)両氏のご協力を得た。記して感謝の意を表したい。

原注

*原書注7は著者の許可を得、本文中のルビで説明した。また、原書注18は著者の依頼により削除された。そのため原注番号は、原書注番号と若干のずれがあることをお断りしておく。

1. 筆者のインタビューによる(1982)。ノラ・アストロガは、当時外務副大臣であった。
2. 「国家的問題に取り組む女性組織」はソモサの行き過ぎに反対し、ジェンダーの平等を推進するために1977年に設立された。事務局長をつとめたレア・ギドは後に保健大臣に就任している。AMANLAE(1981)の「AMAPORANACの歴史とその目的」及びRandall(1982)を参照。
3. これらの活動の直接的な体験についてはRandall(1982), Deighton et al.(1983), Ramirez-Horton(1982)を参照。
4. 女性の論者はこの疑問についてより多くの興味をもちつづけてきた。Maier(1980)を特に参照。
5. Corraggio(1983)。なお、Corraggioの論文はSlater(1985)にも掲載されている。
6. Randall(1978, 1982)。
7. この組織は、いくつもの反帝国主義運動や平和運動のキャンペーンに関与し、遺族たちを支援していた。
8. 女性の取った行動に対する例はHansson and Liden(1983)を参照。
9. Mackinnon(1982)。社会主義国家の異なった視点による批判的議論はMarkus(1976)とStacey(1983)を参照。

10. この議論では、ニカラグアのマイノリティ集団における女性の個別の状況を除外せざるをえない。特にミスキート集団のコミュニティについてはべつに考察しなければならない。なぜならば、彼ら/彼女らは歴史的に中央政府とは異なった関係性をもってきたし、現在でもなおそうであり、本論で記述しているものとは大いに異なるからである。
11. 家父長制の定義は多様だが、大部分の定義において家父長制は、性別間に存在する権力の関係を指し、男性から女性に対して行使されるものであるという点で一致している。そして、それらは法律や家族、教育を含めた多様な社会関係や実践の中に制度化される。なお、Molyneux (2001) の5章では家父長制について論じている。
12. マルクス主義には「利害関心」の第三の意味がある。それは集合的行為を行為者、そして/あるいは行為者が置かれている関係性に見られる本質的特性によって説明しようとするものである。それゆえに、階級闘争は、生産関係がもたらす効果であると説明されるのである。しかしこのような概念化は、本質論的前提に立つものであり社会的行為の説明としては不十分である。この概念に対する批判的検討は Benton (1982) 及び Hindess (1982) を参照。
13. *Capitalist Patriarchy and the Case for Socialist Feminism* (1978) の編者である Zillah Eisenstein は、女性が「性階級 (a sexual class)」を構成し、女性にとってジェンダーの係争課題が一義的なものであると述べ、この議論を洗練されたかたちで展開した。Eisenstein (1983) 参照。
14. これらの問題群は倫理的な意味をもつが、理論的、政治的議論の焦点もまさにこれらの問題群に当てられるべきである。ここに示されている戦略的ジェンダー利害関心のリストは網羅的でも決定版というのでもなく、例示にすぎない。
15. たとえば Kaplan (1982) 及び Hufton (1971) を参照。
16. ボルへの演説は、AMANLAE の5周年記念においてなされたものである。この演説は、1982年10月4日付の *Barricada* に掲載されている。
17. 経済活動をしている女性のおよそ20%が農業部門に従事している。また個人サービスと販売もほぼ同様の割合である。都市労働者のわずか15.25%の女性がフォーマルセクターに従事している。Deighton et. al (1983) を参照。
18. データは FSLN において AMANLAE の活動を調整する女性局によるものである。
19. 多くの女性が徴兵に賛同し、女性を(兵役から)免除するという1983年の国家審議会決定に憤慨した。AMANLAE は大衆キャンペーンをはり、決定の取り消しを求めて闘った。その結果、女性は志願兵となる権利を得ることができた。この点については Molyneux (1985) で論じている。
20. この観点は、国民全体の利害関心の名において、女性(およびその他の被抑圧集団)の利害関心を犠牲にするべきだという多くのナショナリズム運動と比較対照されなければならない。
21. 志願兵が多く、戦争の影響が大きかったいくつかの地域(Matagalpa, Jinotega)では、1984年2月の時点で労働力の40%までもが女性によって占められた(1984年3月に実施した AMANLAE 国家執行委員、マグダ・エンリケスへのインタビューによる)。
22. データは、女性局と中央計画庁(MIPLAN: Ministerio de Planificación)による。
23. 本規定は政令573条と538条による。
24. データは女性局による(1986)。
25. サンディニスタの社会政策全般については Walker (1985) を参照されたい。
26. 農地改革とそれらの女性への影響については Deere (1983) を参照されたい。
27. データは、Instituto Nacional de Estadística y Censo (December, 1981) による。
28. 1983年までは基本的な物資は配給され、政府により大幅に補助されたが、経済圧力が強まると価格が不安定になりそれはしだいに困難になった。
29. AMANLAE は、社会主義政権のもとでの女性による資源の節約は資本主義のもとでのそれと根幹的に異なると主張した。なぜならば前者の受益者は人民であるのに対して、後者は個人の利益のために行われるからである。
30. FSLN の指揮を組織する9人の革命評議会には女性が一人もいなかったが、国家評議会の副大臣は(1984年9月の選挙まで)女性であった。そして、女性は地方レベルでは党の重要な役割を担うことが認められた。1979-1990年の間に3人の女性が大臣を務めた。
31. この議論は、国家評議会において新家族法を廃案に追い込むために提出された。1982年9月に刊行された全国紙の報道を参照。

訳注

- i. Molyneux (2001) の5章参照。
- ii. Molyneux (2001) の3章参照。
- iii. コントラ・レボリューション (contra revolución: 反革命軍) の略称であり、歴史的に FDN (ニカラグア民主戦線) から RN (国民抵抗)、UNO (反対派統一同盟) へとその名前は変遷する。これらは全て旧ソモサ軍の敗残兵であり、FSLN 革命勢力との戦争を続けてきた。
<http://www.10.plala.or.jp/shosuzuki/history/nicaragua/nicahis10.htm> (2003.3.10アクセス) に詳しい。
- iv. Molyneux (2001) の3章参照。
- v. Molyneux (2001) の5章参照。

引用文献

- AMANLAE. *Documento de la Asamblea de AMANLAE*. Managua, 1981.
- Benton, E., *Realism, Power and Objective Philosophy*. Cambridge: Cambridge University Press, 1982.
- Corraggio, José Luis. “Posibilidades y límites de la política en los procesos de transición: el caso de Nicaragua.” Paper presented at the Amsterdam Latin American Centre (CEDLA) Conference on Nicaragua, 1983.
- Deere, C.D., “Co-operative Development and Women’s Participation in Nicaragua’s Agrarian Reform.” *American Journal of Agrarian Economics*. December, 1983.
- Deighton, J. et al., *Sweet Ramparts*. London: War on Want/Nicaragua Solidarity Campaign, 1983.
- Eisenstein, Z. ed., *Capitalist Patriarchy and the Case for Socialist Feminism*. New York: Monthly Review Press, 1978.
- . “Women as a Sexual Class.” Paper presented at “A Marx Centenary Conference.” Winnipeg, Canada, 1983.
- Hansson, C. and Liden, K., *Moscow Women*. New York; Pantheon, 1983.
- Hindess, B., “Power, Interests and the Outcomes of the Struggle.” *Sociology*. Vol. 16, no. 4, 1982, pp. 498–511.
- Hufton, O., “Women in Revolution, 1989–1796.” *Past and Present*. no. 53, 1971, pp. 90–108.
- Kaplan, T., “Female Consciousness and Collective Action: The Case of Barcelona, 1910–1918.” *Signs*. Vol. 7 (Spring), 1982, pp. 546–66.
- Mackinnon, C., “Feminism, Marxism, Method and the State: An Agenda for Theory.” *Signs*. 1982 (Spring).
- Marier, E., Nicaragua. *La mujer en la revolución*. Mexico: Ediciones de Cultura Popular, 1980.
- Markus, M., “Women and Work: Emancipation at a Dead End.” in A. Hegedus et al. eds., *The Humanisation of Socialism*. London: Alison and Busby, 1976.
- Molyneux, M., “The Role of Women in the Revolution.” in T. Walker ed., *Nicaragua: The First Five Years*. New York: Praeger, 1985.
- . *Women’s Movement in International Perspective, Latin America and Beyond*. New York: Palgrave, 2001.
- Ramirez-Horton, S., “The Role of Women in the Nicaraguan Revolution.” in T. Walker ed., *Nicaragua in Revolution*. New York: Praeger, 1982.
- Randall, M., *Inside the Nicaraguan Revolution*. Vancouver: New Star Books, 1978.
- . *Sandinista’s Doughters*. London: Zed Books, 1982.
- Slater, D. ed., *New Social Movement and the State in Latin America*. Amsterdam: CEDLA, 1985.
- Stacey, J., *Patriarchy and Socialist Revolution in China*. Berkeley and London: University of California Press, 1983.
- Walker, T. ed., *Nicaragua: The First Five Years*. New York: Praeger 1985.
- Barricada*. 4 October, 1982.

【解題】 モリニューの「ジェンダー利害関心」論とWID/GADアプローチへの含意

ここに訳出された論文 Maxine Molyneux, “Mobilisation without Emancipation? Women’s Interests, the State and Revolution in Nicaragua”の初版は1985年に *Feminist Studies*¹誌上に掲載されたものだが、最近になって加筆修正され、論文集 *Women’s Movement in International Perspective, Latin America and Beyond* (New York: Palgrave, 2001) の第2章として再録された。今回の邦訳は著者の許可を得、この2001年版を下地とした。ただし、同論文集の他章での議論に言及している箇所については混乱を避けるために適宜、変更を加えている。

モリニューの専門は政治社会学であり、ラテンアメリカ地域における開発と国家の問題のジェンダー分析によって知られる。その経歴を見ると、1983年にイギリス・エセックス大学でPh.D in Sociologyを取得後、エセックス大学での教職を経て、1994年からロンドン大学ラテンアメリカ研究所教授に着任し、現在では同大学大学院修士課程グローバル化専攻の教員として、「ラテンアメリカにおけるジェンダーと政治」「社会と開発」といった科目を担当している。

次に研究歴を見ると、博士号を取得する前後は社会主義諸国における女性の地位、女性政策に関心をもち、エチオピア、イエメンといった国々についての著作を発表している。その後、主としてラテンアメリカ地域における政治とジェンダー、特に国家と女性運動の展開に照準を合わせた研究を発表しつづけてきた。1979年のニカラグア革命における女性の参加と解放の問題を取り扱う本論文は、社会主義国研究とラテンアメリカ研究の両方にまたがった初期の研究成果である。発表後すでに18年を経過しているが、この論文は「第二波フェミニズム」を経過したあとに達成された社会主義革命として注目されるニカラグアの事例を取り上げ、そのなかで女性解放がどのように位置づけられたかを問う、それ自体、興味深い問題設定となっている。ただし、この解題では、筆者の専門との関係で、ラテンアメリカ地域研究、あるいはニカラグア革命史という視点ではなく、この論文の理論的な焦点である「女性の利害関心 (women’s interests)」を中心に若干の解説を行うこととする。

「女性の利害関心」は、女性が担い手となる集合的行為の分析において避けて通ることはできない問題であるが、モリニューはこの論文でいくつかの基本的な問いを発している。「女性の利害関心」とは何か。果たして、そのような「利害関心」を実体として仮定することができるのか。できないとすれば、「利害関心」という概念をフェミニズムの視点からどのように組み立て直すべきか。

モリニューはこうした問いを立てたうえで、次の二つの提案を行っている。一つは、生物学的カテゴリーとしての「女性」をもとに、暗黙のうちに「女性」のあいだに共通の利害関心があるという前提を置くことの問題性を突き、むしろこれをジェンダー利害関心 (gender interests) として捉え直すという提案である。モリニューは、ジェンダー利害関心が必ずしもいつも直接的な政策的表現を得るとはかぎらないと述べる。それは当時のマルクス主義的分析が陥りがちであった国家と特定階級の利害関心の同一化をしないということでもある。ジェンダー利害関心はしばしば階級的利害関心や民族的利害関心などによって媒介される。むしろこの点は、今日ではとくに新しい主張とはいえない。1990年代以降、ポストコロニアル研究の展開のもと、ジェンダー、階級、民族・人種、植民地支配の歴史的関係等を複合的に分析する研究は大量に蓄積されてきているし、この論文はある意味ではその前触れといえる。

第二に、モリニューはジェンダー利害関心を、「戦略的ジェンダー利害関心 (strategic gender inter-

モーザのSGN、PGNは、モリニューの「利害関心」という概念を、より実践的な観点から「ニーズ」によって置き換え、フェミニズムへの親近感を必ずしももたない層にもジェンダーの観点から開発プログラムを考えるための回路を開いた。その意味で、実践家モーザの功績は大きい。だがその一方で、「ニーズ」、すなわち「関心事を充足するための手段」の問題へと焦点をスライドさせることで、SGNにせよPGNにせよ、「ニーズ」の基盤となっている政治的な力関係や交渉という次元を捨象させ、「ジェンダー・プランニング」の脱政治化と社会工学化をもたらす働きをもったのではないか。この点からすると、モリニューが「ニーズ」論と「利害関心」論のあいだの緊張を指摘し、むしろ両者を照らし合わせながらジェンダー・プランニングを構想していく必要があるという指摘はごくまっとうなことだといえる。

最後に、ニカラグア革命から四半世紀を経ようとする今日、「解放」ということの意味が以前よりもつかみがい世界にあって、〈解放なき動員〉という命題は、もはや一国の政治変動という水準ではなく、むしろネオ・リベラリズムによる女性の労働力のグローバルな動員というかたちで展開している感がある。モリニューは、ニカラグア革命における政治主体としての女性とサンディニスタ政権における女性政策の実態を詳細に検討することを通じて、安易な〈解放なき動員〉説を否定したわけだが、今日、私たちに課せられているのは、グローバルな水準での政治主体としての女性に関する同じ程度に厳密な検討と分析ではないだろうか。

(いとう・るり／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)

注

- i. *Feminist Studies*. Vol. 11, No. 2, pp. 227–254.
- ii. Caroline O. N. Moser, *Gender Planning and Development: Theory, Practice and Training*. London and New York: Routledge, 1993.
- iii. このSGNとPGNの区別はこの本の出版に先立って、1989年の以下の論文で提案されている。C. O. N. Moser, “Gender Planning in the Third World: Meeting Practical and Strategic Gender Needs.” *World Development*. 17 (11), 1989, pp. 1799–1825.
- iv. *Development and Change*. Vol. 29, No. 2, 1998, pp. 219–245. Reprinted in C. Jackson and R. Pearson eds., *Feminist Visions of Development: Gender Analysis and Policy*. Routledge, 1998, pp. 65–88.

ests)」と「实际的ジェンダー利害関心 (practical gender interests)」の二つに分けることを提案している。そして、前者を女性の従属を克服する上での利害関心とし、後者を性分業モデルが規定する役割や位置から発生する、その日その日のニーズの充足とそれへの関心を指すとした。当然のことながら、同じ「女性」であっても、ニーズは所属する階層、階級によって大きく異なってくる。このように「实际的ジェンダー利害関心」は階級的属性と切っても切り離すことができない。

この二つの利害関心は、マルクスのいう「対自的階級」と「即自的階級」の別を連想させる。たとえば、「戦略的利害関心」に立てる女性は「対自的ジェンダー」としての意識をもち、「实际的利害関心」に留まる女性は「即自的ジェンダー」意識に埋没するかのよう読める。実際、このように二つの利害関心の区別を読むフェミニスト研究者のなかにはモリニューの主張に批判的な者もいる。

しかし、より興味深いのは、モリニューの利害関心論がフェミニズムの理論家のなかではあまり注目されず、むしろ開発、特に開発援助機関のなかで活躍する実践家のあいだで大きな影響力を及ぼしたことである。1990年代に入って、日本でも国際協力事業団を中心に「開発と女性 (Women in Development、略称 WID)」あるいは「ジェンダーと開発 (Gender and Development、略称 GAD)」と呼ばれる開発協力、国際協力の政策的アプローチが打ち出されてきた。その趣旨は、もともと開発政策、開発過程の恩恵から排除されてきた途上国の低所得層女性を、開発の受益者として、そして担い手として位置づけようとするところにある。北米、北欧では、この議論は70年代より台頭し、80年代に入るとしだいに国際援助機関のなかで浸透していった。日本の取り組みはそれに比べると立ち遅れたといわざるをえないのだが、そうした日本でも、90年代後半に入って WID/GAD のバイブルとして参照された書物にキャロライン・モーザの『ジェンダー・開発・NGO』(久保田賢一・久保田真弓訳、新評論、1996)ⁱⁱがある。この本で、モーザはモリニューの二つの利害関心論を参考に「戦略的ジェンダー・ニーズ (strategic gender needs、略称 SGN)」と「实际的ジェンダー・ニーズ (practical gender needs、略称 PGN)」の二つの概念を提案したⁱⁱⁱ。モーザはまず「第三世界の低所得層女性のために行うプランニングは彼女らの利害関心、すなわち優先課題となっている関心事に依拠しなければならない」と述べ、そのうえでジェンダーの視点に立ったプランニングをするためには、この「利害関心」を「ニーズ」、すなわち「関心事が充足されるための手段」に「翻訳する」必要があると主張した。こうして SGN、PGN という概念は WID/GAD の各種プログラムに携わる実践家のあいだで広く流布した。その浸透ぶりはめざましく、おそらく開発援助関係者のあいだではいまやモーザの概念枠組は知っていてもモリニューのそれは知らない者も多いのではないかと思われる。

これに対して、のちにモリニューは1998年の論文“Analysing Women’s Movements”^{iv}において、「ニーズ」が「より一方的で、より非政治的で、より固定的な構築物」であるのに対して、「利害関心」はより意図的であり、政治的であると述べて、両者が概念的に異なることを指摘している。「ニーズはいつもそこにある所与のものと考えられているのに対して、利害関心は意志を伴うのだ」と。しかし同時に、ナンシー・フレイザーの説を引きながら、この一見して単純明快に見える「ニーズ」の概念すらも言説的に構築されるものであるから、「ニーズの解釈の政治」にも注目する必要がある、それゆえ利害関心とニーズとの分析はプランニングの過程で密接に関わらせながら考えていかなければならないと述べている。

それではモーザによる「本歌取り」がもの見事に成功を取めたことをどう見ればいいのか。

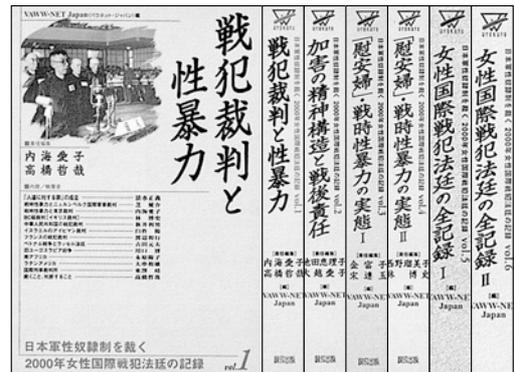
〈図書紹介〉

VAWW-NET Japan 編

『日本軍性奴隷制を裁く 2000年女性国際戦犯法廷の記録』

(vol.1-6 緑風出版 2000-2002年 2,800～3,900円)

金 富子



はじめに

本書は、2000年12月8～10日及び12日に東京で開かれた「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」¹（以下、法廷と略す）のために編まれたシリーズである。法廷の目的は、第1に、「慰安婦」制度という名の日本軍性奴隷制が“どのような点で戦争犯罪なのか”“誰にその責任があったのか”について、元「慰安婦」被害者の証言と日本軍・政府関係の公文書等の証拠に基づいて審理し、“処罰されるべき戦争犯罪”であったことを明らかにすること、第2に、それによって世界各地で現在もつづく武力紛争下の性暴力の“不処罰の連鎖を絶つ”²というものであった。

紹介者は、植民地期朝鮮を対象とするジェンダー史を研究³する一方で、法廷国際実行委員会の構成団体であるVAWW-NETジャパン⁴で本シリーズの企画・編集に直接携わった。その両方の視点から、本シリーズの内容や意義に関して紹介したいと思う。本シリーズを取り上げるのは、第1に、日本のジェンダー研究が取り組んでこなかった戦時性暴力を非犯罪化、不可視化させてきた構造——具体的には戦犯裁判と性暴力、日本軍性奴隷制を中心とする戦時性暴力をまねいた加害の精神構造、個別被害証言に対応する加害事実・責任者の解明、戦時性暴力を裁く法理論など——の分析に多角的に取り組み、第2に、それらを法廷の審理や判決文に反映することによって、戦時性暴力における被害と加害の関係性についての本格的な理論及び思想・実証・実践の書として、これまでのジェンダー研究の欠落を補うとともに、第3に、今後の日本における軍事主義とジェンダーに関する研究の発展にも寄与すると思われるからである。なお、本シリーズは、2001年度山川菊栄賞特別賞および2002年JCJ（日本ジャーナリスト会議）賞特別賞を受賞している。

本書は次の6巻から構成されている。

第1巻『戦犯裁判と性暴力』内海愛子・高橋哲哉（責任編集）

第2巻『加害の精神構造と戦後責任』池田恵理子・大越愛子（責任編集）

第3巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ 日本・台湾・朝鮮編』金富子・宋連玉（責任編集）

第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ 中国・東南アジア・太平洋編』西野瑠美子・林博史（責任編集）

第5巻『女性国際戦犯法廷の全記録Ⅰ』松井やより・西野瑠美子・金富子・林博史・川口和子・東澤靖（責任編集）

第6巻『女性国際戦犯法廷の全記録Ⅱ』（第5巻に同じ）

各巻のタイトルから推察できるように、第1・2巻が法廷開廷にむけた理論・思想編、第3・4巻が法廷での審理のための調査・実証編、第5・6巻が法廷実践編（ドキュメント・起訴状・判決）という構成である（そのため、第1～4巻は開廷前に、第5・6巻は法廷後に刊行された）。以下、さらに詳しく各巻毎の内容をみていこう。

戦犯裁判論／加害責任論とジェンダー——第1・2巻

被害国の賛意を得て法廷開廷が決まってから VAWW-NET ジャパンが真っ先に行ったのは、極東国際軍事裁判（以下、東京裁判と略す）をはじめとする世界各国で開かれた戦後の戦犯裁判に関して「戦時性暴力が裁かれたか否か、裁かれたとすればどのように裁かれ、裁かれなかったとすればなぜか」という視点から、当該分野の専門家により検証する講演会を開くことであった。第1巻は主にその講演会をもとに編まれたものであり、したがってその特徴は戦後の戦犯裁判を戦時性暴力の視点から初めて批判的に検証しようとしたところにある。その内容は次の通り。

第Ⅰ部 戦犯裁判の原点

清水正義『『人道に対する罪』の成立』

芝 健介「戦時性暴力とニュルンベルク国際軍事裁判」

内海愛子「戦時性暴力と東京裁判」

第Ⅱ部 戦犯裁判の展開

林 博史「BC級裁判——イギリス裁判は何を裁いたか」

新井利男「中華人民共和国の戦犯裁判」

白杵 陽「イスラエルのアイヒマン裁判——イスラエル現代史における意味」

渡辺和行「フランスの戦犯裁判——第二次大戦と『人道に対する罪』」

古田元夫「ベトナム戦争とラッセル法廷」

第Ⅲ部 裁かれる現代の人権侵害

川口 博「旧ユーゴスラビア紛争——女性への暴力と国際刑事法廷」

永原陽子「南アフリカ——真実和解委員会と女性たち」

大串和雄「ラテンアメリカ——人権侵害と加害責任」

東澤 靖「国際刑事裁判所——20世紀の人類がたどりついたもの」

高橋哲哉「裁くこと、判断すること——2000年女性国際戦犯法廷によせて」

各国の戦犯裁判のあり方にはそれぞれ特徴があり一様ではない。例えば、中国の戦犯裁判では欧米諸国の断罪型とは異なり、日本人戦犯を人道的に処遇し教育によって蘇生させる寛大政策⁵が貫かれた（新井論文）。戦後長らく対独レジスタンス神話が根強かったフランスでは、1990年代になって行われたナチスに協力したフランス人の戦犯裁判を通じて、対独協力をした自国（政府）の負の歴史と向き合わざるを得なくなった（渡辺論文）。また、本法廷のモデルとなったラッセル法廷は、ラッセルの呼びかけに、サルトル、ボーヴォワール等の知識人が応答し開廷した民間の国際法廷として新しい運動形態を生みだし、国際的なベトナム反戦運動の高揚に貢献した（古田論文）。

以上をはじめとする考察から浮き彫りになったのは、半世紀に及ぶこうした戦犯裁判等の歴史のなかで、性暴力が恒常的に存在したにもかかわらず、ほとんど単独の戦争犯罪（「人道に対する罪」）として裁かれてこなかったというシンプルな事実である。それは、裁く側も裁かれる側も男性であり性暴力が重大な戦争犯罪として認識されなかったこと、またそれが顕在化しなかったのは当該社会にも研究者側にもそのような視点がなかったためと思われる。ジェンダー視点の不在が戦時性暴力を不可視にしたのである。

同巻のなかで法廷に直結するのは内海論文、林論文、新井論文、東澤論文、高橋論文であるが、とくに重要なのは東京裁判を分析した内海論文であろう。東京裁判の致命的な問題点として「天皇の免責、植民地の欠落、性暴力の不処罰」を指摘し論証したからである。このことの意義は大きい。法廷の理論的根拠を提供し、判決文に本法廷が「東京裁判の継続」として明確に位置づけられたことに貢献した。また、巻末の高橋論文も、以上の戦犯裁判の限界をふまえて、法廷のもつ世界史的な意義と可能性を思想的に提示したといえよう。

次に、第2巻は、日本軍が性奴隷制や戦時強かんを大規模に犯した加害の構造を、軍隊組織・兵士の精神構造、天皇制に遡って多角的に分析し、さらにそれを不問に付してきた戦後日本社会をジェンダー・民族の視点で分析した論考で構成されている。

第I部 軍隊と加害の精神構造

藤原 彰「天皇の軍隊の特色——虐殺と性暴力の原因」

彦坂 諦「男性神話からみた兵士の精神構造」

田中利幸「なぜ米軍は『従軍慰安婦』問題を無視したのか」

井上摩耶子「旧日本軍兵士の加害意識——慰安所体験・強姦体験への聞き取り調査から」

池田恵理子「旧日本軍兵士の性行動——現代にも引き継がれる買春意識」

第II部 天皇制と戦争責任

鈴木裕子「日本軍性奴隷制問題と天皇の戦争責任」

源 淳子「仏教が支えた加害の責任」

山田 朗「昭和天皇の戦争関与と戦争責任」

第III部 民族・ジェンダーの視点から問う戦後責任

徐 京植「『日本人としての責任』再考——考え抜かれた意図的怠慢」

山下明子「戦後日本のフェミニズムと『慰安婦』問題——メジャーとマイナーの結節点」

大越愛子「戦争論・戦争責任論とジェンダー」

第I部「軍隊と加害の精神構造」では、性暴力・虐殺多発の理由について、藤原論文が近代の日本社会・日本軍に顕著な人権感覚の欠如、アジア諸民族への蔑視観、戦争長期化に伴う軍紀の崩壊から説明し、彦坂論文は知的鈍感、思考判断停止、倫理的感受の喪失などの＜自己喪失＞＝「軍隊ぼけ」をつくりだす軍隊教育にみいだした。また、旧日本軍兵士の聞き取りをしたフェミニスト・カウンセラーの井上は、元兵士たちが加害体験を否認し抑圧したのは、戦後日本社会が彼らの戦争（加害）体験をありのままに聞く耳をもたなかったことに由来すると指摘する。池田論文は、現代男性の買春意識調査（1997年）から男たちの性意識・行動に世代間格差はみられず、戦前から引き継がれる買春肯定意識と性欲自

然主義が「慰安婦」の告発をなきものにする戦略に簡単にはまる理由であると鋭く指摘する。井上、池田両者の論考は、天皇の責任を不問に付すことで加害責任をとらず、買春意識・行動を容認しつづけた戦後日本社会のあり方が元兵士個人々の罪の自覚化を防いだことをえぐった点で説得力がある。

第Ⅱ部「天皇制と戦争責任」では、「国体」思想が戦前には兵士の強かん・虐殺を扇動し、現在でも歴史修正主義として生き延びていることを論じ（鈴木論文）、日本仏教が天皇制国家への戦争協力に邁進したという加害責任を問題化した（源論文）。国家元首／日本陸海軍大元帥であった昭和天皇の戦争責任を精緻に研究してきた山田朗は、上記論文を論拠に、法廷当日にも「天皇の戦争責任」に関する専門家証人として証言し「天皇の有罪」判決に貢献した。

第Ⅲ部が問うのは、民族・ジェンダーの視点からの戦後責任である。徐論文は在日朝鮮人の立場から、右派への牽制勢力であった中間勢力が1990年代に入って唱え出した「責任主体としての国民形成論」「国民国家批判論」が、「日本人としての戦後責任」からの逃亡に帰着してしまう論理構造を解き明かし厳しく批判する。大越論文はフェミニズムが性暴力を容認する家父長制に対決するものとして構築してきた「性暴力の加害者は告発・訴追され、被害者は補償・救済されねばならない」という「裁きの思想」が、「新たな視点」として確立されるべきと強調する。

実証された戦時性暴力における被害と加害の関係性——第3・4巻

第1巻・第2巻が「法廷はなぜ開かれなければならないか」を理論的思想的に追究したとすれば、第3・4巻は法廷での審理内容を実質的に規定する証拠提供の必要から編まれた。即ち、「法廷の審理にどう貢献するのか」がコンセプトである。

第3巻で重点がおかれたのは、日本及びその植民地とされた台湾・朝鮮を対象に、「慰安婦」制度の歴史的背景となった公娼制度や日本軍の指揮命令系統から加害構造を分析（第Ⅰ部）し、かつ個別の被害証言とそれに対応する加害事実・責任者を明らかにする（第Ⅱ部～第Ⅳ部）ことであった。

第Ⅰ部 「慰安婦」問題の構造を問う

宋 連玉「公娼制度から『慰安婦』制度への歴史的展開」

吉見義明「『従軍慰安婦』政策における日本国家の指揮命令系統」

第Ⅱ部 日本

西野瑠美子「日本人『慰安婦』——誰がどのように徴集されたか」

浦崎成子「沖縄戦と軍『慰安婦』」

第Ⅲ部 台湾

駒込 武「台湾植民地支配と台湾人『慰安婦』」

中村ふじゑ「台湾・原住民族イアン・アパイさんの場合」

報告1：柴 洋子「台湾・盧満妹阿媽の被害とその後」

報告2：柴 洋子「台湾・婦女救援基金と『国民基金』」

第Ⅳ部 朝鮮

藤永 壯「朝鮮植民地支配と『慰安婦』制度の成立過程」

金 富子「河床淑さんのケースにみる漢口慰安所」

金 栄「朝鮮・朴永心さんの場合」

「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会「朝鮮・咸鏡北道清津の日本軍『慰安所』の実態」

李 相和／山口明子訳「朝鮮人軍『慰安婦』帰国後の生と経験」

まず、第3巻の総論ともいべき第I部では、宋論文が公娼制度と「慰安婦」制度を線引きする論理や時代区分に関し、更なるパラダイム転換を迫っている。即ち、本質は同じでもその時々々の利害、観点等に応じて呼び替えられた欺瞞的呼称（「公娼」「売春婦」「女郎」「酌婦」「娼妓」「娘子軍」「慰安婦」等）への再検討や、その呼称に騙されないために十五年戦争史観ではなく台湾植民地化にはじまる五〇年史観の視点に立つべきであると提起する。また、公文書等に基づき「慰安婦」制度に関する日本軍の指揮命令系統と責任の所在を具体的に示した吉見義明（法廷の専門家証人）論文は、軍ぐるみ・国家ぐるみの犯罪であったことを立証することに貢献した。

第II部以降は各論といえる。第II部「日本」では、西野論文が「公娼」出身と一括りにされやすい日本人「慰安婦」の徴集に様々なケースがあったことを明らかにし、浦崎論文では日本唯一の地上戦となった沖縄の日本軍と「慰安婦」（日本人・朝鮮人）との関係を論じるとともに慰安所マップを再作成した。両論文等により、法廷で日本人被害者や「公娼」出身者の存在を顕在化することができた。第III部「台湾」や第IV部「朝鮮」では、実際に法廷に出廷し証言した被害者たちの個別被害に対応する加害責任者を追究した。台湾駐屯日本軍の強かん所に連行された台湾原住民族のイアン・アパイさん（中村論文）、台湾の漢民族であり海南島の慰安所に入れられた盧満妹さん（柴報告）、朝鮮から中国最大の慰安所である漢口慰安所に連行され現在も現地に残留する河床淑さん（金富子論文）、南京とビルマで「慰安婦」を強要され現在北朝鮮在住の朴永心さん（金栄論文）がそれである。また、朝鮮内部の慰安所の存在（「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会論文）や戦後の被害の継続に関する論文（李論文）も南北コリア双方の調査当事者からの論考として貴重である。さらに、駒込論文、藤永論文は、それぞれ台湾、朝鮮における独自の「慰安婦」制度の背景や全体像、東アジア地域での展開を、文献資料から歴史的に解き明かした点で意義が大きい。

次に第4巻は、日本の占領地となった中国、東南アジア・太平洋を対象に充実した論文・報告で構成され、ズシリと重い内容である。

第I部 中国

石田米子／大森典子「中国山西省における日本軍性暴力の実態」

陳 麗菲／蘇 智良「中国の慰安所に関する調査報告——上海・南京・雲南を中心に」

松岡 環「南京大虐殺下における日本軍の性暴力——南京戦参加の元兵士の調査と被害女性の調査から」

林 伯耀／張 友棟（編・訳）「天津の日本軍『慰安婦』供出システム——中国の公文資料から」

西野瑠美子「中国における慰安所設置と『慰安婦』徴集——傀儡行政・民間人の関わりを中心に」

笠原十九司「日本軍による性暴力の構造」

第II部 東南アジア・太平洋

上田敏明「フィリピンの『慰安婦』・性暴力の実態」

横田雄一「フィリピン・パナイ島における性暴力」

岡野文彦「フィリピン・マパニケ村——住民虐殺・集団強かん事件」

木村公一「インドネシア『慰安婦』問題」

森川万智子「ビルマの『慰安婦』・性暴力被害」

報告1：伊従直子「グアム島の『慰安婦』問題」

報告2：中原道子「マレーシアの『性奴隷制』」

林 博史「東南アジアの日本軍慰安所——マレー半島を中心に」

第Ⅰ部は15年戦争の主舞台となり慰安所が最も広範囲に存在した中国を対象に、性暴力被害の実態と加害事実に向った。山西省の被害を例に性暴力被害を引き起こした日本軍部隊を緻密な聞き取りや文献調査から特定した石田・大森論文、上海・南京等の慰安所の詳細を調査した陳・蘇論文、南京戦に参加した兵士と被害者双方から聞き取りを行い南京レイプの実態をえぐった松岡論文、中国・天津での「慰安婦」徴集システムを文献資料から紹介した林・張論文、軍、傀儡行政、民間人経営の慰安所の連関性を分析した西野論文がそれである。第Ⅰ部の総論ともいべき笠原論文は、性暴力に走る日本軍の構造的な特質に鋭い分析を加えた上で、「慰安婦」制度と強かんとの相乗関係——慰安所の存在が強かんを誘発・助長——や、「慰安婦」制度と軍との関係を具体的に解き明かして説得力に富む。

第Ⅱ部は、実態の解明が遅れている東南アジア・太平洋地域に関するはじめてのまとまった論文集となっている。まず、フィリピンに関しては、マニラにおける日本軍慰安所と集団強かんを明らかにした上田論文、パナイ島における加害者の特定に向った横田論文、ルソン島のマパニケ村における集団強かん事件に関する調査報告である岡野論文がある。インドネシア、特にジャワの女性たちの被害事実を明らかにしたのは、木村論文である。森川論文はねばり強い現地調査に基づいて、ビルマにおける日本軍「慰安婦」(朝鮮人、中国人、ビルマ人)の被害を発掘した。また、グアム(伊従報告)、マレーシア(中原報告)も貴重である。巻末の林論文は、マレー半島を中心しつつ、東南アジア諸地域における日本軍による「慰安婦」制度の展開——「慰安婦」徴集、慰安所設置の経過過程——を整理した。

読者はどの論文を読んでも、事実のもつ重みに圧倒されるだろう。法廷のために被害証言に対応する加害責任の究明をめざした第3・4巻は、最新版の慰安所マップも含め、結果的に1990年代に始まった「慰安婦」制度及び性暴力加害者としての日本軍研究の現時点での集大成となったといえよう。また、第2・3・4巻を通じて、ジェンダー、民族、階級の交差としての性暴力被害の実相や、性暴力にはしる「日本軍兵士のつくられ方」という軍事主義とジェンダーの関係を考察する際に有効な視点や事実を、聞き書きを交えて実証的に提示した点に、ジェンダー研究上の先駆的な意義があると思われる。

ジェンダー正義に基づく法理論が裁いた戦時性暴力——第5・6巻

以上の第1～4巻までの理論や調査・実証のうえに法廷は開かれた。法廷には、八カ国(韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア、東ティモール)から参加した被害女性64名をはじめとして、各国検事団、海外からの傍聴者400名、そして日本国内傍聴者約600名、日本・海外のマスコミ約300名で、連日満席であった。法廷の審理では、首席検事⁶による共通起訴状朗読、各国ごとの検事団によるプレゼンテーションが行われたが、このなかで被害者(サバイバー)本人・ビデオによる証言、証拠展示、判事たちによる質問が行われ、各国の合間に専門家証人、日本軍元兵士証言が盛り込まれた。招請に応じなかった日本政府の見解は、アミカス・キュリー(法廷助言者)⁷が代わりに陳述し

た。判決日（12日）、国際法の世界的權威によって構成された判事団⁸は、当時の国際法に拠って「昭和天皇の有罪」「日本政府に国家責任」という判決（要旨）を下した。最終的な判決は、ほぼ1年後の2001年12月4日にオランダ・ハーグで下された。

以上の法廷ドキュメント・起訴状・判決文をほぼ網羅したのが第5、6巻である。ここでは一緒に紹介しよう。

<第5巻>

第I部 ドキュメント女性国際戦犯法廷

法廷一日目／法廷二日目／法廷三日目

報告「法廷」とVAWW-NET ジャパン調査チーム・ビデオ塾の役割

第II部 女性国際戦犯法廷の意義と展開

松井やより「女性たちが歴史を創った、歴史を変えた」

阿部浩己「女性国際戦犯法廷が映し／創り出したもの——国際法学の地平」

川口和子「民衆法廷としての女性国際戦犯法廷——『適正手続』の保障の有無という観点から」

内海愛子「女性国際戦犯法廷は何を再審したのか——二つの『憲章』を読む」

大越愛子「裁かれた戦時性暴力とフェミニズムの課題」

コラム1～11

<第6巻>

第I部 起訴状

日本軍性奴隷制を裁く2000年女性国際戦犯法廷 共通起訴状

各国起訴状（監修・解題：林 博史）

第II部 判決文

判決解題：東澤 靖／林 博史

判 決

第1部序文と裁判の背景／第2部事実の認定／第3部適用可能な法／第4部個人の刑事責任／第5部法的認定と判決／第6部国家責任／第7部賠償／第8部結論

第5巻第I部「ドキュメント女性国際戦犯法廷」は、3日間に及ぶ法廷審理の様態をテープから起こした実録である。ここには法廷構成メンバー、被害証言者と略歴、法廷憲章、日程、法廷関係者の報告やコラムも収録されているので、法廷の全体像を把握できる。首席検事の格調高い冒頭陳述と最終報告、各国の被害者証言の生々しく悲痛な叫び等が息づかいとともに伝わってくる。併せて、感動的なシーンを圧縮したビデオ映像記録『沈黙の歴史をやぶって——女性国際戦犯法廷の記録』（64分、ビデオ塾・VAWW-NET ジャパン制作）⁹も観ていただければ、審理での緊迫感あふれるやりとりがおわかりいただけると思う。同巻第2部「女性国際戦犯法廷の意義と展開」は、主催者及び女性運動（松井）、国際法学（阿部）、日本側検事（川口）、東京裁判研究（内海）、フェミニズム（大越）という専門分野からの法廷評価であり、読み応えがある。とくに阿部論文は、国家＝支配エリート中心主義・欧米中心主義・男性中心主義・現在中心主義という4つの政治的価値を体現した国際法の閉鎖性を批判的に問い直し脱構築にむけた道標を示したと評価した。法廷評価に関しては、より多様な論点で論じた『裁

かれた戦時性暴力』(VAWW-NET ジャパン編、白澤社発行・現代書館発売)も併せて参照されたい。

第6巻は、第I部に2000年法廷時に出された首席検事団による「共通起訴状」及び各国検事団によって出された各国「起訴状」を収め、第II部には、法廷のほぼ1年後である2001年12月4日にオランダ・ハーグ法廷で出された「判決文」の全文を翻訳・収録した。¹⁰

とりわけ、3年半に及ぶ法廷という理論と実践の結実である「判決文」は、性奴隷制被害者(サバイバー)の証言及び歴史研究に基づく事実認定と国際法の下での“ジェンダー正義”実現を緻密に検討した法理論で構成されており、「性奴隷制をめぐる国際法の全体像を明らかにすることに成功」「ジェンダーの視点から国際法を再構築」(東澤靖・解題)した画期的な内容であるといえよう。筆者も判決文は、正義の実現を求めて証言したサバイバーに対する、国際法からの能う限りの誠実かつ説得力のある応答であるとともに、20世紀フェミニズム思想の最良の結実の一つであると確信している。

さらに、ジェンダー研究上からみても、日本軍性奴隷制を「民族・人種、貧富、ジェンダーの交差」と捉える事実認定や国際法に内在するジェンダー偏見の打破に成功した法理論は、今後のジェンダー研究にとっても欠かせない視点や論理展開のし方を教示していると思われるのである。

おわりに

法廷は、戦時性暴力への認識を「不幸なことだが、戦争の避けがたい副産物」(マクドゥーガル)¹¹から、「女性に対する戦争犯罪」(被害者には男性も含まれるが、多くは女性である)へとパラダイムを転換し、戦時性暴力への不処罰の連鎖と再発の根絶をめざすものであった。法廷は一回限りのものではあったが、多くの成果を生み出したことはみてきた通りである。日本軍性奴隷制被害者が生存しているうちに一日でも早く、日本政府への戦後責任の履行を求めた判決文「勧告」(第6巻所収)の実現が望まれる。

2003年には、国際法上もっとも重大な犯罪を裁く常設の国際裁判所である「国際刑事裁判所(ICC)」の始動が予定されている。ICCは、戦争と性暴力の世紀といわれた20世紀への反省を土台とした、まさに21世紀という「将来の世代への希望の贈り物」(アナン国連事務総長)ともいべきものである。注目したいのは、国際刑事裁判所規定(ローマ規定)では武力紛争下の性暴力が明白に犯罪と規定され、裁判官選出や女性被害者・証人の保護等に関してジェンダーがつねに配慮されるなど、性暴力を効果的に裁くシステムが設けられた点である。このICC設立の経緯、内容、意義に関しては、法廷の日本側検事を務めた東澤靖論文(第1巻所収)に詳しい。懸念されるのは、世界のどの国よりも加入が求められる米国政府、そして日本政府が署名・批准していないことである(2003年1月現在)。

権力を持たない市民が創りだした法廷の精神が引き継がれ、21世紀にこそ「戦争と性暴力の連鎖」が断ち切れ、新しい歴史が「創り直される」日が来てほしいと思う。そのためにも、日本軍性奴隷制という性暴力システムに埋め込まれた軍事主義とジェンダーの関係性の解明と解体に迫ろうとした本シリーズが、多くの読者を獲得することを願ってやまない。

(きむ・ぷじゃ／お茶の水女子大学人間文化研究所研究員)

*松井やよりさん（VAWW-NET ジャパン代表）が2002年12月27日に亡くなった。法廷は松井さんだけでは開催できなかったが、提唱者である松井さんなしには開催できなかった。高嶋たつ江さん（同二代目事務局長）も2003年1月28日に亡くなった。紙面を借りて松井さん、高嶋さんの功績を称えると同時に、心からご冥福を祈りたい。

注

1. 拙稿「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」VAWW-NET ジャパン編（責任編集 西野瑠美子・金富子）『裁かれた戦時性暴力』白澤社発行、現代書館発売、2001年所収、参照。
2. 法廷開催期間中の12月11日は、ジェンダー正義を求める女性コーカス主催で「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会が開かれ、最近の紛争被害について世界各地から15の証言が主に被害女性本人から発表された。
3. 拙稿『植民地期朝鮮における初等教育機関への就学・不就学とジェンダー——民族・階級との関係を中心に』お茶の水女子大学博士学位論文、2002年など。
4. VAWW-NET ジャパン（正式名称「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク）は、1997年10月「戦争と女性への暴力」国際会議をきっかけに、1998年6月正式に結成された。代表：松井やより（当時）。
5. 法廷で証言をした日本軍元兵士2人は、中国の寛大政策を通じて侵略戦争を自ら反省・謝罪し、帰日後に加害証言活動を行った中国帰還者連絡会のメンバー（現在、解散）である（新井利男・藤原彰編『侵略の証言』岩波書店、1999年を参照）。ただし、同連絡会の中でも性暴力を語る2人は例外的な存在である。
6. 首席検事はパトリシア・セラーズ主席検事（旧ユーゴ国際刑事法廷法律顧問/U.S.A.）、ウスティニア・ドルゴボル（フリンダース大学助教授、国際法/オーストラリア）であり、それぞれ個人の刑事責任、国家責任を担当した。
7. アミカス・キュリーを担った今村嗣夫弁護士は、朝鮮人BC級戦犯の補償請求裁判等を担当した戦後補償に詳しい弁護士である。
8. 判事にはガブリエル・カーク・マクドナルド主席裁判官（旧ユーゴ国際刑事法廷前所長/U.S.A.）、カルメン・マリア・アルヒバイ（国際女性法律家連盟会長/アルゼンチン）、クリスチヌ・チンキン（ロンドン大学国際法教授/英国）、ウィリー・ムトゥンガ（ケニア人権委員会委員長/ケニア）の4人。
9. 他にもビデオ塾は、法廷を前後して個別の被害者証言と加害事実などに関して映像作品を多数作成・販売している。VAWW-NET ジャパン HP 参照。
10. ハーグ法廷の実際の模様や判事たちによるメッセージは、映像記録『ハーグ最終判決』（33分、同前掲）に収録されているので、参考にされたい。
11. ゲイ・マクドゥーガル著、VAWW-NET ジャパン編訳『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告全訳』凱風社、1998年。

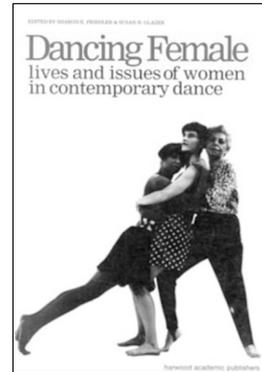
〈書評〉

Sharon E. FRIEDLER and Susan B. GLAZER (eds.),

*Dancing Female :
Lives and Issues of Women in Contemporary Dance*

(xvii+318頁 Harwood Academic 1997 ISBN : 90-5702-026-2 \$39.95)

酒向 治子



1. 本書刊行の背景

本書 (Sharon E. Friedler and Susan B. Glazer eds. *Dancing Female : Lives and Issues of Women in Contemporary Dance*, Amsterdam : Harwood Academic, 1997) は、劇場ダンス¹に関わる女性の生き方に焦点を絞り、女性がダンス界で担ってきた役割や、キャリアを追求する中で直面する問題の多面的な分析に挑んでいる。従来のダンスとジェンダー研究に欠けていた実践的な女性のダンス活動の内実に迫る意欲的な試みであり、新たな研究の方向性を提示する注目すべき書である。

編者 F. E. フリードラー (Sharon E. Friedler) と G. B. グレーザー (Susan B. Glazer) はそれぞれ米国のスワスモア大学の音楽・ダンス学科、芸術大学 (the University of the Arts) のダンス学科に籍を置くダンス理論を専門とする舞踊研究者である。彼らがプロフェッショナルな環境における女性の生き方や、通時的・共時的観点から女性同士のコミュニケーションを包括的に捉えた研究に着手したのは1989年である。女性が優勢を占める芸術分野であるにも関わらず、ダンス界における女性の生き方に着目した研究は当時皆無に等しい状況であった。彼らはこの研究を開始したきっかけについて本の中で触れており、1989年6月米国フィラデルフィアで開催された「ダンスにおける女性の未来像」を主題とする ADF (American Dance Guild) 会議であったと述べている。²

1980年代、フェミニズム研究の興隆を背景に、作品を通じて新たな女性像を追究する P. バウシュ、B. カミングス、B. ミラーなどの女性振付家が率いるダンスグループが次々にコンテンポラリーダンス界に登場した。創作現場での表現活動の後を追うように、欧米でダンスとジェンダーの研究が活発になったのは1980年代半ばのことである。80年代末から90年代初めにかけて、*Dance Research* や *Dance Resesarch Journal* 等主要なダンス／パフォーミング・アーツの学術誌はこぞって「ダンスとジェンダー」の特集を組み、CORD (Congress on Research in Dance) ・SDHS (Society of Dance History Scholars) 等のダンス国際学会も同様のテーマを会議の主題に取り上げた。1989年の ADF 会議が「ダンスにおける女性の未来像」を主題にしたのも、ダンス界全体におけるフェミニズムへの関心の高さを反映してのことである。90年代から現在に至るまでジェンダーとダンスに関する研究書が相次いで出版されたが、C. アデアの *Women and Dance* (1992) など、その多くがジェンダーの視点による舞踊史の読み直しを中心テーマに据えたものである。本書は、舞踊史に片寄らず劇場ダンスと女性の問題に関わる多彩なパースペクティブを提示し、ダンスとジェンダー研究の土台の構築を目指している点で他と

一線を画している。

2. 本書の構成と主な特色

本書は22人の著者による23の論文で構成され、全体は大きく第一部・第二部に分かれている。各部分は“Dancers Talk”と題する編者の概説で始まり、第一部 (Matriarchs, Mentoring and Passing on the Heritage) では女性がどのようにダンスの伝統を伝え、ダンス界の発展に貢献してきたかが検討されている。第二部 (The Physical Body, Theory and Practice and Using the Knowledge) では、身体性・理論と実践・文化的コンテクストという三つの角度から女性ダンサーが抱える心理的・身体的問題が浮き彫りにされる。ダンス関係者だけではなく女性学の教師や生徒、パフォーマンス・アーツの歴史や美学に興味がある一般の人 (p. xv) など幅広い読者を念頭において編集されているため、個々の論文 (短い論文は3～4頁) は比較的読みやすい。

主な特色の第一点目は、現在取り上げられることの少ない過去の女性ダンス関係者の業績を発掘している点である。例えば A. バーゼルの論文 “A Portrait of Catherine and Dorothe Littlefield” は、1936年に米国を代表するバレエ団、フィラデルフィア・バレエ・カンパニー (現ペンシルベニア・バレエ) を設立するなど、米国バレエ文化の礎を築いたリトルフィールド一家のキャサリンとドロシー姉妹の活躍に着目している。また本書の特色の第二点目として、論文の分析視角の多様さと研究の対象範囲の広さが挙げられる。*Dancing Female* では、しばしばダンサーのみならず振付家/教師/研究者/舞台ディレクター等、劇場ダンス界に関わる様々な立場の女性が分析の対象になっている。各論文の内容は作品論からダンサーに焦点を絞ったもの、特定のダンススタイルを取り上げたもの、ダンススタイルやジャンルもバレエからフラメンコ、アフリカン・ダンスまで広範囲をカバーしている。またその分析視角は舞踊史、美学、発達心理学等に加え、キャリア研究など社会学的なアプローチが試みられているのが、新しい試みとして評価できる。

3. 劇場ダンスとジェンダーに関する研究の方向性

次に、具体的な論文に触れながら *Dancing Female* が提起する、特に重要と思われる三つの研究アプローチについて検討したい。

まず一つ目は、編者フリードラーが論文 “Fire and Ice: Felame Archetypes in American Modern Dance” で示した、女性振付家の作品に表れる女性像に着目する舞踊史分析のアプローチである。

フリードラーは、神話学者 J. キャンベルの女性の原型に関する理論を現代舞踊史分析に応用し、独自の解釈を行った。キャンベルによると、女性は「調和/不調和」を軸にした六つの神話的原型 (調和型 ①女神 [啓発] ②母/祖先 [身体・精神面での連続性] ③処女/妻 [純潔]、不調和型 ④魔女/悪魔/狂女 [暗闇・精神的脅威] ⑤勇者 [合理的世界] ⑥娼婦 [肉欲的、セクシャルな脅威]) に還元できるという。フリードラーはこの女性の原型理論に基づき、女性の現代舞踊振付作品に表れる女性像の考察を行った。その結果、現代舞踊史は、六つの世代に区分でき、第一世代 (1900-20') から第三世代 (1950-現在) の女性振付家の作品には上記六つの神話的原型が全て表れ、対照的に第四世代 (1960-現在) から第六世代 (70' 後半・80' 初期-現在) の振付け作品に表れる女性像は非神話的であるとされた。

従来のジェンダーの視点による舞踊史では、ジェンダー的呪縛から女性を解放したのは1960年代に登場したポストモダンダンスとされているが、ポストモダンダンスの解放的で肯定的なイメージとは逆に、バレエは身体的・精神的な抑圧の象徴として、しばしば激しい糾弾の対象となる。しかし、例えば舞踊史研究者のS. ベインズは、バレエ反対論者を「女性=被害者」と安易に見なす「アンチバレエフェミニスト」と呼び、行き過ぎたフェミニストのラディカリズムと断ずるなど³、近年こうしたバレエ批判に対する反発も起きている。フリードラーのアプローチは、女性の神話的イメージに基づく分析のため、このような政治的立場や価値判断にとらわれず歴史に迫ることを可能にする。

注目すべき二つ目の研究アプローチは、ダンス界に関わる女性の間関係性を、「mentoring pairs (師弟関係)」という観点から分類する枠組みである。ここでいう「師弟関係」という言葉は、通常の「教師-生徒」関係以上の、より相互に密接な関係性を意味する。編者フリードラーとグレーザーの論文“Dancers Talk about Matriarchs, Mentoring and Passing on the Heritage”によれば、「師弟関係」には大きく分けて「同僚関係 (peer mentors)」と「序列関係 (hierarchical mentoring)」の二つがある。後者の「序列関係」はさらに六つの関係、すなわち①母-娘の関係 (mother-daughter mentoring pairs) ②母-息子の関係 (mother-son mentoring pairs) ③父-娘の関係 (father-daughter mentoring pairs) ④錯綜した関係 (enmeshed mentoring pairs) ⑤人生を通しての師 (life mentors) ⑥象徴的な師 (symbolic mentors) に細分化される。①はモダンダンスの世界に最も多い、振付家が女性でそのダンサーやそのスタイルの伝承者が女性である場合、②は振付家や組織の創始者が女性で伝承者が男性である場合、③は古典バレエの世界で見られる、組織のトップや振付家が父として権威をもつ場合、④は組織やスタイルを継承しながら、批判的でもあるというより複雑な関係性を指し、⑤は生涯に影響を及ぼすような師 (例えばルドルフ・ラバン理論の後継者として世界中に弟子をもつ A. H. ゲストのような場合)、⑥は精神的な指導者 (この場合直接の関わりあいがなくても良い。例としては全てのモダンダンサーの母でもあるイサドラ・ダンカンなど) を意味する。これに対し「同僚関係 (peer mentors)」は、平等の立場における「教え-教えられる」という関係性に着眼したもので、「序列関係」が目立つダンス界において「同僚関係」が大きな力となってきた事を明確化し、大変興味深い (本の中では peer mentoring pairs の例として、フリードラーとグレーザー二人の写りが載っている)。このような人間関係の分類は、特定の振付家/ダンサー/ディレクター/研究者などの個人研究に役立つばかりでなく、近年活発化しつつあるアート・マネジメント研究など、組織の人間関係掌握を重視する研究にも寄与するところが大きいと思われる。

本書において着目すべき三番目の研究アプローチは、「キャリア」という視点による女性ダンサー/振付家の研究である。本書の第二部では女性のダンスキャリア追求の過程における女性の内面的葛藤を考察した論文を集めている。S. A. リーは“Women's Lives in Dance: A Developmental Perspective”において、成人発達理論に基づき女性ダンサー/振付家へのインタビューと200を超える調査で得られたデータを分析し、出産やダンス界における立場などの私的・公的生活両面での変化により、女性ダンサー/振付家が特に30代に大きな心理的危機に直面することを明らかにしている。西洋ダンス界では若く・か弱くて繊細な身体イメージを良しとする価値観が浸透しており、そしてこの価値観が、体型や年齢が理想と異なるというだけで多くの才能ある女性たちのキャリアを阻害する要因になってきた。同様の現象は、洋舞が文化として根付いている日本のダンス界にも見られる。困難を抱える現場の女性を救う為には、詳細な調査による実状把握が緊急の課題であり、その意味で本書は重要な一歩を踏み出して

いる。

最後に本書の問題をあえて挙げるとすれば、幅広い研究対象をカバーしているため、論文の中には十分な掘り下げが足りないものがある点だろう。しかし「ダンスとジェンダー」に関する多岐に渡る分析枠組み、論点、課題を学べる利点を考えると、本書はその問題を補って余りある魅力を備えている。女性に関する多彩な知見がちりばめられている *Dancing Female* は、「ダンスとジェンダー」という研究分野に深い寄与をもたらすものであり、この分野に興味をもつ全ての人に薦めたい一冊である。

(さこう・はるこ／お茶の水女子大学人間文化研究所研究員、ジェンダー研究センター教務補佐員)

注

1. バレエ、モダンダンスを代表とする西欧で発達した上演型舞踊を指す。
2. F. E. フリードラーと G. B. グレーザーはこの ADF 会議について本書の中であまり触れていない。会議の内容は、*Dance Research Journal* 誌に詳しい報告が載っている。Rosen, Bernice M. Reports on the American Dance Guild Conference, Philadelphia, 16–18 June 1989. *Dance Research Journal* 21. 2 (Fall 1989): 51–52.
3. Banes, Sally. *Dancing Women: Female Bodies on Stage*. New York: Routledge, 1998.

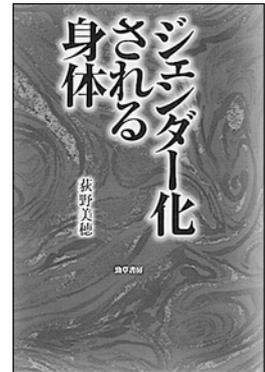
〈書評〉

荻野 美穂 著

『ジェンダー化される身体』

(勁草書房 2002年 xii, 376頁, 40頁 ISBN 4-326-65264-0 3,800円)

久保田 育子



「ジェンダー化された身体」——著者は、〈女〉および〈男〉という性の違いが所与の大前提として設定された文化の中で、訓育され、立ち上げられ、生きられる身体をこう呼ぶ。本書は、著者が1980年代後半より十余年に渡って、〈女〉という性差を組み込んだ身体がどのように構築され、社会の中でどのように機能してきたかを一貫して追求してきた過程における、ジェンダー化された身体の歴史に関する論考を集めたものである。

本書の構成は、新たに書き下ろされた序章を付し、三部からなっているが、はじめにその主要な論点を概観してみたい。第一部は、ジェンダー化された身体の歴史を考えるための著者なりの思考枠組と方法論に相当する論考を集めている。ここでは歴史における主体行為者としての女性の発見につながる作業の出発点としての身体感覚にまつわる問題点が指摘され、避妊と墮胎が取り上げられている。著者は身体を歴史的に見る作業に取りかかる際の問題点を、18世紀初頭のドイツのある街の医者とその女性患者たちが自分たちの身体をどのように体験していたかを読み解いたバーバラ・ドゥーデンの論考をもとに考察し、身体を解剖学的な臓器の集合体と見る西欧近代医学によって形成された身体感覚を自明視することの危険性を指摘している。そして、まず研究者自らが自分の身体を歴史化し、対象化する作業を行なうべきであると主張している。

第二部では、性差や身体は当事者により、あるいは他者による客体として、どのように定義されてきたか、またそこで定義をめぐるどのような争いや変容が見られたかを、主にイギリスにおけるヴィクトリア女王の治世期に確立した近代的身体観の検討をとおして検証するとともに、その基盤となった科学的性差論が、近代化に向かうこの時期の社会のありようと共振する様を描き出している。

古代ギリシアのアリストテレス以来、前近代に至るまで、男女の性差の境界は解剖学的な差異ではなく程度の違いにあり、性差は同一種内での序列であり、上下関係であった。すなわち、人間には一つの性しか存在せず、女性は生殖力のない不完全な男性とされてきたのである。現在、私たちが科学的な真実として信じている解剖学的性差論は、西洋においてわずか数百年ほど前に確立したものであり、西洋化が世界に拡大する過程で普遍的になったに過ぎない。ダーウィンやスペンサーなどによる男女の根本的な非相似性を指標として性を二大別するというこのような性差観は、解剖学や発生学などが立証した「科学的」根拠を土台にして、男女間の著しい非対称性や不均衡を強調することになり、その結果、男性には放縦、女性には貞淑という異なる性規範をふりあてる性のダブル・スタンダードが形成された。

国家の覇権の国外への拡大を図る帝国主義の時代にあって、女性の身体は国富の源泉たる人的資源の再生産装置としてその役割が認識され、「子宮は民族にとって、個人にとっての心臓のようなものであ

り、種の循環器官」であると位置づけられた。女性の正しい生き方は、その母性役割遂行を基軸に規範化され、それを妨げるものは、ヒステリーとして逸脱の烙印を押されて周縁化された。フーコーが「女の身体のヒステリー化」と呼んだ女性の全存在の性への還元を、著者は女性の「性器化」現象と名づけ、こうした女性の身体モデルが、西欧近代化社会を構成する基本的要件の一つである性別領域概念を支える論理的基盤として、今日に至るまでなおその有効性を失っていないことに注意を促している。

第三部には、ジェンダーについてのある規範的な文脈のもとで、実際に身体はどのように生きられたか、規範への適応や逸脱はどのようなかたちで起きたのかを示す事例的研究が収められている。著者はまず、キリスト教世界における子殺しという選別と排除の歴史を振り返り、子殺しを男性にとっても女性にとっても生殖行動の重要な一側面であると位置づけている。次に、性のダブルスタンダード、および「家庭の天使」と「娼婦」という女性像の二極化を生んだヴィクトリア期のロンドンにおける娼婦の姿には、中産階級の不安や恐れ、あるべき女性像への期待が投影されていることを、性病の蔓延を防ぐために売春婦の検査を義務付けたCD法（あるいは接触感染症法）とその撤廃運動を通して読み解いている。

以上の三部は、著者の研究の軌跡の記録としての意味からも、発表時からの修正は最小限にとどめられ、そこには十余年の間に内外で発表された新たな研究成果は反映されていない。そこで、ポスト構造主義的ジェンダー理論に対する著者の評価と、性差を持つ身体の構築についての現時点での著者の考えと立場性を述べているのが、序章である。

ジュディス・バトラーに代表されるポスト構造主義的ジェンダー理論においては、異性愛体制の内部で言語を本質的構成要素として身体を構築する時、「物質的」性差としてのセックスを持つものとして「セックス化された」身体が産み出されるが、この身体は生身の女性の「生きられた身体の実験」と乖離するものであるとして、著者はその身体論への疑問を投げかけている。異性愛体制における〈女〉の身体の追求を自らの立場性とする著者は、性差を持つ身体の考察において、身体に有機体としての物質性を取り戻すという方向性を提示し、その重要性を強調している。しかし、著者が男／女をファロスの有無という分割線の両側に配置させられた別個の実体とする性別二元論の中の女性の身体を論ずるのであれば、その身体を措定している男性の身体については、本書の第3章と6章で触れているとはいえ、さらに踏み込んだ考察を求めたい。

出産ばかりでなく、墮胎／中絶や子殺し、子捨てといった「産むことの否定」でさえ、それが生起する場の政治的状況や権力関係を無視しては、その意味を解釈することはできないと主張する著者は、物質としての生身の肉体という視角から女性の性とその身体の疎外を論じ、多様な社会実践の具体的痕跡に新たな光を当ててきた。幸福な恋愛とその成就是、結婚という共同体の再生産システムの中に身体を融解させるものであるが、このシステムの中では「産むことの否定」もまた身体の社会的馴致の一環ですらあるのだということを示した著者の功績は大きい。

性を論じる際に、身体のとポスは逃れ得ないものとしてつきまとう。複雑な社会的・文化的な差異の磁場として作用するテキスト化された理論上の身体と、テキストの枠組を越えて機能する有機体としての身体。評者は性を持つ身体を考える場において、この二つの身体は別個のものとして存在するのではなく、相互補完的なものとしてとらえる視点が不可欠であると考え。現在、トランスジェンダーや性同一性障害をはじめとする性と身体をめぐる多様な現象の可視化が、既存の様々な分割線の自明性を大きく揺るがしつつある。このような性差を越えた生身の身体の実験は、テキスト化され、外部化され

た身体と向き合うことで、性の連続性や相互浸透性を照射することができた。さらには、最近の生殖テクノロジーの革新による性を介さない生殖の出現は、性別二元論の要諦そのものに決定的な変革を迫り、私たちを未知の身体状況に導いて行く可能性をもつものである。私たちは、著者が示したジェンダー化された身体が今後どのような変容を見せるのか、さらなる分析を待ちたい。

(くぼた・いくこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

〈書評〉

洪 郁如 著

『近代台湾女性史』
——日本の植民統治と「新女性」の誕生』

(勁草書房 2001年 x, 409頁, xiv ISBN 4-326-60147-7 9,500円)

何 玮



本書は、日本植民統治期台湾の歴史舞台に登場した「新女性」の形成過程とその社会的な位相を究明する研究である。本書の特色は、「女性」を均質的な集合体として叙述してきた従来の中国大陆および台湾の女性史研究とは異なり、「新女性」を階層、学歴、年齢などの属性をもった存在として取り上げ、その誕生と位相を植民地社会の歴史的な文脈に再現し、考察を行なっている。また、これまでの日本植民統治史研究は、階級や民族要因は重視しても、ジェンダー要因については、ほとんど無視してきたが、本書で著者は、「新女性」の誕生と位相を規定した「植民者の統治権力と在来社会の家父長制という二元的権力構造」(p. 360)をジェンダーの分析概念に基づき、析出することを試みている。それにより、従来の日本植民統治研究の叙述の中に定着化された図式——植民地社会の権力構造の「支配—被支配」の問題性を暴露し、植民統治権力の協力者としての台湾人家族の存在も考察の対象としたことが、これまでの先行研究と比較して画期的な研究成果をうむことにつながったといえよう。

全体の構成に沿って、本書の内容を要約しながら、その議論展開の特徴を把握していこう。本書は、大きく第一部『「新女性」の形成』と第二部『「新女性」の位相』に分かれるが、第一部では、「新女性」の誕生は、如何なる歴史的な醸成過程を経由しているのか、更にそのより直接的な歴史的要因とは何かを述べながら、1920年代以降に登場した「台湾人最初の女子教育世代」(p. 152)の「新女性」の量的な規模、家庭環境、ライフコースおよび彼女らに見られた「高女文化」の階層性、日本色の特徴¹などを考察している。

議論展開の面では、特に次の二点に注目したい。第一に、著者は「解纏足運動」²及び女子教育の展開過程を、植民者の統治権力と台湾人家族の相互作用の中で捉えようとしている点、第二に、女子教育に関する通時的な変化について、著者は統治権力と台湾人家族との間の流動的な絡み合いを、近代台湾という特定の歴史的な社会的状況下の現象としてとらえようとしている点である。要するに、著者は「新女性」の誕生と展開の要因に対する個別的な探究にとどまらず、共時的な相互作用および通時的な絡み合いの中から、事象発生とその展開状況を把握しようとしているのである。このような作業を通じ、著者は統治側と台湾人紳士が、台湾人女性に関する新たな規範³を、如何に合理化させ、またどのように台湾社会に実現させようとしていたのかを、その過程を再現することによって、「女性」というジェンダーがどのように歴史的に構築されていったのかを明らかにしている。また、総督府が、台湾人社会の上流階層の女子教育のみを重要視する意向を持っていたため、結局、植民地女子教育は、女性間の序列

を計るために利用される基準の一つになったということを結論付けるとき、著者は、女性という集団の内部に、女性間の序列化がどのような要因によって、いかになされていったかを、解明している。

第二部においては、「新女性」の位相を、主に知識青年により提起された恋愛結婚に関する議論がもたらした両性関係の変容や、可能な社会活動の範囲、新エリート家庭の理想的な家庭像及び「新女性」の家庭における役割分担の実態、エリート層が生み出した新たな家庭文化の特色という面から検討している。

著者はまず、「新女性」をめぐる新たな両性間の関係性がどのように問題提起され、更に議論されていったのか、それらの議論の結果として、両性間をめぐる新たな規範は台湾社会に如何なる変容をもたらしたのか、などを考察している。具体的にいえば、主に日本に留学している台湾男性知識人が恋愛結婚に関する問題提起や団体活動を行なった結果として、「新女性」をめぐる新しい両性関係は植民地台湾社会に議論されるにいたった。恋愛結婚を主張する台湾男性知識人の議論には「恋愛を前提とした結婚」(p. 194)、「本人意思の尊重」(p. 198)、および「新しい結婚条件の提案」(p. 201)という三つの内容が含まれている。これらの議論が展開されているうち、見合いや婚前の交際などの変化が台湾社会に多く見られるようになったという。

「新女性」の社会活動が可能な範囲を探る際、著者は「新女性」の受けた複合的な制約のありさま、例えば、「新女性」の抗日運動参加の場合に、植民統治権力側と台湾人家族から二重の牽制を受けた状況を明らかにするのである。ここでも、「新女性」のありかたを、それを規定した権力構造内部の絡み合いをとおして、詳細に分析している点は、第一部の論じかたと同じである。

第一部と第二部に見られたように、著者は、一貫して、ジェンダーを分析概念として駆使し、「新女性」と植民地権力構造の間に存在した流動的な関係性を可視化することによって、「新女性」の誕生およびその位相を、孤立した存在ではなく、植民地社会の文脈の中から読み取ろうとする。これにより、著者は「新女性」を歴史的な存在として叙述することができたのである。それと同時に、著者のねらい——本書を単なる近代台湾女性史としてだけでなく、日本の台湾統治の社会史として読まれる (p. ii) こと——も実現させ得た。つまり、著者は、日本植民地統治が、近代台湾社会にもたらした社会的な意味の多様性、複雑性を、「新女性」を軸に究明することに成功したのである。更に重要なのは、上記の作業を通じ、著者が「女性」というジェンダーも、男性／女性の関係性も、歴史的、社会的に構築されたものである以上、その構造的な変化も十分可能なことだと同時に示してくれたのである。

本書の「はしがき」に、これまで日本で行なわれてきた日本による台湾植民地統治に関する歴史記述の中に現れた、固定化された論述のマトリクスともいえる「加害」「被害」という構図に対しては、著者は疑問を投げ、次のように述べている。

「日本の植民地統治が台湾人の生活に残した痕跡は、われわれが想像する以上に根が深く、かつ複雑なものだったといえる。だからこそ、『加害』や『被害』の実態究明のレベルに議論を止めるのではなく、台湾人一人一人がかつて辿った軌跡というものを、外からではなく植民地社会の内側から解読しようとする発想への転換が必要な時期に来ていると思う。」(p. i)

ここでは、著者が植民地社会の外部——「日本-台湾」という国家間の関係史の角度から、日本によ

る台湾植民地統治にアプローチするのではなく、植民地社会の内部の人間にとっての日本植民地統治の社会史的意味を究明する必要があると提言している。本書は、まさに著者が上述の考えに基づいて行なった一つの実践といえよう。また、このような果敢な実践は、「新女性」と直接に接触できることや、彼女らに見られた戦後台湾の社会文化の植民地痕跡を実際に触れることが可能であること（pp. 405-406）により成し得たものであり、著者に「新女性」や植民地社会に対する理解を深める一因になったといえるであろう。

最後になるが、評者としては、ジェンダーの分析概念を駆使し、社会史の角度から、日本の植民地統治と台湾女性との関係にアプローチし、叙述しようとする著者の思考と実践を、高く評価したい。それも本書は、評者自身の抱えている近代中国女性史研究の土台となっている、主に中国大陸で展開された、従来の研究の中に存在している問題を改めて認識させたことに関係している。確かに90年代に入ってから、李小江が「20世紀（中国）婦女口述史」という研究プロジェクトを起動させ、現在も研究活動を続けていること⁴や、羅蘇文 [1996] の『女性与近代中国社会』⁵などは、中国大陸のほうも社会史としての女性史研究が行なわれはじめたことを意味するが、しかし、本書のように、ジェンダー視点に基づき、研究対象を「新女性」のような、階層、学歴などの属性をもった存在に限定し、その誕生と位相を考察することを通じ、植民地台湾社会の一断面を描き出す（p. ii）というレベルの社会史としての女性史研究はまだ現れていない。したがって、本書は中国大陸で展開されてきた近代中国女性史研究にも示唆を与えるところが多いと思う。

「新女性」に見られたような、戦後の台湾社会の文化をも規定しつつある、エリート層の階層文化の特徴を明らかにした本書にとって、「民衆的台湾社会の史的考察」（p. 374）は直面すべき課題だと著者は、本書で述べているが、著者のより一層の研究成果を期待したい。それと同時に、実物としての「新女性」に現れた階層性の問題だけにとらわれず、文化表象としての植民地台湾の「新女性」に関する検討も、今後のもう一つの課題として考えられるのではないかと、評者は思う。

（ふー・うえい／お茶の水女子大学人間文化研究科博士後期課程）

注

1. 本書では、日本語と日本の礼儀作法を学習するという特徴を指す（本書 pp. 171-174）。
2. 本書においては、纏足廃止運動という意味。
3. 著者によれば、纏足を「陋習」と見なすことや女子教育の重要性という規範（本書第一部参照）。
4. 李小江ほか『歴史、史学与性別』南京：江蘇人民出版社、2002年、pp. 203-205。
5. 羅蘇文『女性与近代中国社会』上海：上海人民出版社、1996年。

*本書は、平成14（2002）年度、第17回「女性史青山なを賞」受賞作である。（編集事務局注）

ジェンダー研究センター彙報<平成13年度>

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

職名は発令時による

平成13(2001)年度 研究プロジェクト概要

年月日	テーマ	報告者、評者等	
夜間セミナー	「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダー」 “Migration and Mobility in Contemporary Europe: A Gender Perspective”		
	平成13年5月16日	セミナー「移動研究とジェンダー研究をつなぐ——両者の接点を求めて」 “Bringing together Migration and Gender”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター教授兼バリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：石塚道子 (お茶の水女子大学文教育学部教授)
	平成13年5月23日	セミナー「ゲスト・ワーカーから超国境的移動者へ——1989年を分岐点として」 “From Guest Workers to Transnational Migrants”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター教授兼バリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：小井土彰宏 (一橋大学教授)
	平成13年6月6日	セミナー「ヨーロッパ経済への『他者化された』女性の編入——衣服産業、家事代行業、性産業」 “‘Other’ Women’s Incorporation in the European Economy”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター教授兼バリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：足立真理子 (専修大学非常勤講師)
	平成13年6月13日	セミナー「女性移動者の抵抗戦略——サン・パピエ、自営業、通勤としての移動」 “What are the Strategies of Resistance”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター教授兼バリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：稲葉奈々子 (茨城大学専任講師)
	平成13年6月20日	セミナー「強制移動と移り変わるアイデンティティ——ユーゴスラヴィアのバイナショナル・カップルをめぐって」 “Forced Migrations and Shifting Identities”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター教授兼バリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：竹中千春 (明治学院大学国際学部教授)
		「アジア太平洋におけるジェンダーとグローバル化」“Gender and Globalization in Asia and the Pacific”	
	平成13年11月7日	セミナー「ジェンダーとグローバル化を考える」 “Thinking about Gender and Globalisation”	ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：伊豫谷登志翁 (一橋大学教授)
	平成13年11月14日	セミナー「グローバル化と身体」 “Globalisation and the Body”	ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：鄭暎恵 (大妻女子大学助教授)
	平成13年11月28日	セミナー「グローバル化と表象」 “Globalisation and the Representation”	ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：千野香織 (学習院大学教授)
平成13年12月5日	セミナー「グローバル化とセクシュアル・アイデンティティ」 “Globalisation and Sexual Identities”	ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：河口和也 (実践女子大学非常勤講師)	
平成13年12月12日	セミナー「グローバル化とトランスナショナル・フェミニズム」 “Globalisation and Transnational Feminism”	ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：伊藤るり (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)	

ジェンダー研究センター彙報<平成13年度>

講演会	平成13年9月22日	公開講演会 「ポスト・コミュニズム時代のヨーロッパにおける人の移動とジェンダー」 “Post-Communist Migrations in Europe and Gender”	ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (Mirjana Morokvasic-Müller) (フランス国立科学研究センター上級研究員兼パリ第10大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) デイスカッサント：姫岡とし子 (立命館大学教授)、伊藤るり (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)
シンポジウム	平成14年3月2日	公開シンポジウム「トランスナショナル・フェミニズムの可能性」	基調報告：ヴェラ・マッキー (Vera Mackie) (カーティン工科大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) 報告：土佐弘之 (東北大学助教授)、金富子 (お茶の水女子大学人間文化研究科博士課程) デイスカッサント：竹村和子 (お茶の水女子大学人間文化研究科助教授)、司会：館かおる (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)
公開セミナー	セミナー「変容するアジアの家族」“Reform of the Family in Asia” (「アジアから考える研究会」との共催)		
	平成13年10月3日	「インドにおける家族の変容」 “Gender Justice or Family Values?: The Limits of Family Reform in Post-Colonial India” 「日本における家族の変容」	パトリスシア・ウベロイ (Patricia Uberoi) (デリー大学経済開発研究所教授) ブリッジ・タンカ (Brij Tankha) (デリー大学中国・日本研究学部教授) コメンテーター：三浦徹 (お茶の水女子大学文教育学部教授) 司会：宮尾正樹 (お茶の水女子大学人間文化研究科助教授) 通訳：竹中千春 (明治学院大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター国内客員教授)
「国際移民とジェンダー再編」研究会	平成13年7月21日		伊藤るり (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授) による報告
	平成13年8月18日		稲葉奈々子 (茨城大学専任講師、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員) による報告
	平成13年10月13日	「『自営業』とは何か——実務的観点からの報告	福田知子 (都立大学大学院博士課程)、小ヶ谷千穂 (一橋大学大学院博士課程)
	平成13年11月1日	公開講演会 (「グローバル化とジェンダー規範」研究会と共催) 「構造調整とグローバル化のものとジェンダー・ダイナミクス——南部アフリカの状況から」“Gender Dynamics in the Context of Structural Adjustment & Globalization: The Case of Southern African Region”	マージョリー・ムビリーニ (Prof. Marjorie Mbilinyi) (タンザニア、ダル・エス・サラーム大学教授) 通訳：伊藤るり (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)
	平成13年11月10日	「在日フィリピン人女性の社会的ネットワーク」の報告	鈴木伸枝 (ハワイ大学大学院博士課程、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員)
	平成13年12月8日・9日	調査票設計検討のための合宿	
	平成14年2月9日		小ヶ谷千穂 (一橋大学大学院博士課程)、稲葉奈々子 (茨城大学専任講師、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員) による報告
ジェンダーと健康 (GHS) 研究会	平成13年4月14日	「出生前診断に関する調査について」	菅野祺子 (立教大学大学院博士課程)
	平成13年5月26日	「保健医療領域におけるセクシュアリティ概念についての論点」	朝倉京子 (厚生労働省)
	平成13年6月30日	「セクシュアリティに対する態度——尺度の開発と構成概念の検討」	朝倉京子 (厚生労働省)
	平成13年7月20日	「美容外科手術とジェンダー」	川添裕子 (国際医療福祉大学非常勤講師)
	平成13年9月1日	「情報社会の認識論」 「リプロダクティブ・ライツと人口政策へのロビー活動——フィリピンを事例として」	根村直美 (お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究員) 兵藤智佳 (早稲田大学アジア太平洋研究センター助手)

ジェンダーと健康 (GHS) 研究会	平成13年11月3日	「『相互依存関係』と『アバウトさ』を生きる——糖尿病患者の食事実践の事例から」	浮ヶ谷幸代 (国際医療福祉大学非常勤講師)
		「トランスジェンダーと社会——当事者支援におけるタテマエとホンネ」	東優子 (ノートルダム清心女子大学助教授)
	平成13年12月23日	「バラグアイ農村女性の性と生殖に関する意識と変化——農村女性の家族計画の『語り』と『実践』を手掛かりに (1994年-2001年)」	藤掛洋子 (お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程)
		「フードファディズム言説とフードファディズム批判言説」	柄本三代子 (法政大学非常勤講師)
	平成14年1月26日	「身体をめぐる政策と個人——過去の母子政策の事例から」	中山まき子 (鳴門教育大学助教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員)
		「生殖の権利と『新優生学』」	松原洋子 (早稲田大学非常勤講師)
「フェミニズムと現代思想／映像表現とジェンダー」研究会	平成13年5月25日	キンバリー・ピアース監督『ボーイズ・ドント・クライ』ビデオ鑑賞 「二つの神話——性別二元制と性同一性」の報告	三橋順子 (女装家・トランスジェンダー社会史研究会)
	平成13年7月13日	ジェームズ・キャメロン監督『エイリアン2』ビデオ鑑賞 「エイリアンとしての女性」の報告	小谷真理 (SF&ファンタジイ評論家)
	平成13年10月31日	デヴィット・クローネンバーグ監督『M. バタフライ』ビデオ鑑賞 「ジェンダーとエスニシティの越境」の報告	小林富久子 (早稲田大学教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター客員教授)
	平成13年11月16日	『女性国際戦犯法廷全記録』ビデオ鑑賞 「元『慰安婦』の語り」と記録化の現場から」の報告	瀬山紀子 (ビデオ塾・お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程)
		NHK、ETV2001『シリーズ 戦争をどう裁くか』より第三話『いまも続く戦時性暴力』ビデオ鑑賞 「性暴力サバイバーの声と映像表現」の報告	坂上香 (映像ジャーナリスト)
平成14年3月13日	ダニエル・マン監督『八月十五夜の茶屋』ビデオ鑑賞	村上由見子 (作家) による報告	
高等女学校研究会	平成13年5月20日 ／6月22日／7月22日 ／8月2日／9月14日・15日 ／10月5日／平成14年2月18日	単行本『植民地下朝鮮の高等女学校 (仮)』刊行のための研究会	

1. 人事関係

1) 運営委員会名簿 (括弧内は在任期間)

ジェンダー研究 センター長(併)	波平恵美子 (平成12年4月1日～ 平成14年3月31日)
文教育学部教授	天野 正子 (同上)
文教育学部教授	箕浦 康子 (同上)
理学部教授	前田ミチエ (同上)
理学部教授	今野美智子 (同上)
生活科学部教授	駒城 素子 (同上)
生活科学部教授	戒能 民江 (同上)
人間文化研究科助教授	米田 俊彦 (同上)
人間文化研究科助教授	竹村 和子 (同上)
ジェンダー研究 センター教授	伊藤 るり (平成12年4月1日～)
ジェンダー研究 センター教授	館 かおる (平成8年5月11日～)

2) スタッフ名簿 (括弧内は在任期間)

センター長 (併)	波平恵美子 (平成12年4月1日～)
専任教授	伊藤 るり (平成12年4月1日～)
	館 かおる (平成8年5月11日～)
外国人客員教授	Mirjana Morokvasic-Müller (ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー) (フランス国立科学研究センター政治システム 分析研究所教授兼パリ第10大学教授) (平成13年4月4日～ 平成13年9月28日)
	Vera C. Mackie (ヴェラ・マッキー) (オーストラリア、カーティン工科大学国際文化学部教授) (平成13年10月3日～ 平成14年3月8日)
客員教授 (国内)	川嶋 瑤子 (スタンフォード大学「女性とジェンダー研究所」研究員) (平成13年4月1日～ 平成14年3月31日)
	小林富久子 (早稲田大学教授) (同上)
	竹中 千春 (明治学院大学教授) (同上)
研究員 (非常勤講師)	根村 直美 (平成13年4月1日～ 平成14年3月31日)

研究協力員

足立真理子 (専修大学非常勤講師) (平成13年4月16日～ 平成14年3月31日)
新井 淑子 (埼玉大学教授) (同上)
天野 正子 (本学人間文化研究科教授) (同上)
石塚 道子 (本学文教育学部教授) (同上)
稲葉奈々子 (茨城大学人文学部専任講師) (同上)
大井 玄 (国立環境研究所参与) (同上)
大海 篤子 (法政大学非常勤講師) (同上)
大沢 真理 (東京大学社会科学研究所教授) (同上)
太田 孝子 (岐阜大学留学生センター助教授) (同上)
戒能 民江 (本学生活科学部教授) (同上)
木村くに子 (東京農業大学非常勤講師) (同上)
熊谷 圭知 (本学文教育学部助教授) (同上)
戈木クレイグヒル滋子 (東京都立保健科学大学助教授) (同上)
周 一川 (慶応大学・日本大学非常勤講師) (同上)
鈴木 伸枝 (ハワイ大学大学院 博士課程 Ph.D.取得資格) (同上)
竹村 和子 (本学人間文化研究科助教授) (同上)
田澤 薫 (尚綱女学院短期大学助教授) (同上)
田中由美子 (JICA 国際協力総合研修所 国際協力専門員) (同上)
柘植あづみ (明治学院大学助教授) (同上)

外山 紀子 (重点 中村 若生 平成13年6月18日～9月30日、
(津田塾大学専任講師) (同上) 平成14年1月1日～3月31日)

中山まき子 (鳴門教育大学助教授) (同上)

福田須美子 (相模女子大学教授) (同上)

堀 千鶴子 (城西国際大学専任講師) (同上)

前田 侯子 (本学名誉教授) (同上)

松浦 いね (元たばこ総合研究センター研究員) (同上)

松田 久子 (元理化学研究所非常勤職員) (同上)

村松 安子 (東京女子大学文理学部教授) (同上)

山崎美和恵 (埼玉大学名誉教授) (同上)

山本 禮子 (和洋女子大学名誉教授) (同上)

山西 貞 (本学名誉教授) (同上)

Pataya Ruenkaew (元University of Bielefeld講師) (同上)

研究機関研究員

長妻由里子 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)

黒川 知美 (同上)

森本 恭代 (同上)

研究支援推進員

小山 直子 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)

教務補佐員

造力 由美 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)

竹内 ゆり (同上)

萩野 正恵 (平成13年4月1日～5月31日)

花岡ナホミ (平成13年6月1日～平成14年3月31日)

2. 会議関係

<運営委員会の開催>

平成13年4月16日/5月28日/7月2日/9月12日/10月15日/11月19日/12月17日/平成14年2月18日/3月11日

3. 研究調査活動

1) センター共同研究プロジェクト

「国際移動とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

伊藤 るり (ジェンダー研究センター教授)

ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (ジェンダー研究センター外国人客員教授、フランス国立科学研究センター教授兼パリ第10大学教授)

足立真理子 (ジェンダー研究センター研究協力員、専修大学非常勤講師)

稲葉奈々子 (ジェンダー研究センター研究協力員、茨城大学専任講師)

鈴木 伸枝 (ジェンダー研究センター研究協力員、ハワイ大学大学院博士課程 Ph.D. 取得資格)

篠崎 香子 (本学人間文化研究科博士後期課程)

徐 阿貴 (本学人間文化研究科博士後期課程)

柳 蓮淑 (本学人間文化研究科博士後期課程)

張 草燕 (本学人間文化研究科博士後期課程)

ブレンダ・テネグラ (本学人間文化研究科博士前期課程)

Pataya Ruenkaew (ジェンダー研究センター研究協力員、元 University of Bielefeld 講師)

〔研究内容〕

- ①(1)国際移動/移民研究におけるジェンダー分析の理論的枠組みに関する検討、(2)女性移住者のエンパワーメントの可能性に関する、またこれに資する調査研究
- ②「国際移民とジェンダー再編」研究会を開催した。
7月21日(土) 伊藤るりによる報告
8月18日(土) 稲葉奈々子による報告
10月13日(土) 福田知子(都立大学大学院博士課程)、小ヶ谷千穂(一橋大学大学院博士課程)による「『自営業』とは何か——実務的観点から」の報告
11月10日(土) 鈴木伸枝による「在日フィリピン人女性の社会的ネットワーク」の報告

平成14年

2月9日(土) 小ヶ谷千穂、稲葉奈々子による報告

- ③11月1日(木) マージョリー・ムビリーニ (Marjorie Mbilinyi) (タンザニア、ダル・エス・サラーム大学教授) による公開講演会「構造調整とグローバル化のよとのジェンダー・ダイナミクス——南部アフリカの状況から」“Gender Dynamics in the Context of Structural Adjustment and Globalization: The Case of Southern African Region” を開催した。於：附属図書館第二会議室 (17:00~19:00)。参加者30名。
- ④12月8日(土)・9日(日) に調査票設計検討のための合宿を行なった。於：国立女性教育会館
- ⑤Pataya Ruenkaew が “Female Thai Migrants in Japan” を『ジェンダー研究』第5号に執筆した。

「ジェンダーと健康」に関する研究

〔研究担当〕

ジェンダーと健康 (GHS) 研究会メンバー

根村 直美 (ジェンダー研究センター研究員)

大井 玄 (ジェンダー研究センター研究協力員・国立環境研究所参与)

戈木クレイグヒル滋子 (ジェンダー研究センター研究協力員・東京都立保健科学大学助教授)

柘植あづみ (ジェンダー研究センター研究協力員・明治学院大学助教授)

田澤 薫 (ジェンダー研究センター研究協力員・尚絅女学院短期大学助教授)

中山まき子 (ジェンダー研究センター研究協力員・鳴門教育大学助教授)

松原 洋子 (早稲田大学非常勤講師・三菱化学生命科学研究所特別研究員)

芦野由利子 (日本家族計画連盟)

浮ヶ谷幸代 (国際医療福祉大学非常勤講師)

高橋 都 (東京大学大学院医学系研究科助手)

原 ひろ子 (放送大学教授)

東 優子 (ノートルダム清心女子大学助教授)

兵藤 智佳 (早稲田大学アジア太平洋研究センター助手)

宮原 忍 (母子愛育会日本家庭子ども総合研究所)

〔研究内容〕

- ①(1)「健康に対する権利」および「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の限界に関する研究、(2)「健康」あるい

は「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する政策論、あるいは政策に関する事例研究、(3)性暴力に関する研究、(4)男性の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の研究。

- ②「ジェンダーと健康 (GHS) 研究会」を開催した。於：附属図書館第二会議室 (13:00~17:00)。

4月14日(土) 菅野撰子 (立教大学大学院博士課程) 「出生前診断に関する調査について」

5月26日(土) 朝倉京子 (厚生労働省) 「保健医療領域におけるセクシュアリティ概念についての論点」

6月30日(土) 朝倉京子 (厚生労働省) 「セクシュアリティに対する態度——尺度の開発と構成概念の検討」

7月20日(金) 川添裕子 (国際医療福祉大学非常勤講師) 「美容外科手術とジェンダー」

9月1日(土) 根村直美 (ジェンダー研究センター研究員) 「情報社会の認識論」、兵藤智佳 (早稲田大学アジア太平洋研究センター助手) 「リプロダクティブ・ライツと人口政策へのロビー活動——フィリピンを事例として」

11月3日(土) 浮ヶ谷幸代 (国際医療福祉大学非常勤講師) 「『相互依存関係』と『アバウトさ』を生きる——糖尿病患者の食実践の事例から」、東優子 (ノートルダム清心女子大学助教授) 「トランスジェンダーと社会——当事者支援におけるタテマエとホンネ」

12月23日(日) 藤掛洋子 (本学大学院博士課程) 「パラグアイ農村女性の性と生殖に関する意識と変化——農村女性の家族計画の『語り』と『実践』を手掛かりに (1994年-2001年)」、柄本三代子 (法政大学非常勤講師) 「フードファディズム言説とフードファディズム批判言説」

平成14年

1月26日(土) 中山まき子 (ジェンダー研究センター研究協力員・鳴門教育大学助教授) 「身体をめぐる政策と個人——過去の母子政策の事例から」、松原洋子 (早稲田大学非常勤講師) 「生殖の権利と『新優生学』」

- ③『ジェンダーで読む健康/セクシュアリティ——健康とジェンダーII』(明石書店)の刊行(2003年2月)に向け、執筆会議を開催した。

「映像表現とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

小林富久子 (ジェンダー研究センター客員教授・早稲田大学

教授)

館 かおる (ジェンダー研究センター教授)
磯山久美子 (本学人間文化研究科博士課程)
フェミニズムと現代思想「映像表現とジェンダー」研究会メンバー

〔研究内容〕

- ①フェミニズムと現代思想「映像表現とジェンダー」研究会を開催。於：附属図書館第二会議室 (13:00~17:00)
5月25日 (金) キンバリー・ピアース監督『ボーイズ・ドント・クライ』ビデオ鑑賞。三橋順子 (女装家・トランスジェンダー社会史研究会) による「二つの神話——性別二元制と性同一性」の報告。(この回のみ、於：理学部3号館会議室)
7月13日 (金) ジェームズ・キャメロン監督『エイリアン2』ビデオ鑑賞。小谷真理 (SF&ファンタジイ評論家による「エイリアンとしての女性」の報告。
10月31日 (水) デヴィット・クローネンバーグ監督『M. バタフライ』ビデオ鑑賞。小林富久子 (早稲田大学教授) による「ジェンダーとエスニシティの越境」の報告。
11月16日 (金) 『女性国際戦犯法廷全記録』ビデオ鑑賞。瀬山紀子 (ビデオ塾・本学博士課程) による「元『慰安婦』の語りと記録化の現場から」の報告。NHK、ETV2001『シリーズ 戦争をどう裁くか』より第三話『いまも続く戦時性暴力』ビデオ鑑賞。坂上香 (映像ジャーナリスト) による「性暴力サバイバーの声と映像表現」の報告。(この回のみ、12:30開始)

平成14年

- 3月13日 (水) ダニエル・マン監督『八月十五夜の茶屋』ビデオ鑑賞。村上由見子 (作家) による報告。
②お茶の水女子大学ジェンダー研究センター／富山太佳夫・小林富久子・館かおる編『フェミニズムと知』世織書房の刊行に向け、執筆・編集作業を行なった。(成果刊行)

「植民地下朝鮮における女子中等教育」の研究

〔研究担当〕

「高等女学校研究会」メンバー

山本 禮子 (ジェンダー研究センター研究協力員・和洋女子大学教授)
新井 淑子 (ジェンダー研究センター研究協力員・埼玉大学

教授)

福田須美子 (ジェンダー研究センター研究協力員・相模女子大学教授)
太田 孝子 (ジェンダー研究センター研究協力員・岐阜大学助教授)
館 かおる (ジェンダー研究センター教授)

〔研究内容〕

- ①高等女学校卒業生へのアンケート調査、インタビュー調査を継続
②学校史等の資料の収集
③単行本『植民地下朝鮮の高等女学校 (仮)』刊行のため高等女学校研究会を開催した。
平成13年5月20日 (日)、6月22日 (金)、7月22日 (日)、8月2日 (木)、9月14日 (金)・15日 (土)、10月5日 (金)、平成14年2月18日 (月)

「大学教育とジェンダーⅣ」に関する研究

〔研究担当〕

川嶋 瑠子 (ジェンダー研究センター客員教授)
天野 正子 (本学人間文化研究科教授)
館 かおる (ジェンダー研究センター教授)
外山 紀子 (ジェンダー研究センター研究協力員・津田塾大学専任講師)
黒川 知美 (ジェンダー研究センター研究機関研究員)

〔研究内容〕

- ①アメリカ合衆国の大学統計との比較検討
②川嶋瑠子、館かおる編『大学教育とジェンダー』単行本刊行に向け、大学教育とジェンダーに関する統計的、総合的な研究を行なった。

「女性と自然科学」に関する研究

〔研究担当〕

山西 貞 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学名誉教授)
松田 久子 (ジェンダー研究センター研究協力員・元理化学研究所非常勤職員)
山崎美和恵 (ジェンダー研究センター研究協力員・埼玉大学名誉教授)
前田 侯子 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学名誉教授)
館 かおる (ジェンダー研究センター教授)

小山 直子 (ジェンダー研究センター研究支援推進員)
黒川 知美 (ジェンダー研究センター研究機関研究員)

〔研究内容〕

- ①保井コノ資料・加藤セチ資料・辻村みちよ資料の整理及び研究。
- ②湯浅年子資料の内、物理学研究以外の業績の整理及び研究。
- ③「少女少女のための科学者への道」実行委員会発行『科学する心——日本の女性科学者たち』に山崎美和恵が「保井コノ」「湯浅年子」の頁を、山西貞が「辻村みちよ」の頁を執筆した。(英語版: *Blazing a Path: Japanese Women's Contributions to Modern Science* にも翻訳され掲載された)

「大学におけるセクシュアルハラスメント」に関する研究

〔研究担当〕

戒能 民江 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学生活科学部教授)
吉川真美子 (本学人間文化研究科博士後期課程)

〔研究内容〕

- ①大学においてセクハラ被害を受けた構成員の意思を尊重して公正に問題解決するための機構のあり方について、法学的観点から検討した。
- ②「キャンパス・セクシュアルハラスメント研究会」を開催した。
- ③大学におけるセクシュアルハラスメント事例および大学の対応機構の収集を行なった。
- ④裁判に訴えてた女性の学生・院生・教員に対するインタビュー調査を行なった。
- ⑤大学におけるセクシュアルハラスメント対応の法的性格について、理論化を図った。

「ジェンダー研究文献のカテゴリー化」に関する研究

〔研究担当〕

館 かのる (ジェンダー研究センター教授)
小山 直子 (ジェンダー研究センター研究支援推進員)

〔研究内容〕

増永良文 (本学理学部教授) の「重点研究経費」におけるデータベース作成研究と連携。国内外のジェンダー研究文献のデータベースを検討対象とし、ジェンダー研究文献のカテゴリー化に関する研究を行なうとともに、データベース作成

のためのシステム研究を行なった。

2) 外国人客員教授関連プロジェクト

「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダー」の研究

〔研究担当〕

ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー (ジェンダー研究センター外国人客員教授・フランス国立科学研究センター教授兼パリ第10大学教授)
伊藤 るり (ジェンダー研究センター教授)
石塚 道子 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学文教育学部教授)
竹中 千春 (ジェンダー研究センター客員教授・明治学院大学教授)
篠崎 香子 (本学人間文化研究科博士後期課程)
長妻由里子 (ジェンダー研究センター研究機関研究員)

〔研究内容〕

- ①ミリヤナ・モロクワシチ教授が平成13年5月16・23日、6月6・13・20日の全5回「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダー」の夜間セミナーを行なった。於：理学部3号館会議室(18:30~20:30)、参加者延べ226名。記録集作成予定。
5月16日(水)「移動研究とジェンダー研究をつなぐ——両者の接点を求めて」
5月23日(水)「ゲスト・ワーカーから超国境的移動者へ——1989年を分岐点として」
6月6日(水)「ヨーロッパ経済への『他者化された』女性の編入——衣服産業、家事代行業、性産業」
6月13日(水)「女性移動者の抵抗戦略——サン・パピエ、自営業、通勤としての移動」
6月20日(水)「強制移動と移り変わるアイデンティティ——ユーゴスラヴィアのバイナショナル・カップルをめぐって」
- ②平成13年9月22日(土)公開講演会
「ポスト・コミニズム時代のヨーロッパにおける人の移動とジェンダー」於：理学部3号館701室、参加者31名。
基調報告：ミリヤナ・モロクワシチ教授
ディスカッサント：姫岡とし子(立命館大学教授)
伊藤 るり(ジェンダー研究センター教授)
司会：館 かのる(ジェンダー研究センター教授)
- ③ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー教授が『ジェンダー研究』第5号に“Post-Communist Migrations in Europe and

Gender”を執筆。

「アジア・太平洋地域におけるジェンダー」の研究

〔研究担当〕

ヴェラ・マッキー（ジェンダー研究センター外国人客員教授・カーティン工科大学教授）

館 かつお（ジェンダー研究センター教授）

熊谷 圭知（ジェンダー研究センター研究協力員・本学文教育学部助教授）

森本 恭代（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

磯山久美子（本学人間文化研究科博士後期課程）

〔研究内容〕

①ヴェラ・マッキー教授が、平成13年11月7日（水）～12月11日（水）まで5回にわたって「アジア太平洋におけるジェンダーとグローバル化」の夜間セミナーを行なった。於：理学部3号館会議室（18：30～20：30）。参加者延べ224名。記録集作成予定。

11月7日（水）「ジェンダーとグローバル化を考える」

11月14日（水）「グローバル化と身体」

11月28日（水）「グローバル化と表象」

12月5日（水）「グローバル化とセクシュアル・アイデンティティ」

12月11日（水）「グローバル化とトランスナショナル・フェミニズム」

②平成14年3月2日（土）公開シンポジウム

「トランスナショナル・フェミニズムの可能性」

（重点研究経費プロジェクトと共催）

於：文教育学部1号館大会議室、参加者54名。

基調報告：ヴェラ・マッキー教授

報告：土佐 弘之（東北大学助教授）、

金 富子（本学人間文化研究科博士課程）

ディスカッサント：

竹村 和子（本学人間文化研究科助教授）

司会：館 かつお（ジェンダー研究センター教授）

③ヴェラ・マッキー教授が『ジェンダー研究』第6号に“Faces of Feminism in Transnational Media Space”を執筆。

「東アジアにおけるジェンダー」の研究

〔研究担当〕

タニ・バーロウ（平成12年度ジェンダー研究センター外国人

客員教授・ワシントン大学教授）

伊藤 るり（ジェンダー研究センター教授）

竹村 和子（ジェンダー研究センター研究協力員、本学人間文化研究科助教授）

周 一川（ジェンダー研究センター研究協力員）

徐 阿貴（本学人間文化研究科博士後期課程）

〔研究内容〕

①タニ・バーロウ教授の夜間セミナー・国際シンポジウム・講演の記録集『国際フェミニズムと中国（シリーズ「国際ジェンダー研究」第1巻）』御茶の水書房の刊行（2003年3月）に向け編集作業を行なった。

②タニ・バーロウ教授が『ジェンダー研究』第5号に“Asia, Gender and Scholarship Under Processes of Regionalization”を執筆。

「〈開発とジェンダー〉教育プログラム」に関する研究

〔研究担当〕

タンダム・トゥルン（平成8年度ジェンダー研究センター外国人客員教授・オランダ国立社会科学研究所教授）

伊藤 るり（ジェンダー研究センター教授）

大沢 真理（ジェンダー研究センター研究協力員・東京大学社会科学研究所教授）

村松 安子（ジェンダー研究センター研究協力員・東京女子大学教授）

田中由美子（ジェンダー研究センター研究協力員・JICA国際協力総合研修所国際協力専門員）

森本 恭代（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

〔研究内容〕

国際シンポジウム「アジアの女性と開発」（1996年12月18日）とタンダム・トゥルン（平成8年度外国人客員教授）の夜間セミナーをもとに記録集作成に向け、編集作業を行なった。

「法学とジェンダー」

〔研究担当〕

フランセス・オルセン（平成9年度ジェンダー研究センター外国人客員教授・UCLA ロースクール教授）

寺尾 美子（東京大学法学部教授）＜監訳・解説＞

館 かつお（ジェンダー研究センター教授）

木村くに子（ジェンダー研究センター研究協力員・東京农业大学非常勤講師）

〔研究内容〕

フランセス・オルセン（平成9年度ジェンダー研究センター外国人客員教授）の夜間セミナー・公開講演会記録等を中心にした単行本『法の性別（仮題）』刊行に向けた研究を行った。

3) センター個人研究

「視覚文化／身体／ジェンダー」

〔研究担当〕

長妻由里子（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

〔研究内容〕

『ジェンダー研究』に論文執筆に向け、写真による視覚表象の身体認識へ及ぼす影響、時代のイデオロギーとジェンダーとの関わりについて研究を行った。

「女性と選挙に関する研究」

〔研究担当〕

大海 篤子（ジェンダー研究センター研究協力員）

〔研究内容〕

アメリカ合衆国の女性と選挙研究との比較研究を視野に入れながら、近年の日本における「選挙と女性たちの動向」に関する調査研究を行った。

- ・2000年6月の衆議院選と2001年7月の参議院選挙および地方首長選挙の調査分析
- ・「女性と選挙」に関するプレリサーチ実施
- ・アメリカ政治学会の女性研究者と研究交流会実施

4) 国内提携研究

「ジェンダー規範とその作用形態」に関する研究

〔研究担当〕

たばこ総合研究センターとの〈国内共同研究プロジェクト〉として推進。

「女性とたばこ」研究会メンバー

松浦 いね（ジェンダー研究センター研究協力員・元たばこ総合研究センター研究員）

館 かおる（ジェンダー研究センター教授）

堀 千鶴子（ジェンダー研究センター研究協力員・城西国際大学専任講師）

山崎 明子（千葉大学大学院博士課程）

中村 文（放送大学非常勤講師）

藤田 和美（本学人間文化研究科博士後期課程）

磯山久美子（本学人間文化研究科博士後期課程）

〔研究内容〕

- ・「女性とたばこ」研究会を開催。
- ・たばこ総合研究センター／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編『女性とたばこの文化誌』（仮）の刊行に向けた研究を行った。

5) 学内共同研究プロジェクト

「重点研究経費」による〈学内共同研究プロジェクト〉として、「グローバル化とジェンダー規範に関する研究」を行った。

〔研究担当〕

〈代表者〉

波平恵美子（ジェンダー研究センターセンター長・本学文教育学部教授）

〈研究分担者〉

青木紀久代（本学人間文化研究科助教授）

天野 正子（ジェンダー研究センター研究協力員・本学人間文化研究科教授）

石塚 道子（ジェンダー研究センター研究協力員・本学文教育学部教授）

伊藤 るり（ジェンダー研究センター教授）

戒能 民江（ジェンダー研究センター研究協力員・本学生活科学部教授）

竹村 和子（ジェンダー研究センター研究協力員・本学人間文化研究科助教授）

館 かおる（ジェンダー研究センター教授）

増永 良文（本学理学部教授）

御船美智子（本学生活科学部教授）

宮尾 正樹（本学文教育学部教授）

森本 恭代（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

小山 直子（ジェンダー研究センター研究支援推進員）

〈研究会報告〉

ミリヤナ・モロクワシチ＝ミュラー（ジェンダー研究センター外国人客員教授）

ヴェラ・マッキー（ジェンダー研究センター外国人客員教授）

竹中 千春（ジェンダー研究センター客員教授・明治学院大学教授）

〔研究内容〕

- ・「グローバル化とジェンダー規範」研究会開催。

- ・平成13年6月23日(土) ワークショップ開催。
- ・平成14年3月2日(土) 公開シンポジウム
(ジェンダー研究センター・「グローバル化とジェンダー規範」研究会共催)
「トランスナショナル・フェミニズムの可能性」

於：文教育学部1号館大会議室、参加者54名

基調報告：ヴェラ・マッキー教授

報告：土佐 弘之(東北大学助教授)

金 富子(本学人間文化研究科博士課程)

ディスカッサント：

竹村 和子(本学人間文化研究科助教授)

司会：館 かおる(ジェンダー研究センター教授)

- ・お茶の水女子大学「グローバル化とジェンダー規範」研究会編『「グローバル化とジェンダー規範」に関する研究報告書』刊行(2002年3月)。

2. 研究交流・成果公表活動

1) 研究会・講演会・シンポジウム

平成13年4月より平成14年3月の間の発表者及びその題目は次の通りである。

9月22日(土) 公開講演会

ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー(ジェンダー研究センター外国人客員教授・フランス国立科学研究センター上級研究員兼パリ第10大学教授)
「ポスト・コミュニズム時代のヨーロッパにおける人の移動とジェンダー」(「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダー」の研究②参照)

10月3日(土) 公開セミナー

「変容するアジアの家族」“Reform of the Family in Asia”(「アジアから考える研究会」との共催)
於：附属図書館第2会議室、参加者約20名
演者：パトリシア・ウベロイ(Patricia Uberoi)(デリー大学経済開発研究所教授)
ブリッジ・タンカ(Brij Tankha)(デリー大学中国・日本研究学部教授)
コメンテーター：三浦 徹(本学文教育学部教授)
司会：宮尾 正樹(本学文教育学部教授)
通訳：竹中 千春(明治学院大学教授、ジェンダー研究センター国内客員教授)

11月1日(木) 公開講演会

マージョリー・ムビリーニ(Marjorie Mbilinyi)(タンザニア、ダル・エス・サラーム大学教授)
「構造調整とグローバル化のものとジェンダー・ダイナミクス——南部アフリカの状況から」
“Gender Dynamics in the Context of Structural Adjustment and Globalization: The Case of Southern African Region”(「国際移動とジェンダー」に関する研究③参照)
(「グローバル化とジェンダー規範」研究会との共催)

11月21日(水) 公開研究会

「ジェンダーと人口移動——グローバリゼーションの中で」“Problem of Gender in the Age of Globalization”
(「グローバル化とジェンダー規範」研究会主催に事務局として協力)
於：附属図書館第二会議室、参加者25名
演者：黄 平(Huang Ping)(中国社会科学院社会学研究所副所長)

平成14年

3月2日(土) 公開シンポジウム

ヴェラ・マッキー(ジェンダー研究センター外国人客員教授・カーティン工科大学教授)
「トランスナショナル・フェミニズムの可能性」
(「アジア・太平洋地域におけるジェンダー」の研究②参照)

2) 研究委員会

5月15日(火) 鈴木伸枝(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員)「『悪女』礼賛——『フィリピン人花嫁』にみる『西洋の目』と主体性償還実践の限界と可能性」

10月15日(月) 竹中千春(明治学院大学教授、ジェンダー研究センター国内客員教授)「女性と民主主義——インドにおける女性のエンパワーメント」

平成14年

3月11日(月) 各メンバーによる平成13年度研究成果報告会

3) セミナー・ワークショップ

5月16日(水)～6月20日(水) 夜間セミナー(計5回) ミ

リヤナ・モロクワシチ=ミユラー「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダー」(「現代ヨーロッパにおける移動とジェンダーの研究①参照」)

11月7日(水)~12月11日(水) 夜間セミナー(計5回)
ヴェラ・マッキー「アジア太平洋におけるジェンダーとグローバル化」(「アジア・太平洋地域におけるジェンダー」の研究①参照)

4) 刊行物

- ①お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊『ジェンダー研究——お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』第5号刊行(平成14年3月)
- ②お茶の水女子大学「グローバル化とジェンダー規範」研究会編『「グローバル化とジェンダー規範」に関する研究報告書』刊行(平成14年3月)に事務局として協力。

3. 研究指導・教育活動

1) 研究生

加美 芳子「日本における男女平等教育の研究」
(平成13年4月1日~平成14年3月31日)
小田 知里「発展途上国における児童労働と教育の意義と役割、および保育・保育所の在り方と機能について」
(平成13年4月1日~平成14年3月31日)

2) 学部出講・大学院担当

館 かおる
コア科目(総合コース):女性問題(前期)
文教育学部:社会教育特講Ⅰ(前期)
生活科学部:ジェンダー論(後期)
人間文化研究科博士前期課程 発達社会科学専攻
開発・ジェンダー論コース:
ジェンダー関係論(前期)
ジェンダー関係論演習(後期)
開発ジェンダー論特論(前期)
人間文化研究科博士後期課程 人間発達学専攻
ジェンダー論講座:
ジェンダー史論演習(1)・(2)

伊藤 るり
コア科目(総合コース):女性問題(前期)
生活科学部:比較ジェンダー論(比較女性論)(前期)
人間文化研究科博士前期課程 発達社会科学専攻
開発・ジェンダー論コース:

比較ジェンダー開発論(前期)
比較ジェンダー開発論演習(後期)
開発ジェンダー論特論(前期)

人間文化研究科博士後期課程 人間発達学専攻
ジェンダー論講座:
国際女性開発論演習(1)・(2)

4. 社会的貢献

ジェンダー研究センター

- ・平成13年10月23日(火) カタール国首長妃訪日団視察に際し、受け入れに協力。ジェンダー研究センターについて講義。
- ・その他視察受け入れ、日本の男女共同参画等現状について解説(諸外国・国内の女性関係行政部門、民間団体(NGOの女性問題担当者等)、研究者等対象)

館 かおる

<講師>

- ①6月1日(金) 成蹊大学アジア太平洋研究センター
20周年記念フォーラム「21世紀のアジアと女性」
分科会「家族」基調報告
- ②6月27日(水) 愛知県地区新任係長研修 於:名古屋大学 講義「男女共同参画とジェンダー」
- ③7月9日(月) 兵庫県立女性センター
女性のためのエンパワメント講座
講義「男女共同参画社会基本法とジェンダー」
- ④7月25日(水)~26日(木)
国立女性教育会館 教師のための男女平等セミナー
- ⑤8月3日(金) 船橋市総合教育センター 教育講演会
講演「男女共生社会を目指す学校教育」
- ⑥11月19日(月) 国際協力事業団 男女共同参画推進セミナー 講義:「日本の女性の現状」 於:国際協力総合研修所

<委員>

- ・国立女性教育会館「高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究」企画委員会座長(平成13年度)
- ・湯河原町男女共同参画懇話会会長「ゆがわら男女共同参画プラン」推進状況への助言(平成12年秋~平成13年)
- ・農林水産省専門技術員資格試験審査委員(平成13年6月1日~平成15年3月31日)
- ・法務省平成13年度人権啓発資料審査会審査員
- ・北京日本学研究中心 修士課程第15回学位審査審査員

伊藤 るり

<講師>

- ① 6月1日(金) 成蹊大学アジア太平洋研究センター20周年記念フォーラム「21世紀のアジアと女性」 於:成蹊大学
基調講演:「グローバルゼーション・開発・ジェンダー」
- ② 6月2日(土) 同フォーラム国際シンポジウム パネリスト
- ③ 6月28日(木)～7月12日(木) アジア工科大学(タイ)客員教授“Culture, knowledge and gender relations”の講義
- ④ 10月26日(金) ワシントン大学地理学科コロキウム報告:“Transnational Social Spaces of Filipino Women in Japan”
- ⑤ 11月7日(水) 国際協力事業団平成13年度第2回技術協力専門家養成研修 於:国際協力総合研修所
講義:「開発・国際協力と社会・ジェンダー」

<委員>

- ・国立女性教育会館研究紀要 紀要協力委員(平成7年度～)
- ・国際協力事業団「イシュー別支援委員会(開発とジェンダー)」委員(社会学)(平成13年度)
- ・かながわ国際政策推進懇話会委員 ジェンダーの視点を紹介(平成12年度～)

ミリヤナ・モロクワシチ=ミュラー

<講師>

- ① 7月6日(金) 熊本学園大学附属海外事情研究所
第65回研究会
講演:“Post-Communism Migration in Europe and Gender”
- ② 9月4日(火) 大阪大学大学院公共政策研究科研究会
講演:「アジア、ヨーロッパにおける人の移動と女性政策」
- ③ 9月13日(木) 北海道大学スラブ研究センター
講演:“Mixed Couples in the Context of Population Unmixing: the Case of Yugoslavia”
- ④ 9月14日(金) 札幌自由学校「遊」
講演:“Yugoslavia: from the Project for National Unity to the Failure of the State Model”
- ⑤ 9月26日(水) 東京大学大学院総合文化研究科研究会
講演:“Mixed Couples in the Context of Population Unmixing: the Case of Yugoslavia”

ヴェラ・マッキー

<講師>

- ① 11月23日(金) 国際連合地域開発センター第2回地域開発専門分野研修コース「人間の安全保障と地域開発」
講演:“Cultural Insecurity: Impacts on Women, Experiences from Southeast Asia”
- ② 平成14年1月10日(木) 愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所 定例研究会
講演:「フェミニズムと多文化コミュニケーション」
- ③ 1月24日(木) 東京外国語大学留学生日本語教育センター 特別講座 講演:「女性学入門」

5. 文献・資料収集/情報提供/閲覧活動

1) 収集資料点数

平成13年4月から平成14年3月までに収集した資料は和漢書単行本 223冊(内重点研究経費分150冊)、洋書単行本141冊(内重点研究経費分97冊)、その他雑誌、パンフレットなど多数。

2) 主要収集資料

国際移動とジェンダーに関する文献・資料/ジェンダーとセクシュアリティに関する文献・資料/開発とジェンダー教育に関する文献・資料/女性と自然科学者に関する文献・資料/リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する文献・資料/アジアの女性政策と開発に関する文献・資料/女性とたばこをめぐる関係資料/韓国的女子中等教育に関する資料/韓国の女性政策に関する資料/「グローバル化とジェンダー規範」に関する研究資料など

3) 資料提供

- 週刊朝日百科『世界の文学』第119号「アフリカの文学」(2001年10月23日発行)に、図版として以下の書籍を貸出。
Emecheta, Buchi, *The Joys of Motherhood*, George Braziller, 1980
- ABC朝日放送『世界痛快伝説!! 運命のダダダダーン!!』(2001年10月26日放映)のために明治12年の大学正門の写真を提供。
- 学習研究社『6年の学習』3月号歴史特集「制服・ユニフォームの歴史」制作のために明治10年東京女子師範学校生徒の写真と明治19年高等師範学校女子部生徒の写真、各一葉を提供。
- 東北大学史料館企画展「東北帝国大学と女子学生」(平成14年3月1日～5月2日)の展示資料として黒田チカの写真二葉を提供。

4) リファレンスサービス資料及び情報の提供・閲覧・貸出・常設展示

- コピーサービス：常時附属図書館情報サービス・情報システム係で担当
- ホームページ（和文・英文）の更新実施
- 図書以外に関する情報提供
- ニュースレター「IGS 通信」発行

5) 図書・資料寄贈（敬称略）

掲載は、和書：寄贈者名『書名』（著者名）、洋書：寄贈者名書名（イタリック）（著者名）の順とした。

大口勇次郎『女の社会史17-20世紀——「家」とジェンダーを考える』（大口勇次郎編），不二出版『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻・第4巻・第5巻（不二出版），小川信子・田中厚子『ビッグ・リトル・ノブ』（小川信子・田中厚子），鈴鹿工業高等専門学校『鈴鹿工業高等専門学校20年史』（鈴鹿工業高等専門学校20年史刊行委員会），高等女学校研究会『静岡県立吉原高等学校創立75周年記念誌 嶺朋』（静岡県立吉原高等学校記念誌編集委員会），京華女子高等学校みやこの会『みやこの会報第3号』（伊東キクエ・広池富子・次田万貴），清津高女同窓会すゞらん本部『すゞらん第44号』（清津公立高等女学校同窓会），長崎県女子師範学校第33期生『なぎさ7号古希記念誌』（長崎県女子師範学校33期生），近代女性文化史研究会『戦争と女性雑誌 1931年～1945年』（近代女性文化史研究会），原ひろ子 *Hexen: Katalog zur Ausstellung* (Thomas Hauschild et.al), *N'TSUK* (Yves Thériault), 三省堂編集部『ジェンダーで読み解く江戸時代』（桜井由幾・菅野則子・長野ひろ子），黄育馥『中国妇女统计资料1949-1989』（中华全国妇女联合会妇女研究所・陕西省妇女联合会研究室編），鳥根県立大学『21世紀の北東アジアと世界』（増田祐司編），黄育馥『上海中外婦女問題研討會論文集』（上海市婦女聯合會），金在仁『한국 여성교육의 변천과정 연구』（김채인 et.al.），『방과 후 아동보육 실태분석과 종합대책수립을 위한 연구』（김채인 et.al.），大阪府立和泉高等学校『和泉高校百年誌』（大阪府立和泉高等学校），『和泉高校 目でみる百年』（大阪府立和泉高等学校），Mirjana Morokvasic *Cities & diversities: Immigration in Europe* (Brahim Chanchabi), Anne Walthall *The Weak Body of a Useless Woman* (Anne Walthall), 阿木津英・内野光子・小林とし子『扉を開く女たち』（阿木津英・内野光子・小林とし子），阿木津英『折口信夫の女歌論』（阿木津英），東京

女子大学女性学研究所『結婚の比較文化』（東京女子大学女性学研究所・小檜山ルイ・北條文緒編），青山温子・原ひろ子・喜多悦子『開発と健康——ジェンダーの視点から』（青山温子・原ひろ子・喜多悦子），イトー・タリ『ドキュメント 越境する女たち21展』（ウィメンズアートネットワーク実行委員会），英宝社『ことばとジェンダー』（A.ゴッタード；L. M. パターソン），生活文化研究会『江戸時代女性生活絵図大事典』6・7・8・9・別巻（江森一郎監修），館かおる『日本社会とジェンダー』（三宅義子編），真橋美智子『「子育て」の教育論』（真橋美智子），日本女子大学『日本女子大学学園事典』（日本女子大学），『年表 日本女子大学の100年』（日本女子大学），清津公立高等女学校同窓会『すゞらん第45号』（清津公立高等女学校同窓会），不二出版『性と生殖の人権問題資料集成』第6巻・第7巻・第8巻（不二出版），マラヴィカ・カールレーカル *Sites of Change* (N. Rao; L. Rurup; R. Sudarshan (eds.)), 橋本紀子『仕事と家族と幸福感』（エリナ・ハーヴィオ＝マンニラ），池内ひろ美『「いい夫婦」になるいたってシンプルな30のヒント』（池内ひろ美），原ひろ子『多文化を生きる』（原ひろ子編），栃木県立美術館『モードと風刺』（栃木県立美術館），『揺れる女／揺らぐイメージ』（栃木県立美術館），『奔る女たち』（小勝禮子；橋本慎司；鈴木かおる編），Leiblicher Logos (身体のロゴス) (ifa: ドイツ対外文化交流研究所)，タンダム・トゥルン *Vietnam* (Beckman; Hansson; Roman (eds.)), 笠井ツユ子『荒波を越えて』（笠井ツユ子），山田裕美『大阪女性史年表 大正編』（大阪女性史研究会），『山岡邦三郎文書目録 山岡春関係文書目録補遺』（山岡家文書刊行・保存会），幼児期からの男女平等教育研究会『諸外国の乳幼児期からの男女平等についての教育施策に関する調査研究報告書』（幼児期からの男女平等教育研究会），国際日本文化研究センター *Dodonæus in Japan* (W. F. Vande Walle (ed.)), *Beijing Declaration and Platform for Action with the Beijing+5 Political Declaration and Outcome Document* (United Nations)

6) 来館・閲覧者（抄）（敬称略、表記は記名による）

平成13年4月9日 斎藤久枝 (International Human Rights Committee), 4月12日 小田知里 (ジェンダー研究センター研究生), 4月18日 志村明子 (中央大学社会学部教授), 4月19日・27日 木下裕美子 (東京工業大学), 5月14日 平河勇 (順応学園熊本フェリス女学院高校常務理事), タンダム・トゥルン (蘭・Institute of Social Studies), 5月28日・29日・31日 太田育子 (広島市立大学国際学部助教)

授), 植村友香子 (University of Helsinki), 5月29日 Joyce Gelb (The City University of New York), 6月1日 植村友香子 (University of Helsinki), 6月5日 木下裕美子 (東京工業大学), 秋川久美子 (日本女子大学), 6月15日 原田智子 (法政大学大学院), 6月29日 板場純子 (津田塾大学大学院), 7月6日 高木明日香 (日本大学大学院文学研究科), 7月11日 本村夏彦 (財団法人リモート・センシング技術センター参事), 7月12日 木下裕美子 (東京工業大学), 7月16日 金善民 (淑明女子大学校日本学科助教授), 7月25日 多賀太 (久留米大学助教授), 7月27日 山根智恵 (山陽学園短期大学講師), 7月30日 シンシア・ワージントン (熊本県立大学元教員), 8月3日 日下部京子 (アジア工科大学), 8月24日 東野英昭 (株式会社レックス・インターナショナル), Tajkera Khair (RECS International INC.), 9月7日 高木明日香 (日本大学大学院), 9月17日 志村明子 (中京大学教授), 9月21日 阿部裕美 (山形短期大学), 9月25日 小林陽子 (日本女子大学), 10月3日 Patricia Uberoi (Deli University), Brij Tankha (Deli University), 10月16日 武藤八重子 (くらしき作陽大学), 10月19日 高木, 中野 (鳥取県河原中学校), 鍋島健祐 (名城大学), 10月24日 那須由紀子 (成蹊大学), 10月31日 Anne Sokolski (早稲田大学), 小林富久子 (早稲田大学), 11月1日 Marjorie Mbilinyi (Univ. of Dar es Salaam), 11月16日 小林富久子 (早稲田大学商学部), 11月21日 黄平 (中国社会科学院社会学研究所副所長), 他1名, 11月22日 Pam Rajput (Director, Centre for Women's Studies & Development, Panjab University), 上原麻子 (広島大学大学院国際協力研究科教授), 11月26日 鳴海朋 (筑波大学第三学群国際総合学類), 12月10日 Okamoto Wendy (University of Queensland), 12月11日 國保良江 (東京新聞論説委員), 12月14日 鈴木洋子 (埼玉大学), 12月17日 新保直美 (筑波大学第一学群人文学類), 平成14年1月7日・8日・10日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 1月8日 根ヶ山多嘉子, 絹川知美 (プリン・マー大学), 1月15日・17日・18日・21~24日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 1月18日 喜連川優 (東京大学生産技術研究所教授), 1月24日 Karen Krogh Fano (University of Copenhagen), 1月28日・31日 Okamoto Wendy (University of Queensland), 1月29日 ゴツイック・マーレン (ボン大学日本文化研究所), 佐藤案 (お茶の水女子大学附属中学校), 1月29日~31日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 2月1日 Andrea Germer (ドイツ日本研究

所研究員), 2月1日・7日・8日・12日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 2月13日 松前もゆる (東京大学大学院), 2月19日 Deborah Solomon (日本研究センター), 2月19日・20日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 2月22日 永田英明 (東北大学史料館), 2月28日・3月5日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学), 3月6日 李恩姬 (学芸大学大学院), 3月15日 本山央子 (立教大学), 3月13日・18日・26日 Phoebe Stella Holdgrün (ゲッティンゲン大学)

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』

編集方針

1. 本年報に論文、研究ノート、研究動向紹介（研究文献目録等を含む）、書評、ジェンダー研究センターの事業に関する報告（研究プロジェクト報告、夜間セミナー報告等を含む）、彙報の各欄を設ける。
2. 本年報の掲載論文は、投稿論文と依頼論文から成る。
3. 投稿論文は、投稿規程第4条により、査読の上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
 - 3-1 投稿論文1本に対して査読は2名以上で行うこととする。
 - 3-2 査読者は、原則として、編集委員会のメンバー、また必要に応じて学内外の専門分野の研究者から選定する。投稿論文執筆者が本学大学院生である場合にはその指導教官を査読者に加える。
 - 3-3 投稿論文には番号を付し、執筆者名は伏せた状態で査読を行う。
 - 3-4 査読結果は共通の査読評価用紙を用い、定められた基準により評価する。
 - 3-5 掲載決定日を本文末に記す。
4. 依頼論文、ならびにジェンダー研究センターの事業に関する報告は、編集委員会で閲読し、必要に応じて専門分野の研究者の助言を求めた上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
5. ジェンダー研究センターの事業に関する報告のうち、編集委員会が論文として掲載することが適当であると判断した場合には、投稿論文に準じて査読を行った上、論文として掲載することがある。
6. その他各号の枚数、部数、企画等、年報の編集に関する諸事項は、編集委員会が検討の上、決定する。
7. 『ジェンダー研究』に掲載された内容は全てジェンダー研究センターのホームページ上で公開される。
8. 投稿論文や研究ノート等には、英文要約を添付する。200words以内とする。
9. 投稿論文や研究ノート等には、その内容を的確に表わすキーワードをつける。5ワード以内とする。
10. 翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

投稿規程

1. 『ジェンダー研究』の内容は、女性文化、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
2. 投稿者は、原則として、本学教職員・大学院生・研究生・卒業生、および本センターの活動に関係の深い研究者（本センター研究会の報告者など）とする。
3. 投稿する原稿は未発表の初出原稿とする。
4. 投稿原稿は完成原稿とし、編集委員会がレフェリーによる審査の上、採否を決定する。
5. 投稿申し込みをした後で投稿を辞退する場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
6. 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表その他が多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
7. 掲載原稿は、抜き刷りを30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
8. 原稿執筆における使用言語は原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。

9. 日本語については当用漢字とし、現代仮名づかいを用いる。なお、引用文等に関して旧漢字、旧仮名遣い等の問題が生じる場合には、前もって申し出ること。
10. 図・表・写真および特殊な文字・記号の使用については編集委員会に相談すること。
11. 原則として原稿はワードプロセッサで入力し、原稿を印刷したもの2部とフロッピーディスクを提出すること。
12. フロッピーは、3.5インチのディスクを使用し、ラベルに氏名、論文題目、使用機種名およびソフト名を記入して提出する。本文、引用文、参考文献、注の部分をMS-DOSまたはTXTで読み込める形式で入力する（MS-DOSまたはTXTに変換できない機種を使用の場合は編集委員会に相談する）。
13. 図・表はワードプロセッサによる入力ではなく、手書きでよい。ただし、ワードプロセッサで入力する場合は同一フロッピーに別文書として入力する（MS-DOSまたはTXTに変換しないこと）。
14. 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める『ジェンダー研究』書式>に従う。
15. 翻訳の投稿に関しては、投稿者が原著者から翻訳許可の手続きを行い、許可取得後に投稿する。そのさいの費用に関しては投稿者が負担する。

『ジェンダー』研究 第5号 訂正

裏表紙 (Contents)

×Book Review of KAMOTO Itsuko Seo Aki

→○Book Review of KAMOTO Itsuko Seo Akwi

編集後記

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』第6号が、無事、刊行の運びとなった。今号から、当センターの専任教官として、新たに河野貴代美教授が編集委員に加わっている。執筆者をはじめ、査読者らほか関係各位に感謝を申し上げたい。

本号では依頼論文として、海外から、オーストラリア・カーティン工科大学のヴェラ・マッキー教授、オランダ・ライデン大学のカルラ・リッセウ教授にご寄稿いただいた。それぞれ、2002（平成13）年度から2003（平成14）年度にかけて、当ジェンダー研究センターに外国人客員教授としてお招きした先生方である。

ジェンダー研究センターでは、こうした客員教授らによる講義を広く学内・学外に門戸を開くよう努めている。寄稿論文は、その一連の講義（「夜間セミナー」と呼ばれる）を通じて、参加者らの熱気を受けて思考された具体的な成果と呼ぶこともできるだろう。「夜間セミナー」や公開講演会にご参加いただいた方々には、当時の熱気を思い起こしつつ、知見を深めるべくお読みいただければ幸いである。

また寄稿論文としては、CMにおけるジェンダーを長期的に分析した、本編集委員のおひとりである坂元章助教授らによる共同論文を掲載することができ、投稿論文としては、政策と制度的現状を考察するものから、歴史的事象を通じて今日的な問題——ここでは、日本統治下台湾における植民地主義や大正期日本でのジェンダー概念の成立——の再考を促す二篇の、計三本の投稿論文が掲載されることになった。

翻訳には、開発とジェンダーを論じるうえでひとつの古典とも言える、モリニューのニカラグア革命を題材とした論文がここに初めて日本語として紹介される機会を得た。開発学にとどまらず、ジェンダー研究に携わる者に、広くこの論考が眼に留まることを願いたい。そして図書紹介では、編者自身による概説を掲載することができた。この機会は偶然の産物とも呼べようが、こうした偶然を呼び込む場として当センターが機能することは、広くジェンダー研究にとっても重要なことであるだろう。

なお、前号の『ジェンダー研究』にご寄稿いただいたアメリカ・ワシントン大学のタニ・バーロウ教授による「夜間セミナー」の記録が、『国際フェミニズムと中国』として、この3月に御茶の水書房より刊行された。ジェンダー研究センター客員教授による研究活動の一端が、人びとに広く知られ、共有される機会になればと願っている。

本号は、これまで数号にわたって編集業務に携わってきた長妻由里子（元研究機関研究員）から、バトンを受けたかたちで編集されている。ジェンダー研究を取り巻く環境は厳しく、当センターの業務は多忙を極める。センターの教官や研究機関研究員による論文執筆が叶わないままであったことは、当人がだれよりも切実に悔しい思いを噛みしめている。ジェンダー研究センターにおける活動を支えているのは、時に犠牲的な態度であることに慄然とさせられるが、こうした状況の改善は、ジェンダー研究の確たる発展とそのための条件の獲得によってしか成し遂げられないのかも知れない。

最後に、今後とも、地道な業績の積み重ねがバトンとして渡っていくことを切に祈りたい。

編集事務局 森本恭代（研究機関研究員）